

閲覧用（持ち帰り不可）

熊本市歴史的風致維持向上計画（素案）

～くまもと歴史まちづくり計画～

## 目次

P1-7	序章	はじめに
P8-69	1章	熊本市の歴史的風致の背景
P70-72	2章冒頭	熊本市の維持・向上すべき歴史的風致
P73-98	2章①	城下町の祭礼等に見る歴史的風致
P99-112	2章②	龍伝説と池辺寺の名残りに見る歴史的風致
P113-130	2章③	松尾町近津・平山の祭礼に見る歴史的風致
P131-152	2章④	六殿神社秋季例大祭に見る歴史的風致
P153-184	2章⑤	港町の祭礼等に見る歴史的風致
P185-201	2章⑥	豊かな湧水に見る歴史的風致
P202-214	2章⑦	託麻新四国八十八ヶ所めぐりに見る歴史的風致
P215-228	2章⑧	「一町一寺」の町の営みに見る歴史的風致
P229-254	3章	歴史的風致の維持及び向上に関する方針
P255-274	4章	重点区域の位置及び区域
P275-285	5章	文化財の保存又は活用に関する事項
P286-312	6章	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項
P313-320	7章	歴史的風致形成建造物の指定の方針
P321-322	8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

## 序章 はじめに

### 1. 計画策定の背景と目的

本市は、まちの中心部にそびえる勇壮な熊本城、清らかな地下水と豊かな緑、良質な農産物など歴史文化と自然の恵みにあふれたまちである。古くから九州各地を結ぶ交通の結節点として発展し、城下町として栄え、戦前は国の出先機関が集積するなど九州の中核をなす拠点都市として発展してきた。

これまで、本市では、「上質な生活都市」を目指すまちの姿として、文化財の保護をはじめ、景観重要建造物等助成事業、城下町の風情を感じられる町並みづくり事業及び川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業等、さまざまな歴史まちづくりに関する取組を市民と協働で行ってきた。

しかし、社会環境の変化に伴い、歴史的価値の高い建造物の維持管理が困難になりつつあり、少子高齢化の進展によって祭礼や伝統行事の担い手が減少していくことで、良好な景観を形成している町並みから熊本らしい歴史的な趣きが失われるおそれがある。

また、平成 28 年（2016）4 月に発生した熊本地震により、本市は多くの被害に見舞われた。文化財をはじめ多くの歴史的建造物が被災し、解体を余儀なくされるなど、これまで守ってきた歴史文化が失われる危機に瀕しており、そのようななか、平成 28 年（2016）10 月に「熊本市震災復興計画」を策定し、市民・地域・行政が心を一つにして復旧・復興に取り組んでいる。

本計画は、こうした本市を取り巻く状況を踏まえながら、平成 20 年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、本市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくために必要な事項を定め、本市がもつ歴史的資源を積極的に活用した、熊本らしいまちづくりの推進ならびに市民（地域）文化の向上を図るため「熊本市歴史的風致維持向上計画」を策定するものである。

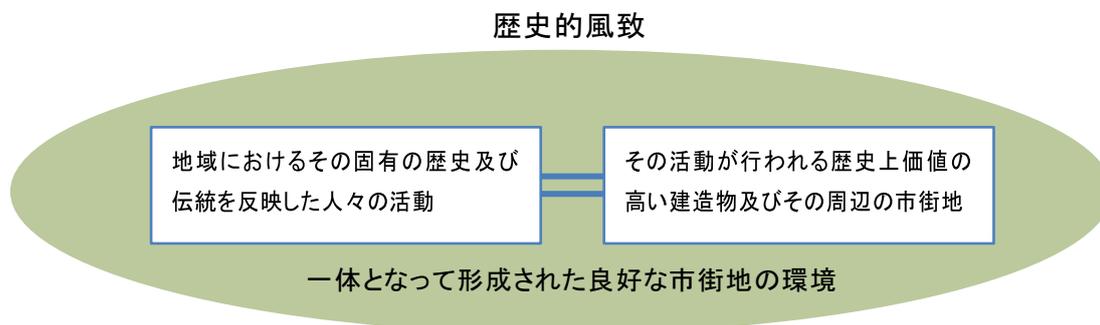


図 歴史的風致の概念図

## 2. 計画期間

本計画の期間は、令和2年（2020）年度から令和11年（2029）年度までの10年間とする。

### 3. 計画策定の体制および経緯

#### (1) 計画策定の体制

本計画は、本市の庁内組織である「熊本市歴史まちづくり庁内調整会議」や「市民ワークショップ」における課題整理、施策・事業案等の検討、および歴史まちづくり法第11条に基づく「熊本市歴史まちづくり協議会」における計画案の検討、並びにパブリック・コメントによる市民意見の募集等を経て策定された。

#### ア 熊本市歴史まちづくり庁内調整会議

本計画の策定に向けて、課題の整理、施策・事業の検討を目的に、平成30年(2018)2月16日に「熊本市歴史まちづくり庁内調整会議」を設置し、庁内の連絡調整を行った。

#### ■熊本市歴史まちづくり庁内調整会議の構成

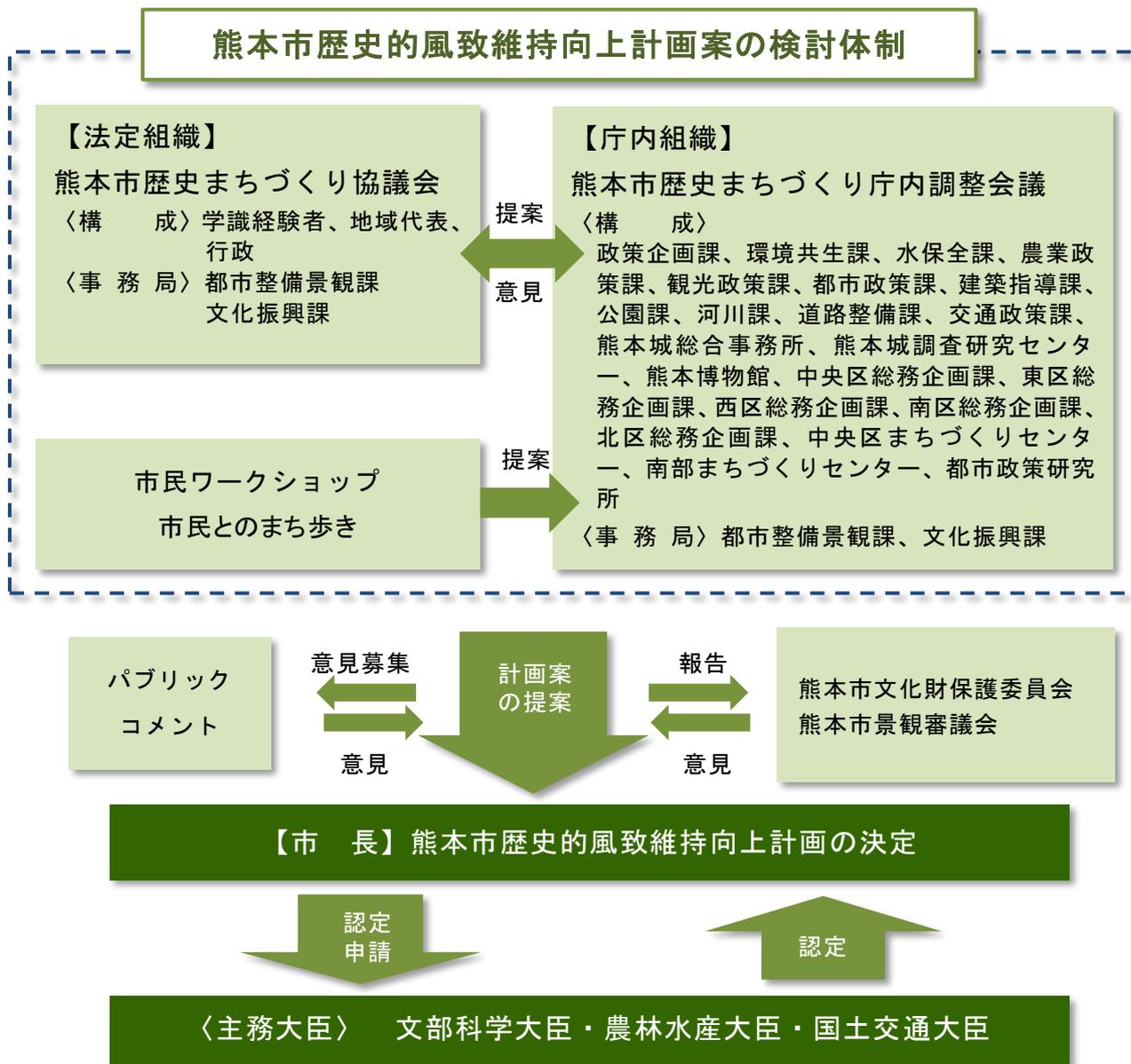
政策企画課、環境共生課、水保全課、農業政策課、観光政策課、都市政策課、建築指導課、公園課、河川課、道路整備課、交通政策課、熊本城総合事務所、熊本城調査研究センター、熊本博物館、中央区役所総務企画課、東区役所総務企画課、西区役所総務企画課、南区役所総務企画課、北区役所総務企画課、中央区まちづくりセンター、南部まちづくりセンター、都市政策研究所、都市整備景観課(事務局)、文化振興課(事務局)

## イ 熊本市歴史まちづくり協議会

熊本市歴史的風致維持向上計画の策定および変更に関する協議並びに推進に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第11条に基づく「熊本市歴史まちづくり協議会」を平成30年（2018）8月21日に設置し、計画案の検討及び連絡調整を行った。

### ■熊本市歴史まちづくり協議会の構成

区分	氏名	役職
学識経験者	猪飼 隆明	大阪大学名誉教授
	伊東 龍一	熊本大学大学院教授（大学院先端科学研究部環境科学部門建築史・都市計画）
	大森 洋子	久留米工業大学教授（工学部建築・設備工学科）
	田中 尚人	熊本大学准教授（熊本創生推進機構地域連携部門・大学院先端科学研究部（併任））
	鄭 一止	熊本県立大学准教授（環境共生学部居住環境学科）
地域	宮本 茂史	一新校区代表
	上村 元三	五福校区代表
	吉村 圭四郎	川尻校区代表
行政		熊本県教育庁教育総務局文化課長
事務局		都市建設局都市政策部 都市整備景観課 経済観光局文化・スポーツ交流部 文化振興課
オブザーバー		国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課長



熊本市歴史的風致維持向上計画の策定体制図

## (2) 計画策定の経緯

本計画の策定経緯は以下のとおりである。

### 計画策定の経緯

開催日	会議等	内容等
平成30年(2018) 2月16日(金)	第1回熊本市歴史まちづくり庁内調整会議	・歴史的風致維持向上計画の概要説明 ・作成スケジュール ・熊本市において想定される歴史的風致や事業の案等
平成30年(2018) 7月27日(金)	第2回熊本市歴史まちづくり庁内調整会議	・経過報告 ・歴史的風致維持向上に寄与する事業の抽出について
平成30年(2018) 8月21日(火)	第1回熊本市歴史まちづくり協議会	・歴史的風致維持向上計画の概要説明 ・作成スケジュール ・熊本市において想定される歴史的風致や事業の案等
平成30年(2018) 11月26日(月)	第3回熊本市歴史まちづくり庁内調整会議	・経過報告 ・歴史的風致維持向上の課題と方針 ・課題、方針に即した事業について
平成30年(2018) 12月5日(水)	第2回熊本市歴史まちづくり協議会	・歴史的風致の維持及び向上に関する課題、方針、事業 ・重点区域の位置及び範囲等
平成30年(2018) 12月12日(水)	第1回川尻地区ワークショップ	・歴史的風致の概要説明 ・地区の現状や課題について等
平成30年(2018) 12月13日(木)	第1回城下町地区ワークショップ	
平成30年(2018) 1月22日(火)	第2回川尻地区ワークショップ	・歴史まちづくりに係る主な課題への対応策検討 ・地区住民主体で取り組める活動について等
平成30年(2018) 1月23日(水)	第2回城下町地区ワークショップ	
平成31年(2019) 3月1日(金)	第4回熊本市歴史まちづくり庁内調整会議	・経過報告 ・課題、方針に即した事業について ・文化財の保存、活用について ・歴史的風致形成建造物について
令和元年(2019) 6月26日(水)	城下町地区まち歩き	・地区の現状や課題の共有等
令和元年(2019) 6月27日(木)	川尻地区まち歩き	・地区の現状や課題の共有等
令和元年(2019) 11月18日(月)	第3回熊本市歴史まちづくり協議会	・文化財の保存活用 ・歴史的風致の維持及び向上に関する

		課題、方針、事業 ・歴史的風致形成建造物の指定 等
	熊本市文化財保護 委員会	
	パブリック・コメント	
	認定申請	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交 通大臣に対し、熊本市歴史的風致維持 向上計画の認定申請
	認定日	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交 通大臣から、熊本市歴史的風致維持向 上計画の認定

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

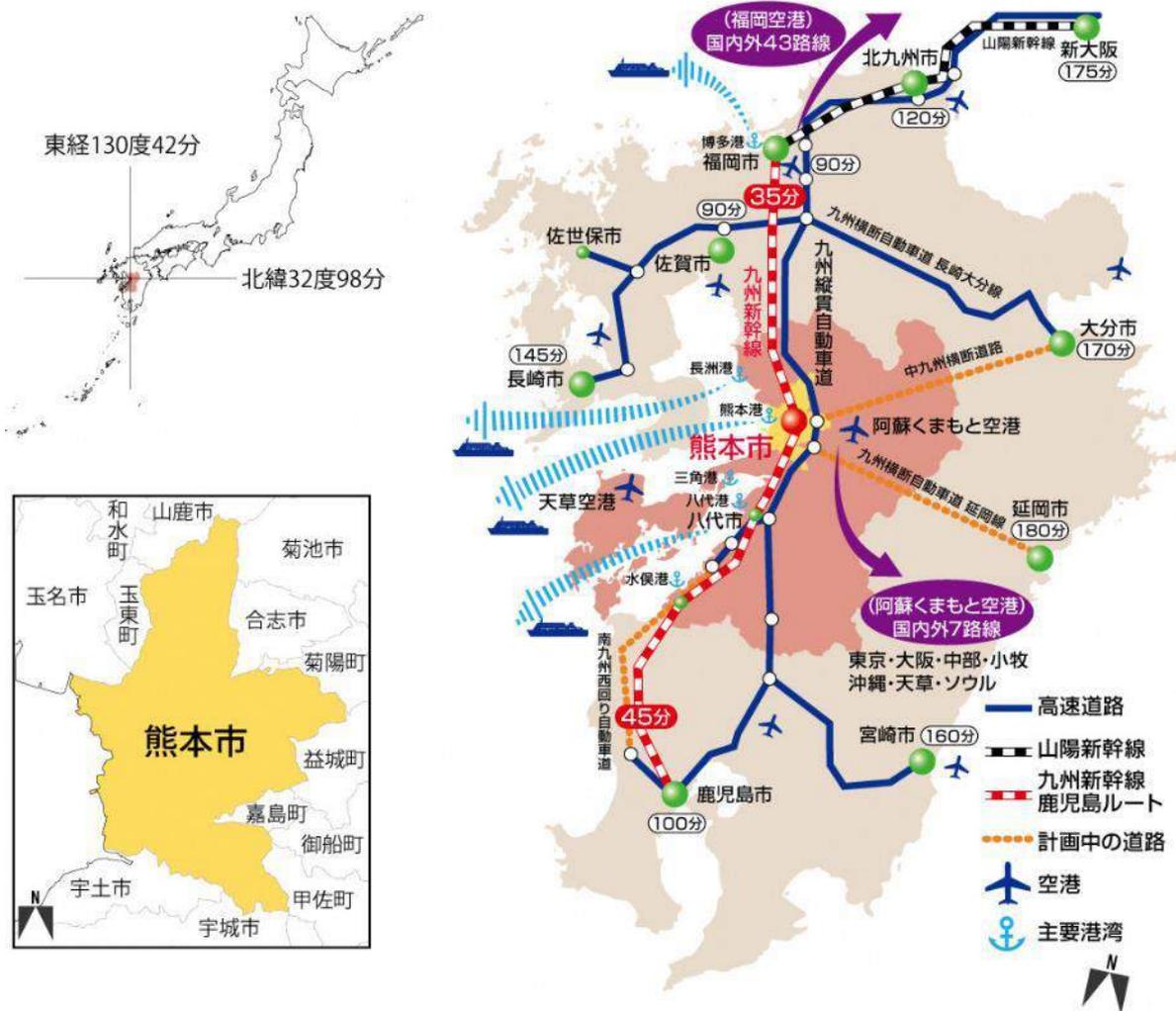
### 1. 自然的環境

#### (1) 位置

本市は、九州の中央、熊本県の西北部、東経130度42分・北緯32度48分に位置し、市域の直線距離は東西約24.37km、南北約35.55kmに及び、面積は390.32km<sup>2</sup>の広さを有している。

本市に隣接する市町は12あり、<sup>たまな</sup>玉名市、<sup>ぎよくとうまち</sup>玉東町、<sup>やまが</sup>山鹿市、<sup>きくち</sup>菊池市、<sup>こうし</sup>合志市、<sup>きくようまち</sup>菊陽町、<sup>ましきまち</sup>益城町、<sup>かしまち</sup>嘉島町、<sup>みふねまち</sup>御船町、<sup>こうさまち</sup>甲佐町、<sup>うき</sup>宇城市、<sup>うと</sup>宇土市がある。

九州各県へ通じる高速道路や一般道、九州新幹線などの広域交通の要衝であるとともに、九州の中核をなす政令指定都市であり、九州各拠点都市をつなぐ連携の要として重要な役割を担っている。

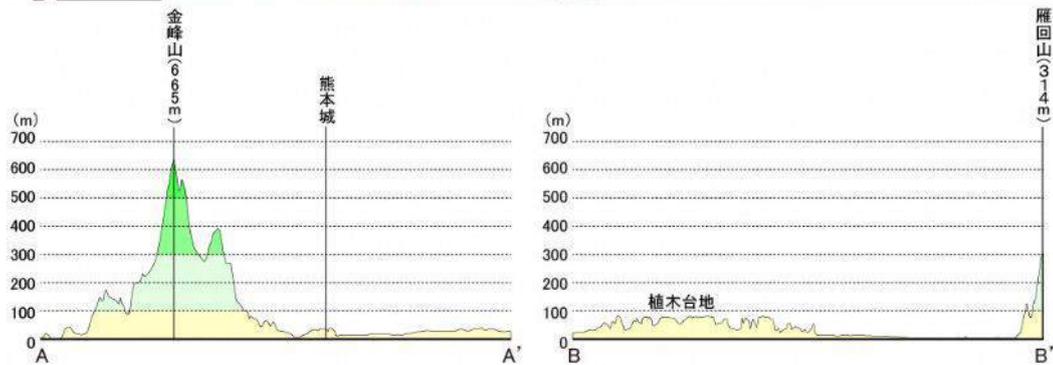
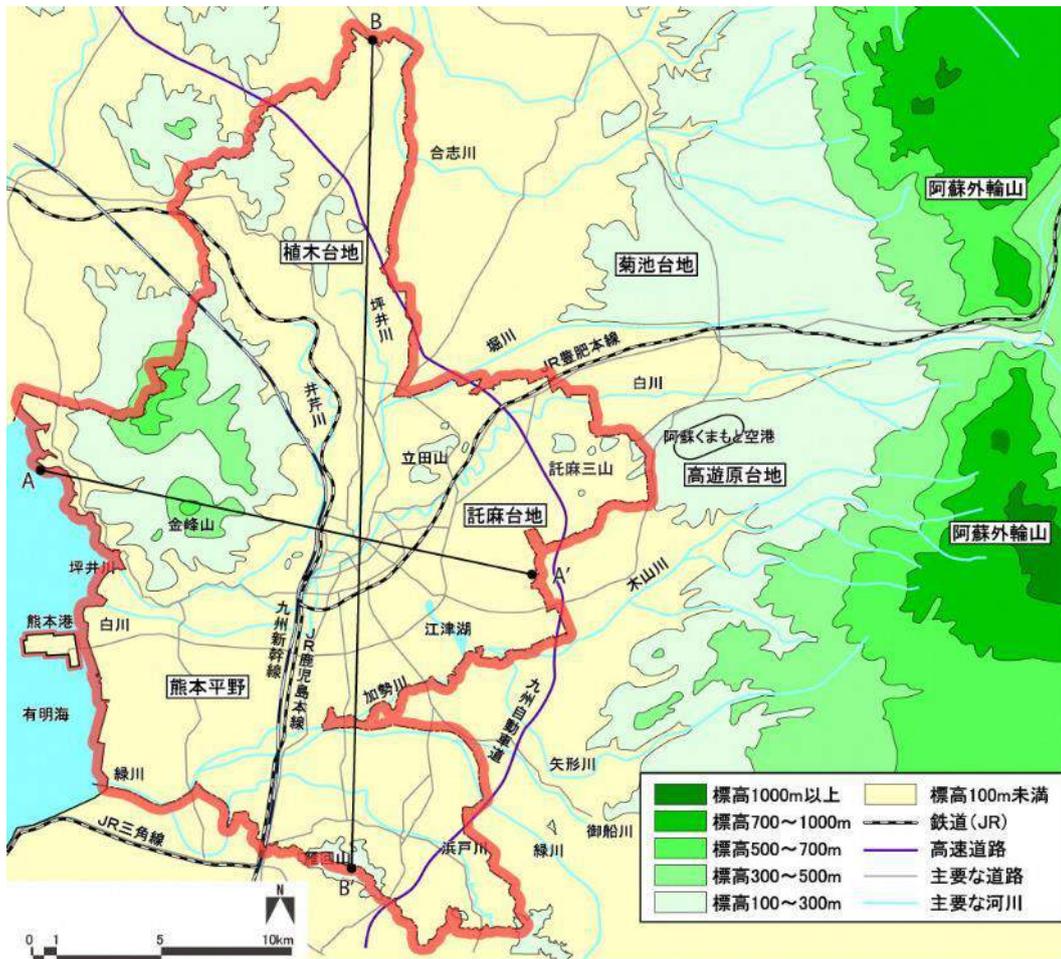


熊本市の位置

(2) 地形・地質・水質

① 地形

本市は、阿蘇外輪山<sup>がいりんざん</sup>と金峰山系<sup>きんぽう</sup>との接合地帯の上に位置し、西部と北部、東部にかけて金峰山<sup>たつだやま</sup>、立田山<sup>たつまさんざん</sup>、託麻三山など緑豊かな山や丘陵地帯が続いている。南部は白川の三角州で形成された平野が広がっており、田園地帯が市街地を囲んでいる。西部は日本一大きな干満差と言われる有明海に面し、干潟など特徴のある自然環境と広大な平野が広がっている。

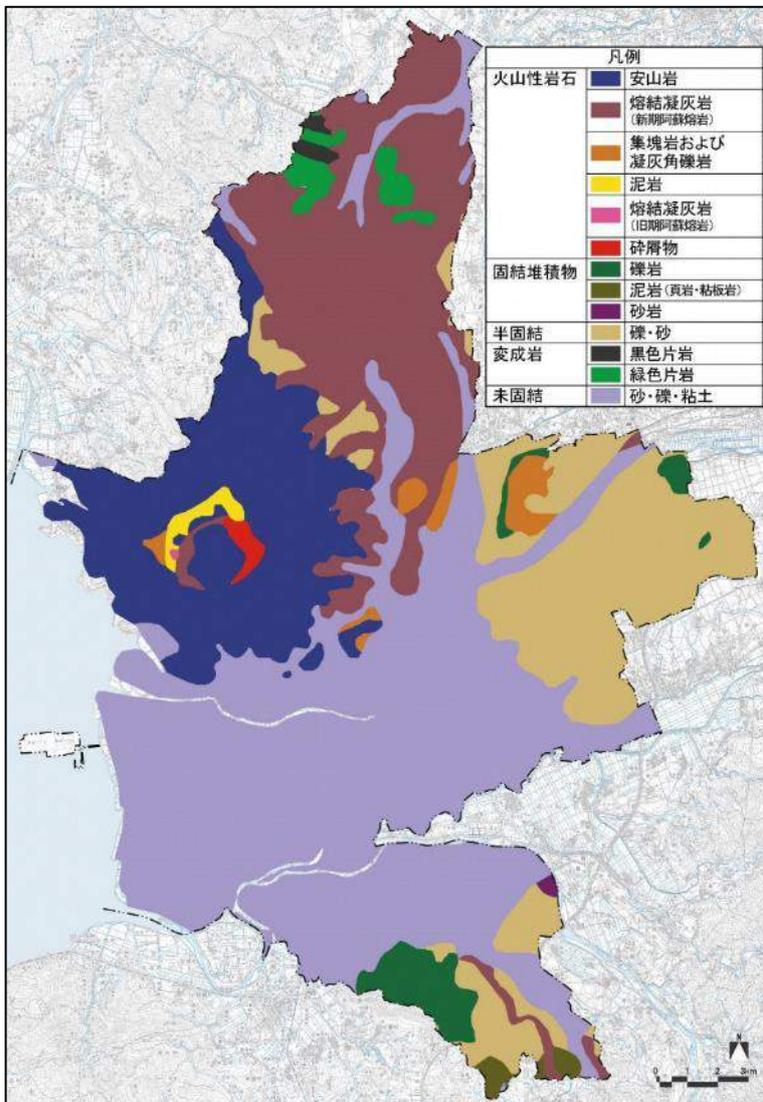


標高断面図

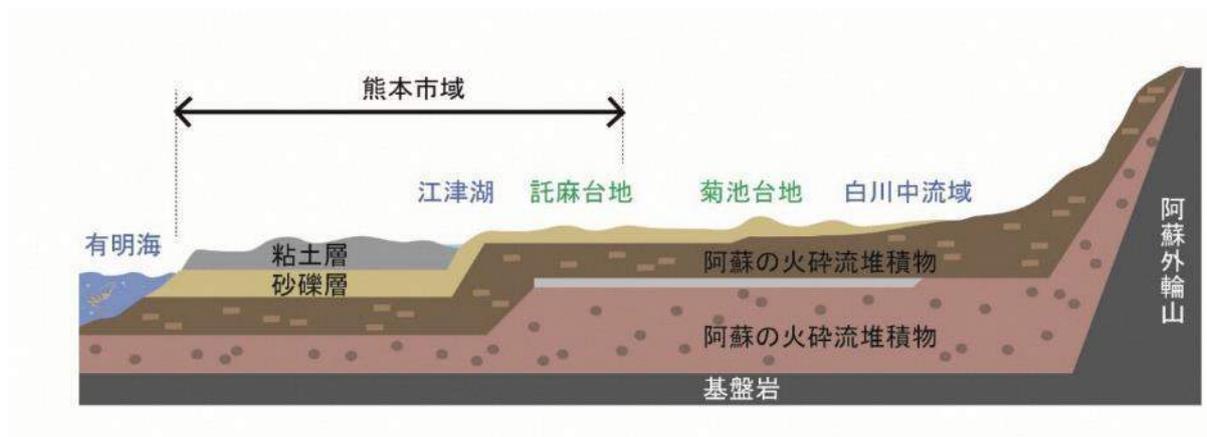
②地質

表層地質（地表近くの主な岩石や地層）は、金峰山塊は安山岩からなり、北部の台地は凝灰岩、東部の台地は砂礫層からなる。有明海に面し山地と台地で縁どられた広大な熊本平野は、砂・礫・粘土からなる。

また、これらの台地は、阿蘇火山の噴火により噴出された透水性の高い阿蘇火砕流堆積物や砂礫層が広く分布している。



表層地質図



地質のイメージ

③水質

河川は、阿蘇山系に源を発する白川と緑川、市北部に流れを発する坪井川と井芹川が市街を貫流し、有明海に注いでいる。水前寺や江津湖に発する流れは加勢川に合流し、市南部の田園地帯の灌漑用水として利用されている。



河川

<コラム1>

**世界に誇る地下水都市**

阿蘇外輪山の西側から連なる面積約 1,000 k m<sup>2</sup>の熊本地域（P13 図参照）の大地には、本市を含む 11 市町村があり、水道水源がほぼすべて地下水で賄<sup>まかな</sup>われている。人口 74 万人である本市の水道水が 100%地下水で賄<sup>まかな</sup>われていることは、人口 50 万人以上の都市として日本唯一であり、世界に誇る稀少な都市といえる。

**上水道水源の全てを地下水で賄う事業体**

順位	都道府県	自治体名	行政人口 (人)	年間給水量 (m <sup>3</sup> )	一日平均給 水量 (m <sup>3</sup> )	主な水源
1	熊本県	熊本市	739,015	79,341,000	217,400	深井戸水
2	岐阜県	岐阜市	408,116	52,307,000	143,300	深井戸水
3	静岡県	富士市	233,941	30,679,000	84,100	深井戸水
4	鳥取県	米子市	188,225	22,903,000	62,700	浅井戸水
5	宮崎県	都城市	165,075	18,242,000	50,000	深井戸水

資料：第2次熊本市都市マスタープラン

※社）日本水道協会発行の『平成 26 年度 水道統計』の数値を元に熊本市上下水道局にて集計

**○阿蘇の自然システム**

熊本地域は、阿蘇山の火砕流が厚く降り積もってできた大地であり、100m 以上の厚さの地層が広く分布している。その地層は隙間に富み、水が浸透しやすい特徴があることから、熊本地域に降った雨は地下水になりやすく、地下に豊富で良質な水を蓄えることができる。

**○加藤<sup>かとうきよまさ</sup>清正の治水**

豊かで良質な水は、先人たちの工夫や努力によって現代まで守られてきた。熊本城を築いた加藤清正は土木の神様と呼ばれ、治水、利水に力を発揮した。清正は、白川中流域の水田（大津町・菊陽町など）に堰<sup>せき</sup>や用水路を築き、大規模な水田開発を行った。この水田開発は、その後も加藤家や細川家に受け継がれた。白川中流域の水田は、特に水が浸透しやすく、通常の約 5 倍～10 倍も水が浸透するため、地元では「ザル田」と呼ばれている。水が浸透しやすい性質の土地に水田を開いていったことから、大量の水が地下に浸透し、ますます地下水が豊富になった。

こうして、世界有数のカルデラ・阿蘇がもたらした大地と、清正はじめ先人の遺業が組み合わさったことにより、熊本市民は、豊富で良質な地下水の恩恵を受けることができるのである。

しかし、宅地の郊外への拡散による農地の減少など、その涵養域（地下水を染み込ませ蓄えておける場所）が失われてきたことにより、地下水位は長期的には低下傾向にある。そのため、熊本地域で地下水を守り伝えていくことが不可欠であり、市町村の枠を越えて地下水保全の取組を行っている。その取組が世界で高く評価され、平成25年（2013）に「国連“生命の水”最優秀賞」（国連事務局）を受賞した。

また、白川流域の水田開発にあたり築造された堰や用水路（白川流域かんがい用水群）についても各地域で保全と利活用が進められており、平成30年（2018）には世界かんがい施設遺産として登録を受けている。



地下水システム



熊本地域の地下水の流れ

<コラム2>

**熊本水遺産**

本市の水にかかわる自然、歴史、風習、人物、芸術など、有形または無形の資源を熊本水遺産として登録、顕彰する制度であり、本市の水資源について保全の機運を高めるとともに、その魅力を内外に発信し、本市の水に感謝し守る価値観や生活文化を後世に継承していくことを目的に実施している。

市民等からの公募、事務局である環境局環境推進部水保全課の推薦により行われており、有識者及び公募市民から構成される熊本水遺産委員会の意見を踏まえ、現在 92 件を登録している。(平成 31 年 (2019) 3 月現在)

種別	件数	種別	件数	種別	件数
水道・水循環	3	土木・建設物	12	地名	3
湧水・川	41	祭り・信仰・風習	7	人物	2
庭園	8	伝統文化・芸術・民話伝承	5	生態系	2
井戸	4	食・産業	5		

**【熊本水遺産の例】**

**3. 健軍水源地**

健軍水源地は市全体の水道水の 1/4 を賄う熊本市最大の水源地であり、自噴する井戸は市内水源地のうちここだけである。豊かで清冽な本市の水道水を象徴する施設である。

[場所] 熊本市東区水源 1 丁目



健軍水源地 (自噴する井戸)

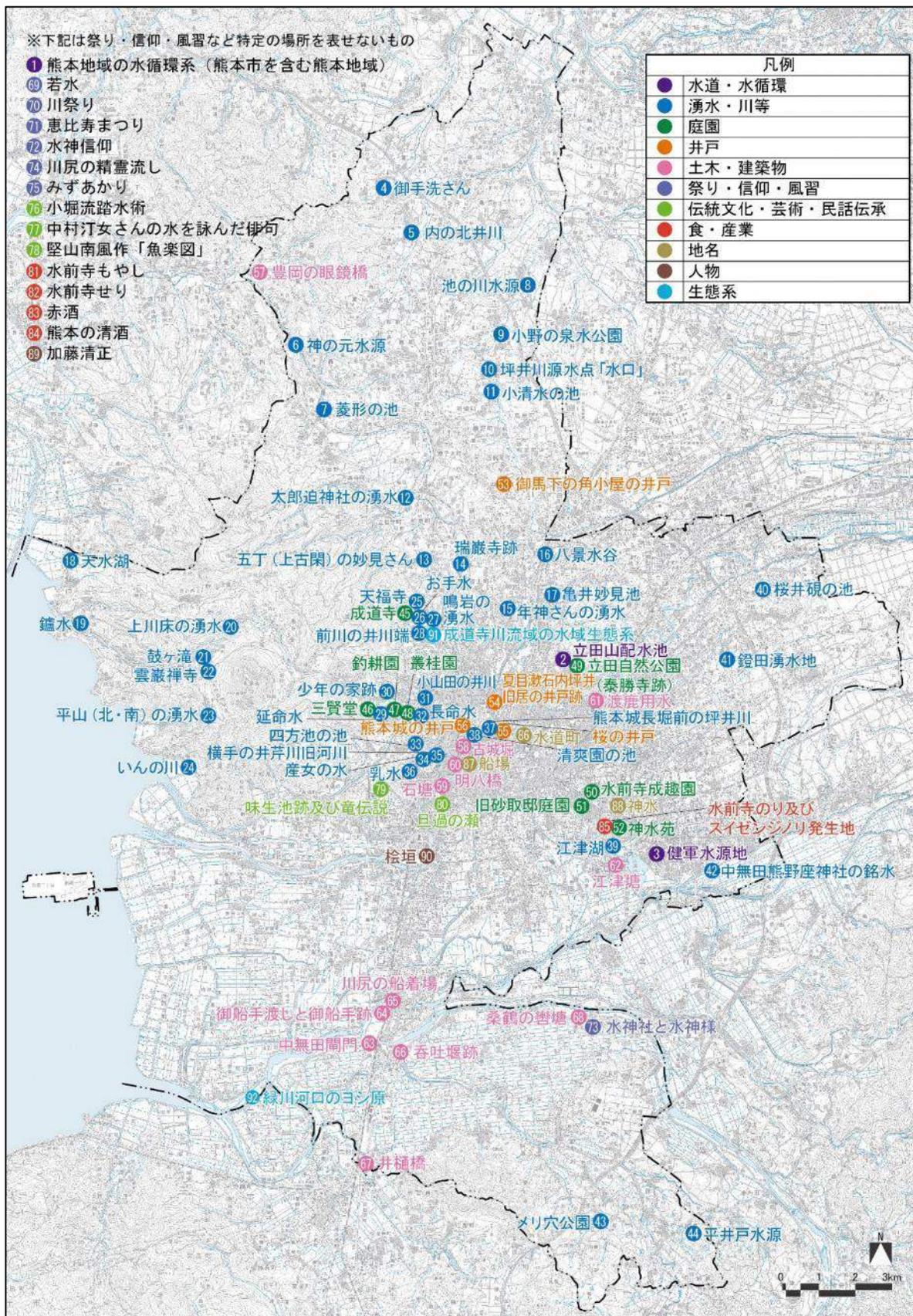
**18. 天水湖**

明治 5 年 (1872)、明治天皇の熊本行幸のとき献上された水で、この水を「天長水」、湧水池を「天水湖」と呼ぶようになったという。由緒ある湧水である。

[場所] 熊本市西区河内町白浜



天水湖



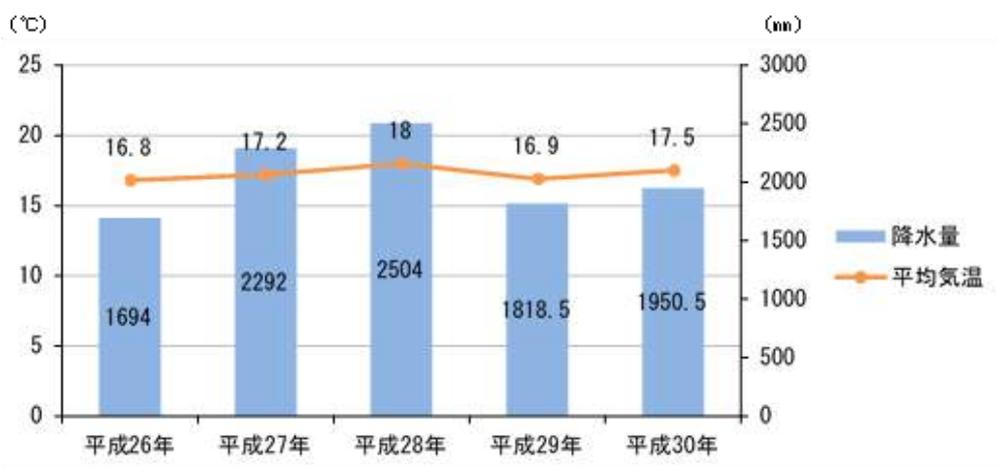
熊本水遺産分布図（平成31年3月現在）

※スイゼンジノリ＝学名 水前寺のり＝食用としての名称

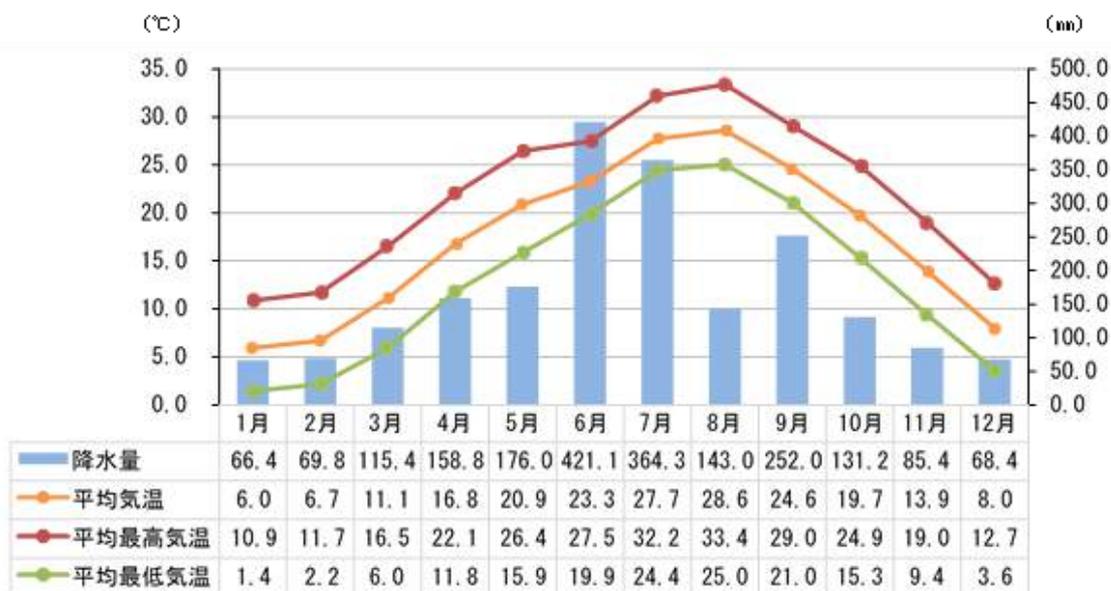
(3) 気候

本市の気候は、有明海との間に金峰山系が連なるため、内陸盆地的気象条件※であり、平成26（2014）から平成30年（2018）の平均気温は17.3℃、冬場1月の平均最低気温は1.4℃、夏場8月の平均最高気温は33.4℃を記録するなど、冬と夏の気温差が大きいことや日中の寒暖の差も大きいことが特徴である。

過去5年の平均降水量は2,057mmである。



過去5年間の平均気温と降水量



過去5年間の月別平均気温、降水量

資料：熊本市統計書（平成26・27・28・29・30年度版）

※ 海岸部に比べて気温の変動幅（1日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差）が大きく、湿度が一般に低い、山間部では降水量が多くなるのが特徴。

## 2. 社会的環境

### (1) 市の変遷

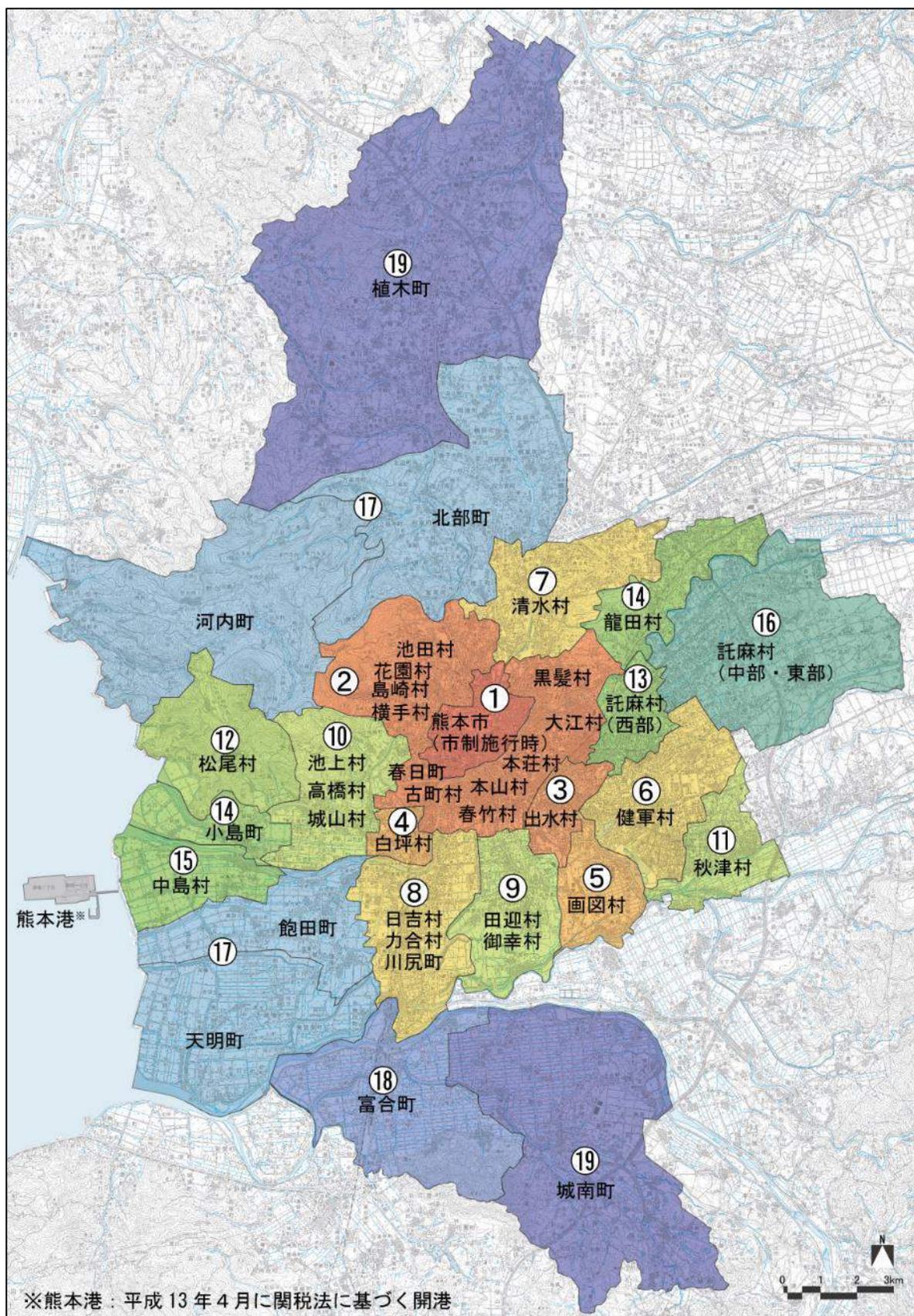
本市は、明治21年（1888）の市制・町村制施行に伴い、明治22年（1889）4月1日に全国31の市の一つとして発足し、大正期と昭和期に飽託郡ほうたくの町村との合併を繰り返して発展してきた。

平成20年10月6日に下益城郡しもましき富合町とみあいまちと合併、平成22年3月23日に下益城郡じょうなんまち城南町かもと及び鹿本郡うえきまち植木町と合併し、平成24年（2012）4月1日に全国で20番目の政令指定都市へと移行することになった。

合併変遷表

	合併年月日	合併町村
①	明治22年4月1日	熊本市発足
②	大正10年6月1日	春日町、黒髪村、池田村、花園村、島崎村、横手村、古町村、本荘村、春竹村、大江村、本山村
③	大正14年4月1日	出水村
④	昭和6年6月1日	白坪村
⑤	昭和7年12月15日	画図村
⑥	昭和11年10月1日	健軍村
⑦	昭和14年8月1日	清水村
⑧	昭和15年12月1日	川尻町、日吉村、力合村
⑨	昭和28年4月1日	田迎村、御幸村
⑩	昭和28年7月1日	高橋村、池上村、城山村
⑪	昭和29年10月1日	秋津村
⑫	昭和30年4月1日	松尾村
⑬	昭和31年4月1日	託麻村の一部
⑭	昭和32年1月1日	小島町、龍田村
⑮	昭和33年4月1日	中島村
⑯	昭和45年11月1日	託麻村
⑰	平成3年2月1日	北部町、河内町、飽田町、天明町
⑱	平成20年10月6日	富合町
⑲	平成22年3月23日	植木町、城南町

第1章 熊本市の歴史的風致の背景



熊本市の変遷

(2) 土地利用

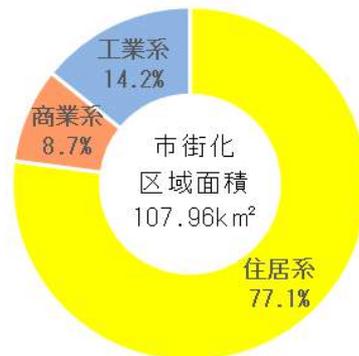
地目別の利用状況は、宅地が約22%、田畑が合わせて約34%となっている。

平成30年10月時点、面積390.32k㎡のうち、約354k㎡(約91%)を都市計画区域に指定している。そのうち約108k㎡(約30%)を市街化区域、約246k㎡(約70%)を市街化調整区域に指定している。

市街化区域のうち用途地域の割合は約77%が住居系、約9%が商業系、約14%が工業系となっている。

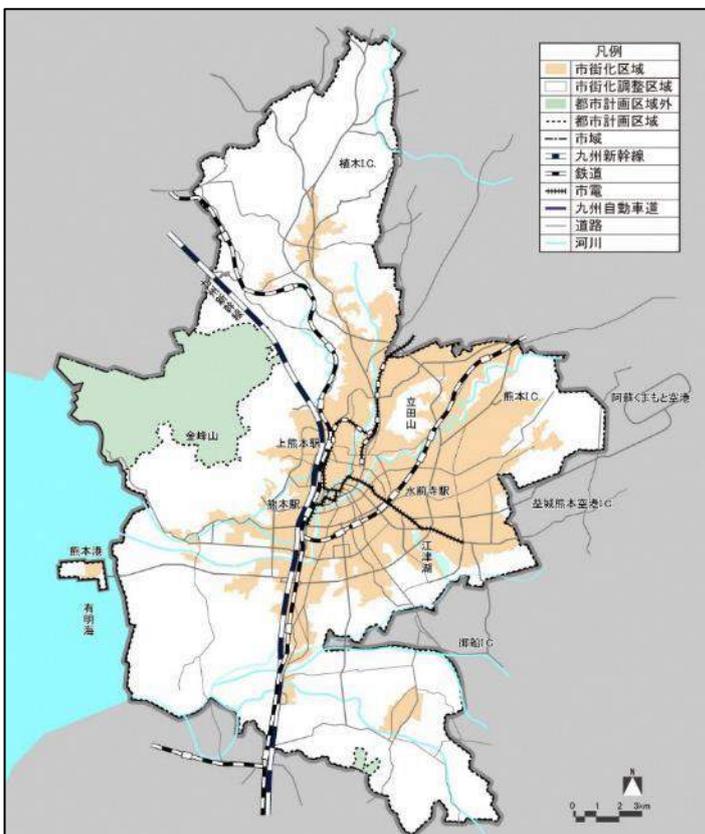


地目別面積  
(平成30年10月1日現在)



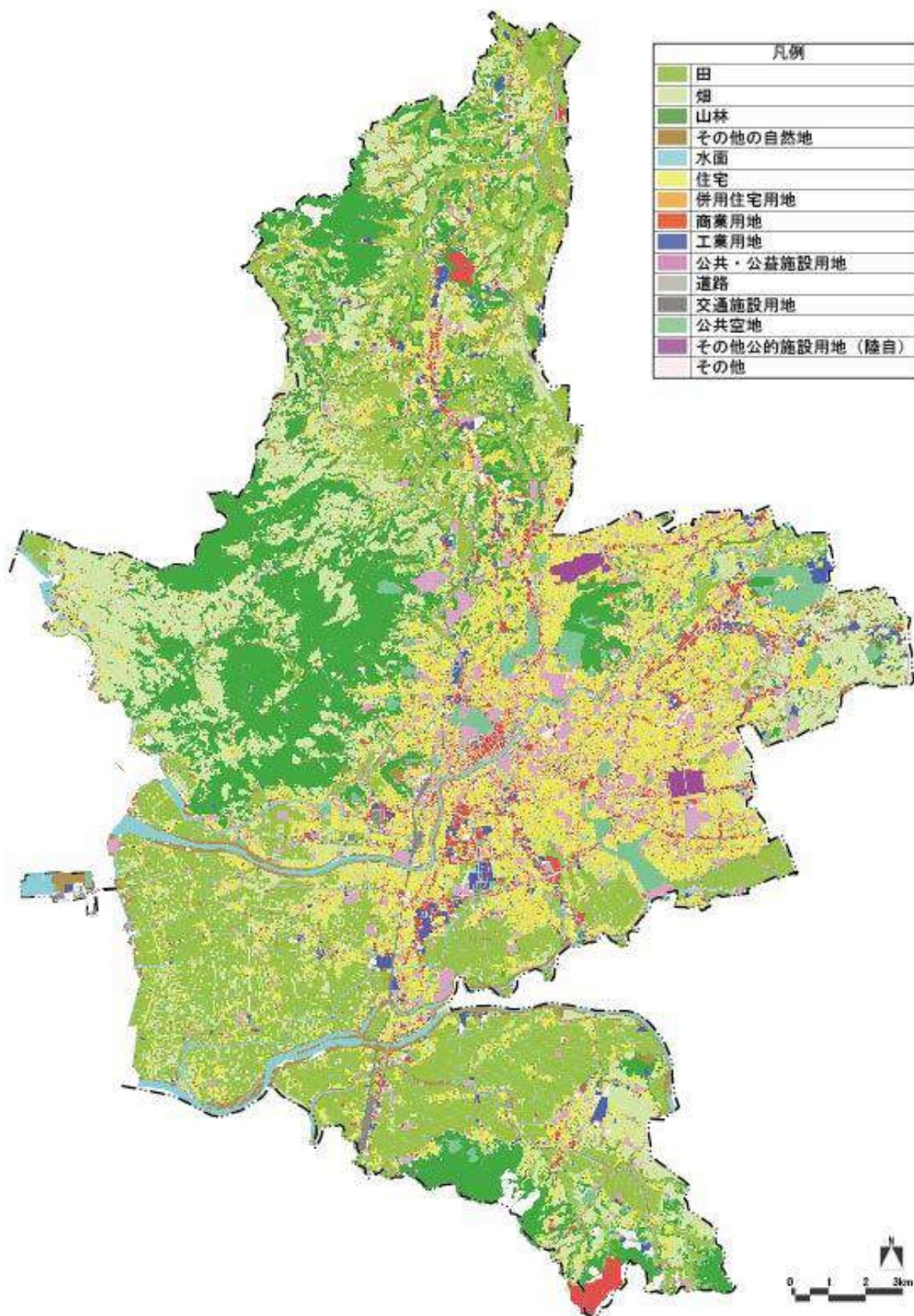
市街化区域面積の内訳  
(平成30年10月1日現在)

資料：熊本市統計書(平成30年度版)



熊本市の都市計画区域

第1章 熊本市の歴史的風致の背景



土地利用

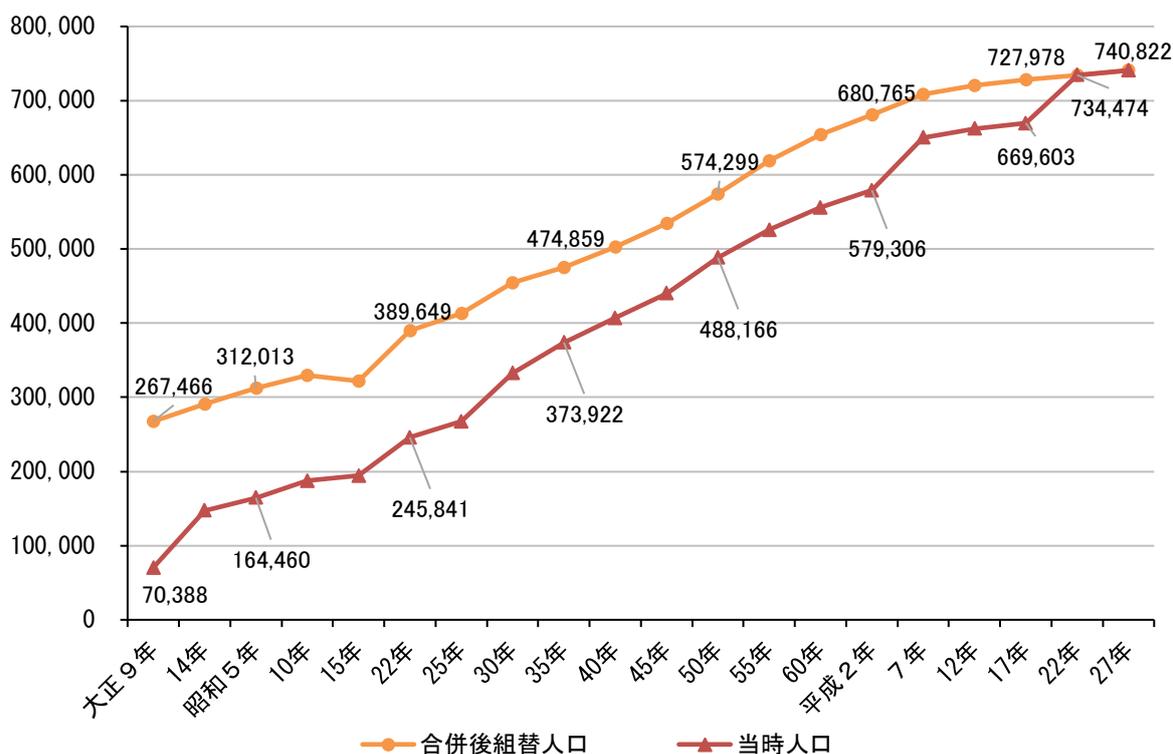
資料：平成24年都市計画基礎調査

(3) 人口動態

市制が施行された明治22年（1889）当時に42,725人であった人口は、その後、数次にわたる合併に伴う市域の拡大や都市化の進展により増加し、昭和55年（1977）には50万人を超えた。平成3年（1991）2月1日には飽託郡4町との合併により627,568人となり、当時は、全国順位で15位の人口規模となった。

平成17年（2005）の国勢調査では、本市の人口は669,603人で、全国順位は20位となったが、平成20年10月の富合町との合併、平成22年3月の植木町・城南町との合併により、平成22年の人口は734,474人と全国順位で18位に浮上し、平成24年4月に九州で3番目に政令指定都市へ移行した。

平成27年の人口は740,822人、世帯数は315,456世帯となっている。



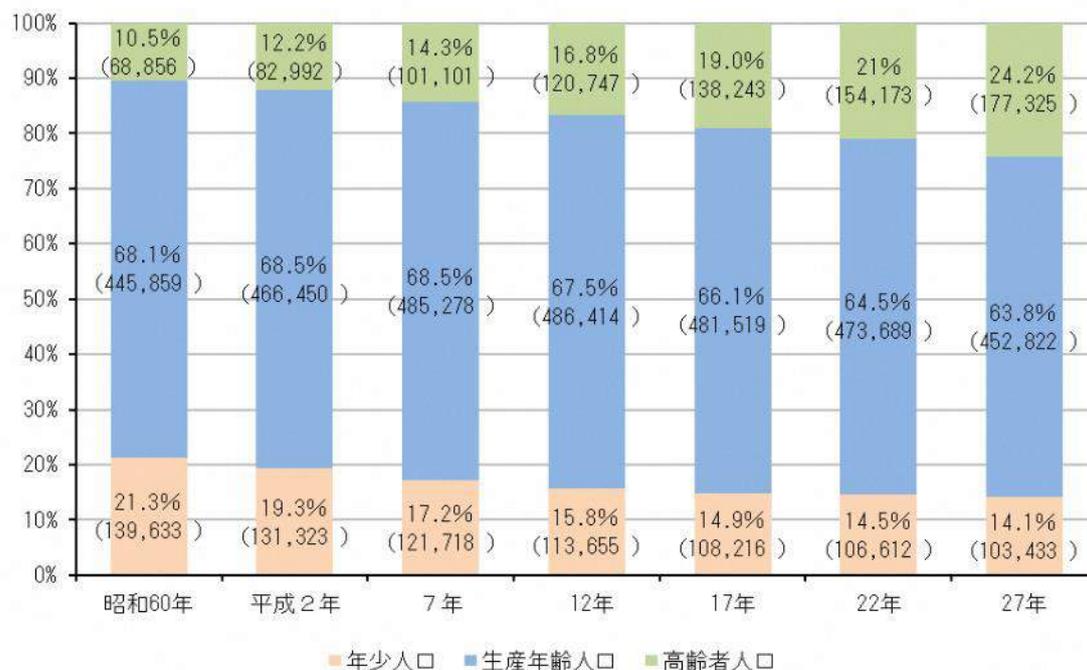
総人口の推移

※合併後組替人口は国勢調査人口を可能な限り現在の市域に組み替えたものである。

資料：熊本市人口ビジョン、平成27年国勢調査

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

平成27年（2015）の年齢別人口は、年少人口（0～14歳）が14.1%（103,433人）、生産年齢人口（15～64歳）が63.8%（452,822人）、高齢者人口（65歳以上）が24.2%（177,325人）であり、少子高齢化が急速に進展している。



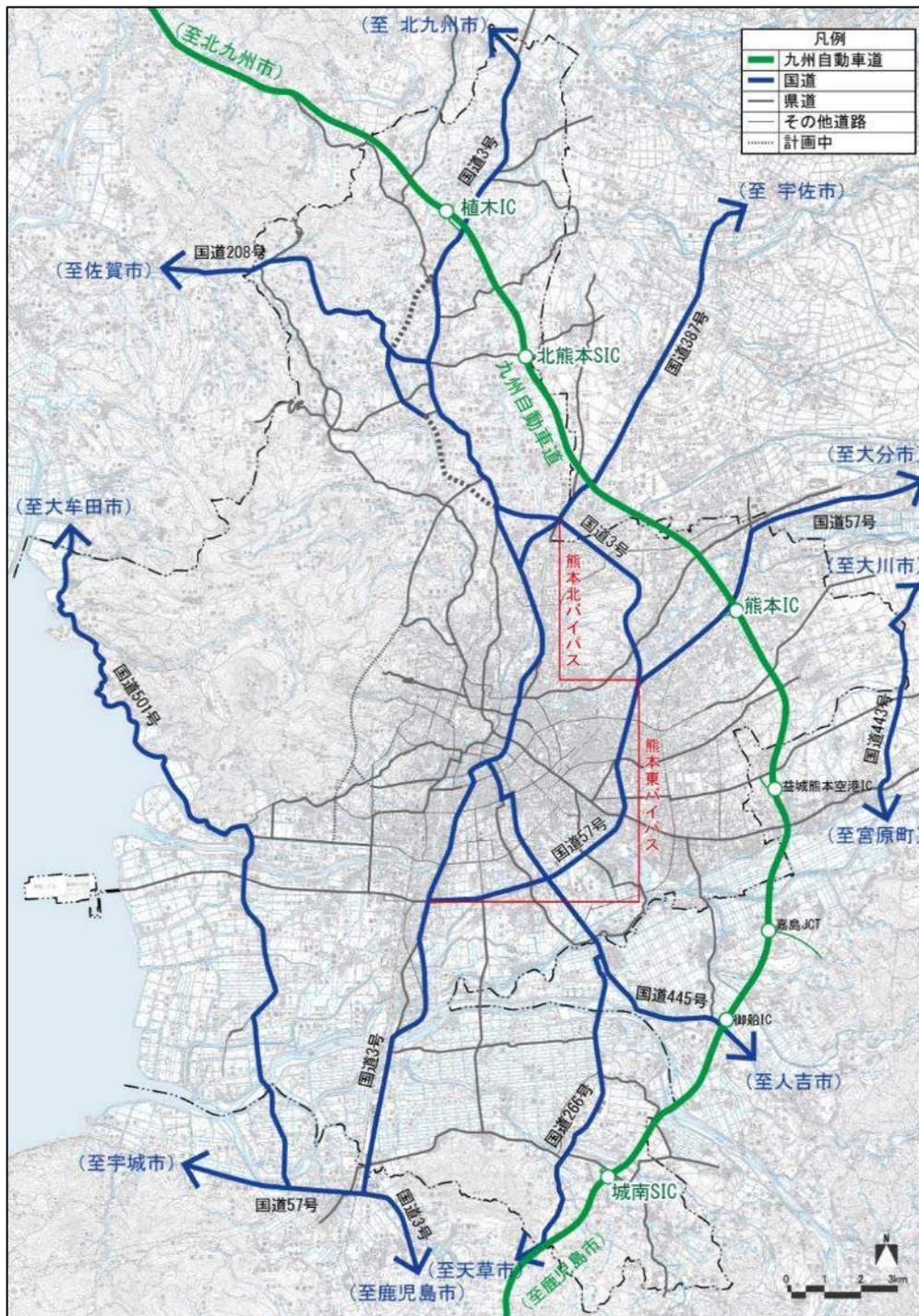
### 人口構成比の推移

（※人口構成比は、合併後組替人口の数値を使用）

資料：熊本市人口ビジョン、平成27年国勢調査

(4) 交通機関

道路は、北九州市から鹿児島市までを縦貫する国道3号が市域中央を貫くとともに、中央東側には本市の環状道路の一部を構成する熊本北バイパス（国道3号）と熊本東バイパス（国道57号）がある。また、九州自動車道が市域の東側を通過しており、市内には2か所のインターチェンジ（植木IC、熊本IC）と2か所のスマートインターチェンジ（北熊本SIC、城南SIC）を有している。

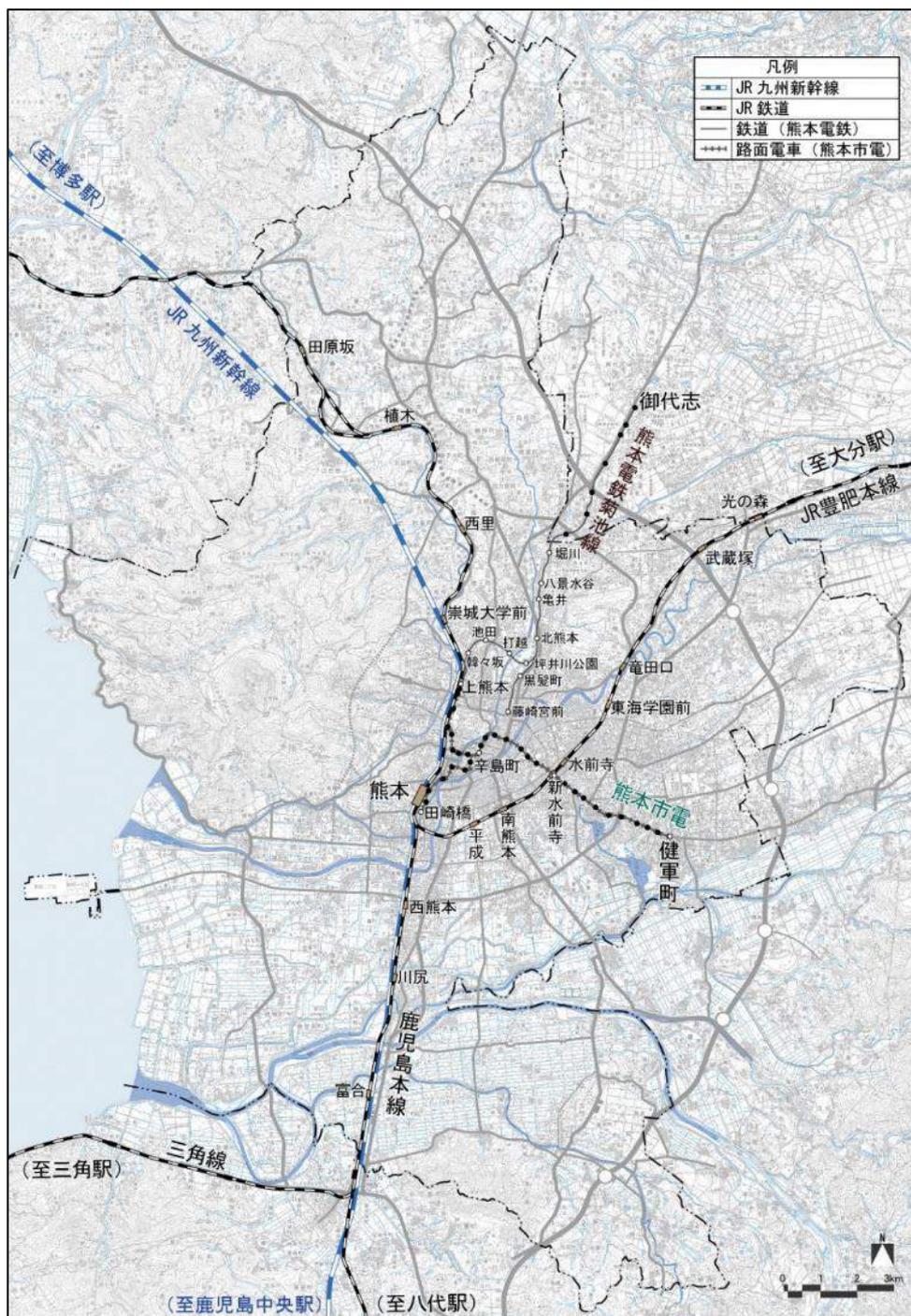


道路交通網

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

鉄道は、JR九州新幹線の熊本駅があり、市の南北方向にJR鹿児島本線が通っている。東西方向には熊本駅を起点としてJR豊肥本線が通っており、さらに熊本電鉄菊池線が本市の中心部の藤崎宮前駅及び上熊本駅を起点として、隣接する合志市の御代志駅まで通っている。

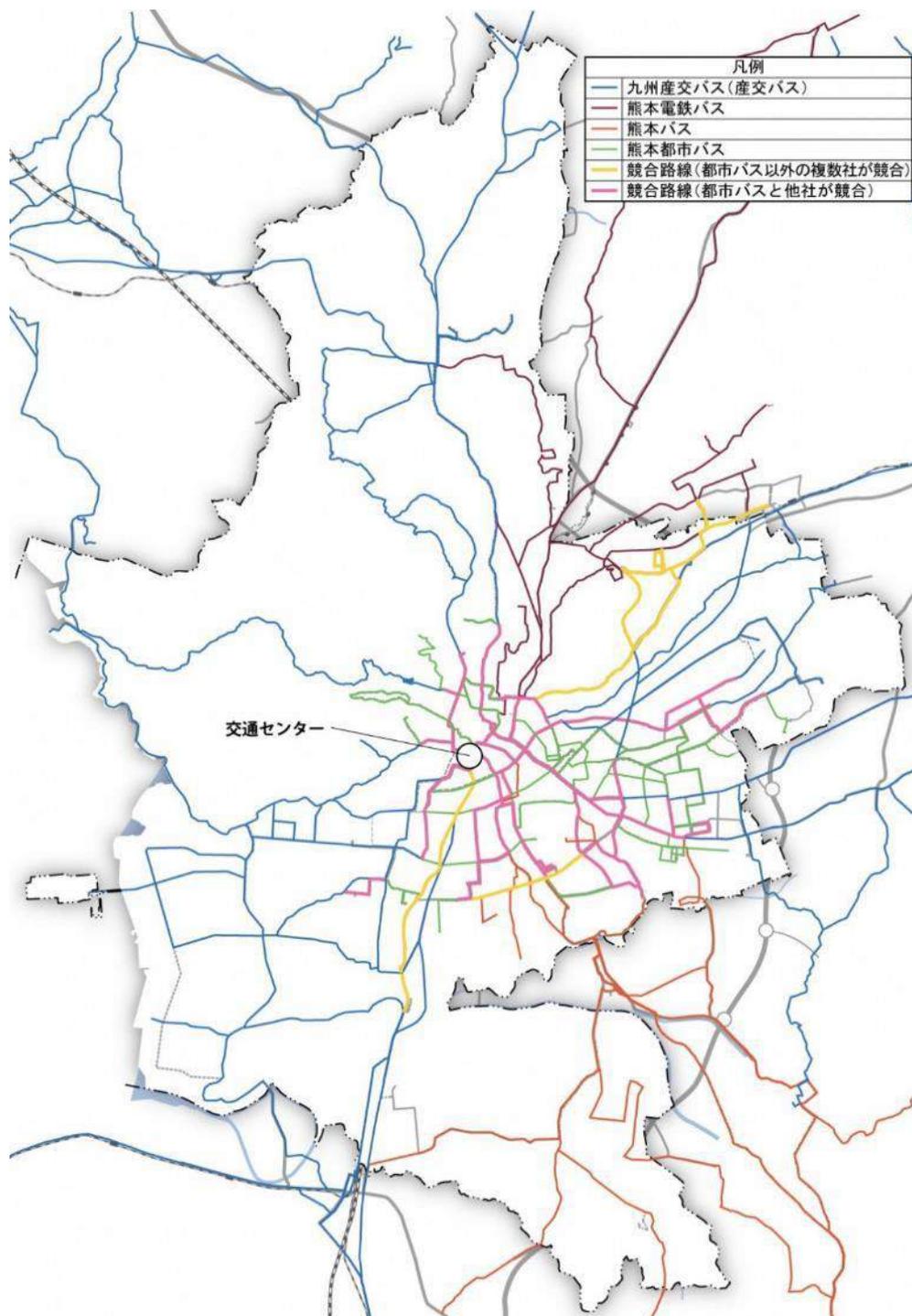
熊本市電（路面電車）は、熊本駅周辺の田崎橋及び上熊本駅を起点として、本市の東部にある健軍町まで通っている。



鉄道網

市内の路線バスは、九州産交バス（産交バス）、熊本電鉄バス、熊本バス、熊本都市バスが運行しており、交通センターを起点として放射方向かつ網の目状に路線バス網が張り巡らされている。

九州産交バスは、熊本市と九州主要都市を繋ぐ高速バスや、阿蘇、黒川、湯布院、別府と九州を代表する観光地を繋ぐ高速バスを運行している。



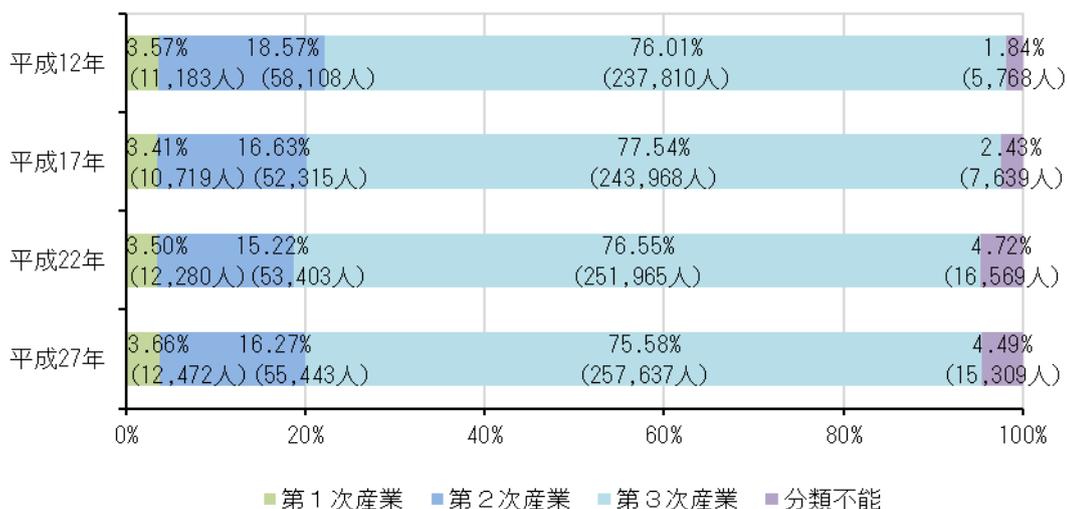
バスの路線網

(5) 産業

就業者数は、平成12年（2000）は312,869人で、平成27年（2015）は340,861人と増加したが、構成比率の推移に大きな変化はない。

本市の産業構造は、卸売・小売、運輸、通信、観光、医療、教育から公務にいたる各種サービスを提供する第3次産業が市総生産額および就業者数の8割を占めており、サービス産業中心の都市である。

そのほか、IC産業の集積、全国でも高い生産性を誇る農業、水産業など各種産業が展開されている。



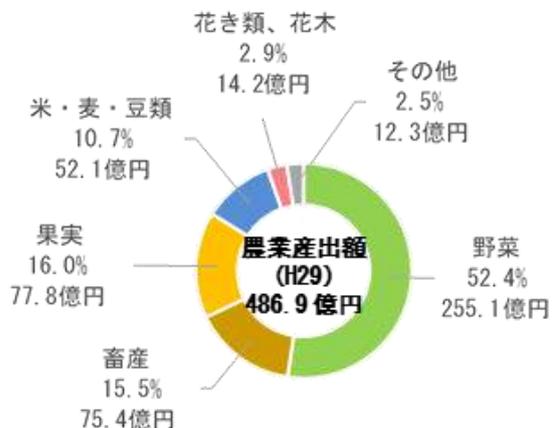
産業別就業人口 資料：平成12・17・22・27年国勢調査

① 農水産業

本市は清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれており、それぞれの地域で特色を生かした多数の品目の産地が形成されている。上質な農水産物は関東・関西圏をはじめ全国に出荷されている。

ア 農業

平成29年（2017）の農業産出額は486.9億円で、そのうち野菜が52%、畜産が15%、果実が16%、米が11%を占めており、多様かつバランスの良い生産状況の中、特に園芸作物に強みがあることが本市農業の特徴と言える。



熊本市の農業産出額の構成（平成29年産）

資料：統計で見る熊本市の農水産業

本市は、なす、すいか、メロン、うんしゅうみかんなどの園芸作物の栽培が特に盛んである。また、畜産についても、乳用牛、肉用牛、豚、鶏の飼養が盛んに行われている。

### 【特産品】

#### ○なす

本市におけるなすの商業栽培は、他の野菜と比べ歴史が古く、大正時代の初期頃には既に出荷が行われていた。現在、本市は国の指定産地（野菜生産出荷安定法に基づく農林水産大臣が指定する産地）であり、全国屈指の生産量を誇る。主な産地は飽田・天明・植木・松尾などで、これらの地域から全国各地に周年出荷されている。飽田・天明・松尾においては、秋から翌年の春にかけて出荷される「冬春なす」という作型が盛んで、加温設備を備えたビニールハウスの中で「筑陽」という品種が主に栽培されている。植木においては、実の長さが60cmにもなる「大長なす」も出荷されている。



なす

#### ○すいか

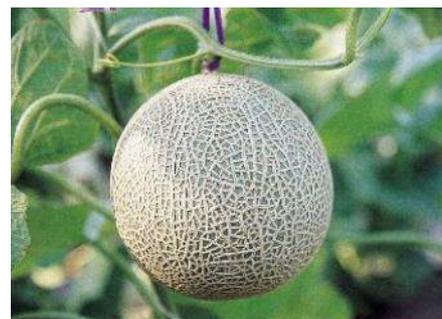
本市における販売を目的としたすいかの生産は、大正時代末期頃から始まったとされている。現在、本市は全国有数の生産地であり、植木・北部などが主な生産地である。大玉すいかを主体に生産しており、収穫時期や栽培方法に合わせて品種選定を行っているため、数多くの品種が作られている。



すいか

#### ○メロン

熊本における本格的なメロンの栽培は、昭和30年代後半のプリンスメロンから始まった。現在では、本市は全国的な産地となり、北部・植木・東部の畑地帯・有明海沿岸の西南部の水田地帯・富合・城南などの地域を中心に生産されている。アールスメロンやアンデスメロン、クインシーメロンなどが主に栽培されている。



メロン

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

### ○うんしゅうみかん

本市におけるうんしゅうみかん栽培の歴史は古く、今からおよそ200年前の江戸時代に時の領主が生産を奨励したのが始まりといわれている。現在では、主に河内・芳野・松尾・池上・植木などで生産され、本市は全国有数の産地となっている。

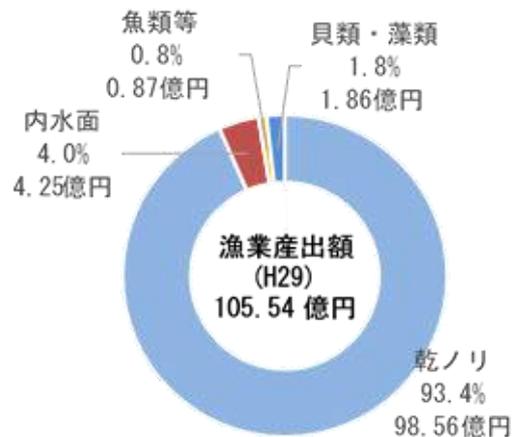


うんしゅうみかん

## イ 水産業

有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、ノリ養殖業や採貝業、小型漁船による網漁業を中心とする海面漁業が営まれている。ノリ養殖業は本市の基幹漁業であり、平成29年（2017）の漁業産出額は106億円で、そのうちノリが約93%を占めている。そのほか、アサリやハマグリ、クルマエビなども漁獲される。

一方、江津湖周辺では清らかな地下水を利用した観賞魚（錦鯉・金魚・メダカ）が生産され、富合町、植木町ではウナギの養殖が営まれている。



熊本市の漁業産出額の構成（平成29年産）

資料：統計で見る熊本市の農水産業

### 【特産品】

#### ○ノリ

ノリ養殖は、大正時代に玉名市大浜より種の付いた女竹<sup>めだけ</sup>を坪井川河口に移植して養殖が始まった古い歴史がある。また、養殖の企業化が開始され、全国でも初めて組織的なノリ養殖業の成功をみた。その後、昭和35年（1960）ごろから人工採苗<sup>さいびょう</sup>技術が開発され本格的な生産が始まった。さらに、昭和52年（1977）には全自動乾燥機（加工機）が普及し、省力化が図られている。養殖場は、有明海の沖合約10kmにまで広がり、10月から翌年の3月まで、黒くて柔らかく香りの良い上質なノリが生産されている。



ノリの収穫風景

#### ○アサリ

広大な干潟漁場は、古くから天然のアサリが発生・育成する場所として知られ、主に4月から9月にかけて手掘りや腰巻ジョレン（ヨイシヨ）と呼ばれる漁具を使って漁獲される。アサリの資源量は、気象海況に大きく左右されるため年変動が大きく、



ヨイシヨを用いたアサリの漁獲風景

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

平成28年（2016）熊本地震とその後の豪雨により流出した土砂が堆積し、資源が激減した漁場も見られた。現在も、削土、覆砂等や底質の状況調査による漁場の整備・保全といった資源回復に向けた努力が続けられている。

### ○ハマグリ

白川、緑川の河口に広がる干潟漁場では、ハマグリが漁獲されている。日本国内で流通しているハマグリ類には、ハマグリ、チョウセンハマグリ、シナハマグリ等があるが、日本国内の干潟域に古くから生息するのは「ハマグリ」である。ハマグリ漁場の有明海のほか国内でも数えるほどしかないため、希少性が高く市場では高値で取引される。本市では、アサリと同様に天然のハマグリが熊本の名産となるよう守り増やす活動をしている。



ハマグリ

### ○クルマエビ

干満の差が大きい有明海の広大な浅海干潟漁場は、天然クルマエビの生息場として知られており、主に4月から10月までの間、エビ流し網やげんしき網などの刺し網という漁法で漁獲される。クルマエビは、平成元年に「熊本県の魚」に指定され、本市では資源の維持・回復と漁獲安定のため毎年稚エビの放流を行っている。



「熊本県の魚」クルマエビ

### ○観賞魚（錦鯉）

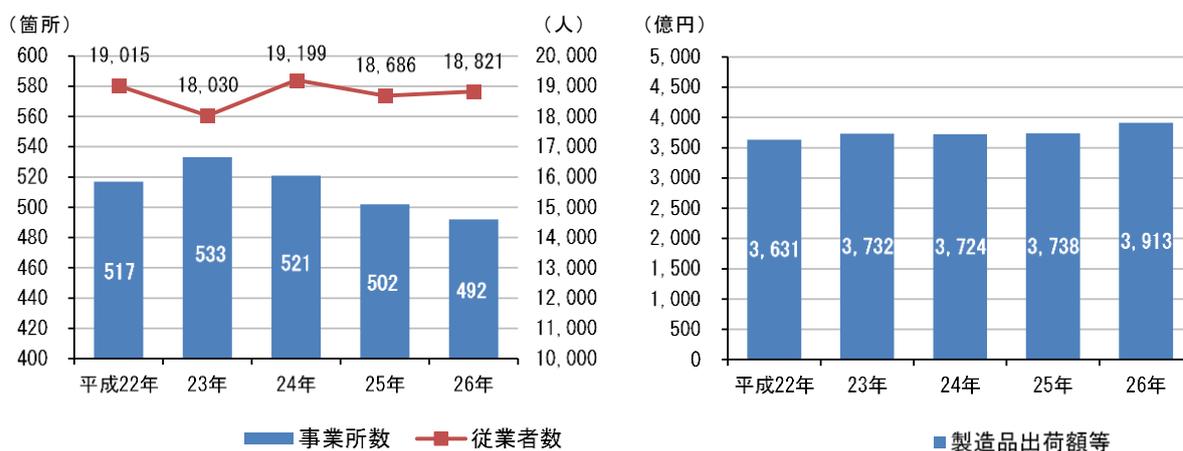
江津湖の周辺では、清らかな湧き水を利用して、錦鯉や金魚、メダカの生産販売が行われている。また春には、生産者や愛好家が集まり錦鯉品評会が開催されている。特に錦鯉は「泳ぐ宝石」とも言われ、愛好家の間では高値で取引されているものもある。



観賞魚（錦鯉）

②工業

平成26年（2014）現在、事業所数（従業員4人以上の事業所）は492箇所、製造業出荷額は約3,913億円である。事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数と製造品出荷額は概ね横ばいで推移している。



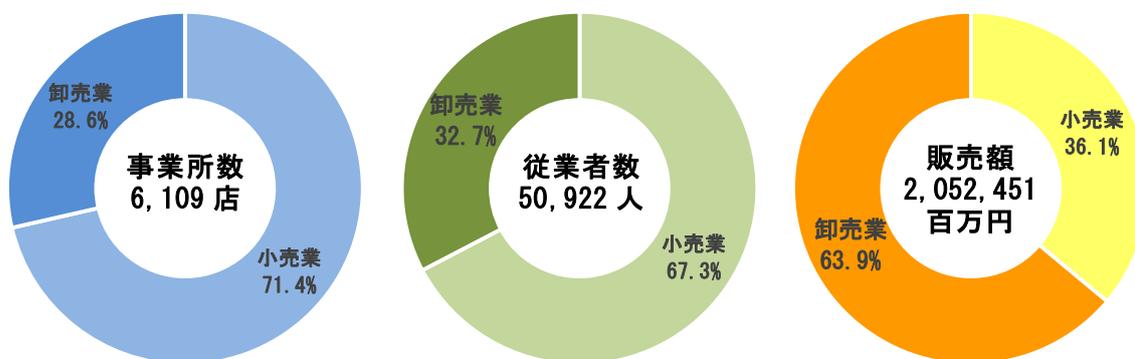
事業所数と従業者数の推移

製造品出荷額の推移

資料：平成26年工業統計調査（12月31日時点）

③商業

平成26年（2014）現在、事業所数は6,109店、従業者数は50,922人、年間商品販売額は約2兆525億円で、事業所数と従業者数は小売業、年間商品販売額は卸売業の割合が高い。

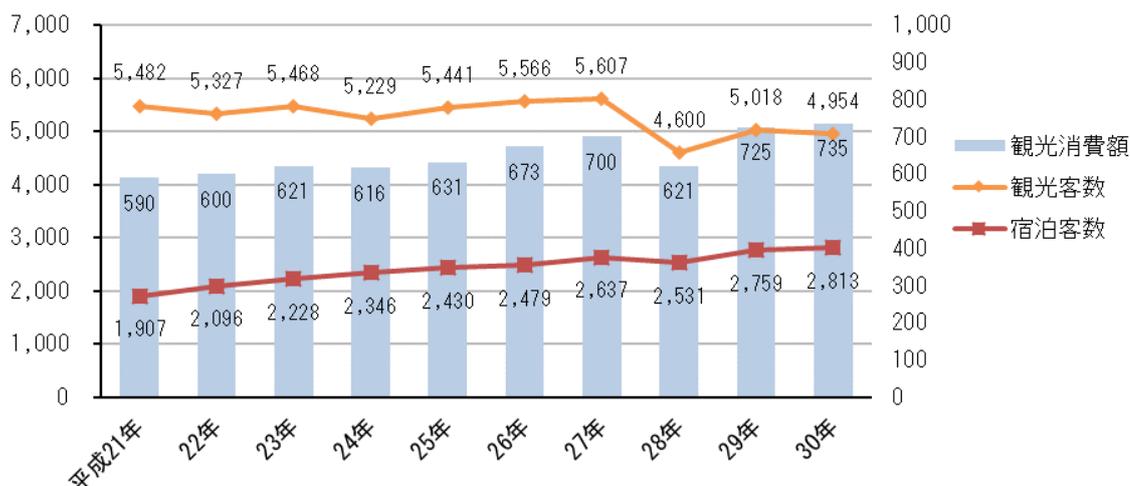


商業の業種別構成割合

資料：平成26年商業統計調査（7月1日時点）

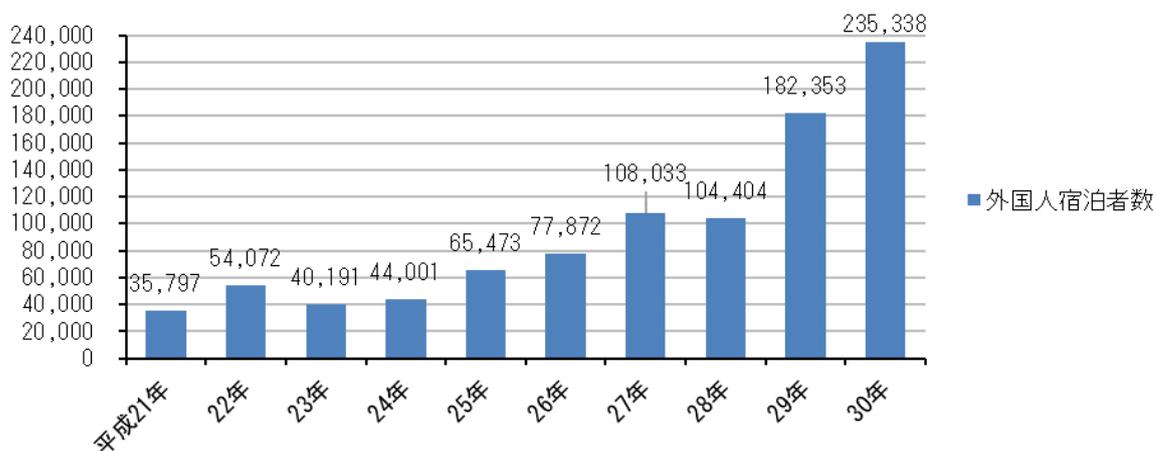
④観光業

本市には、熊本城や水前寺成趣園すいぜんじじょうじゅえんをはじめとした観光名所があり、県内外から多くの観光客が訪れている。平成28年（2016）の熊本地震の発生に伴い、熊本城をはじめとする多くの観光施設や宿泊施設が被害を受け、観光客数、宿泊客数、観光消費額の全ての数値が前年に比べ減少した。特に、観光客数は熊本城への入園制限など、観光施設への立ち入りが制限されたこともあり、前年に比べ大幅に減少したが、一方で宿泊客数は地震直後に一時的に落ち込んだものの、前年比で僅かな減少にとどまった。また、平成29年（2018）以降の外国人宿泊数は地震前後の2か年に比べ大幅な増加が見られた。地震によって知名度が向上し、期間経過と共にマイナスイメージから観光地「KUMAMOTO」として認識されてきたことや、熊本空港の国際線の路線数が地震発生前の体制に回復するなど、外国人観光客が訪れやすい環境が整ってきたことが要因として考えられる。



観光客数の推移

資料：平成30年熊本市観光統計



外国人宿泊者数の推移

資料：平成30年熊本市観光統計

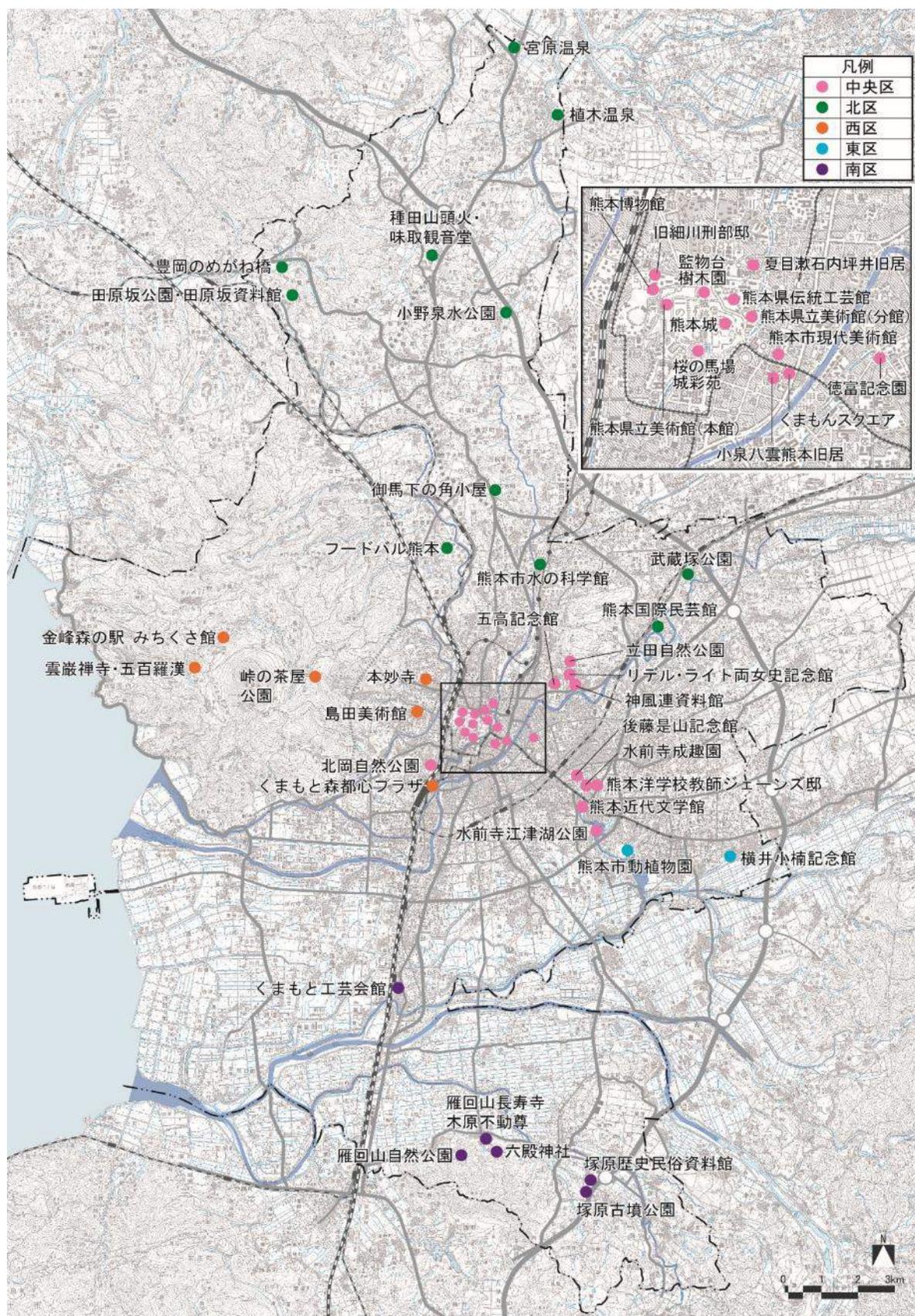
## 観光施設入園者数

施設名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
熊本城 ※H28.5以降は二の丸広場で カウント	1,631,655	1,715,642	1,444,101	2,072,936	1,704,769
城彩苑	985,382	1,020,585	956,173	1,190,246	1,057,151
(うち湧々座)	(128,147)	(138,635)	(114,824)	(113,219)	(118,520)
フードパル熊本	767,900	760,000	716,400	680,500	667,800
熊本市動植物園	742,302	741,068	205,728	288,809	360,709
水前寺成趣園	358,827	379,650	357,265	429,994	439,466
くまモンスクエア	344,902	357,170	423,188	492,245	225,336
熊本市現代美術館	229,164	302,253	410,139	235,827	242,665
熊本県立美術館 分館	216,587	217,701	88,823	122,696	204,856
熊本県伝統工芸館	147,745	140,552	138,889	154,620	154,937
植木温泉	133,889	128,801	113,160	105,051	90,730
水の科学館	109,380	121,535	96,651	106,824	128,414
熊本県立美術館 本館	97,025	134,564	45,203	107,850	109,377
旧細川刑部邸	52,560	53,454	15,547	※地震により 被災し休館中	
くまもと工芸会館	49,788	52,208	46,596	49,323	49,663
熊本博物館	35,547	17,951	※リニューアル		11,500
田原坂西南戦争資料館	25,522	26,744	55,441	61,940	101,596
岩戸観音・五百羅漢	24,605	26,742	26,600	26,600	16,557
金峰森の駅みちくさ館	17,742	19,387	16,624	17,949	18,575
くまもと文学・歴史館 (旧 熊本近代文学 館)	14,775	※ リニューアル	28,547	33,084	44,980
夏目漱石内坪井旧居	10,439	13,336	3,660	※地震により 被災し休館中	
監物台樹木園	10,014	8,811	8,645	14,160	14,851

※平成26年の入園者数が1万人以上超える施設のみ掲載

資料：平成30年熊本市観光統計

# 第1章 熊本市の歴史的風致の背景



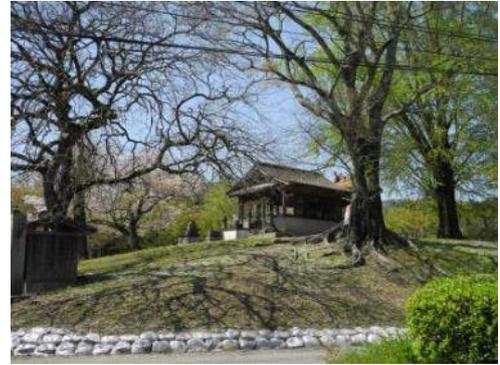
主な観光施設

### 3. 歴史的環境

#### (1) 歴史

##### ① 原始～古代

数億年前、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、所々に小さい島が存在するに過ぎなかったと想像される。その後、数次にわたる地表面の変動によって次第に熊本平野が形成されるに伴い、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧き出る清冽な出水をめぐって、縄文人・弥生人の集落が形成されていった。旧石器時代から歴史時代にかけての遺構として健軍神社周辺遺跡群があり、託麻台地の南縁に位置している。また、このころの市域南部の遺跡として、ナイフ形石器・三稜尖頭器などが出土している上の原遺跡、阿高・黒橋貝塚、御領貝塚や、昭和47年(1972)から実施された九州自動車道に伴う発掘調査により全国的に知られることとなった塚原古墳群などがある。



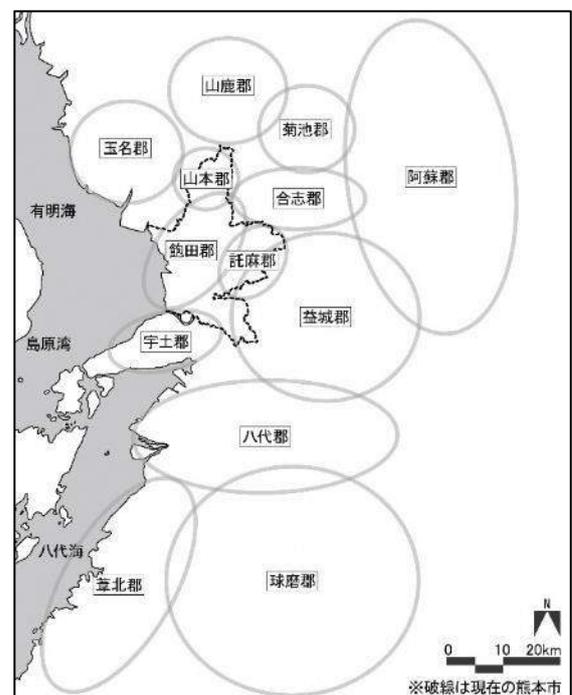
御領貝塚



塚原古墳群

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、7世紀の終わりには現在の熊本県に繋がる「肥後国」が置かれる。肥後国の中心は託麻郡・飽田郡で国府や広壮な伽藍の国分寺が建立された。こうした官衙(役所)や寺院を中心に形成された集落が次第に大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良時代の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区分されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、平安時代初期の延暦14年(795)9月には、全国でも優位の資格を認め



7世紀頃の熊本の郡分布図(推定)

られ「大国」に昇進した。この期の肥後国司として道君首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔がおり、特に『後撰和歌集』の撰者で清少納言の父である清原元輔と平安期の歌人桧垣女との交友の説話※は有名であり、桧垣女ゆかりの寺である蓮台寺には桧垣女の供養塔と伝わる三重塔が残る。



桧垣供養塔（蓮台寺）

※ 清原元輔と歌人桧垣女との交友の説話

肥後国司であった清原元輔が白川のほとりである女に出会い、それがその美貌と文学的才能によって名声を得ていたものの藤原純友の乱（939）によって落ちぶれた桧垣であることに気づいた元輔が、自らの着物を脱いで与えた。その際に、桧垣は「年ふればわが黒髪も白川の みずはくむまで老いにけるかな」と零落した自らの身の上を詠んだと伝わる。室町時代の世阿弥の能『桧垣』により広く知られるようになった。

② 中世

南北朝 50 年間は戦乱が相次ぎ、熊本地方もしばしば戦場となった。南朝の拠点となる城として、「隈本城」の名が文献資料に見える。

またこのころに交通の要衝として発達したのが河尻である。これ以前よりも物資の集積地として利用されてきたと考えられるが、託麻郡から益城郡、飽田郡へと国府が遷るとともに、陸上・水上交通の変更がもたらされ、さらに大慈寺を創建した寒巖義尹により、当時緑川と白川の合流部で交通の難所であった大渡付近に大渡橋が建設されたことで、その重要性は増していった。

長い戦乱の後、朝廷が統一されると、肥後全土の守護職は菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈府（現在の菊池市）に移った。

隈本城については、15 世紀半ば過ぎ、菊池氏の一族井田秀信が、今の熊本城東端の千葉城に城を構えた（熊本城の始め）。その後、鹿子木親員（寂心）が今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。やがて隈本城には城親冬が入り、三代目・久基の時代に豊臣秀吉の九州征伐を迎えた。九州平定に伴い肥後国は佐々成政に与えられたが、国衆一揆の発生により切腹させられた。



鹿子木親員（寂心）

③ 近世

天正16年(1588)、加藤清正が隈本城に入城すると、国府の二本木方面から、寺院、商家等に移転させて、城下町経営に着手した。清正入国以前から城の需要を支える城下町があったことが推測されるが、今の細工町・呉服町・中唐人町・魚屋町・鍛冶屋町などがこの時期以降本格的に形成された。また、慶長4年(1599)ころには茶臼山の新城普請に着手し、河川その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えたのはこのころからで、熊本城も慶長12年(1607)には完成し、「隈本」を「熊本」に改称した。



熊本城下絵図



熊本城(南西から)



古町

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

寛永9年（1632）の加藤忠広の改易（所領、役職等を取り上げる）によって細川忠利が入国し、細川氏時代が始まる。ここから明治4年（1872）の廃藩置県に至るまで、200 有余年にわたって細川氏が肥後熊本の政治を行った。

この時代の川尻港には、藩内五ヶ郡（あきた 飽田・かみましき 託麻・しもましき 上益城・うど 下益城・やつしろ 宇土）から約 20 万俵が集積され、八代や高瀬で集積されたものと合わせ、その大半が大坂の蔵屋敷に搬送される等、熊本藩における様々な物資の集散地として機能し、港湾都市として繁栄した。

細川氏は、歴代名君を輩出したが、その中で最も名君の誉れ高いのは、六代藩主・しげかた 重賢である。特に宝暦4年（1754）に設立された藩校「じしゅうかん 時習館」や、宝暦6年（1756）に全国に先駆けて創設された医療教育機関「さいしゅんかん 再春館」、薬草研究で有名な「ぼんじえん 蕃慈園」等は、本市が長く文教の府として全国に秀でる要因となった。



18 世紀頃の熊本



時習館跡（熊本城二の丸）

④ 近代

廃藩置県の詔<sup>みことのり</sup>が出されると、肥後には、熊本、人吉<sup>ひとよし</sup>の二県が置かれ、次いで明治4年（1872）11月には改めて、熊本、八代の二県となった。ところが、翌年6月熊本県は再び白川県と改称され、さらに翌年1月には八代県が廃止されて白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所管となり、明治9年（1877）2月には白川県は熊本県に改称された。

このころ熊本城には鎮台<sup>ちんだい</sup>（明治の臨時軍政機関）が置かれ、古城に熊本洋学校と西洋医学の熊本医学校が置かれるなど賑わいを見せていた。しかし明治9年（1877）の神風連<sup>しんふうれん</sup>の変、翌年の西南戦争と内乱による大きな戦禍<sup>せんか</sup>に見舞われた。特に西南戦争では、市街のほとんどが焦土と化してしまった。

西南戦争後、熊本鎮台の役割は増大し、九州における政治・軍事の中心として各種の官庁が置かれていた熊本市は、明治24年（1892）鉄道の開通によって熊本駅が設けられた。また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現すると、周辺には、会社、工場、商店その他施設が次々と軒を連ね、日清・日露戦争の戦勝の意気も加わって、明治の隆盛期を現出した。

大正10年（1921）、周辺11町村を併合して熊本市の基礎が固まり、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで、大正13年（1924）には市電の開通、上水道の敷設、歩兵第23連隊の花畑屋敷跡から渡鹿<sup>とろく</sup>への移転（大正の3大事業）等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。



熊本洋学校教師ジェーンズ邸

※平成28年熊本地震により全壊、現在復旧作業中



開業当初の熊本駅



市電が走る風景（水道町から熊本城）

⑤ 現代

昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したのが、その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

明治22年(1889)の市制施行当時は、面積5.55km<sup>2</sup>、人口4万2千余人を数えるに過ぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成20年(2008)10月の富合町、平成22年(2010)3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等によって、今や面積390.32km<sup>2</sup>、人口約74万人にまで成長し、平成24年(2012)4月には全国で20番目、九州で3番目の政令指定都市へと移行した。平成23年(2011)3月の九州新幹線全線開業とこの政令指定都市移行による相乗効果により、本市は九州中央の交流拠点都市として着実に発展している。政令指定都市移行後の新しいステージにふさわしいまちづくりとして、本市が有する熊本城を中心とした歴史・文化、74万市民の水道水源を全て賄う地下水や森の都と称される豊かな緑、豊かな農水産物、さらには、優れた医療環境や

大学等の高等教育機関の充実など本市の魅力や暮らしやすさに更に磨きをかけ、「上質な生活都市」の実現を目指している。



上質な生活都市（熊本市総合計画）

## (2) 関りのある人物

かんばんぎいん  
寒巖義尹

建保5年(1217)～正安2年(1300)

鎌倉時代中期の曹洞宗の僧。父は順徳天皇(一説では後鳥羽天皇)と言われている。比叡山で出家し、後に道元(曹洞宗の開祖)に師事した。建長5年(1253)、文永元年(1264)の2度にわたって、宋(中国)へ渡り、帰国後、肥後へ拠点を移した。

寒巖義尹は、架橋や干拓等の社会事業に尽力し、当時九州第一の難所とされていた緑川の大渡に架橋計画を立て、弘安元年(1278年)に大渡橋(長さ150m、幅4.8m)を竣工した。弘安6年(1283年)には、大慈寺を開創し、九州地方における曹洞宗の基盤を築いた。



寒巖義尹

かとう きよまさ  
加藤 清正

永禄5年(1562)～慶長16年(1611)

安土・桃山・江戸前期の武将。永禄5年(1562)に尾張(愛知県)の中村で加藤清忠・伊都の子として生まれ、幼少のころから秀吉に仕え、可愛がられた。

清正は、天正16年(1588)、27歳にして肥後北半国の大名となった。旧隈本城を居城地を選び、慶長6年(1601)から熊本城の築城を始め、築城が完成した慶長12年(1607)に「隈本」を「熊本」に改名した。

清正は富国安民の国づくり政策を推し進め、水源涵養林(水を蓄え、河川流量を調節するための森林)・防風林などの植栽や干拓地造成、開墾、交通の便のための街道・堤防の整備、河川改修など、土木・治水に力を注いだことから「土木の神様」と称され、今でも「せいしよこ(清正公)さん」の愛称で市民に親しまれている。

清正の代表的な土木事業に白川・坪井川の付け替え・分流がある。清正は城下町を白川の洪水から守るために、白川と坪井川を別々の川とする治水事業を行った。現在の代継橋付近と長六橋付近で白川を遮断し、この間を掘り



加藤 清正像

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

きて直通させた。そして北の屈曲部に流入していた坪井川を旧白川へ通して茶臼山の南側へ流入させ、新川を掘って井芹川に合流させた。これにより白川は城の外堀に、坪井川は内堀となり、2つの川に挟まれた地域に新たに武家屋敷を、坪井川兩岸に新商人町を造成した。

また、井芹川は下流の二本木付近で白川と合流していたものを石塘（背割堤）を築いて分離させ、新たな坪井川として河口まで一本の川に繋げた。井芹川との合流で水勢を増した新しい坪井川は、城下町の舟運路として大正時代まで重要な役割を果たした。

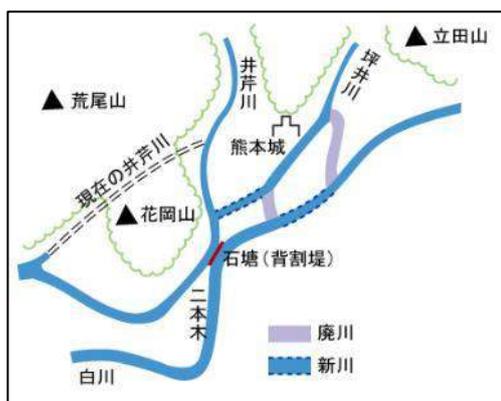


図 白川改修後のイメージ（慶長～寛永期）



図 白川（城下部）の旧新図

ほそかわ たたとし  
細川 忠利

天正14年（1586）～寛永18年（1641）

江戸前期の肥後熊本藩主（初代）。豊前小倉城の城主だった細川忠利は、2代にわたった熊本城主の加藤家が改易された後、肥後熊本藩 54 万石で入国し、九州のおさえの役割を果たした。細川忠利は加藤清正の統治を尊重し、加藤家家臣や肥後国人を多く召抱えたという。

細川家は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康に仕えた大名家であり、細川忠利の祖父である藤孝（幽斎）は、当代一流の文化人として名を馳せ、父の忠興は、茶人としても知られる。その血筋を受け継いだ忠利も文人であり、武道にもすぐれた才能をもっていた。



細川 忠利像

みやもと むさし  
宮本 武蔵

天正12年（1584）～正保2年（1645）

江戸時代初期の剣術家であり兵法家。宮本武蔵の戦歴は生涯無敗とされている。武蔵が熊本を訪れたのは57才の時であり、熊本城主細川忠利に客分（軍事顧問）として招かれた。十七人扶持三百石が支給され、熊本城の東にある千葉城跡に屋敷が与えられた。以後約5年間の晩年を熊本で過ごし、「五輪書」「独行道」「兵法三十五ヶ条」を著したほか、水墨画、書画、彫刻など、すぐれた作品を残している。



宮本 武蔵像

ほそかわ しげかた  
細川 重賢

享保5年（1720）～天明5年（1785）

江戸後期の肥後熊本藩主。当時熊本藩は財政難に陥っていたが、重賢が細川家六代藩主に就任すると、綱紀肅正（政治のあり方や、それにたずさわる役人の態度を正すこと）を図り、殖産興業政策（新しい産業を作り発展させる）や、藩校「時習館」・医学校「再春館」・薬園「蕃滋園」の設置など文教政策を推進し、財政を立て直した。



細川 重賢座像

よこい しょうなん  
横井 小楠

文化6年（1809）～明治2年（1869）

幕末から明治初期に活動した熊本藩出身の儒学者。横井時存（ときひろ/ときあり）とも呼ばれている。熊本藩における藩政改革を試みたが失敗し、その後、幕末四賢候<sup>※</sup>の一人、福井藩の松平春嶽に招かれて政治顧問となり、幕政改革や公武合体の推進に尽力して実力が評価され、明治維新後に新政府に参与として出仕した。



横井 小楠

※幕末に活躍した4人（松平春嶽、山内豊信、島津斉彬、伊達宗城）の大名をいう。

こいづみ やくも  
**小泉 八雲**(本名：ラフカディオ・ハーン)

---

嘉永3年(1850)～明治37年(1904)

明治時代の随筆家、英文学者。明治24年(1891年)11月、熊本大学の前身である旧第五高等中学校(略称「五高」)の英語教師として、島根の松江中学校から赴任し、明治27年10月までの3年間を熊本で暮らした。最初に住んだ家(現在の小泉八雲熊本旧居)では、借りるにあたって神棚を設けた。毎朝神棚に拍手を打って礼拝し、人力車で学校に通った八雲は日本の心を深く愛した。

来日してから14年の間に13冊の本を海外で出版しており、日本を世界に紹介した「知られぬ日本の面影」、「東の国から」などの著書は、熊本での生活から生み出されたものである。



小泉 八雲

なつめ そうせき  
**夏目 漱石**

---

慶応3年(1867)～大正5年(1916)

夏目漱石は明治29年(1896)4月、五高の英語教師として愛媛県松山市から熊本に赴任し、明治33年(1900)7月までの4年3か月、熊本に滞在した。熊本では新婚生活や長女の誕生など人生の節目を迎えた。また、6回の転居を繰り返し、5度目の住居となる「夏目漱石内坪井旧居」では、ほかの住居より最も長い1年8か月を過ごした。

滞在中に本格的な小説は書いていないが、後に発表する『草枕』や『二百十日』は熊本での経験をベースに書かれている。また、漱石が生涯詠んだ句約2600(出典「漱石俳句集」1990年、岩波書店)の約4割が熊本で詠まれ、秀句のほとんどが熊本時代のものであることから、漱石の俳句が最も開花した時代といえる。(出典「漱石くまもとの句200選」2016年、熊本日日新聞社)



夏目 漱石

#### 4. 文化財等の分布状況

本市には、平成31年(2019)4月現在、239件の国指定、県指定、市指定の文化財がある。また24件が国の登録有形文化財として登録されている。

文化財の種類と熊本市内の指定数(件)

	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料		民俗文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡	名勝地	
国指定	5	0	3	4	2	2	2	1	0	0	0	11 (1)	【1】	7 (1)	38 (2)
県指定	11	6	4	28	20	1	2	2	2	1	1	9	1	2	90
市指定	29	3	11	4	2	1	2	7	0	12	0	33	1	6	111
国登録	24	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	0	0	24
計	69	9	18	36	24	4	6	10	2	13	1	53	3	15	263

※国指定のうち( )は特別史跡及び特別天然記念物の数

※国指定の名勝地【 】は遺跡と重複している。

##### (1) 国指定文化財

ろくでんじんじやうもん

##### 六殿神社楼門(重要文化財 建造物)

六殿神社楼門は、天文18年(1549)宇土城主名和顕忠が建立したといわれており、巧みな手法と複雑な工法は室町時代の典型的な建築の様相を示し、明治40年(1907)に特別保護建造物に指定され、文化財保護法成立後、熊本県で最初に重要文化財となった。



六殿神社楼門

##### 熊本城(重要文化財 建造物)

熊本城には、その昔櫓49、櫓門18、城門29がそびえていたが、明治10年の西南戦争勃発直前の火災によりその大半を焼失、現存する建物は13棟。昭和8年(1933)に国宝に指定され、文化財保護法の制定後は重要文化財となった。うち一つは不開門、一つは長堀で、残り11棟が櫓である。中でも三層五階の宇土櫓は天正期の特

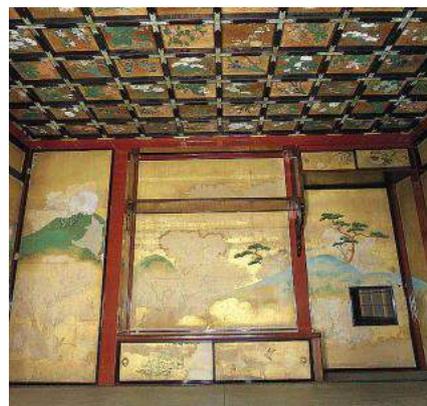


熊本城

色を残し、再建天守閣とよい対照をなしている。天守台東側の東竹の丸には、五間櫓・北十八間櫓・東十八間櫓・源之進櫓・四間櫓・七間櫓・十四間櫓・田子櫓・平櫓が集中しており、二の丸には監物櫓（新堀櫓）だけが残っていたが、平成28年（2016）熊本地震の影響により、全ての櫓が被害を受け現在復旧中である。

### 細川家舟屋形（重要文化財 建造物）

旧肥後藩主細川氏が参勤交代のとき使用した御座船「波奈之丸」の、藩主の居間部分。波奈之丸ははじめ細川忠興が豊前中津に在城したころにつくられ、以後何度も造り替えられたが、現存するものは第6代目で天保10年（1839）に建造された。明治4年（1871）の廃藩によって廃船となったとき、藩主の居間部分だけが保存され、数次の変遷を経て昭和38年（1963）再建し、天守閣内に収まった。熊本地震後、解体移築され、現在は熊本博物館に展示されている。



細川家舟屋形

舟屋形は一重二階建てで、一階は主室と次の間に分れ主室は畳敷き、二階は板敷き一室である。一階の壁面は大和絵の山水、格天井は華麗な装飾画で飾られており、天井画は肥後藩御用絵師の矢野良敬・杉谷行直が描いた。

### 旧第五高等中学校 本館 化学実験場 表門（重要文化財 建造物）

明治19年（1886）の中学校令によって、全国を5区に分ち、1区に1校ずつの高等中学校を設けることが決まった。その第5区の高等中学校が明治20年（1887）熊本に置かれることになり、黒髪北地区にある本館は翌21年（1888）に着工し、22年（1889）に竣工した。洋風の赤煉瓦造りでイギリスのクイーン・アン様式（アン女王の時代に流行した建築・家具の装飾様式）になったものと言われている。設計は文部省の技師山口半六と久留正道である。



旧第五高等中学校 本館

当時の基礎固めは栗石搗込であるが、念入り

に施工されたため、明治22年（1889）の熊本大地震にもびくともしなかった。床は老杉赤身ろうさんあかみでつくられており、100年以上経過した今日でも十分に使用に堪える堅牢なものである。しかし、熊本地震では被災し、現在は復旧工事中である。

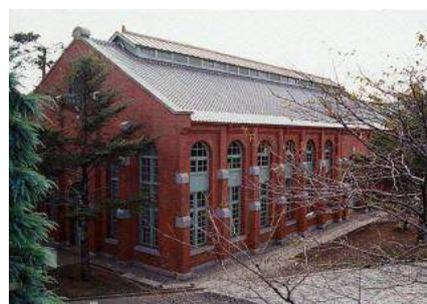
本館は平成5年（1993）から、五高記念館として公開されている。



旧第五高等学校 表門

### 熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場（重要文化財 建造物）

明治後期の旧第五高等学校にあった工学部が独立して、熊本高等工業学校（現在の熊大工学部）になった折に新設された機械実験工場で、明治41（1908）に竣工した。屋根は瓦葺、越屋根付の切妻造である。壁は旧五校本館と同じ赤煉瓦のオランダ積みで付柱つけばしらや開口部回りの要所には切石きりいしが用いられている。建物内部は木造の回廊が廻り、上部には木造のクレーン・ガーダー（台車を支持する構造物）とクイーン・ポスト・トラス（中央に支柱なく、対束と呼ばれる2本の束を持った構造形式）が露出し、力強さを感じさせる。



熊本大学工学部旧機械実験工場

### ともえらでんくら 巴螺鈿鞍（重要文化財 工芸品）

総体に黒漆塗りで仕上げられ、前輪、後輪の内外と居木いぎの上面には、夜光貝の螺鈿で細かい三巴紋みつともえもんが規則的に施されている。巴紋は頭のふくらみが少なく、また尾が極端に長い形をとっており、平安末から鎌倉初期の絵巻物に画かれた文様そのままである。同時代の鞍橋くらぼねの特徴は、後輪の湾曲が深く、居木幅は広く、前輪の上方に「手形」が設けられ、また前輪の山形がやや直線的であり、前後輪外側に「海」「磯」と呼ばれる段差があるが、それらを悉ことごとく具えている。



巴螺鈿鞍

ぼんしょう  
**梵鐘（重要文化財 工芸品）**

大慈寺の開祖の寒巖義尹が、弘安10年（1287）に作成した。梵鐘は、乳の間に3段12列、36個の乳がある。池の間の4面に銘文が記されているが、文章、筆跡ともに義尹自身のものである。銘文には鑄造経過とその功德を述べたのちに、協力者数、直接担当者名、鐘の法量、経費などを刻んでいる。撞座は2個で大慈の文字が入っており、中帯には2段の蓮華・唐草文がある。



梵鐘

**熊本藩主細川家墓所（史跡）**

たいしょうじ  
**（泰勝寺跡）**

細川忠利が肥後に入国した後の寛永14年（1637）忠利は熊本城近郊の下立田に一寺を建立して、祖父藤孝夫妻と母玉子の墓をつくり、泰勝院と名付けて供養した。寛永19年に、次の藩主光尚は京都妙心寺の大淵和尚を招いて住職とし、正保3年（1646）忠興が亡くなると、忠興の墓も玉子の傍につくり、泰勝院を瑞雲山泰勝寺と改めている。維新の際の神仏分離令に

よって泰勝寺は廃止され、細川家の別邸となって今日に至った。境内は旧寺域と墓地と庭園から成り、旧寺域は立田祠堂を含む細川邸、墓地には四つ御廟と斎茲・斎樹・韶邦・護久およびその子女の墓が並び、庭園には池を囲んで苔庭・仰松軒などがある。

みょうげじ  
**（妙解寺跡）**



四つ御廟



茶室 仰松軒

寛永18年（1641）に細川忠利がなくなると、その墓地をどこに設けるかが審議されたが、結局祇園山（現花岡山）の麓に埋葬することになり、彼の墓地を守護するために山麓に寺が設けられた。寛永20年（1643）沢庵たくあんと同門の啓室宗栄けいしつそうえいが下向して住職となり、護国山妙解寺と名づけられた。寺号は忠利の戒名妙解院殿に基づいている。以後歴代の菩提寺とされ寺領300石、開基の沢庵から幕末まで十代の住職が務めた。明治4年（1871）廃寺とされ、細川家の北岡別邸となった。昭和20年（1945）7月3日の空襲で焼失し、同30年（1955）11月熊本市が一部を譲り受け公園として一般に公開している。現在妙解寺橋・山門・裏門・枯山水の庭園・参道の石灯籠群ついでいべいきょうぞう・築地塀・経蔵跡など多くの遺跡が300年の歴史を物語っている。



細川家霊廟

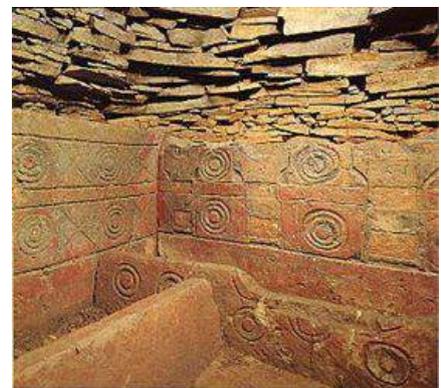


細川家第八代重賢の墓

### 千金甲古墳（甲・乙号）（史跡）

#### （甲号）

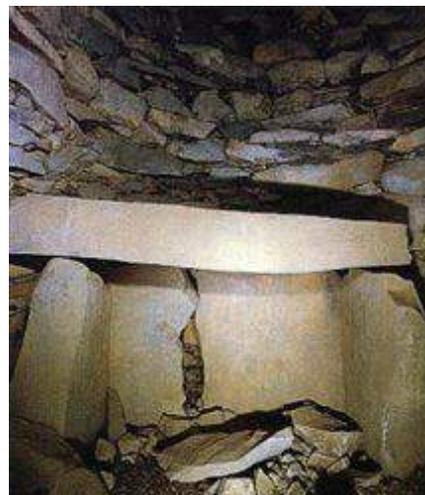
小島下町の北にそびえる権現山ごんげんやまの中腹、海拔110mのところにある装飾古墳を千金甲古墳の甲号と呼ぶ（第1号墳）。墳丘は斜面の少しなだらかなところの山沿い（北西斜面）を削って半周溝状に掘り、その土を盛り上げてつくっている。南西方向に羨門せんもん（入口）を設けた円墳で、羨道せんどう（石室と外部を結ぶ通路）は埋没しているが長さは約3m、石室は安山岩の割石平積みで高さ2.5m、奥行2.7m、幅2.6mである。石室内には凝灰岩板石6枚を使って、石障せきしょう（室内を区切る板石）をめぐらし、その内壁に同心円と対角線と靱の文様を刻み、赤・青・黄の三色で彩色している。早くから石室の天井部近くが開口していたため、副葬品は残っていないが、6世紀の初めごろの築造と推定されている。



千金甲古墳（甲号）

(乙号)

甲号墳より南に下がった海拔60m程のところ、権現山と高城山の鞍部にあるのが乙号墳（第3号墳）である。円墳で、羨道の長さ2.6m、石室の奥行き3.6m、幅3m、高さは天井部が早く開口しているのではっきりしないが、4mを越えていたと推定される。石室は安山岩の割石平積みで、奥に巨大な石屋形がある。石屋形の高さは1.17m、内側の幅は1.75m、奥行1mで、架石の厚さは30cmもある。この石屋形の内面に三重の同心円や弓・靱・舟・太刀などが描かれ、赤と緑で彩色されていたが、永く開口したまま風雨に晒されていたので、今ではその痕跡をとどめる程度に薄れている。昭和35年（1960）に覆屋がかけられた。6世紀半ばころの築造と推定されている。



千金甲古墳（乙号）

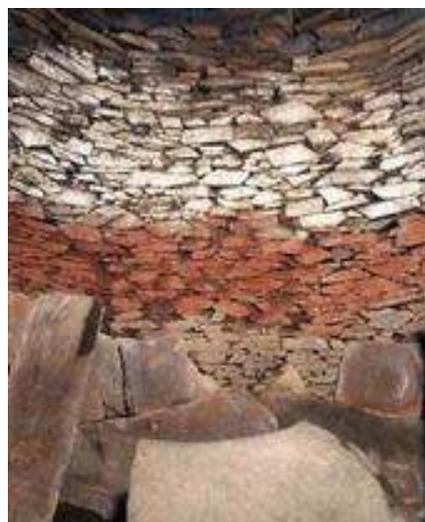
かまお  
**釜尾古墳（史跡）**

丘陵端部に位置し、東麓を流れる井芹川両岸との比高差は約50mである。円墳で、墳丘は変形しているが径18m、高さ6mと推定されている。また、平成2年（1990）の周溝確認調査によって、内径28~29m、幅3~4mの周溝が検出されている。



釜尾古墳（外観）

内部主体は南に開口する両袖型玄門付横穴式石室で、安山岩を用いている。玄室側壁は割石小口積みで、持送り（扁平な石材を上方にのぼるにしたがい次第に内傾させて積みあげる技法）が著しく、壁面下部の高さ1.8m程は赤色、上部は白色顔料が塗られている。玄室奥壁に沿って石屋形が設けられる。装飾図柄は石屋形を中心として前壁を構成する玄門柱石・冠石に赤・青・白色で同心円文・三角文・重列三角文・双脚輪状文が描かれている。副葬品として須恵器、管玉、剣・刀・挂甲・馬具等の鉄製品が出土



釜尾古墳（内部）

している。石室構造・壁画等から、6世紀後半の築造と考えられている。

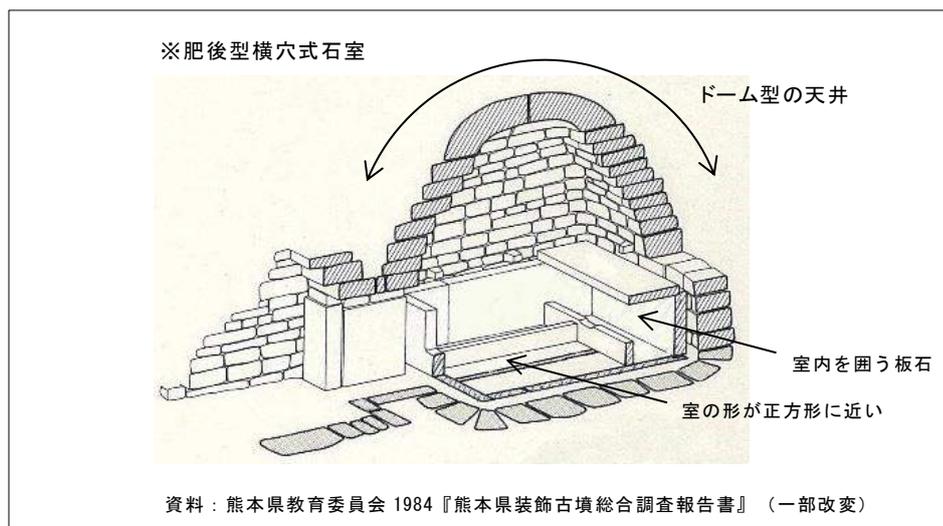
### 塚原古墳群（史跡）

古墳時代前期～後期（約1,600年～1,400年前）

塚原古墳群は、総数500基（現在までの確認数203基）にのぼると言われ、全国でも最大級の古墳群である。この古墳の特徴は、方形周溝墓に始まり、方墳・円墳・前方後円墳へと続く約200年間に及ぶ古墳群の変わっていく様子を同一台地で見られるところにある。内部主体も、初期の肥後型横穴式石室\*や外覆施設を持たないものとしては全国最大規模であり、横口式家形石棺などの多量の埋葬施設を見ることができ墳丘との組み合わせは、14種にもおよぶ。



塚原古墳群



### 熊本藩川尻米蔵跡（史跡）

江戸時代、熊本藩の年貢米の集積・搬出の拠点となった米蔵施設で、熊本城下町の南方、加勢川右岸に位置する。年貢米の集積地として、また軍港として機能した熊本藩の重要な港であり、現在も船着場と米蔵が残り、わが国近世の物流・水運の様相を知るうえで重要である。



熊本藩川尻米蔵跡

## 西南戦争遺跡群（史跡）

西南戦争は、明治10年(1877年)南九州一帯で起こった国内最大最後の内戦である。薩摩軍は、政府軍との<sup>たばるさか</sup>田原坂の激戦、熊本城の攻防戦で敗北し、大分・宮崎・鹿児島を転戦、西郷隆盛が鹿児島の城山で自刃して戦争は終結した。

西南戦争遺跡は、田原坂、<sup>はんこやま</sup>半高山等の古戦場をはじめ、台場、本営、救護所、官軍、薩摩軍墓地等を含む多種多様な要素からなる遺跡である。戦争が約7ヶ月間に及び、かつ、戦場が南九州各地（熊本、大分、宮崎、鹿児島）に及んだことから、関係遺跡が広域に分布している。

平成25年（2013）3月、本市にある田原坂本道及び田原坂公園並びに玉名郡玉東町にある<sup>ふたまたうりゆうだ</sup>二俣瓜生田官軍砲台跡、<sup>こが</sup>二俣古閑官軍砲台跡、横平山戦跡、半高山・<sup>きちじとうげ</sup>吉次峠戦跡、正念寺山門、<sup>たかつき</sup>高月官軍墓地及び<sup>うそ</sup>宇蘇浦官軍墓地が国指定の史跡となった。両市町の西南戦争遺跡は、良好に残存し極めて貴重であり、わが国の政治・軍事を知るうえで重要である。



西南戦争遺跡群



西南戦争遺跡群の出土品

## 下田のイチョウ（天然記念物）

<sup>じょうなんまち</sup>城南町の中央部、下田家の屋敷内にあったことからこの名がある。県下最大級を誇る大イチョウで根回り10.2m、高さ22.0m、目通り9.0m、枝張り東西14.8m南北15.2mを計る。地上1.5mの高さから大きな幹が分かれており、南の幹周り5.9m北の幹周り6.4mで幹の途中からこぶが垂れ下がっている。

天正15年(1587)4月18日には<sup>くまのしょうじょう</sup>隈庄城に宿泊した豊臣秀吉が翌朝見物に訪れたという伝承が残っている。



下田のイチョウ

## (2) 県指定文化財

**旧細川刑部邸（重要文化財 建造物）**

肥後初代藩主細川忠利の弟、細川刑部少輔興孝は、正保3年（1646）2万5千石で刑部家をたてた。その子興之が寛文8年（1668）若死したため、次男の興知が新知1万石で家を継ぎ、二の丸に本邸を置いていた。興孝が延宝6年（1678）子飼に別邸を建てて移り住んだため、これをお茶屋と称し、やがて刑部家の下屋敷となった。明治6年（1873）城内の本邸を鎮台に接收された刑部家は、子飼邸を増改築してここを本邸とした。



旧細川刑部邸

建坪約300坪の旧邸の中心は玄関・表客間・書院・春松閣で、それに茶室観川亭・長屋門・蔵・台所などが付属し、大名屋敷の形式を整えている。

平成5年（1993）、熊本城三の丸に移築復原し、一般公開されているが、現在、熊本地震の影響を受けて、休館中である。

**紙本著色宮本武蔵像（重要文化財 絵画）**

この資料は、「寺尾家伝来」で「武蔵自画像」との伝承を持ち、現在まで確認されている武蔵像の中で最も古くかつ優れていて、多くの武蔵画像の手本とされている。落款・印章、賛文など客観的な情報には欠けているが、補筆はほとんど認められない。肖像画で最も重要視される面貌描写は着実で、的確な朱墨による肉身線と軽いぼかしとが相俟って適度な立体感を表出し、頭髪・眉毛・ひげも細墨線に薄墨を掃いて写実的。唇は伝統的に外側を濃く暈かしをつけ、両端を墨で引き締めている。着衣の輪郭線や衣紋線には、特徴的な打ち込みとしなやかさがみられ、両袖口にも特徴がある。このような様式的特徴から江戸時代前期、狩野派正系の画人による作と考えられる。また、生前の姿は右向きに、没後の姿は左向きに描く頂相（禅僧の肖像画）の様式から、武蔵が向かって左向きに描かれていることからみて、実際には武蔵没（1645）後に描かれた可能性が高く、十七世紀後半と推定される。



紙本著色宮本武蔵像

### こぼりりゅうとうすいじゆつ 小堀流踏水術（重要無形文化財）

熊本で発祥し今日まで伝習されている游泳術である。宝永年間（1700年頃）村岡伊太夫は一流派をつくり白川天神淵で上士の游の指導にあたった。その子小堀長順は游の師範となり、父から受け継いだ游が後世に正しく伝えられるようにと宝暦6年（1756年）「踏水訣」を著わし「水馬千金篇」とともに宝暦8年（1758）に出版した。これらは我が国の水泳書籍としては最初の刊行物である。後に「水練早合点」も出版された。5代師範小堀水翁は游の名称を確立して、游の心がけと心の修養を「水学行動10ヶ条」に著わした。熊本県下や各地に稽古場を置き門弟は1万人にも達した。明治維新後、東京学習院、京都、長崎にも伝えられ現在も行われている。



小堀流踏水術

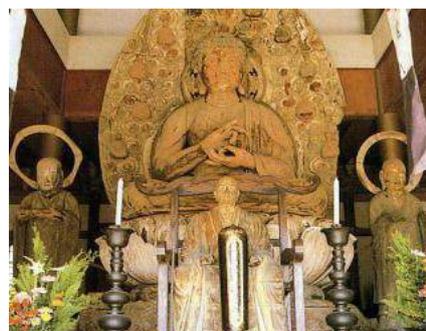
### だいじじ 大慈寺境内（史跡）

大慈寺は、弘安5年（1282）河尻泰明を大檀那として寒巖義尹によって創設された。肥後最古の曹洞宗寺院で有数の名刹として知られている。寺は正安2年（1300）に本尊安置の仏殿をつくって完成したが、正平年間（1346年～1370年）に焼失し、大雲化縁が再興した。その後も度重なる火災に見舞われ荒廃したが、ようやく昭和60年（1985）に再建され旧態に近くなった。寺域は河川改修その他で狭められたが、鎌倉期からの寺地をとどめている。

また、大慈寺境内にある層塔、宝篋印塔、宝塔等の石塔や正面大仏殿の中に安置されている木造釈迦如来座像及び両脇侍立像が県指定文化財に指定されている。



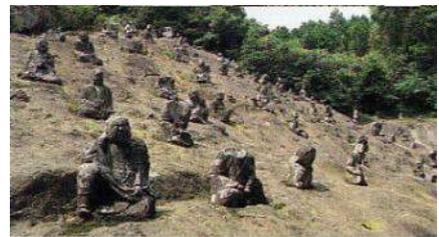
大慈寺境内



木造釈迦如来座像及び両脇侍立像

### 雲巖<sup>うんがんぜんじ</sup>禅寺境内（史跡及び名勝）

古くから岩戸観音として知られた由緒ある霊場で景勝の地である。既に平安時代のころ、雲巖洞には石体四面の観音が祀られて人々の尊崇の対象であったことは、清原<sup>きよはらのもとすけ</sup>元輔や松垣<sup>ひがき</sup>の伝承によって知ることができる。雲巖禅寺が創設されたのは南北朝のころで、開山は元僧東<sup>とう</sup>陵<sup>りんえい</sup>永璵である。室町時代には衰退したが、加藤氏・細川氏の庇護によって江戸時代には再び整備の手が加えられた。細川家の重臣<sup>さむむらだいがく</sup>沢村大学<sup>のすけよししげ</sup>助吉重が深く信仰し、宮本武蔵も雲巖洞に籠って「五輪書」を著したことはよく知られている。宝永5年（1708）にできた釈迦三尊と十六羅漢の石像、さらに安永8年（1779）から24年かかって奉納された五百羅漢も有名である。



雲巖禅寺境内

### 寂心<sup>じゃくしん</sup>さんの榎<sup>くす</sup>（天然記念物）

北迫<sup>きたざこ</sup>の集落の北側にある。幹囲13.5m、樹高約29m、枝張りは東西47m、南北49m、南西方向に伸びる枝が最も長く中心から29mもある。樹根は蛸の足のように地上に這いまわり、樹勢も盛んである。クスノキの多い熊本県下でも最大級の巨木である。樹の南側の幹に墓石らしいものが1基まきこまれている。これが鹿子木寂心<sup>かのこぎ</sup>の墓と伝えられるもので、樹の呼称もこれに由来する。鹿子木寂心は、名は親員<sup>ちかがず</sup>、三河守と称し、入道して巖松軒寂心と号した。旧北部町の楠原城<sup>くすばるじょう</sup>に本拠をおき、飽田、託磨、山本、玉名郡内の560町を領したという。後に隈本城（古城、現在の第一高校の場所）を築き、そこを本拠とした。



寂心さんの楠

かついろおとしぐそく  
**勝色緋具足（重要文化財 工芸品）**

甲冑は源平時代から鎌倉期・室町期と次第に変化し、戦国期には鉄砲の普及により野戦用の具足となってきた。本品はその具足の形式をとっているが、藩主用のすぐれた細工が施されている。胴は黒皮で包んだ伊豫札縫延胴を、上部を紫色で、長側三段以下草摺までは勝色（鉄紺色）の糸で緋してある。草摺の据板には熊毛を植えてあるが、これは細川三斎忠興の考案した三斎流の特徴の一つである。胴裏は白檀塗りの美しい仕上げになっている。兜の鉢は越中頭形で、茶壺形の吹返しには九曜紋を据え、シコロは袖と同様の紫糸緋、兜の立物は藩主用の山鳥尾の掴み差し（山鳥の尾羽を無造作に差したもの）である。藩主綱利用のもので、元禄2年（1689）に細川家お抱えの甲冑師春田正嗣が作成している。



勝色緋具足

はらまきおそでんそく  
**腹巻大袖添足（重要文化財 工芸品）**

胴は黒塗小札総ゆるぎで、一面に大模様の正平革で包まれている。胸板・背板は金襴を張りリュウ金小縁で縁どっている。草摺は前後左右の4枚に分かれ、前後の2枚は最下部をさらに二つに割っている。このような4枚草摺は大鎧に用いるものであるが、大鎧の特徴である脇楯・逆板・綿嚙の障子板などは付いていない。引き合わせが右脇にあるところから見て普通の腹巻でもなく、草摺の形状から勿論胴丸とも言えない。おそらくもともとは大鎧であったものに、大幅な補修の手が加わって、今日のような形状になったものと考えられる。昔から藤崎宮の社宝とされていたため保存はよいが、何等の伝承もないため伝来その他は不明である。



腹巻大袖添足

りょうないめいしょうずかん  
**領内名勝図巻**（重要文化財 歴史資料）

「領内名勝図巻」は、肥後細川家の領内を中心に滝や山・海からの眺め、名所等を描いた全14巻からなる風景図で、寛政5年(1793)に完成した。14巻全ての長さを合計すると約400mにも及ぶ壮大な作品である。第8代熊本藩主細川<sup>なりしげ</sup>斉茲が矢部地方での狩りの際、千滝と五老ヶ滝に感動して御抱絵師の矢野良勝に写生を命じ、その出来映えに満足した斉茲が、他の大名たちに披露しようと、肥後国中の滝や美しい風景を良勝と衛藤良行に描かせたことが制作のきっかけである。雪舟の技法に習い、大胆な筆使いながら細かい部分も極めて写実的に描いており、江戸時代中期の熊本の風景を知る格好の資料となっている。さらに、藩主が他の大名に図巻を披露するために描かせたという史実からも貴重な歴史資料である。



領内名勝図巻  
 (公益財団法人永青文庫 所蔵)

### (3) 市指定文化財

#### 小泉八雲熊本旧居（有形文化財 建造物）

小泉八雲が熊本に来て最初に住んだ家で、当時は手取本町<sup>てとりほんちよう</sup>34番地、現在の鶴屋デパートの東端みずほ銀行のところにあり、家主は赤星氏であった。八雲が家主に特に注文して新調してもらった神棚は、現存している。八雲はこの家に1年間住んだのち、外坪井の家に移り、明治27年（1894）に神戸に去った。手取本町のこの家は昭和34年（1959）鶴屋に買収されて解体されることになったので、保存会が結成されて現在地に移されたものである。平成5年度から解体修理を行い、併せて本来の姿へ復原した。



小泉八雲熊本旧居

#### 豊岡の眼鏡橋（有形文化財 建造物）

石造眼鏡橋は、木葉川<sup>このは</sup>の支流中谷川に架かる両脚の支間11.2m、高さ4.4m、輪石<sup>わいし</sup>と輪石<sup>くさび</sup>を楔石<sup>いし</sup>で継いだ県内でも数少ない形式の単一アーチ橋である。上流側の要石には架橋に携わった庄屋等の名前、下流側の要石には架橋年「享和壬戌二年十月吉日」と刻字されており、享和2年（1802）に造られた県内最古の石橋といわれている。



豊岡の眼鏡橋

#### 尾跡地蔵講帳・恵美須祭礼帳・西之宮講帳（有形文化財 歴史資料）

地蔵講帳は文化7年（1810）、西之宮講帳は嘉永元年（1848）の各1年間、恵美須祭礼帳は安政元年（1854）から昭和30年代までの記録帳である。輪番製で祭礼をとりおこない各年の祭主が記録したもので、特に農業に関する事柄、天候、農作物の出来・不出来、価格、世情一般、事件の記録である。農民の書いた村の歴史である。



尾跡地蔵講帳・恵美須祭礼帳・西之宮講帳

**津波供養塔（有形文化財 歴史資料）**

寛政4年（1792）4月1日雲仙岳眉山うんぜんだけまゆやまの山崩れによる津波は有明海沿岸地方に甚大な被害を与えた。これは、翌年4月造立された宝篋印塔形ほうきょういんとうけいの供養塔で、願主は熊本市坪井泰陽禅寺第8世太釣円忠、石工は対岸の肥前永石昌豊である。



津波供養塔

**津波供養碑（有形文化財 歴史資料）**

- ① 船津巖島神社東参道入口にあったものを道路改良により現在地に移した。河内町にある供養碑4か所（6基）のうちの1基で寛政7年（1795）乙卯10月の建立である。
- ② この供養碑には、船津村、河内村、白浜村、近津村ちかつの四か村の罹災死者「人数765名」と刻まれ当時の被害の甚大さを偲ばせるものである。
- ③ 大きな自然石に寛政4年（1792）壬子4月朔日さくじつの紀年銘と銘文が刻まれている。



①



②



③

津波供養碑

**とみ お 富ノ尾古墳（史跡）**

直径10m、高さ3mの装飾古墳である。内部は安山岩の割石小口積の石室で、奥行3.14m、幅3m、高さ2.55mである。石室内には周囲に低い石障をめぐらし、屍床しししょうを区分する仕切石が残っている。羨道は現在僅か1mほどしか残っていない。当初は西壁面に円と三角の装飾があったと記録されている。昭和初期に国の仮指定となっていたが、第二次大戦中浮浪者が住みつき内部は荒廃した。その後昭和



（外観）



（内部）

富ノ尾古墳

39年（1964）に研究者の手が加えられたが、現在では僅かに赤の痕跡をとどめるにすぎない。この古墳群は、元は3基あったが、戦前と戦後に2基は破壊されてしまった。形式から見て6世紀前半のものと推定される。

### しじけん 四時軒跡（史跡）

横井小楠の旧居である。小楠は嘉永7年（1854）7月に兄時明が病死したので、家督をつぐことになった。彼は横井家の財政を立直すため、在宅願を出して安政2年（1855）に相撲町から沼山津に移転し、この家を四時軒と名づけ雅号を沼山と称した。その後小楠は安政5年（1859）に福井藩に招聘され、文久2年（1862）まで肥後と福井を往復したが、文久3年（1863）の刺客事件<sup>\*</sup>で武士の身分を取上げられ、沼山津に塾居させられた。彼は明治2年（1869）1月5日京都で暗殺され、沼山津在住は実質8年8か月であった。彼はこの地で家を増築し、私塾を開き多くの門弟を養成した。現在記念館のあるところがその塾と寮の跡である。私塾は早く解体されて消滅し、住居も明治期の火災で一部分しか残っていない。解体再建された建物の中12畳の座敷と4畳の板の間部分が旧来の四時軒である。



四時軒跡

※小楠が熊本藩江戸留守居役「吉田平之助」の家を訪れていた際に、三人の刺客に襲撃された。小楠は床の間に置いた刀を取ることができず、やむを得ず、福井藩邸へ走って刀を入手し、再び吉田宅に訪れたが、刺客はすでに逃亡していた。友人の吉田は負傷しており、後に死亡した。友人を見捨てて一人逃げたと勘違いされ、武士にあるまじき振る舞い（土道忘却）であるとして非難された。

### じんないはいじ 陳内廃寺跡（史跡）

熊本市城南町に位置し、現在は塔心礎のみが残る、県内最古奈良時代の寺院跡である。6種類の軒丸瓦<sup>のきまるがわら</sup>と3種類の軒平瓦<sup>のきたいらがわら</sup>が出土しており、中でも軒丸瓦と軒平瓦のセットは8世紀前葉に大宰府周辺や肥前国府など当時の政治的中心地の寺院や官衙<sup>かんが</sup>に使用されたものとほぼ同じ文様である。この文様の瓦の使用は限られており、太宰府から遠く離れた陳内廃寺が重要視されていたことがうかがえる。さらに陳内廃寺の南東には瓦を焼成した瓦窯があり、県内に瓦窯と寺院が近接して残存している例もなく、窯の残存状況も良好である。



陳内廃寺跡

(4) 主な国の登録有形文化財

**早野ビル**

大正13年（1924）の建築。建物は電  
車道に面していて、2・3階を通した  
窓廻りや、3～4階の窓廻りに大正期  
の特色が見られる。熊本で最初の貸し  
ビルと伝えられ、熊本工業学校を卒業  
した矢上信次の設計。3階建て一部4  
階建ての鉄筋コンクリート造り。



早野ビル

**九州学院高等学校講堂兼礼拝堂**

大正14年（1925）の建築。鉄筋コン  
クリート造りの建物で、設計者は、米  
国人の建築家ヴォーリズ。学校の設立  
者ブラウンを記念して建設された。

教会と同様、身廊（中央の細長い広  
間）の両側に側廊を設ける三身廊式の  
平面を持ち、白い人造石の柱型と黒モ  
ルタルの壁を対比させた正面の意匠  
に特徴がある。



九州学院高等学校講堂兼礼拝堂

**長崎次郎書店**

大正13年（1924）の建築。電車通り  
に面した中国風の美しい建造物で、熊  
本では歴史ある古い書店として知ら  
れている。設計は、東京帝国大学工科  
大学卒業の保岡勝也で、木造2階建、  
レンガ壁とし、2階の連続したアーチ  
や軒廻りの装飾等に特色がみられる。



長崎次郎書店

(5) 主な未指定文化財

**吉田松花堂**

明治11年(1878)の建築。新町周辺は、明治10年(1877)西南戦争によってほとんどの建物が焼失し、城下町としての景観を失っていた。この建物は、西南戦争直後に建築された熊本城下町に見られる最大級の町屋である。道路沿いには長い土塀や格式のある玄関が見られ、西側は町屋、東側は武家屋敷風に造られている。現在も肥後の諸毒消丸しよどくけしがんを製造販売する由緒ある商家である。



吉田松花堂

**木村家住宅**

江戸時代末期の建築(詳細不明)。木村家は、市内で数少ない在郷の武家屋敷であり、同家の先祖は加藤清正に随って肥後にきたとされ、細川家には明和7年(1770)に出仕し、在御家人となった。細川重賢が再興した犬追物の射場が田いぬおうもの迎村たむかえに移された際に、木村家は藩主の休息所となり、以後、犬追物催し方となったとされる。

建物は曲屋造まがりやづくりの茅葺屋根で、棟には瓦をのせ、屋根の裾は瓦を葺くが、他の部分は、かや葺(ちょんまげ屋根)という在御家人の屋敷の姿を昔のままに伝える貴重な建築物である。



木村家住宅

## 西村邸

大正6年（1917）の建築。明八橋側<sup>めいはちぼし</sup>の坪井川沿いにあり、南側の道路に面して倉庫が設けられ、北側の坪井川に面して住宅が建てられている。住宅は木造2階建てで住宅内部の床、壁、天井に数寄屋風の意匠が使われている。また元は油商であったためか、敷地の東西の煉瓦造の防火壁に特徴があり、特に東側は2階建ての海岸に合わせた煉瓦壁となっている。



西村邸

## 文安元年の六地藏石幢

中世になると全国的に地藏信仰が盛んになり、そのなかで六角柱の石幢の各面に地藏を掘り込んだ六地藏石幢<sup>せきどう</sup>が成立し、九州を中心に全国に展開する。熊本市域には全国的に見ても特に密集して分布しており、本市を代表する石造物の形態といえる。中でも六地藏石幢は年号（文安元年（1444））が明瞭に確認できるもののなかでは県内最古級であり、その形態も六地藏石幢成立初期の形態を留めており、総高は約370cmと大型で、龕部の彫刻も良好に残っており、市内の六地藏石幢のなかで特筆すべきものである。熊本地震により破損するなどの被害が出たが、修復され、現在は熊本博物館の敷地内に移設された。

六地藏石幢  
（熊本博物館移設後）

## 立福寺の米おし<sup>りゅうふくじ</sup>

立福寺の上の氏子約40戸が祭祀する伊佐那岐神社<sup>いさなぎ</sup>の祭礼（10月15日）に伴う行事で、五穀豊穰の感謝を表すものと伝わる。米おしに使用される米は祭りの前日にふかし、注連縄<sup>しめなわ</sup>を張った桶の中に入れる。上半身裸の若者たちが拝殿に集まり、桶を取り囲んでいっせいに桶を引き寄せ



立福寺の米おし

出典：『北部町史』

## 第1章 熊本市の歴史的風致の背景

て中の米を掴んで撒き散らす。これを3回繰り返す。米おしの後には神楽が奉納される。

### おあとじゅうぜんじがく 尾跡十禅寺楽

市内周辺には「楽」を奉納する地区が点在する。河内町尾跡地区に約200年前から伝わるとされる「十禅寺楽」は、雨乞い行事の一つとして行われてきた。9月20日前後に行われる。かつては、太鼓、笛、三味線に合わせて列をなした踊り手が行進し、行列の中に白狐像が登場するのが特徴で、これは雨を乞う子狐が親狐に会いに行くという説に基づく（白狐像は尾跡公民館に安置されている）。現在は、公民館の白狐像前で奉納している。

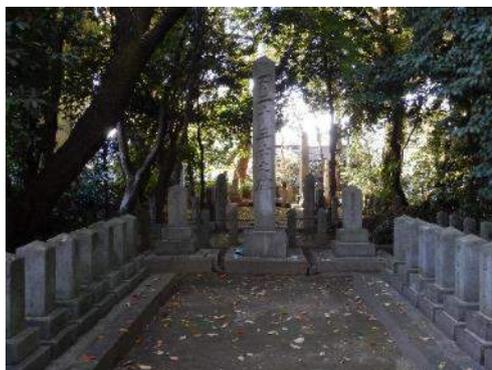


尾跡十禅寺楽

出典：『河内町史』

### しんぷうれん 神風連墓地

熊本市中央区黒髪には、肥後勤王党（尊王攘夷）の育ての親である幕末の思想家林桜園や肥後勤皇党の志士、神風連の変で倒れた人々を祀る桜山神社がある。この神社の正面には志士たちの供養塔123基が整然と並び、奥には林桜園の墓がある。神風連は政府に対する反乱と捉えられており鎮魂の場などが正式に存在しなかったが、肥後勤王党や神風連の遺族によって明治18年（1885）に墓所が整備されるにいたった。大正時代には一部の志士に贈位ぞうい\*がなされ、名誉を回復するにいたっている。



神風連墓地

\*贈位は、生前に功績を挙げた者に対して、没後に位階を贈る制度であり、熊本の士族太田黒伴雄、加屋霽堅かや はるみに正五位が贈られた。

しずめ  
沈目遺跡

本市では東区石の本遺跡や南区城南町の沈目遺跡、北区硯川遺跡などで始良丹あいらたん沢火山灰ざわ かざんばい（約2万6千年～2万9千年前）の下層から石器が出土しており、3万年以上前の貴重な遺跡である。特に沈目遺跡から出土した石器は大振りで加工が大きいなどの特徴を有し、より古い時代の要素を留めている可能性もある。沈目遺跡は熊本市域での人類活動を確認できる最古級の資料であり、熊本の歴史を理解するうえで欠かすことの出来ない遺跡である。



沈目石器

(6) 工芸品、料理等

① 伝統工芸品

ひごぞうがん  
肥後象嵌

約400年前、鉄砲の銃身や刀の鍔つばに象嵌を施したことが始まりと言われている。地鉄に、金・銀をはめ込み、さまざまな模様を描き出す。地鉄そのものの美しさを尊重し、派手さをおさえた上品で奥ゆかしい作風が特徴である。現在ではペンダントやネクタイピンなどの装飾品を中心に制作されている。また、国の伝統工芸品に指定されている。



かわしり はもの  
川尻刃物

川尻刃物は、室町時代の刀鍛冶（刀剣、特に日本刀を作る職人）で薩摩から肥後に来たなみのひらゆきやす波平行安が起源とされる。現在では、包丁などの刃物が中心となっている。地金と呼ばれる極軟鉄に良質の鋼はがねを挟み込み、手打で鍛え上げる。この「割込み鍛造」と呼ばれる技法で鍛造された刃物は、炉で1100～1200℃に加熱、鍛接して仕上げられる。切れ味、耐久性に優れ、重厚な美しさが特徴である。



おばけの金太

加藤清正が熊本城を築いているころ、おもしろい顔をして人を笑わせる「おどけの金太」と呼ばれる人気者の足軽がいた。今から160年ほど前に、人形師の西陣屋彦七が金太の伝説をもとに作られたカラクリ人形で、ヒモを引くと舌を出して目玉がひっくり返り、皆を驚かせる。後に「おばけの金太」と呼ばれるようになった。



### 肥後てまり

江戸時代にお城の奥女中たちが作り始めたものが各地の城下町に伝わり、肥後の女性にも代々受け継がれてきた。

へちまを芯に、フランス刺繍の糸で複雑な模様を施している。

昭和43年（1968）肥後てまり同好会ができ、技術が伝承されている。



### 肥後まり

江戸時代の中ごろ、木綿が庶民の手に入りやすくなると、手まりは城下町で盛んに作られるようになり、お正月の玩具や雛祭りの飾りとして使われた。

もみがらを芯に、天然の植物染料で染めた木綿糸で、13種の伝統の柄を配色の変化で手がかりして作られている。



### 肥後こま

江戸時代に武家の子弟の遊びであったものが、明治時代になって広く庶民の間に広まり、縁起物、土産品としても親しまれてきた。

形は12種類もあり、それぞれの形にトンボ、チョンカケ、ヒネリダルマなどの名前がある。肥後こまに塗られている色は、赤は心臓、黄は肝臓、緑は腎臓、黒はすい臓、無色は肺と、身体の五臓を表し、健康長寿への願いが込められている。



## ② 郷土料理・菓子・酒

### 馬肉料理

熊本県は馬肉の生産量が全国で1位であり、馬肉は熊本の郷土料理に欠かせない食材のひとつである。定番の「馬刺し」以外にも、鍋や寿司、焼き物などと豊富なメニューで提供されている。

加藤清正が食し始めたのが「馬肉文化」の始まりと言われている。また、馬肉には解熱作用があるとされ、高熱の治療薬として使用されたとも言われている。



### 辛子蓮根（辛子レンコン）

蓮根の穴に辛子味噌を詰め、衣をつけて油で揚げた料理である。

病弱だった初代熊本藩主忠利公のために、水前寺の玄宅和尚が料理人たちに滋養強壮に良い料理を考案させて作ったのがはじまりと言われている。また、輪切りにした蓮根の断面が細川家の家紋と似ていたので、門外不出の料理とされたという言い伝えもある。



### 一文字グルグル（ひともじグルグル）

ひともじ（ネギの一種）をさっと茹でて冷まし、白根を軸にぐるぐると巻きつけたものを酢味噌で食べる料理である。

江戸時代の倹約令がきっかけとなり生まれた料理と言われている。特に酒肴は贅沢品とされていたので、手に入りやすかった身近なネギを使ったものとして考案されたようである。



## だご汁（だごじる・だごじゅる）

“だご”とは熊本弁で“団子”のことである。だご汁は、小麦粉を練った生地を平たい団子状にして、白菜、大根、人参などの季節の野菜や肉類と共に煮立てて味噌や醤油で味を調えた料理である。農作業に忙しい農家の人々が食事の手間と時間を節約でき、気軽に食べられるうえに腹持ちが良いという利点から生まれた。各地方や家庭で独自の具や味付けが施される。



## いきなり団子（いきなりだんご）

輪切りにしたサツマイモと餡（小豆あん）を、餅（ねりもち）または小麦粉を練って平たく伸ばした生地で包んで蒸したお菓子。昔から一般家庭でも作られ続けている伝統的なお菓子で、名称の由来は、短時間で「いきなり」作れるという意味と、来客がいきなり来てもいきなり出せる菓子、また「簡単に作れる団子」の意など諸説はさまざまある。



## 赤酒（あかざけ）

正月の祝いの膳に欠かせないお屠蘇とそは、熊本では赤酒を使う家庭が多い。濃厚な褐色であることから赤酒と呼ばれる。その製法により灰持酒あくもちざけとも言われ、もろみを搾る前に「木灰」を入れることが特徴である。赤酒は、加藤清正が朝鮮から製法を伝えたという説があるが、製法からみると18世紀に全国的に有名だった伊丹酒いたみざけの仕込み配合と同じだという。細川藩が赤酒を「御国酒おくにざけ」として保護したために、明治時代までは、熊本では酒といえば赤酒だった。



## 第2章 熊本市の維持向上すべき歴史的風致

歴史まちづくり法第1条で定義される歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」である。そのため、次の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件といえる。

- ①：地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること
- ②：①の活動が、歴史的価値の高い建造物とその周辺で行われていること
- ③：①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること

本市では、熊本城を中心とした市街地や山、平地において、信仰、生業、文化とともに形成された風習、行事が広く分布し、歴史的価値の高い建造物等とともに、歴史的風致を形成している。

17世紀初めに加藤清正が整備した熊本城の城下町である新町・古町は、江戸時代の町割を残したまま、明治・大正時代に建造された歴史ある建造物が点在している。その町並みを背景に江戸時代から続く藤崎八幡宮の祭礼の行列が練り歩き、鐘や太鼓の祭りの音が響き渡るなど、熊本城下一帯が祭礼の雰囲気にも包まれ、良好な市街地環境を形成している。また、「一町一寺」という城下町特有の町割りが残る古町は、白梅天満宮の例大祭の大根を食す伝統行事が受け継がれるとともに、北岡神社から古町、二本木神社まで祭礼の行列が練り歩き、良好な市街地環境を形成している。

池上地区は、龍伝説とそれにまつわる池辺寺跡の遺跡や建物とともに、池辺寺の後身である追弔会やしめ縄づくりなどの風習が残っており、良好な環境を形成している。

松尾町は、海賊を火で追い払ったという伝承から、近津鹿島神社の「火ノ神祭り」や、平山神社の「火焚き神事」が平山神楽などとともに継承され、良好な環境を形成している。

木原地区は、平安時代から加藤・細川期、現代を通して崇敬される六殿神社が中心となり、五穀豊穰を願う六殿神社秋季例大祭は、村廻りの行列をはじめとし、その形式は大きく改変されることなく受け継がれ、良好な環境を形成している。

川尻地区は、かつて河港町として栄えた地域であり、史跡熊本藩川尻米蔵跡

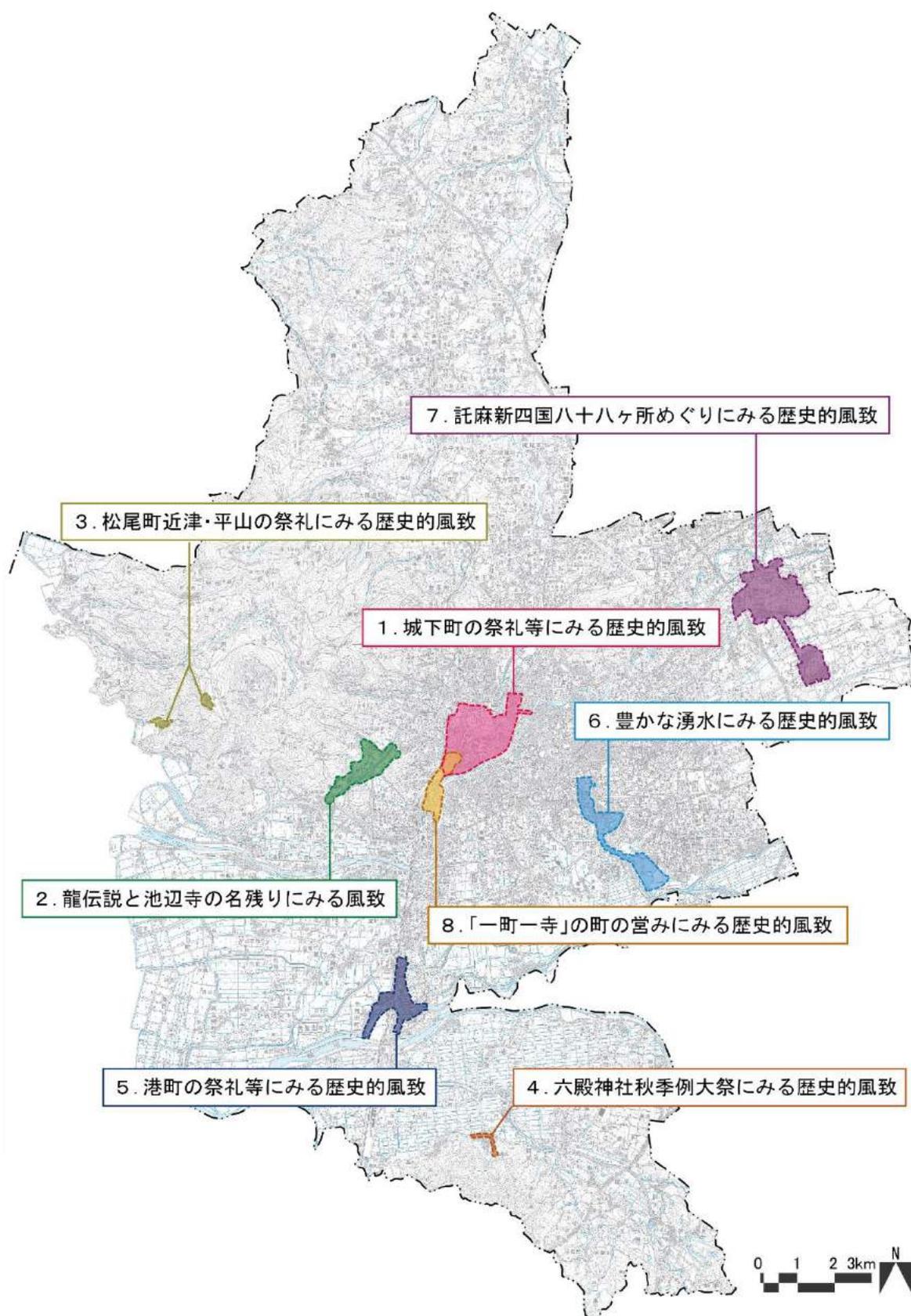
をはじめとして、江戸時代の町筋や土蔵造りの商家、町屋が群として残されている。その町並みを背景に河尻神宮秋季大祭や精霊流しなどの伝統行事が続けられており、良好な環境を形成している。

水前寺・江津湖周辺は、豊富な湧水に恵まれた風光明媚な場所であり、江戸時代から武士や一般庶民の行楽地として親しまれ、湖畔には藩の御茶屋や藩主別邸が建てられた。現在も、出水神社能楽殿の薪能や、江津湖での舟遊び、水前寺もやしの栽培、水神信仰など、湧水の恵みに育まれた文化が受け継がれ、良好な環境を形成している。

託麻三山周辺を巡る託麻新四国八十八ヶ所めぐりは、地元住民が一丸となって開いた霊場であり、住民の手により活動が継承され、豊かな自然環境と社寺などの歴史的建造物とともに札所が残され、良好な環境を形成している。

以上のことから、本市が維持向上すべき歴史的風致は、次の8つに整理することとした。

- 1 城下町の祭礼等にみる歴史的風致
- 2 龍伝説と池辺寺の名残りにみる歴史的風致
- 3 松尾町近津・平山の祭礼にみる歴史的風致
- 4 六殿神社秋季例大祭にみる歴史的風致
- 5 港町の祭礼等にみる歴史的風致
- 6 豊かな湧水にみる歴史的風致
- 7 託麻新四国八十八ヶ所めぐりにみる歴史的風致
- 8 「一町一寺」の町の営みにみる歴史的風致



熊本市の歴史的風致

## 1. 城下町の祭礼等に見る歴史的風致

## (1) はじめに

新町<sup>しんまち</sup>は熊本市中心部の熊本城の南西、城と坪井川<sup>つぼい がわ</sup>の間に位置し、古町<sup>ふるまち</sup>はその南側で坪井川と白川<sup>しらかわ</sup>の間に位置する。この新町・古町は加藤清正<sup>かとうきよまさ</sup>の熊本城築城の際に城下町として整備されたものである。清正は坪井川を改修して水堀とすることで南西側からの防備とするとともに、舟運として利用することで町人町・商人町である新町・古町発展の基礎とした。

現在もその特徴的な町割や地名を残している。江戸時代の建物は明治10年(1877)の西南戦争により焼失してしまったものの、その後、明治時代から昭和初期に建築された歴史的建造物が江戸時代の町割りの中に点在し、特徴的な景観をつくりだしている。

新町の北側、旧熊本城域西端の藤崎台<sup>ふじさきだい</sup>(現藤崎台野球場周辺)にかつて藤崎八幡宮があった。西南戦争による焼失後現在地へ移転したが、新町は熊本城内に藤崎八幡宮があった時期から藤崎八幡宮の祭礼と深い関わりを持ち続けている。加藤清正によって再興された藤崎八幡宮の神幸行列<sup>しんこう</sup>において、新町が獅子舞を奉納し、それ以降現在も藤崎八幡宮の例大祭において奉納が続けられている。藤崎八幡宮が現在地に移転したあと、明治17年(1884)に御旅所<sup>おたびしょ</sup>が新町に設けられ、城下町であった新町・古町は例大祭における神幸行列の道中となっている。

このように、熊本城下に形成された城下町と歴史ある建造物、熊本城を築いた加藤清正が再興したと伝えられる祭りが一体となっており、熊本の秋の風物詩として親しまれている。



「熊本之図」(熊本博物館寄託)

## (2) 歴史的風致を形成する建造物

## ① 藤崎八幡宮の例大祭に関わる建造物

## ア 藤崎八幡宮

藤崎八幡宮は、石清水八幡大神を茶臼山（現在の藤崎台球場）に勧請したことに始まる。

南北朝期や戦国期には陣営や戦場となって荒廃し、社領のほとんどを失ったが、加藤清正によって寄進や放生会の神幸行列の再興がなされたと伝えられている。加藤家の改易後、細川家も引き続き寄進をしており、城下の総鎮守として



藤崎八幡宮 鳥居と楼門

て信仰された。明治10年（1877）の西南戦争で焼失し、現在地の井川淵町に移転した。現在の諸社殿は昭和11年（1936）に鎮座1,000年を期して造営されたものであることが昭和10年（1935）4月22日の九州日日新聞の記事から分かる。記事によると、前年の昭和9年（1934）より本殿の修理及び申殿の新築に着手し、9割ほど進捗。翌10年は拝殿の改築に着手する予定と記載されている。昭和10年12月17日の記事には拝殿の上棟式の様子が記されており、その後幾度か改修し、現在に至っている。

## イ 藤崎八幡宮例大祭御旅所（能楽殿）

江戸時代、御旅所は藤崎八幡宮の本社（現在の藤崎台）から西に延びる段山の突端近くにあり、この御旅所（旧御旅所）まで神幸行列が行われていた。

西南戦争による焼失で藤崎八幡宮が移転した際、御旅所も現在地に移転した。

地元の古老によると、昭和初期頃には、御旅所に能楽殿が建てられていたとい



御旅所 能楽殿

うことだが、確認できる記録としては、昭和22年（1947）11月1日に撮られた航空写真が一番古いものとなる。神幸行列における藤崎八幡宮から御旅所までの行程（朝随兵、P.90参照）が到着後、ここで金春流・喜多流の能が奉納される。

## ②熊本城

熊本城は17世紀初頭に加藤清正によって築城されており、慶長10年（1605）頃の『慶長<sup>けいちょう</sup>国絵図<sup>くにえず</sup>』にすでにその名前が見え、その後の文献や絵図等膨大な関連資料が残されている。

熊本城には、最盛期には櫓<sup>やぐら</sup>49、櫓門18、城門29がそびえていたが、明治10年（1877）の西南戦争直前の火災により大小天守や本丸御殿を焼失し、そのうち13棟が現存する。昭和8年（1933）1月23日に国宝に指定され、昭和25年（1950）の文化財保護法制定後は重要文化財となった。13棟のうち、三層五階の宇土櫓は天正期の特色を残し、天守閣と良い対照をなしている。

大小天守閣は昭和35年（1960）に外観復元された建物である。平成28年熊本地震により大きな被害を受け、現在復旧が行われている。



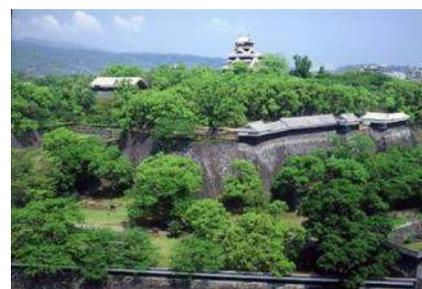
宇土櫓



大小天守閣

## ③特別史跡熊本城跡

加藤清正が、茶臼山<sup>かとうきよまさ</sup>全体を取込んで建設した近世城である。着工の時期は、通説では慶長6年（1601）とされ、同12年（1607）に完成したと伝えられているが、天正年間（1573～1592）に既に着工されていたという説もある。城域は、周囲5.3km、面積98ha、坪井川と井芹川<sup>いせり</sup>を内堀に見立て、白川を南方外郭の外堀としている。



熊本城跡（特別史跡）

加藤氏から細川氏を経て明治維新を迎え、廃藩後鎮西鎮台<sup>ちんぜいちんだい</sup>に引き継がれた。西南戦争では薩軍の猛攻を受けながら一步も城内に入れず、築城の巧みさを実戦で証明した。現在も石垣・堀はよく旧状を残している。

昭和8年に国の史跡に指定され、以来指定地域を拡げてきたが、昭和30年に特別史跡に格上げされた。熊本地震では、石垣の約3割に崩落や緩みの被害が

あったほか、全ての建造物で瓦の落下や壁の剥落があり、今後 20 年かけて復旧する予定となっている。

#### ④町屋建物などの歴史的建造物

##### ア 吉田松花堂

主屋の棟札によると、吉田松花堂は西南戦争直後の明治11年（1878）の建築。約190年の歴史がある「諸毒消丸薬」が現在もここで製造・販売されている。道路沿いに長い土塀や格式のある玄関があり、西側は町屋で東側は武家屋敷風の造りとなっている。内部は非公開であるが道路沿いに「諸毒消丸」の大きな看板があり、この通り一帯のランドマークとなっている。



吉田松花堂

##### イ 長崎次郎書店

長崎次郎書店は明治7年（1874）創業の書店で、当初建物は明治10年（1877）の西南戦争で焼失。現在の建物はその後再建されたものであるが、再建時の棟札等は残されていない。登記簿には「明治四拾五年式月式拾六日受付」と記載があり、このことから少なくともそのときまでに再建された建物である。平成10年（1998）に国の登録有形文化財に登録され、現在も書店として使われている。色使いや模様（中国風）が特徴的で、ファサード（建築物の正面部分）は、三菱合資会社長崎支店唐津出張所（佐賀県指定重要文化財）などを手がけた保岡勝也のデザインである。店舗の前を通過する市電と合わせて、多くの市民にとって熊本の原風景となっている。

戦時中は新町獅子の諸道具を保管していたといわれる。



長崎次郎書店



熊本市電と長崎次郎書店

### ウ <sup>きよなが</sup> 清永本店

清永本店は旧薩摩街道で江戸時代から昭和初期にかけて熊本で最も賑やかな通りの一角である西唐人町<sup>にしとうじんまち</sup>に位置する。

清永家は宝歴年間（1760年代）から続く商家であり、建物が建てられたころは荒物商<sup>あらかもの</sup>であった。

主屋は間口約6間、奥行き14間木造2階建ての切妻造<sup>きりづまづくり</sup>で、中庭が設けられ、さらに奥に離れの座敷がみられ、この地区では最も大きな町家のひとつである。建物は西南戦争後に建てられ、棟札に明治11年と記されている。

平成28年（2016）熊本地震による被害を受け、復旧が行われている。



清永本店（熊本地震被災前）

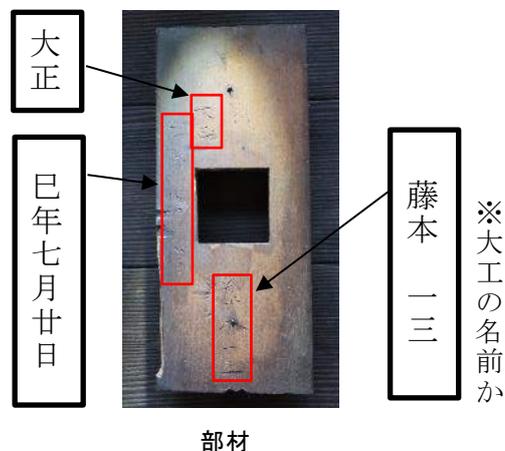
### エ 西村邸

西村邸は清永本店と同じく西唐人町に位置する。清永本店の清永家から分家し、油屋を営んでいたため、敷地東西の境界に沿ってレンガ造の防火壁が設けられている。敷地南側道路に面して2階建ての土蔵、中庭を挟んで主屋がある。主屋は間口5間半、奥行き9間の木造入母屋造で地上2階、地下1階建である。北側は坪井川に面しており、かつて舟運が盛んだったころ、地下で荷揚げをしていた。

建築年代については、平成28年（2016）熊本地震からの復旧工事の際、一時取り外した当初部材に「大正巳年（1917）七月廿（20）日」と刻まれており、大正6年（1917）に建築されたことが分かる。



西村邸



部材

オ ナチュラル&ハーモニック・ピュアリィ、塩胡椒

建物が3棟あり、西側の建物は古材を再使用し、平成に建てられたものである。登記簿に「明治貳拾八年九月九日登記」と記載がある中央の建物が一番古く「明治四拾参年拾壹月拾貳日受付」と記載がある東側の建物も、遅くとも明治の末には建てられていた。

中央と東側の2棟の建物は地下1階（後述の荷揚げの際に利用していたスペースの名残）、地上2階建切妻造で中央の建物が間口4間半奥行10間半、東側が間口5間奥行き10間の建物である。

建物北側に坪井川が流れ、かつては船着き場があり、地下で荷揚げをしていた。

現在は西側2棟がオーガニックの商品を扱う店舗及びレストラン、東側がフレンチ料理レストランとして活用されており、唐人町界隈の景観に無くてはならない建物である。



ナチュラル&ハーモニック・ピュアリィ  
明治28年（1895年）登記された中央の棟



塩胡椒  
明治43年（1910年）登記された東側の棟

カ ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）

この建物は、旧薩摩街道沿いの中唐人町に位置する。第一銀行熊本支店として全国の第一銀行の設計を手掛けた西村好<sup>にしむらよし</sup>時の設計で清水組（現清水建設）が施工したことが棟札の記載により判明し、清水建設の社史に大正8年（1919）5月竣工と記されている。大正8年5月27日の九州日日新聞の記事には前々日の25日に新築の披露がなされ、翌26日に営業を開始したとある。



ピーエス熊本センター

また、坪井川に面しているため地上2階地下1階建で連続するアーチ窓を用いており、石と煉瓦で仕上げた外観は美しく、地域のランドマークになっている。

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

建物は一時解体の危機にあったが、保存を願う市民の署名活動などもあり、ピーエス株式会社が購入した。平成13年（2001）に文化財的価値の保存を目指した改修を行い、「PSオランジュリ」という名称でオフィス兼ショールームとして開業した。

### キ 藤本邸

藤本邸は<sup>しんとりまち</sup>新鳥町通りに面する、西南戦争後に建てられた町家であり、登記簿にて、「明治参拾弍年弍月弍拾四日登記」の記載が確認できる。

主屋は間口5間半、奥行き9間の木造2階建、切妻造である。建築当初より米屋であったことから、道路に接する北側部分はすべて土間であり、開放的な立面である。



藤本邸

### ク <sup>とみしげ</sup>富重写真所

富重写真所は、明治3年（1870）に<sup>とみしげりへい</sup>富重利平が開業した写真所である。利平は、日本最初期の写真家・<sup>うえのひこま</sup>上野彦馬の門弟であり、西南戦争で焼失する前の熊本城の撮影や明治時代の風景や人物など数多くの貴重な写真を残した。明治9年（1876）に現在地に写真場を新築したが、翌年の西南戦争で写真場は焼失し、一時別の場所に仮店舗を設置し営業したのち、<sup>のぎちゆうさ</sup>乃木中佐が大金を与えて戦跡の写真撮影を依頼したことにより、現在地に間口4.5間奥行き7間の木造2階建ての写真場を再建することになった。

建築年代の根拠となるものは発見されていないが、明治10年（1877）の建築と言われており、現在もこの建物や当時の写真器材、撮影された多くの写真が残っている。明治20年（1887）に撮影された集合写真の背景に写真所が写っているものがこの建物の写真資料で一番古いものである。



富重写真所

写真場はスラント（斜めに傾斜がついていること）スタジオと呼ばれ、北

向き傾斜屋根の大きなガラス窓からの自然光で撮影を行っていた。

### ケ 大石蕎麦

大石蕎麦店は創業が江戸末期とも言われており、建物の中心部分は江戸末期に建てられたもので西南戦争時も無事であったと伝えられている。建物は間口2間半奥行き10間半の木造2階建て切妻造である。明治期と昭和10年（1935）に増築を行い現在に至る。詳しい記録は残されていないが、昭和37年（1962）8月27日に撮影された航空写真において、建物の屋根が確認できる。



大石蕎麦

なお、現在は廃業している。

### コ 早川倉庫

この建物を建てた岡崎家は米屋町周辺において酒店、醸造場を営む地主であり、近代の熊本で政治・商業界において多大な功績を残した家である。西南戦争の復興のなか、岡崎酒店酒類醸造場として建てられた2棟の建物のうち、東側の建物は梁間6間、桁行10間の土蔵造であり、



早川倉庫

棟札に明治11年（1878）3月新造と記されている。西側の建物も同規模の土蔵造であり、棟札に明治13年（1880）9月新造と記されている。現在早川倉庫として倉庫業、イベントスペースとして多くの人が訪れている。

### サ 明八橋

元は慶長年間に架けられた新三丁目橋という木板橋であったが、明治8年（1875）に石橋（眼鏡橋）に架け替えられ、明八橋と呼ばれるようになった。明治13年（1880）に作製された「熊本全図」にその名前が見える。平成2年（1990）に下流に新しい橋が架橋され、明八橋は歩行者等専用橋として保

存されることになり、現在に至る。石工は橋本勘五郎で、ほかに、ともに国の重要文化財である<sup>はしとかん ごろう</sup>霊台橋<sup>れいだいきょう</sup>（熊本県下益城郡美里町）や<sup>つうじゅんきょう</sup>通潤橋（熊本県上益城郡山都町）、また宮内省に勤めていた際には、万世橋（東京都千代田区神田町）や浅草橋（東京都台東区浅草町）などを手掛けた。



明八橋

### シ <sup>の だいちべえ</sup>野田市兵衛商店

この建物は西南戦争後に熊本に移って馬具商から始まり、現在は様々な事業を展開している野田市兵衛商店の本店であり、商店が明治40年(1907)に醤油醸造部門を現在地に移す際、醸造場として建てられたものである。現在の外壁は白漆喰であるが建設当初は黒漆喰であったという。



野田市兵衛商店

商店が所蔵している大正5年(1916)に撮影された写真に黒漆喰の本社が写っている。

建物北側の市電開通に際して、大正13年(1924)前後に軌道敷設工事による道路拡幅に伴って後方<sup>ひきや</sup>へ曳家が行われている。

### ス 早野ビル

早野ビルは鉄筋コンクリート造4階建延べ床面積710㎡で、大正13年(1924)5月14日の九州新聞の見出しには熊本最初のビルディングと謳われ、13日に上棟式が行われたことが記事になっている。また、熊本で最初の貸し事務所と言われている。



早野ビル

建物はL字型の平面で1階には住宅部分と貸店舗が2室、2階から4階までは計17室の貸事務室がある。外壁面はモルタルと擬石塗で仕上げられており、市電の開通とほぼ同時期であったことから、それまでの古い町並みの中で電車と並び、近代の熊本の顔として

偉観を呈する建物であった。現在も貸し事務所として使用されている。

### セ 旧住友銀行熊本支店

建物は大正から昭和にかけて坪井川の水運により経済発展を遂げ、熊本市の金融街であった界限の一角にある。昭和9年(1934)に建設された鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て、延べ面積が480.27坪の建物である。昭和9年(1934)12月5日の九州新聞に新築披露式が4日から3日間にかけて2千数百名を招待して執り行われることが書かれている。



旧住友銀行熊本支店

正面のロマネスク風の三連アーチとそれを支える4本の疑似コリント式の円柱が特徴的な外観である。設計者は住友ビルディング、大阪証券取引所を設計した長谷部竹腰建築事務所(現日建設計)施工は大倉土木(現大成建設)である。

平成30年(2018)1月15日に三井住友銀行熊本支店が移転するまで銀行として使用されていたが、建物の容姿を損なわないことを条件として売却され、新しい活用が期待されている。

## (3) 歴史的風致を形成する活動

### 藤崎八幡宮例大祭

#### ① 藤崎八幡宮例大祭の概要

放生会に起源をもち、江戸時代にはこの呼称が多く使われていた。江戸時代には、藤崎八幡宮の西側、段山の御旅所(旧御旅所)までの神幸行列と、近くの祓川(現在は流路が変更されている)で放生会が行われていた。明治時代に入ってから、神仏分離令により仏教行事が廃止されたため、放生会も廃止となった。



放生会の様子(「熊本年中行事図絵」明治時代初期)

明治10年（1877）の西南戦争により、藤崎八幡宮が焼失し移転、段山にあった御旅所も現在地に移転した。移転に伴い神幸行列の行程の変更などがあったが、現在も毎年9月中旬に各種奉納が続けられている。

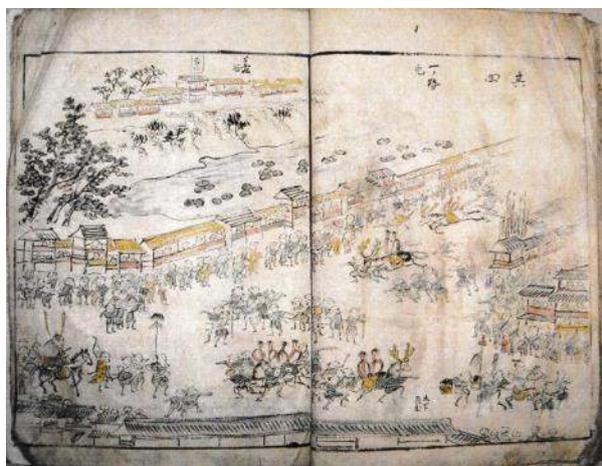
現在、例大祭のメインイベントとなっている神幸行列は、南北朝期以降藤崎八幡宮が衰退したことから開催が難しくなっていたが、加藤清正が朝鮮出兵から無事帰ることができた報恩<sup>ほうおん</sup>として再興したものと伝えられる。神幸行列では、藤崎八幡宮から新町の御旅所まで、現在の繁華街や旧城下の新町・古町などの歴史的建造物を背景に練り歩きながら往復する。神幸行列の目的地となる御旅所には能楽殿があり、ここで能が奉納されるほか、藤崎八幡宮の境内などで神楽<sup>かぐら</sup>・献茶・日本舞踊・いけばななどさまざまな奉納が行われる。

神幸行列に加わる「随兵<sup>ずいびょう</sup>」は、加藤清正が自ら百騎の武者を連れて神幸に随行したことが始まりと言われている（『加藤家伝 奇の書』明治13年（1880））。例大祭の神幸を見に行くことを「随兵を見に行く」といい、祭りのことを随兵で代弁することもある。また、随兵は熊本独特の季節の言葉「随兵寒合<sup>ずいびょうがん や</sup>」（藤崎八幡宮例大祭の前後から朝夕めっきり冷え込んでくること）にも用いられており、熊本の秋の風物詩として地域に深く根付いている。行列の最後には特徴的な飾りをつけた「飾馬<sup>かざりうま</sup>」が続き、勢子<sup>せこ</sup>（馬<sup>ぎよ</sup>を御し、囃<sup>はや</sup>す人）が馬を追い立てる「馬追い」も有名である。

藤崎八幡宮の例大祭は、多くの地域住民や奉納団体が参加する、熊本を代表する祭りの一つとなっている。

### ②江戸時代の例大祭

江戸時代初期に著された『歳序<sup>さいじょ</sup>雑話<sup>ざつわ</sup>』や明治時代初期の「熊本年中行事図絵」によると、祭りの名称が「放生会」であったこと、現在と同様に馬追いや随兵、能が行われていたこと、祭りの煌びやかな様子がわかるほか、棧敷<sup>さじき</sup>などが設けられて多くの人々が見物に来ていたことが伺える。



馬追いの様子（「熊本年中行事図絵」）

### ③現在の例大祭

## ア 祭りの奉納

祭りの主体は藤崎八幡宮で、その他常務総代・総代・専門役員などが運営に加わる。その他、参加団体は以下の通りである。なお、奉納日時は平成30年（2018）例大祭の日程である。

### a 獅子舞

#### 概要

獅子舞の奉納は、江戸時代から続いており、江戸時代中～後期作成とされる絵図（「藤崎八幡宮祭礼絵巻」）や明治時代初期の「熊本年中行事図絵」にも描かれている。この奉納は、加藤清正が朝鮮出兵から無事帰還することができた報恩として藤崎八幡宮の神幸行列を再興した際、新町が獅子舞を奉納したものが始まりと伝えられる。舞は歌舞伎調の優美ななかにも豪華で格調高く、珍しい神事芸能とされており、熊本市の無形民俗文化財に指定されている。獅子は赤獅子（雄）と黄獅子（雌）の二頭で舞い、例大祭ではお祓いを受ける「<sup>かざりおろし</sup>飾卸」のあと、拝殿前で「<sup>てんぱい</sup>天拝」と「<sup>ぼたんまい</sup>牡丹の舞」が披露される。中でも「天拝」は年に一度、例大祭のためだけに舞われる特別なものである。「牡丹の舞」は明治時代に歌舞伎役者が来た際に地元に伝授されたものだと伝えられ、大きな牡丹の<sup>はなぐるま</sup>花車に戯れながら舞う。例大祭最終日の神幸行列では、花車とともに行列に加わり、御旅所まで練り歩く。獅子の後方には頭に大きな張子の花を飾り色鮮やかな唐人服を着た子どもや、多くの<sup>せこ</sup>勢子が連なり、華やかな行列となる。



獅子舞の様子（「熊本年中行事図絵」）



新町獅子舞「天拝」

## 伝統的工芸品の技法

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

獅子舞に使われる獅子頭は、熊本県の伝統的工芸品である「おばけの金太」を製作する厚賀<sup>あつが</sup>氏が代々製作や修理に携わっており、「おばけの金太」同様張子の技法で作られている。張子製の獅子頭は、明治時代初めに熊本にきた歌舞伎役者から獅子舞を伝授された際、6代目が木製ではなく張子製の獅子頭を製作したものと伝えられる。昭和40年（1965）ごろに撮影された写真に9代目厚賀新氏作成の獅子が写っており、遅くともこの時期までは厚賀氏による獅子頭製作をさかのぼることができる。

現在の獅子頭は、昭和34年（1959）に製作されたといわれる木型を基に、10代目の厚賀新八郎氏によって平成26年（2014）に新調されたものである。獅子とともに神幸行列に加わる唐人服の子どもの頭を飾る花や、牡丹の舞で使われる花車の牡丹の花も厚賀人形店で製作・修理されており、伝統的工芸品の技術が現在も獅子舞を支えている。



昭和40年頃の獅子



牡丹の花車と獅子

### b 神楽<sup>かぐら</sup>

肥後神楽は球磨<sup>くま</sup>郡を除く全県下に広く伝承しており、県重要無形民俗文化財に指定されている。現行の神楽がいつごろ成立したかは明らかではないが、遅くとも18世紀前半には行われていたのではないかとされている。昭和16年（1941）に神職による保存会が結成され、現在は熊本市内などの神職に伝承されている。



神楽の奉納

藤崎八幡宮の例大祭において奉納される神楽は、「藤崎宮祭次第書上」（寛永10年（1633）で「神楽屋」（神楽を舞うための建物）の記述があることから、この時期にはすでに始まっていたとみられる。「真栄木<sup>まさかき</sup>」・「剣弓<sup>けんきゆう</sup>」・「二剣<sup>にけん</sup>」などからなる十二座で構成され、清楚で簡潔な趣の舞である。鈴を右手に持ち、左手には<sup>さかき</sup>櫛や<sup>ちようへい</sup>剣や弓や長幣などをもち、一人か二人か四人で舞う。

神楽殿における奉納のほか、<sup>けんぺいさい</sup>献幣祭では拝殿前で奉納される。

c <sup>まちほこ</sup>町鉾

町鉾の奉納は寛永10年（1633）の記録（「藤崎宮祭次第書上」）で確認でき、この時期にはすでに始まっていたとみられる。江戸時代後期や明治時代初期作成の絵図にもあり、明治時代以降も数十基が奉納されていた。鉾の数が次第に減少し、平成7年（1995）以降一時休止したこともあったが、現在は再開している。現在の町鉾は、江戸時代の絵巻を基に製作されており、平成30年（2018）例大祭では町鉾3基、武者首鉾2本が奉納され、神幸行列で練り歩いた。



町鉾の飾卸

写真は、例大祭の第一日目に拝殿までの広場で行われる<sup>かざりおろし</sup>飾卸（お祓いを受けること）の様子。

d 献茶

献茶は、第二日目に拝殿内で行われる。藤崎宮ならびに茶道肥後古流関係者によると、昭和45年（1970）の例大祭から奉納されるようになり、当時の氏子総代と茶道肥後古流・<sup>ひごこりゅう</sup>的々<sup>てきてき</sup>社の武田氏との縁から奉納されるようになった。肥後古流とは、肥後藩で伝承された茶道の流派の一つで、茶道を大成した千利休の流儀をそのまま伝えていとされる。



奉納献茶

e 飾馬

飾馬の奉納も「藤崎宮祭次第書上」に見られる。飾馬は特徴的な飾り物をつけた馬のことで、町内会や学校の同窓会などが奉納して勢子と共に神幸行列に加わる、神幸行列最大の呼び物である。江戸時代は10頭前後の参加であったが、現在は多くの団体が参加する。飾馬の周りには一団体あたり200人ほどの勢子がついて「ドウカイ、ドウカイ」と掛け声を上げ、非常に賑やかである。



飾馬

祭りへの参加団体数では飾馬が最も多く、平成30年（2018）は企業や学校の同窓会など70団体が奉納し、約15,000人の勢子が参加した。

平成30年（2018）例大祭 飾馬参加団体

1	鳥居基	2	水道町	3	建吉組	4	桜會	5	熊城会
6	熊本隼大	7	こ粋連	8	望星会	9	本山流會	10	知友會
11	剛友會	12	愛好会	13	高麗門	14	風神會	15	なみあし會
16	光龍會	17	肥後睦	18	颯爽會	19	同志会	20	西峰會
21	絆	22	肥後葵會	23	北辰會	24	馬道會	25	東雲會
26	熊工會	27	熊花会	28	京陵會	29	JR 燕會	30	一新会
31	江原会	32	若藤會	33	龍誠会	34	竜胆会	35	NTT 会
36	上通会	37	託東會	38	肥後一會	39	蛇の目會	40	雅會
41	九学会	42	椿會	43	悠神會	44	下通会	45	熊本凌
46	肥後眞會	47	誠友會	48	翔青會	49	西連會	50	同心會
51	最好會	52	道乃會	53	紫紺会	54	みゆき会	55	不知火会
56	め組會	57	慶徳会	58	二本木会	59	よ組會	60	北勢会
61	武蔵連合會	62	横山會	63	若獅子會	64	清城会	65	市組
66	祭郷会	67	誠真会	68	幸友會	69	青嵐會	70	一心会

f 日本舞踊

藤間楨珠社中ふじまていじゆしやちゆうによる日本舞踊の奉納は、例大祭第三日目に藤崎八幡宮敷地内の能舞台で行なわれた。平成30年（2018）には18曲が奉納された。

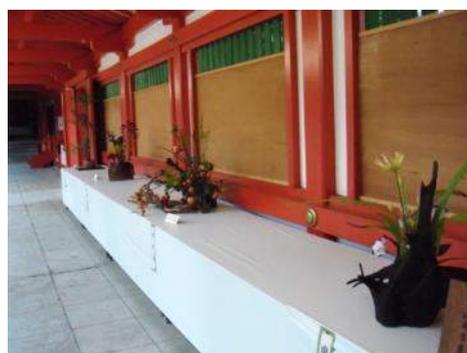
日本舞踊の奉納がいつから行われているかは不明であるが、昭和37年（1962）9月13日の熊本日日新聞に奉納舞踊の記述があることから、遅くともその時期には行われていることが分かる。



奉納舞踊

### g いけばな

挿花そうかの奉納は、例大祭第三日目夕方以降、楼門から拝殿の間の回廊で行われた。昭和2年（1927）8月31日の九州日日新聞には記載があるため、遅くともその時期には開始していたものと考えられる。当時は上流階級の女性が奉納しており、一種のステイタスとみなされていた。現在は、いけばな実行委員会いけのぼうが奉納しており、池坊いけのぼう・草月流そうげつなど複数の流派が花を活ける。



奉納挿花

### h 能

例大祭における能奉納の歴史は古く、平成30年（2018）例大祭では第410回目を迎えた。400年以上続く演能は日本国内においても非常に珍しいといわれる。『歳序雑話』（天和3年（1683））などの江戸時代の史料にも、能の奉納があったことがわかるものが複数みられる。

江戸時代、御旅所（旧御旅所）には「藤崎御旅所御能場」があり、その能舞台で奉納されていた。明治10年（1877）の西南戦争後、御旅所と能舞台は現在地へ移転し、能の奉納が続けられている。能の奉納は金春流と喜多流が担い、神幸行列が御旅所に到着した後、御旅所の能舞台において「翁」・「高砂」などが奉納され、多くの人が見物に詰めかけ



御旅所御能

る。

## イ 祭りの流れ

例大祭の日程は、年毎に異なるため、平成30年（2018）例大祭の日程を記述する。

### a 第一日目（9月13日）

現在の例大祭は、第一日目午前0時の宮遷式の神事から始まる。これは神殿の神を神輿に遷す神事で、密かに行われる。

午前9時30分から総代清祓<sup>きよはらい</sup>が拝殿内で行われる。午前10時から第一日祭が拝殿内で行なわれ、神職と総代が拝殿に入り、拝殿内の「一の宮」・「二の宮」・「三の宮」に対して神饌<sup>しんせん</sup>が供えられる。午前11時より新町獅子（新町獅子保存会）の「飾卸」（お祓いを受けること）が拝殿前の広場で行なわれる。新町獅子は、「飾卸」の後拝殿前で「天拝」と「牡丹の舞」を披露し、拝殿前や回廊には近隣住民や小学校・幼稚園など多くの見物人で賑わう。獅子舞の披露が終わると、無病息災などを願って獅子が集まった見物人や子どもたちの頭を咬んで回る。午後3時から、藤崎八幡宮内の神楽殿で肥後大神楽会による神楽の奉納が行なわれる。そのほか町鉦や奉納神輿の飾卸もこの日に行われた。



第一日祭



一の宮・二の宮・三の宮

### b 第二日目（9月14日）

第二日目には、午前10時から第二日祭が行なわれ、第一日祭同様、拝殿内のお宮へ神饌が供えられる。午後からは、奉納献茶が催行され、肥後古流的々社の代表者が拝殿内で茶を点てて奉納を行なう。また、飾馬飾卸では、飾馬や勢子たちのお祓いが行われる。各奉納団体の飾馬と勢子が鳥居か



飾馬飾卸の様子

ら入り、楼門前の広場で勢子が掛け声をあげながら馬を引き回して退場する。多くの勢子と見物人が境内に詰めかけ、大いに賑わう。

c 第三日目（9月15日）

午前10時から献幣祭<sup>けんぺいさい</sup>が執り行われる。

献幣祭とは、神社本庁より献幣使が携えてくる幣帛<sup>へいはく</sup>を神前に奉り、祝詞<sup>のりと</sup>を上げる神事で、幣帛等を神前に供えたあと、巫女舞や神楽が奉納される。回廊に多くの椅子が並び、神社関係者や総代・奉納団体の人々などが参列する。午後からは随兵三役清祓が行われ、神幸行列<sup>しんこう</sup>に隨身する随兵頭<sup>ながえがしら</sup>・長柄頭・神幸奉行がお祓いを受ける。夕方、能楽殿において藤間楨珠社中によって日本舞踊が奉納される。



献幣祭の様子

d 第四日目（9月16日）

例大祭当日であり、この日に神幸祭が行われる。藤崎八幡宮から御旅所へ向かう神幸行列に参加する飾馬は、例大祭最大の呼び物である。

ウ 神幸行列

当日の午前5時頃、境内から参道にかけて御宮や神輿、随兵、飾馬など総勢約20,000人・馬約70頭が集合する。御宮や神輿、随兵は境内で出発式を行うため、境内や参道に集合する。飾馬の奉納団体は近隣の公園など各々の集合場所で行うと、藤崎八幡宮から事前に指示された参道脇の道（脇参道）の待機位置で待機する。

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

そして午前6時、旧境内地の麓の御旅所を目指し、往復約9kmの道のりを出発する。行列は、御神輿を中心に、神職・総代・白丁<sup>はくちょう</sup>や随兵、町鉾、新町獅子舞、そして最後尾に飾馬が出発する。神職らは拝殿前で出発式を行い、厳かに参道を進み始める。その後、飾馬の奉納団体は順番になると参道に整列し、藤崎八幡宮に向かって勢子全員で一礼し、出発する。飾馬の奉納団体は一団体に200名前後の勢子が参加し、揃いの法被<sup>はっぴ</sup>を着て、鉦<sup>かね</sup>や太鼓を叩き、ラッパを吹きながら飾馬とともに練り歩く。威勢よく響く祭りの音は500～600m離れた建物の中にも届くため、行列を中心に、熊本城下一帯が祭礼の雰囲気<sup>あそび</sup>に包まれる。

藤崎八幡宮から御旅所までの行程は「朝随兵<sup>あさずいびょう</sup>」と呼ばれる。「朝随兵」の道順は藤崎八幡宮の大鳥居を出た後に直進して広町<sup>ひろまち</sup>を通過するものと、右折して立町<sup>たてまち</sup>を通過する2通りがあり、1年交代で道順が変更される。広町を通る道順では広町を通過して上通り筋へ入り、立町を通る道順では浄行寺<sup>じょうぎょうじ</sup>の大通りに出たあとに立町を通過して上通り筋に入る。この後、上通り筋から下通り筋、新市街から古町を通過するルートは、どちらも同じ道を辿る。平成30年(2018)の例大祭では立町を通過した。

途中、上通り筋と下通り筋の間にある通町筋のスクランブル交差点では、熊本城の天守閣を背景に神幸行列が通過し、江戸時代から続く祭礼と熊本城を同時に見ることができる。



随兵



繁華街を通過する神幸行列



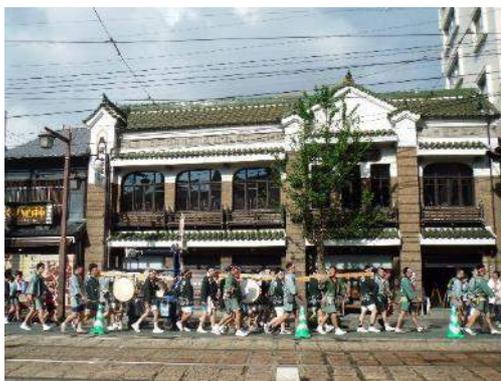
熊本城天守閣と神幸行列

その後下通りアーケードから<sup>からしまちょう</sup>辛島町の交差点を通り、日本銀行熊本支店前へと進む。この場所は神幸行列の見所のひとつで、飾馬と勢子が勢いよく駆け回る姿を見ることができる場所となっている。観客の盛り上がりも最高潮となり、付近の野田市兵衛商店や早野ビルなどの歴史的建造物でも祭りの雰囲気を感じることができる。その後、古町ではピーエス熊本センター・ナチュラル&ハーモニック・ピュアリィ・塩胡椒・西村邸・清永本店といった歴史的建造物を背景に西唐人町通りを進み、加藤清正が整備した「一町一寺」<sup>いっちょういちじ</sup>の町割と富重写真所や大石蕎麦、早川倉庫、旧住友銀行熊本支店など明治～昭和初期の建造物が残る町並み全体に祭りの音が鳴り響く。



ピーエス熊本センターの前を通る神幸行列

西唐人町通りを抜け、行列は明治8年(1875)に坪井川に架橋された明八橋の際を通過し、新町へと入る。新町では、電車通りに面する長崎次郎書店・吉田松花堂といった歴史的建造物の前を通過し、祭礼と町並みとが一体となった景観を見ることができる。城下町に残る祭礼と明治時代に建てられた歴史的建造物、大正時代に整備された市電とが同時に目に入り、歴史の重層性を感じることができる観覧場所である。



電車通りを通る神幸行列

新町に入ると、広町ルートの場合には、吉田松花堂手前の交差点を右折して新一丁目通りから迂回して御旅所へと到着し、立町ルートの場合には電車通りを直進する、2通りの道順をとる。御旅所の手前まで行列が進むと、神輿や神職、随兵は御旅所へと入るが、飾馬の奉納団体は各々の所定の休憩場所へと向かい、午後2時からの<sup>ゆうずいびょう</sup>「夕随兵」に備える。休憩場所は近隣の公園や広場などだけでなく、熊本城の二の丸広場や三の丸広場、古城堀端公



三の丸での飾馬の休憩の様子

園や広場などだけでなく、熊本城の二の丸広場や三の丸広場、古城堀端公

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

園などで、熊本城の石垣や建造物を背景に馬や勢子が休憩する様子を見ることが出来る。

行列は午前8時半頃に新町の御旅所に到着し、「一の宮」・「二の宮」・「三の宮」が並べられたあと神事が行われ、各宮の前に神饌が供えられる。御旅所には能舞台があり、午前9時から、喜多流・金春流によって能が奉納される。能は奉納行事のなかでも非常に歴史の長いものであり、平成30年(2018)で410回目の奉納となった。



御旅所での神事の様子



能の奉納

御旅所から藤崎八幡宮への帰還は、同日の午後2時に御旅所を出発する。朝随兵とは異なるルートで藤崎八幡宮へと向かう行程で、「夕随兵」と呼ばれる。夕随兵は朝随兵と同じ順番で出発し、新町の新桶屋町通り、職人町通りを抜け、明治時代に建築された藤本邸などを背景に行列が進んでいく。

熊本城の総構そうがまえの重要な門のひとつであった高麗門こうらいもんの跡や、そこから細川家の墓所である妙解寺跡みょうげじへと続く御成道おなりみちの跡、江戸時代の町割りが残る一帯に祭りの雰囲気広がる。

その後、熊本中央郵便局から桜町を通り、下通り筋を東西に横断する銀座通りを通り抜け、国道3号線を北上する。神幸行列が参道に入り、飾馬かざりうまが現れるころにはすでに日が暮れているが、各奉納団体は祭りの締め括りにより一層の賑やかさを見せる。神輿や神職、随兵は行列の流れのまま境内に入るが、飾馬の奉納団体は鳥居をくぐって楼門前の広場に集まり、代表者が最後の挨拶をして解散となる。最後に、深夜に神職らによって

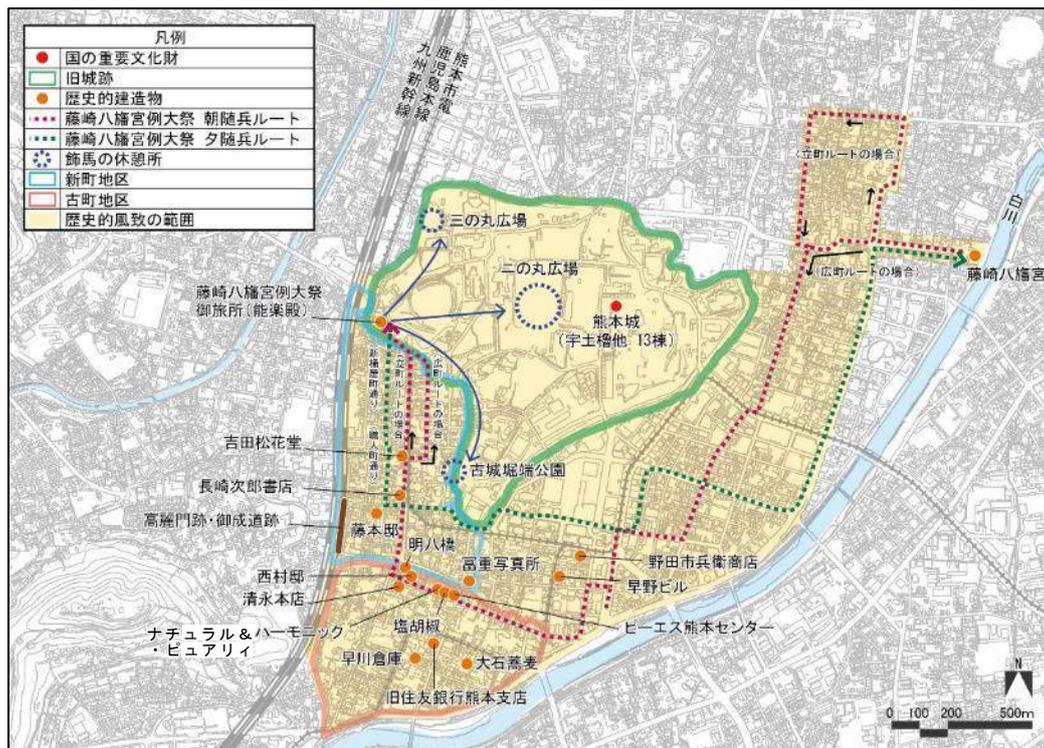


長崎次郎書店と町鉾

神輿から神殿へ神を遷す宮遷式が行われ、例大祭は終了となる。

(4) まとめ

新町・古町は江戸時代の古い町割を残したまま、明治時代から昭和初期に建造された歴史ある建造物が点在し、旧城下町の面影を色濃く残している。その城下を經由しながら江戸時代から続く祭礼の行列が練り歩き、古くから続く奉納神事が行われ、城下町の風情をかもし出している。近代以降に建造された町屋などの歴史的建造物を背景に、江戸時代から続く祭礼が一体となった景観となっており、特徴的な歴史的風致を形成している。



城下町の祭礼等に見る歴史的風致的の範囲

## 【コラム】 熊本の能楽

### 【能楽の始まり】

奈良時代に伝来した「散楽」が娯楽を求めた人々に応えてきた芸人たちによって、日本古来の芸能と融合して発達した「猿楽」が平安時代から芸能の主流となり、農村の芸能であった「田楽」も鎌倉時代から南北朝のころに発達した。「猿楽」や「田楽」は劇形態の芸や寺院の法衣の余興として伝統演劇の基礎となった。

### 【熊本の能楽】

肥後国の初代藩主加藤清正は豊臣秀吉や徳川家康の能への愛好ぶりを目の当たりにしていたことから、大名間の社交に果たす役割の大きさを認識していたため、自身でも金春大夫親子を招き能を舞わせた。また、観世大夫を起用しなかつたことを家康が不快に思っていることをすると、観世大夫親子に能を舞わせて莫大な引き出物を与えたりするなど、能の果たす役割の大きさを痛感していた清正は、金春流の能役者中村勝三郎(熊本における金春流の元祖)を五百石で召し抱えている。

熊本では本座・新座と呼ばれる猿楽座(五穀豊穰を祈る「翁」を演じる組織)が早くから活動しており、友枝家を中心とした本座が祇園社(北岡神社)の祭礼に、桜間家を中心とする新座は祇園社と藤崎八幡宮の祭礼に神事能を務めていた。また、両社の氏子である商人たちによって組織され古町が本座で、新町が新座として活動していたと思われる。

加藤家に代わって肥後の藩主となった細川家は初代の細川藤高(幽斎)以来能を愛好した家で、足利将軍家が観世びいきであったことから藤高(幽斎)も観世系統の役者を後援した。(永青文庫に所蔵されている記録で能が盛んであったことが確認できる)

また、二代忠興(三斎)を筆頭とする藤高(幽斎)の子弟や家臣たちも主従一体となって能を楽しんでいたようである。特に忠興(三斎)は観世大夫の指導を受けた本格的なもので、豊前小倉から移つてからも細川家の能楽愛好の気風は変わらず、三代忠利にも引き継がれ、この気風は幕末まで引き継がれている。

また、八代の松井家は、主家である細川家の歴代藩主が能に親しみ奨励したことから、初代康之のころから能を演じてきており、14代祥之氏(1923～1982)は昭和50年(1975)5月重要無形文化財「能楽」(総合指定)保持者に認定され熊本の能楽界を支えた。

熊本において伝統が受け継がれている能楽には喜多流・金春流・宝生流な

どがあり、藤崎八幡宮・北岡神社・河尻神宮・健軍神社・出水神社などでそれぞれの祭事の際に奉納されている。

#### ○藤崎八幡宮

幕末までは段山の御旅所(御能場と云われていた)で奉納されていたが、西南戦争以後藤崎八幡宮が現在地に移転したことなどにより、昭和初期、薬師堂跡地に現在の御旅所(能楽堂)が設置され、毎年秋の例大祭時に喜多流・金春流による奉納が続けられている。

#### ○北岡神社

毎年1月5日と8月3日の例大祭において、喜多流・金春流が神社拝殿にて奉納している。

#### ○河尻神宮

毎年開催される秋の例大祭において喜多流により奉納されている。河尻神宮では能殿と呼ばれており、およそ90年前に川尻町内の氏子(個人)から寄贈されたものである。

#### ○健軍神社

毎年桜の咲くころ「花の薪能」と題して喜多流により奉納されている。境内に特別に設置された舞台で開催されるもので、平成以後のはじまりである。

#### ○出水神社

明治11年(1878)出水神社の創建と同時に建立された能楽殿は昭和40年(1965)に焼失した。その後、昭和60年(1985)に八代松井家から能舞台(昭和6年(1931)に旧八代町(現八代市本町1丁目)の豪商であった弓削家より松井家に寄贈されたもの)が寄贈され、昭和61年(1985)に現在地に出水神社能楽殿として移築再建されている。

出水神社では細川幽齋公以来の伝統にちなんで薪能を復活させ熊本の名物にしようと、昭和35年(1960)に第1回目を開催し現在も続けられている。

第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致



移築された出水神社能楽殿



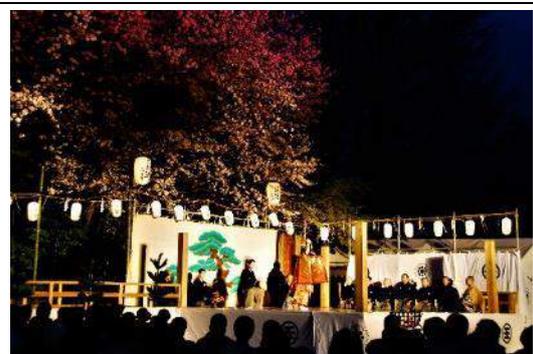
移築された能楽殿本舞台演能  
(出水神社能楽殿)



演能(藤崎八幡宮御旅所)



演能(河尻神宮)



演能(健軍神社)



演能(北岡神社)

## 2. 龍伝説と池<sup>ち</sup>辺<sup>へん</sup>寺<sup>じ</sup>の名残りにみる風致

### (1) はじめに

『肥<sup>ひ</sup>後<sup>ご</sup>國<sup>こく</sup>誌<sup>し</sup>』(明和9年(1772)頃に纏められた肥後の地誌で明治17年(1884)に増補して刊行)で「筑紫の富士」とも紹介された金<sup>きん</sup>峰<sup>ぼう</sup>山<sup>ざん</sup>は姿が美しく、熊本市を象徴する山として市民に広く親しまれている。また市城南西部に広がる<sup>あきた</sup>飽田郡を守護する山とされ、その信仰の歴史は古代以前にさかのぼることが分かっている。この金峰山信仰に関わる大規模



南からみた金峰山

な寺院が池辺寺で、奈良～平安時代に建てられ、興廃を繰り返しながらも明治時代の<sup>はいぶつ きしゃく</sup>廃仏毀釈で廃寺になるまで存在した。池辺寺はかつて存在していた<sup>あじふのいけ</sup>味生池のほとりにあり、その味生池には悪龍が棲んでいたという。

このように長い歴史を有する池辺寺には龍伝説をはじめとした様々な伝説・伝承があり、地域には池辺寺の後身といわれる日露戦争記念堂(池上公民館)やそこで行われる観音祭、特産品であるしめ縄作りといった池辺寺やその伝承に関わる営みが継承されている。(池上地区の製作者によるとしめ縄の字について、「注連縄」や「七五三縄」、「標縄」を使い分けているため、ここではこれらを総称するものとして「しめ縄」を用いる。)現在でも池辺寺への思いはつながっており、平成26年(2014)には池<sup>いけ</sup>上<sup>のうえ</sup>小学校に龍のモニュメントが設置されるなど、池辺寺に関わる新たな営みが作り出されている。

### (2) 池辺寺について

#### ①概要

池辺寺は金峰山の麓の味生池に棲む悪龍を鎮めるために建立されたと伝えられる山岳寺院である。所在していたのは現在の熊本市西区池<sup>いけ</sup>上<sup>のうえ</sup>町で、<sup>みょうかんざん</sup>妙観山などといった金峰山の外輪山中である。池辺寺という名称は味生池のほとりに建てられたことに由来しており、池上町の地名もこの味生池にちなんでいる。伝承では和銅年間(708～715年)



妙観山と東平山に挟まれた谷奥に位置する百塚  
(手前の水田は味生池を埋め立てたもの)

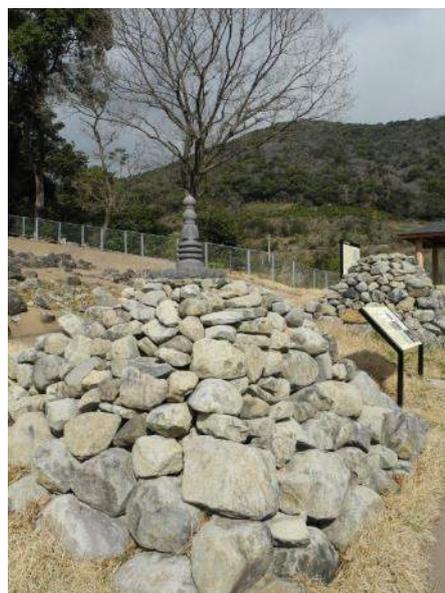
## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

に建てられたとされるが、発掘調査で現在のところ確認されている最も古い遺構は9世紀のものである。天台宗の寺院であるが、当初は法相宗<sup>ほっそうしゅう</sup>であったという。

池辺寺に関する遺構で最も有名なのは百塔<sup>ひゃくとう</sup>である。百塔は百塚<sup>ひゃくつか</sup>地区の中心部、池辺寺の本堂建物跡の背後に並ぶ100基の石造の塔である。塔はすでに崩れ、基部が残るのみであるが、周辺がみかん畑になっているなかで、百塔がある百塚地区中心部のみ開墾を免れている。これは「大切な場所であるため開墾しないように」という地元の言い伝えのためである。樹木が繁茂する地区であったものの、百塚という地名や地元の言い伝えから池辺寺の関連遺跡であると考えられてきた。周辺の埋蔵文化財包蔵地における確認調査を契機に百塚地区での確認調査も実施されることになり、昭和62年度(1987年度)から本格的な調査が開始された。平成6年度(1994年度)には礎石<sup>そせき</sup>建物群・百塔を中心とした地点の主な調査が終了し、平成9年(1997)9月11日に国の史跡に指定された。その後、百塚地区以外の周辺地区の調査が進められるとともに、平成17年(2005年)には百塚地区を中心とした整備の検討が始められた。整備は平成24～28年(2012～2016)にかけて行われ、百塔の復元展示などが行われている。

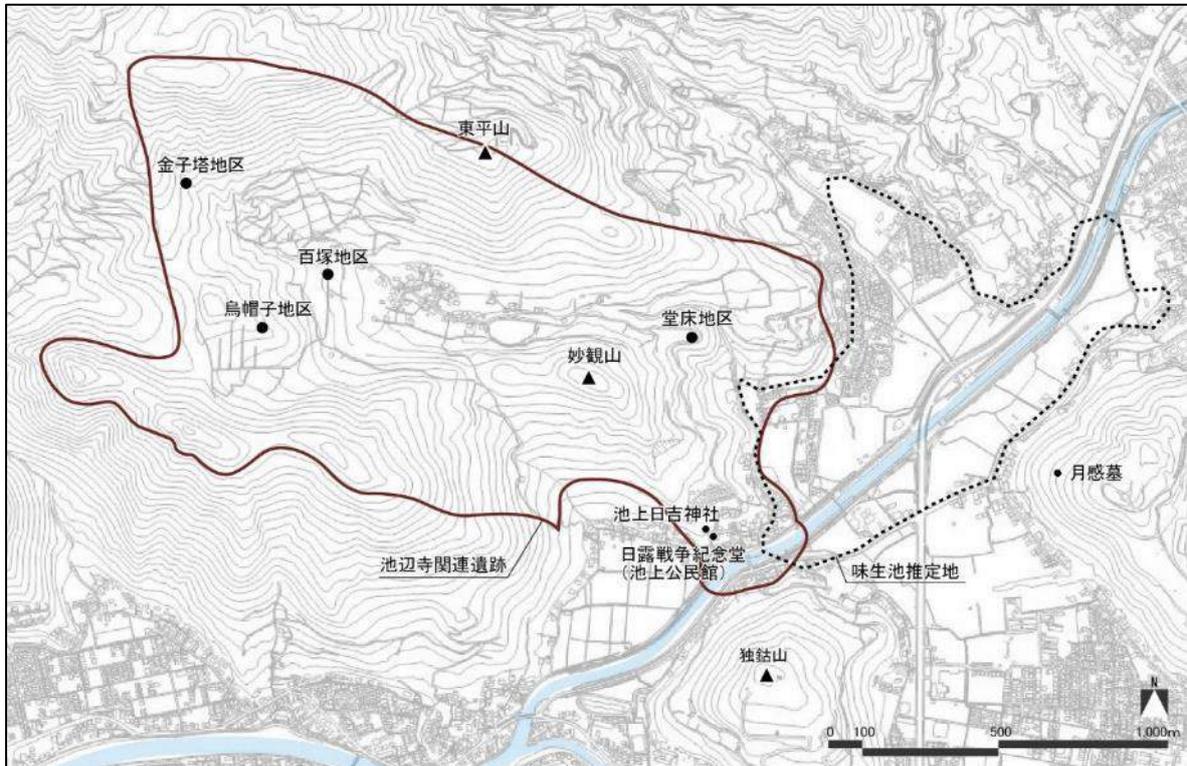
池辺寺は平地ではなく山中の寺院として存在したことが特徴で、堂塔や関連施設は1ヶ所にまとまっているのではなく、一帯に広く点在している。百塚地区以外には、三重塔があった堂床<sup>どうとこ</sup>地区、結界のような石積みが連なっている金子塔<sup>かなごのとう</sup>地区、護摩行<sup>ごまぎょう</sup>のような痕跡が確認された烏帽子<sup>えぼし</sup>地区などがある。金峰山の信仰や修行にも関係した寺院だと考えられ、多くの伝説や伝承が残っている。

長い歴史がある池辺寺の変遷は明らかでない部分もあるが、明治3年(1870)頃に廃寺となったときには、現在の池上<sup>いけのうえ</sup>日吉<sup>ひよし</sup>神社や日露戦争記念堂がある池上地区に池辺寺は存在していた。池上地区の池辺寺のことを後期池辺寺と呼び、百塚地区に中心があったときの池辺寺と区別している。池上地区に残された石造物の年代から、遅くとも応永3年(1396)には池辺寺の中心地が池上地区に移っていると考えられている。全国的な廃仏毀釈の中で池辺寺も廃寺となるが、その後も地元では流出



復元された石積みの塔(百塔)

した池辺寺の財宝を買い戻すなどし、ありし日の池辺寺をしのぶ活動が続いている。



池辺寺関連遺跡など



上空から見た百塚地区（整備後）

## ②独鈷山

江戸時代の地誌に記された池辺寺の山号（寺院に付ける称号）が独鈷山であることから分かるように、池辺寺と独鈷山は深い関係がある。独鈷山は後期池辺寺跡の南側、井芹川を挟んだ対岸にそびえる円錐形の山である。前述したように、池辺寺の堂塔は妙観山の周囲に連なる山の中に建立されているが、その山々とはやや離れて独立している独鈷山にも池辺寺に関連するものが多く存在している。龍が天に昇ったとされる登天石（兜率石）、雨乞いの儀式の際に独鈷杵を洗う妙じょうすいの池、石薬師像、板碑などであり、八王子宮、山王社、妙見堂大榎、醫王寺、金光寺などもかつてあった。また、『池辺寺縁起絵巻』の第2話によると池辺寺の寺宝である独鈷杵は、大同元年（806）に弘法大師が唐から投げた3つの宝器の1つで、それが落ちてきたところが独鈷山であるとされている。加えて、馬場上、来迎院と呼ばれる地区から発掘調査で見つかっている。15世紀のお堂や地下式墳（僧侶の葬送施設）は、正面が独鈷山を向くように配置されている。後期池辺寺も独鈷山のすぐ近くに位置しており、池辺寺が独鈷山を意識しながら造られていることが伺える。



池上日吉神社付近から見た独鈷山



池辺寺に伝わる独鈷杵  
(池辺寺跡財宝管理委員会所蔵)

## ③味生池

池辺寺の龍伝説が残る味生池は実在した池で、現在の妙観山、独鈷山、万日山に囲まれた低地一帯にあったと想定されている。六国史の2番目である『続日本紀』に味生池の記述があり、それによると和銅6年（713）から養老2年（718）に肥後国司であった道君首名が灌漑用の池として築いたとされる。近年の発掘調査の成果も参考にすると、元々自然に形成された湖や湿地であ

ったものを、道君首名が整備して灌漑に用いたと考えられる。本妙寺の浄池じょうち公廟碑こうびょうひによると、味生池は最後、熊本藩主であった加藤清正が埋め立てて田としたという。また延寿寺の住職月感えんじゅじが開墾げっかんに尽力したという伝承もある。これにより形成された水田の風景は今も残っており、特産品であるしめ縄の材料にもこの水田から採られた稲の藁が使われている。

### (3) 歴史的風致を形成する建造物

#### ①池上日吉神社

明治時代、後期池辺寺の廃寺後にその跡地に移転された神社で、祭神は大山おおやま咋神くいのかみである。元々は独鈷山に鎮座していた山王社（日吉神社）で、後期池辺寺跡に移転した後に近くの石崎八幡社ごうしも合祀されている。池辺寺の天台宗は日吉神社と関係が深く、天台宗の総本山である比叡山延暦寺ひえいざんえんりやくじの守護神が日吉社の総本社、日吉大社である。『池辺寺縁起絵巻』の第5話では独鈷山に3匹の猿が現れたことが描かれているが、猿は日吉大社の神の使いであり、これは独鈷山に日吉社を勧請かんじょうしたことを表していると考えられる。

聞き取りや棟札むなふだの確認によると、現在の社殿は改修を繰り返してはいるものの、基本的に明治4年（1871）に移転建築されたものである。本殿は平入りで、屋根は入母屋造いりも やづくりの銅板葺どうばんぶきである。拝殿も平入りで、屋根の形式は入母屋造である。社殿の正面に日吉神社の鳥居があるが、石崎八幡社が合祀されているため、それとは別にもう1基鳥居がある。また後期池辺寺の跡地であるため、境内には住職墓をはじめ池辺寺に関わる石造物が多く残されている。



池上日吉神社の社殿



池上日吉神社にある仏像群



棟札



池上日吉神社神殿内の猿

## ②高橋東神社

高橋東神社はもともと天社大明神<sup>てんしゃだいみょうじん</sup>と呼ばれ、味生池を造った道君首名を祭神としている。明治初年に高橋東神社と呼ばれるようになった。

和銅3年(710)の建立であると伝えられ、『肥後國誌』には高橋村の項に天社大明神社が若宮大明神社とともに掲載されている。昭和44年(1969)に発行された『熊本市西山地区文化財調査報告書』には当時の社殿が延宝年間(1673~1681)から貞享年間(1684~1688)の頃の再建であると述べられている。現在の本殿はコンクリート製の平入りで屋根は切妻造<sup>きりつまづり</sup>の銅板葺きである。拝殿は妻入りで外壁に木目のトタンを貼り、屋根が瓦葺きとなっている。外壁の周囲にはしめ縄が張られている。本殿外壁に昭和52年(1977)の坪井川改修に伴う改築であると記されている。



本殿(写真奥)と拝殿



社殿と昭和4年(1929)の鳥居

境内には樹高が22.0m、目通り幹囲りが12.0mにもなる大楠があり、市指定の天然記念物となっている。樹齢は1000年以上と推定されており、この樹

が本来、高橋東神社の御神体であったとも言われる。幹にはしめ縄が張られている。

拝殿の正面には鳥居があり、これは昭和4年(1929)の記銘がある。また、大楠の脇には享保16年(1731)の記銘がある88体目の放牛地蔵ほうぎゅうじぞうがあるほか、年代不明の猿田彦や、享和2年(1802)の記銘がある高橋町の境界標石などもある。

### ③高橋西神社

高橋西神社はもともと若宮大明神社と呼ばれ、旧高橋村の産土神うぶすなかみであった。応徳2年(1085)の創建と伝えられ、阿蘇十二神に加え天照大神、住吉大神、天児屋根命あめのこやねのみことを祭神としている。

現在の社殿は、平成11年(1999)に台風18号の被害から建て直したものである。それ以前にも、寄付芳名板から昭和60年(1985)に創建900年を記念して改修されたことが分かる。他にも解説が不可能な芳名板や、大正11年(1922)に奉納された扁額へんがくがあり、『肥後國史』に古い時代の改修として寛文12年(1672)の改修が伝えられるなど、古くから信仰が続いていることが分かる。

現在の本殿は平入りの流造で、屋根は切妻造の瓦葺である。拝殿は妻入りで、屋根の形式は入母屋造である。境内には鳥居や狛犬、大修築記念碑といった石造物や御神木等がある。鳥居は弘化3年(1846)の記銘があり、狛犬は昭和15年(1940)の紀元2600年記念で奉納されたものである。御神木にはしめ縄が張られており、石を根元に抱き込んだ大楠は熊本市の保存樹木に指定されている。



大正11年(1922)奉納の扁額



社殿と弘化3年(1846)の鳥居



昭和15年（1940）奉納の狛犬



御神木の太楠

#### （4）歴史的風致を形成する活動

##### ①追弔会<sup>ついちょうえ</sup>

毎年4月、基本的に第4日曜日に地元自治会が主体となって行っている、地域の戦没者、戦傷者及び新亡者の追悼法要である。池辺寺跡地に<sup>かんじょう</sup>勧請され、地域の信仰の拠り所である池上日吉神社で慰霊祭が執り行われ、その後池上公民館（日露戦争記念堂）で読経や焼香が行われる。明治10年（1877）の西南戦争に端を発しており、平成30年（2018）には137回目の開催で1614柱を祭る。



追弔会

当初からの過去帳のような名簿（巻物）が残されており、毎年前年一年間に池上地域で亡くなった方が追記されている。平成20年代前半ぐらいまでは、戦没者に対する<sup>ちゅう</sup>忠魂碑慰霊祭と、新亡者の追弔会がはっきり分かれていたというが、戦死者の遺族の方が少なくなってきたため、近年は両者が一緒になってきている。忠魂碑慰霊祭を池上日吉神社境内の忠魂碑の前で行い、その後池上公民館（日露戦争記念堂）で追弔会を行う。両者とも読経や焼香を主とした、遺族の方を中心に行われる法要である。忠魂碑は日露戦争以降の戦死者を記念するために建てられた慰霊碑で、50柱が祭られている。忠魂碑近くの由緒碑には昭和49年



当初から残る巻物

(1974)と刻まれている。なお、昭和49年(1974)は池上日吉神社の1271年祭が執り行われた年である。

## ②しめ縄作り

### ア 概要

しめ縄作りは古くは江戸時代からとも伝わる池上地域の特産品である。昭和29年(1954年)12月に撮影されたしめ縄づくりの写真が残っている。年中作るが、特に12月前後が繁忙期で、かつては中心部の年末の市に出していた。城下町である古町地区などでも、池上からしめ縄飾りを籠に入れて売りに来ており、それを購入して年越しの準備をしていた。現在でも市場や地元の池上日吉神社、高橋西神社、高橋東神社等だけでなく、上代、下代、河内の神社や市内の大きなホテル、市外の神社にも納めている。



高橋東神社に飾られたしめ縄



高橋東神社の大楠

池上の人やしめ縄づくりが始まると正月が近いことを感じてきたが、現在も5軒ほどがしめ縄づくりを続けている。地元の古老が幼少の頃に聞いた話によると、それよりずっと昔から池上でしめ縄を作ってきており、元々は加藤清正に由来があるという話が伝わっている。

しめ縄の材料となる稲藁は、味生池を埋めることで拓かれた水田から得られるものなどを使用している。昨年のしめ縄はどんどや(正月に全国的に行われる火祭りの行事。九州地方では「どんどや」と呼ばれる)で燃やされる。



どんどやの様子

### イ しめ縄の作成

しめ縄の作成は、始めに太みを出すために中央に入れる小さな藁束を準備する。これは藁を麻紐で束ねたものである。次にしめ縄本体となる縄を<sup>な</sup>絞っていく。まず藁束を左絞えでしめて細い縄を作る。このとき、中央には先ほどの小さな藁束を入れて太みを出す。さらにそれを2本作ったものを合わせて逆の右絞えにしめ、太いしめ縄を作る。最後に綱で挟みしごいてはみ出た藁等をきれいにする。しめ縄の大きさはこの工程の繰り返す回数によって変化する。



原材料



作業小屋



作業風景



作業風景

### (5) まとめ

池上町にはかつて味生池があり、そこに悪龍が棲んでいたとされる。現在も地元には龍伝説とともに、それにまつわる池辺寺跡等の遺跡や建物、地名、風習等が残っている。

龍伝説のある味生池は実在した池で、近世に加藤清正により埋め立てられた。現在は埋め立て後に拓かれた水田に、その名残を見ることができる。池上では、この水田等で収穫された稲の藁から作るしめ縄が特産品となっている。年の暮れが近づくとしめ縄作りが盛んとなり、地域の神社をはじめ市内のさ

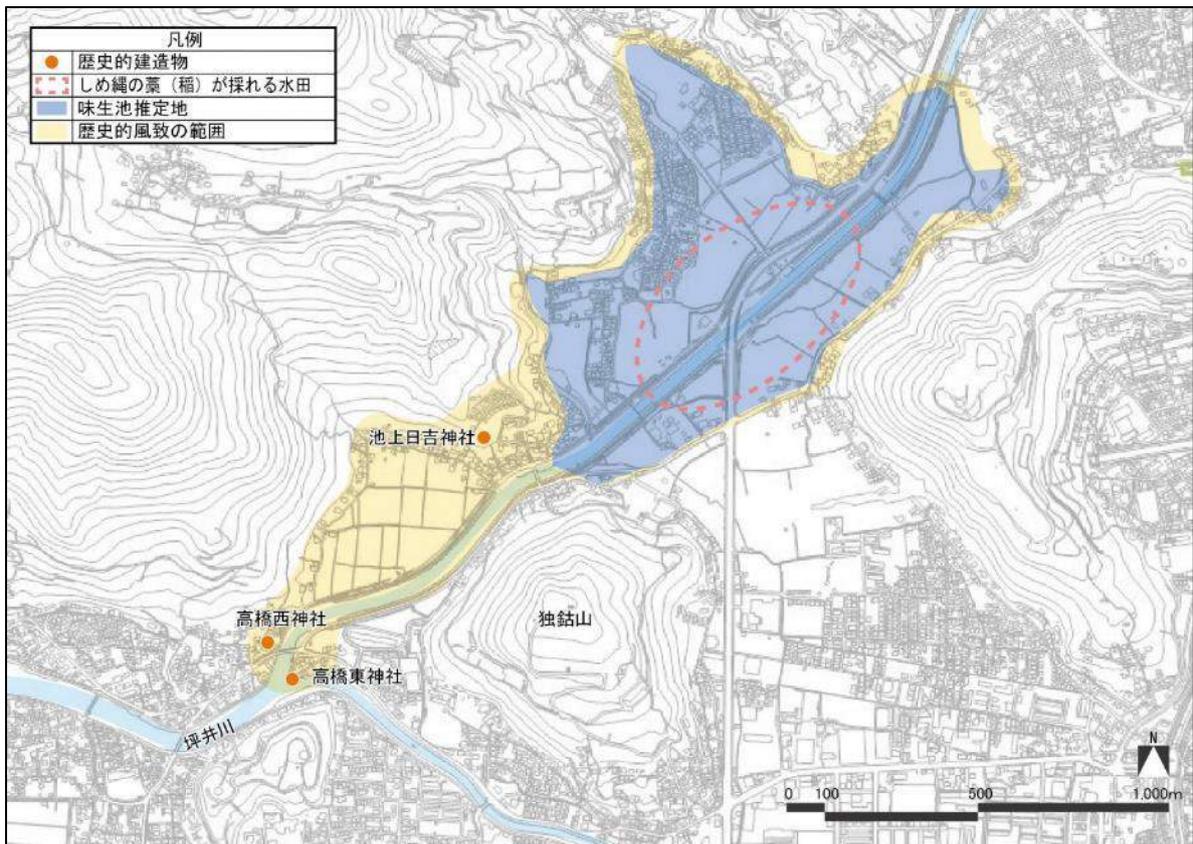
まざまな場所に納められる。池上日吉神社や高橋東神社でも飾られているのを見ることができる。

しめ縄づくりに加え、地域では追弔会が池辺寺跡地に<sup>かんじょう</sup>勧請され、地域の信仰の拠り所である池上日吉神社を舞台に行われるなど、池辺寺に対する信仰が連綿と受け継がれるとともに、こうした活動を通して龍伝説が語り継がれ、池上小学校の龍のモニュメントなど新たな景観も育まれている。



池上小学校の龍のモニュメント

このように龍伝説やそれにまつわる池辺寺や味生池、歴史的な建造物と活動が一体となり、良好な環境が形成されている。



龍伝説と池辺寺の名残にみる歴史的風致の範囲

【コラム】

○龍伝説

池辺寺に関わる龍伝説の代表的なものは、江戸時代に成立した『池辺寺縁起絵巻』に描かれた2つの説話である。縁起の第1話によれば、池辺寺は味生池に棲む悪龍を鎮めるために、元明天皇に遣わされた大和の僧、真澄しんしょうが建立した寺院であるとされる。第4話には、再び味生池に悪龍が現れ池辺寺の法具を盗んだが、池辺寺の中興の祖である仙海せんかいが法力によ



龍の鱗（市の指定文化財）

って龍を転生させ、法具を取り戻したという話がある。改心した龍は、旱魃かんぼつの際に振鈴と独鈷しんれいを用いて修法すれば必ず雨を降らせると約束して昇天したという。またそのときに龍が残したという鱗うろこが寺宝として伝わっている。

池辺寺の雨乞いの験力げんりきは有名だったようで、『池辺寺縁起絵巻』の第7話に承暦年間（1077～1081）の雨乞いの話があるほか、江戸時代の熊本藩の記録にもたびたび記事が出てくる。

龍伝説は庶民の間では大蛇伝説として伝わっている。味生池には大蛇の夫婦が住んでおり、人畜に害をなすため退治したというものである。1匹は村人が池に放した大亀と相打ちになり、もう1匹は加藤清正によって大砲で退治されたとされる。大砲で打ち落とされた大蛇の尻尾が落ちたところは「尾崎おざき」、尻尾の先端が落ちたところは「谷尾崎たにおざき」、頭が落ちたところは「田崎たさき」という地名に、また大蛇を埋めたところは「おれせんだん」、後に「蛇畑じゃぼたけ」という地名になったという。



池辺寺縁起絵巻に描かれた味生池の龍（池辺寺跡財宝管理委員会所蔵）

### ○観音祭

地元自治会や池辺寺跡財宝管理委員会\*が毎年9月10日に、池辺寺の後身と言える池上公民館で行っている。仏像・宝物の公開や供養をし、ありし日の池辺寺をしのぶものである。内容は、開式、地元自治会長挨拶の後に観音経の読経と法話があり、来賓挨拶、そして池辺寺に関する文化講演、池辺寺縁起絵巻の解説へと続く。読経と法話は肥州高野山ひしゅうこうやさん管長が行い、文化講演は現在熊本市文化振興課の職員が行っている。池辺寺縁起絵巻の解説は地元の詳しい方が行う。参加者は地元の方々が多い。

昼食を挟んで午後は池上小学校の児童や幼稚園児が訪れ、池辺寺縁起絵巻の伝説や財宝について説明を受ける。説明するのは地元の方である。

このように観音祭は池辺寺の仏像、財宝への供養だけでなく、子どもも含めた地元への池辺寺に関する普及・啓発活動としても重要な役割を果たしている。

観音祭の始まりは定かでないが、追弔会と同じぐらいの歴史があるとされる。池辺寺跡財宝管理委員会につながる組織が村にできたのは、少なくとも明治40年(1907)の日露戦争記念堂建設以前にさかのぼることからも、観音祭が100年以上の歴史をもっていることは十分理解される。

### ※池辺寺財宝管理委員会について

池辺寺がなくなって140年以上が経つ(2018年現在)が、地元では池辺寺跡財宝管理委員会によって現在も池辺寺に関わる活動が続けられている。遅



観音祭の会場



池辺寺縁起絵巻の解説



小学生への池辺寺伝説の説明

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

くとも明治40年（1907）に日露戦争記念堂が建てられるより以前から組織され、廃寺後に散逸した池辺寺の仏像や寺宝類の買戻し・寄贈・修復をおこなってきた。「池辺寺跡財宝管理委員会」という名称は昭和10年（1935）頃から使われている。現在は主に財宝の管理とともに、毎年9月10日の観音祭を執り行い、仏像の供養や公開、子どもや地元の人達への教育・普及活動を行っている。長きにわたるこうした活動が評価され、平成15年（2003）には熊本県文化財功労者、平成20年（2008）には国より地域文化功労者として団体表彰を受けている。

### 3. 松尾町<sup>まつ おまちこうづ</sup> 近津<sup>ひらやま</sup>・平山の祭礼にみる歴史的風致

#### (1) はじめに

熊本市西区松尾町は、西区の中でも西の端<sup>はし</sup>にあり、有明海<sup>ありあけかい</sup>に面し、金峰山<sup>きんぼうざん</sup>や権現山<sup>ごんげんやま</sup>などに接する町である。

松尾町の一地区である近津は、近津村を前身とする有明海に面した地域である。寛平5年(893)に勧請<sup>かんじょう</sup>された近津鹿島神社<sup>かしま</sup>では、同年に起こった新羅<sup>しらぎ</sup>の海賊<sup>かいぞく</sup>との攻防<sup>こうぼう</sup>を模<sup>も</sup>した「火ノ神祭り」という火を用いる勇壮<sup>ゆうそう</sup>な祭りが行われる。

また、近津地区の東側、金峰山の西斜面に位置する平山村には、近津鹿島神社の本社とされる平山神社がある。平山神社の例大祭は、近津の港への潮水<sup>しおみず</sup>汲み<sup>くみ</sup>や近津旧家への御幣<sup>ごへい</sup>の受取<sup>うけと</sup>りなど、古来の形式を残したまま受け継がれている。

このように、近津鹿島神社などの歴史ある建造物を中心に執り行われる、古来の形式を残す祭礼神事が継承されており、特有の市街地環境を形成している。

#### (2) 近津・平山の歴史的風致を形成する建造物

##### ① 近津鹿島神社

近津鹿島神社は、熊本市西区松尾町近津に所在する。祭神は、武甕槌神<sup>たけみかづちのかみ</sup>（建御雷之男神<sup>たけみかづちのおのかみ</sup>）であり、寛平5年(893)に勧請された。大正8年(1919)に旧近津村の村社として列格、昭和28年(1953)に宗教法人近津鹿島神社として発足した。

本殿に残された棟札<sup>むなふだ</sup>には、「天保七丙申年(1836) 九月吉日<sup>ぞうりゆう</sup>」に造立<sup>ぞうりゆう</sup>されたと記されており、少なくともそのころに建築されたと考えられる。

昭和55年(1980)、拝殿の雨漏りが発覚し、全面瓦葺替を竣工。また、同時に神殿内の氏神の祠<sup>ほこら</sup>が老朽化・虫害の被害により修理不可能であったため、大川市藤吉(福岡県大川市の藤吉神棚製作所)に作成を依頼し、新調している。その際、従来氏神様1体を祀っていたところに大形作の側二神も同一棟に納められた。平成27年(2015)には、拝殿の床の修復、本殿屋根と縁の補修が行われた。



棟札



近津鹿島神社 遠景



近津鹿島神社 拝殿

## ② 平山神社

平山神社は、熊本市西区松尾町平山に建つ、旧平山村における村社である。創立年代は不明。一説によると、平山神社の分社が近津の神社であるとされる。明治時代に村社となるとともに地名をとって「平山神社」と号したが、元々の名は「御室神社」であった。

鳥居には、大正3年(1914)4月、神殿の玉垣には、大正4年(1915)と刻まれている。

祭神は大山津見神。祭日は10月14日であり、「神楽十二座演目」の奉納と「火焚き神事」が執り行われる。

昭和42年(1967)に神殿の改築が行われている。現在、拝殿にはこのときの寄付者奉名板(昭和41年と記載されている)が設置されている。また、平成11年(1999)に台風の被害を受け、建物と屋根の改修が行われた。このとき、神殿の屋根が銅板に変更された。



平山神社 遠景



平山神社 拝殿

## (3) 近津・平山の歴史的風致を形成する活動

### ① 近津鹿島神社の「火ノ神祭り」

近津鹿島神社の「火ノ神祭り」は、10月14日に行われる。中心とな

るのは海賊との攻防を模した「火ノ神祭り」であるが、あわせて地域の七五三・還暦を祝う神事、神楽の奉納が行われる。

昭和29年（1954）10月16日（土）や昭和30年（1955）10月16日（日）の熊本日日新聞に祭りの様子が掲載されている。



昭和29年（1949）の記事



昭和30年（1955）の記事

### ア 「火ノ神祭り」の由来と歴史

「火ノ神祭り」は、近津鹿島神社の由緒に深く関係している。しかし、文書等による記録は残っておらず、地域の伝承として伝えられている。境内の看板には、「新羅国から有明海の偵察・調査の命を受けた海賊は、遣唐使の利用する坊津の海路を使って闇夜に早崎瀬戸を通り抜け有明海へ進入した。その後、海賊船は、灯りの多く灯る沿岸地を目指した。その沿岸地の片方が肥後国近津だった。近津港に侵入した海賊船は、敵船の攻撃時に使う大形の矢を射り、上陸を凶ったが、住民たちは木に火を点けて投げ、烈しく抵抗した。また三方の山には多数の松明の様な灯りが灯り、右に左に移動するのを見て、防人の救援がやって来たと思ひこんだ海賊船は夜明け前に早崎瀬戸を抜けて天草灘へと退いた」という逸話が記載されている。その後、近津鹿島神社の建立に合わせ、皆で海賊を退散させたことを忘れないよう、戦いを再現した祭りが行われるようになったと伝わっている。

### イ 祭りの座

近津地区は、中・上・下・島の4つの組に分かれている。祭りを担当する組を「本座」といい、一年交代で中・上・下・島の順に務めている。さらに、祭日である10月14日の午前に、次回本座を務める組の

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

中から「座元<sup>ざもと</sup>」を務める家を選出される。「座元」に選ばれた家は、祭日から一年間神社の世話をする。世話の内容は、毎月1日と15日に神社の榊<sup>さかき</sup>を換えることや御神酒<sup>おみき</sup>をあげること、翌年の祭日に次の座元決めを行うことである。

座元以外に座元の補助役の「トウジ」がある。トウジは、本座の中から三人程度、座元が親しい人や詳しい人に依頼する。例年、トウジは、祭りの開催される二週間前の9月中旬あたりに決められる。トウジの主な仕事は、拝殿・神殿の幕張りや注連縄<sup>しめなわ</sup>かけをはじめとする祭りの準備であり、他にも次の本座の組への申し送りなども行う。

### ウ 祭りの準備

毎年9月20日前後に地区の山から椎<sup>しい</sup>の木を伐採<sup>ぼっさい</sup>する公役<sup>くやく</sup>があり、地区の東側の山から椎の木を伐採する。長さ2～3mほどの椎の木を7本切り集め、祭りの際に火が点きやすいようにするため、葉をつけたまま2週間ほど乾燥させる。もし、椎の木が足りない時は、天水<sup>てんすい</sup>・河内<sup>かわち</sup>・平山・松尾など、周辺地域に協力してもらう。また、境内の外側には、これとは別に5尺の長さの縄で締めた薪<sup>まき</sup>や竹を7～8mほどの高さに積み上げる。これを地元では「ウーヤマ」と呼んでいる。



祭りに使われる薪



ウーヤマ

### エ 祭礼当日の流れ

#### a 座元決め

祭礼当日の10月14日の午前9時、この一年間「座元」を務めた家に今回の本座のトウジたちが集まり、次の座元の選出が行われる。選出方法は、くじびきのような形態で行われ、その詳細



座元決め（御幣でくじを掬いあげる）

な手順は以下の通りである。

まず、市販の半紙を小さく（3～4cm 四方くらいに）切って、次回の本座の組に属する家の代表者の名前を書いて丸める。

次に、丸めた半紙をお盆の上に載せ、宮司が祝詞<sup>のりと</sup>をあげる。また、榊<sup>はら</sup>でお祓いをし、御幣でお盆の上の丸めた半紙を混ぜて、ゆっくりと上に持ちあげる。御幣についてきた半紙を別に取り置き、この半紙の数が三つになるまで同じ作業を続ける。

最初に御幣についてきた半紙を開き、紙に書いてあった人の家に今回のトウジたちが次回の座元の打診に向かう。もし、その候補が辞退したならば、二つ目についてきた紙に書いてあった人の元に打診に行く。このように、くじびきと打診を繰り返して、次回の座元になる人を決める。



座元決め（半紙が三つになるまで続ける）

座元決めにおける宮司は、ここ数年は河内阿蘇神社から呼んでおり、午後からの祭礼でもこの神社の宮司が神事を行う。また、御幣は複数の細い紙垂<sup>しで</sup>を棒の先に結んだもので、静電気が起こりやすくして半紙がくっつくようにしている。最近では丸めた半紙をお盆の上に置いてくじ引きを行うが、昔は広げた米の上に半紙を置いてくじびきを行っていた。



座元決め（御幣）

## b 座祭り

座元決めが終わると、次に今回の本座の人たちと次回の座元、宮司を加えて会食を行う。これを「座祭り」と呼んでおり、座元決めが終了すると地区放送をかけて、今回の本座を担当する組の人たちを近津公民館に召集する。



座祭りの様子

組の人がおおよそ集まると、トウジや氏子総代が次回の座元の紹介や今回の座元への労いなど一通りの挨拶を行い、その後、乾杯をして2時間ほどの宴会を催す。

### c 放水作業

午後になると、消防団による消火用ホースを使用した放水作業が行われる。これは、火ノ神祭りにおける火の延焼を防ぐために行われ、境内の木や地面・付近の住宅に水が撒かれる。



境内の放水作業

### d 祭礼神事

#### ■七五三・還暦の神事

午後6時に爆竹が鳴り、地区の人たちが神社に集まって神事が行われる。近津では、火ノ神祭りに合わせて、七五三と還暦の神事が行われる。神事を行う宮司は、午前の座元決めを担当した河内阿蘇神社の宮司が務める。七五三と還暦の神事では、まず祝詞をあげ、お祓いの神楽が舞われる。



一般参加者のお参り

その後、七五三の代表者、還暦の代表者、次の座元、組の代表がたまぐしはいれい玉串拝礼を行う。神事はおおよそ三十分で終わり、拝殿から退席する七五三の子供たちにお守りが配られる。その後、火ノ神祭りが始まるまで、地区の一般参加者が拝殿に参り、随時お祓いが行われる。



攻め手のお祓い

#### ■火ノ神祭り

午後8時、爆竹とサイレンが鳴り、人が集まりだす。午後8時30分前、祭り参加

者が拝殿にてお祓いを受ける。

火ノ神祭りの主な参加者は、近津の住民・出身者の男性で、10～15人ほどの既婚者が攻め手を、10人ほどの独身者が守り手を務める。独身者は高校生から参加可能。以前は20名ほどが参加していた。祭りに参加する際は、攻め側は消防団の法被<sup>はっぴ</sup>を着用する。防ぐ側は、綿製のつなぎを着用し、首まで覆う頭巾<sup>ずきん</sup>（コモ）をかぶってやけどの対策をしている。

参加者のお祓いが終わると、神楽の奉納などが執り行われる。神楽の奉納は、平山地区の方に依頼しており、笛役・太鼓役・舞手の三名が神楽を奉納する。

神楽奉納後、まずは延焼防止のために拝殿の幕が外される。その後、集められた薪（枯れ枝）が社殿の周りに広げられる。祭りの参加者の一人が拝殿前で火を灯した柴<sup>しば</sup>を宮司から受け取り、拝殿のまわりにおかれた薪に火がつけられる。

攻め手は境内より一段下がった外側、鳥居の前に位置取る。そうして、用意された枯れ枝の先に種火から火をつけ、燃え上がらせてから、社殿側にいる守り手に向かって槍投げの様に火のついた枝を投げつける。投げる木の枝は、250～300本ほど用意する。切り出す枝の長さは、燃やした枝を投げる事を考え、2m以上である。

拝殿前に陣取る守り手は、檜<sup>かし</sup>の木製の「Y型」の「カルマタ」（これは、参加者が各自で用意する。）で飛んでくる松明を地面に叩き落とす。

鳥居と拝殿の間にある階段付近が主な攻防場所となり、5分ほど攻防が続くと、攻め手がウーヤマに点火する。



神楽の様子



社殿の周りに広げられた薪



カルマタを持つ守り手



火ノ神まつりの攻防

15分ほどの攻防が終わり、ウーヤマの火も落ち着いてくると、祭りは終了となる。70年ほど前は、用意する木の枝の数が多かったため、約40分ほど続いていた。

攻防で焼けなかった木々は、ウーヤマに投げ入れて焼却され、見物客が引いたのを見計らって、地元消防団が周辺の木々や家、燃え残った枯木へ放水を行う。その後、ウーヤマの薪が大体燃えると、ウーヤマにも放水が行われる。祭りが終わると、拝殿で座元やトウジたちに夜食が振る舞われる。開催側が解散後、次回の座元は、神殿から御神刀を下ろして自宅に移し、翌年の祭りまで保管する。



火が点けられたウーヤマ



ウーヤマへの放水作業



御神刀の移動

## ②平山神社の「火焚き神事」

平山神社の「火焚き神事」は、10月15日に行われる。

ア 「火焚き神事」の由来と歴史

「火焚き神事」については、古文書等の記録が残っておらず、地域の伝承として伝わってきた。

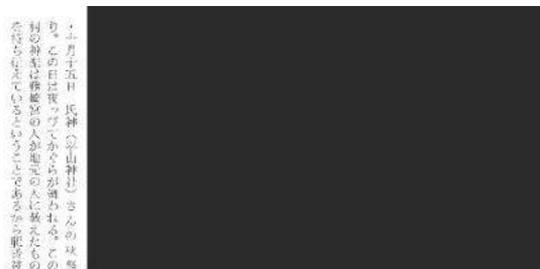
平山神楽 十一座「国津」に使用される鬼の面は、代々地区に伝わっているもので、神楽面の箱書きによると、明治14年（1881）12月に制作されている。

昭和48年（1973）12月に発行された『日本談義』に掲載された大塚正文著「松尾町平山の民俗」に平山地区の祭礼行事の記述があった。平山神楽と火の神祭り（火焚き神事）に関する記述があり、著者の調査は昭和47年（1972）10月10日に実施されたもので、これによると、室町時代の頃、岩戸の豪族・下田家の弟が近津に分家することになった。その際、本家の兄に平山神社と祭りの維持を頼んだ。弟はその見返りとして、神楽に使用する女め竹だけと男竹おだけ、神前に供えるかけの魚を毎年奉納することを約束したという伝承がある。そうして、祭り前日の10月14日には座元ととび役が近津へ向かい、下田家の弟の家から竹とかけの魚を受け取るのが恒例となり、現在もこの奉納が続けられている（現在は子孫筋の藤本家から受け取っている）。

この火焚きの神事は、元々「火ノ神祭り」と呼ばれており、その様式も現在と異なっている。元は子供主体の祭りであり、準備から子供たちが中心になって行っていた。元の祭りの形は、子供たちが北と東に分かれ、それぞれ代表者が萱かやの松明に本殿で点火した松明から火を移してもらい、鳥居の前に村中から集めた薪



平山地区に保管されている鬼の面の箱書き



「十一月十五日、氏神（平山神社）さんの秋祭りの神事は、座元ととび役が近津へ向かい、下田家の弟の家から竹とかけの魚を受け取るのが恒例となり、現在もこの奉納が続けられている（現在は子孫筋の藤本家から受け取っている）。



平山神社

昭和48年（1973）『日本談義』から抜粋

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

や茅<sup>かや</sup>、麦藁<sup>むぎわら</sup>で作られた「火ノ神」にどちらが先に火をつけるかを競<sup>きそ</sup>った。2組に分かれた子供たちは、松明を持つ相手の足を払<sup>はら</sup>ったり、行く先を遮<sup>さえぎ</sup>ったり、竹の棒を持って、火種を叩いて火を消したりと妨害していた。喧嘩<sup>けんか</sup>になってもめることもしばしばであり、やけどを負う者もいた。しかし、祭礼が勉強の妨げになるという中学校の通知により、平成8年（1996）頃には、祭りの主体は消防団に代わり、競争することもなくなった。

### イ 祭りの座

平山地区は、氏子が東・西・南・北・岩戸の5組に分かれており、昭和56年（1981）時点で、東組は15戸、西組は12戸、南組は14戸、北組は15戸、岩戸組は10戸であった。東・南・北・岩戸・西の順で担当（本座）を請け負っている。なお、現在の戸数について、内訳は定かではないが、地区全体で58戸である。

### ウ 祭りの準備

火焚き神事は、消防団が主体となって管理しており、祭り当日から2週間ほど前の9月下旬か10月上旬に使用する薪を集める。昔は1軒に5本ずつ薪を用意しており、子供たちが集めて回っていた。平山神社境内前の空き地に落葉、竹、束ねた藁などを山積みにし、火焚き神事用の薪を作製する。また、祭りの前の日曜に拝殿に神殿に幕や提灯を取り付ける。また、板の間に御座を敷き、日よけ・雨よけのためのブルーシートを取り付けて、神楽用の楽屋を設営する。

祭り前日の10月14日に座元の代表者と「とび役」（各組に1人ずつ選出。2年ごとに交代する。自分の隣保の世話をする。）の2名は、近津地区の藤



拝殿への飾りつけ



潮汲みの様子

本家から神楽に使用する女竹10本（弓用6本、御幣用4本）と男竹2本（鉾用1本、弓用1本）、神前に供える魚（「かけの魚」と呼ぶ）を受け取る。なお、以前は祭りの翌16日に「かけの魚」を岩戸の下田家（本家）に持って行くことになっていたが、下田家（本家）は断絶しており、現在はその年に座元を担当した家が受け取っている。「かけの魚」は、以前はボラを用意していたが、現在は鯛しおを用意している。

また、神前に供えるものとして、満潮時に近津の港から潮水を一升瓶やペットボトルで汲む。この潮水は、近津の海から汲む決まりがあり、ほかの地区から汲んでそな供えると、その年は災難さいなんが起ると伝えられている。祭りが終わった翌16日の午前中に地区内で祀られている地藏（地域で「年の神」と呼ばれる）やむく棕の御神木（地域で「あこうさん」と呼ばれる）の所に潮水を持って行き、それぞれのしめ縄を交換した後に奉納する（潮水をかける）。

## エ 祭り当日の流れ

### a 注連縄・採物づくり

祭り当日は朝8時頃から本座で注連縄を作製する。注連縄を作る際、藁を柔らかくするのに「ワラウチ」と呼ばれる道具を用いる。この道具は、樫の木から個人が彫り出して奉納したもので、もう何十年も使われている。



ワラウチ

鳥居に付ける大注連縄は、去年設置した注連縄を元に長さを決める。この時基準とした昨年の注連縄を「モトカタ」と呼ぶ。注連縄は、大きい注連縄を1本（鳥居用）、中ぐらいの注連縄を1本（猿田彦の玉垣用、山の神用、神殿用）作製する。拝殿の注連縄は、正月に換えた場合は新しく作製しない。細い注連縄のメの子（注連縄に紙垂と一緒に付ける藁で作った飾り）は、左から藁を7本、5本、3本と垂らすのが基本であるが、現在は藁の数



鳥居に設置された注連縄

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

は気にせず、三ヶ所メの子を作る。

注連縄づくりの途中には、境内の掃除や榊の交換などを行うほか、神様が降臨する目印として鳥居の柱に沿って左右に1本ずつ若竹を立てかけて固定する。

また、前日に藤本家から貰い受けた竹を使って神楽用の御幣・弓・榊といった採物を作る。この作業は消防小屋で行われる。準備作業は、大抵正午前に終わり、昨年作った注連縄と今回の注連縄づくりで余った藁は火焚き神事用の薪に追加される。



猿田彦に設置された注連縄



注連縄づくり



弓づくり



榊づくり



御幣づくり

### b 座祭り

午前の準備を終えると、場所を熊本市松尾北地域コミュニティセンターに移し、「座祭り」が行われる。座祭りには、今回の本座を担当する組に属する人たちと前回の座元が集まり、会食を行う。また、食事が終わると、座元決めが行われる。

### c 座元決め

手順は、まず、小さく切った半紙に今回の本座の組に属する人たちの名前を書き、小さく丸める。次に、お盆に丸めた半紙を載せて、担当者がその前に正座し、平山神社の方向を向き、二礼二拍手一礼で拝む。その後、細い紙垂を複数取り付けた幣を使って、紙を掬い上げる。掬い上げた紙に書かれていた人が次の座元となる。座元が決まると、平山神社と書いた半紙で封筒を作り、座元の名前の書かれたくじを納める。そして、半紙の封筒を竹に挟み込み、紙垂を藁で取り付けて御幣を完成させる。この御幣を「しんたいへい神体幣」と呼び、この神様が宿った幣を一年間神棚で祀るのが座元の仕事である。

今年の座元に神体幣の取り渡しが行われたあと、旧座元、新座元、座祭りに参加している人たちの順番にお猪口を回し、注いでもらった酒を飲む。酒を飲んだ後、同じ順番で赤飯を一口ずつ手に貰い、それを食べる。これで座祭りはお開きとなる。なお、このとき食べる赤飯を「バクサン」と呼ぶ。



御幣を使って紙を掬う



神体幣



バクサン

### d 火焚き神事の準備

午後になると、消防団が火焚き神事の準備を始める。夜に明かりを確保するためにライトの設置を行い、消防団員待機用のテント用の骨組みを組み立て、中に木製の低いテーブルを置く。また、目隠し用に神紋がプリントされた幕を張る。このテントは、消防団の待機場所として使われる。他にも、大竹に「ほうきしん奉寄進」と書かれた幟を取り付けて立てる。

また、午後4時30分頃からおおよそ30分かけて、周辺の山や畑に延焼防止の放水作業が行われる。



幟の取り付け



放水作業の様子

### e 平山神楽

午後3時頃に加藤神社から宮司が来て、4時頃から秋季例大祭の神事が執り行われる。祝詞、御祓い、玉串拝礼などが行われ、一時休憩を挟む。そして、午後6時過ぎ、平山神楽の奉納が始まる。



平山神楽 三座「真榊乃舞」の一幕

### ■ 概要

平山神楽は、西区に伝わる肥後神楽の一つで、熊本市指定の無形民俗文化財である。神楽は、全十二座で構成された採物（祭司の際に神職が手に持つ道具を指す）神楽である。演目は以下の通りである。

- 一) 三座（式神楽三座）
- 二) 奉剣乃舞
- 三) 真榊乃舞
- 四) 二剣乃舞
- 五) 剣弓乃舞
- 六) 長幣乃舞
- 七) 浮羽矢乃舞
- 八) 四剣乃舞
- 九) 神宣歌
- 十) 四方拝
- 十一) 国津
- 十二) 修神楽

神楽が創られた時期については、「古来継承されている」との伝承のみで詳細は明らかでないが、「近津の下田家に幣物を受領に行かなければ、大祭が始められない」という慣習から考えると、この下田家とい

う家は戦国時代には当地にいた豪族であることから、この神事及び神楽の伝来の古さが推測される。

#### ■ 平山神楽保存会

以前は各組に一人か二人、祭りの時に神楽を舞い、奉納する「神主」がいた。他所から雇うとお金がかかるので、これらの神主が神楽をあげていた。昭和50年（1975）に平山神楽が市指定の無形民俗文化財となった際、地域住民で平山神楽保存会を組織した。現在はこの保存会が神楽を伝承している。

以前は、小学校3年生から大学生までの男子が神楽の舞手を務めていたが、少子化などの影響もあり、平成26年（2014）の大祭では、始めて女子児童が平山神楽を奉納している。平成30年（2018）の祭りでは、20名の舞手（うち大学生以下11名）と太鼓・笛を担当する5名の楽方（うち2名が舞手を兼任）とで神楽を奉納した。

#### ■ 採物<sup>とりもの</sup>

神楽の採物には、神楽鈴・弓矢・剣・幣・櫛・矛などがある。平成6年（1994）に神楽に使用する品々を揃えた。それ以前に使っていた採物（神楽鈴など）は保管しており、100年以上経過しているものもあるという。

神楽が舞われる際には、太鼓・締太鼓<sup>しめ</sup>・横笛・ジャガラン（鉦<sup>かね</sup>）などが演奏される。神楽における衣装は、十一座の「国津」に登場する神以外は全員狩衣姿<sup>かりぎぬ</sup>である。神楽で使用される鬼の面は、100年以上使用されていると伝わっている。

#### ■ 練習

神楽は9、10月の土日祝日を練習にあて、9月中は平山地区にある熊本市松尾北地域コミュニティセンター内で、10月になると平山神社の拝殿で練習が行われる。

#### ■ 神楽の奉納

神楽の奉納には、3時間ほどかかる。また、神楽の奉納は平山神社内の幅二間、長さ三間ほどの拝殿で行われる。

浮羽矢乃舞では、最後に舞手が背中に指していた矢を放つ。放たれ

た矢を取った子供の家では、来年までこの矢を神棚に祀る。そして、翌年の火焚き神事で燃やされる。

祭日に作られた櫛や御幣などは、神楽が舞われた後、一旦神殿内に収納するが、神楽が終わると、まだ燃えている火焚きの薪に投げ入れて焼却する。



平山神楽 十一座「国津」の一幕



平山神楽に使われる鬼の面

#### f 火焚き神事

五座「剣弓乃舞」の途中で拝殿の東側に消防団員が二列になって整列する。剣弓乃舞が終わると、舞手が拝殿から降りてきて、団員のお祓いを行う。その後、七座「浮羽矢乃舞」の際中に火焚き用の薪の前に整列する。

浮羽矢乃舞が終わると、点火に用いる茅製のかやせい箒ほうき「ツケモン」を持った団員が神殿の左右に二人ずつ配置され、宮司役から火を点けてもらおうと、鳥居の外に向かって走り、薪に火を点け、「火焚きの神事」が始まる。



点火に用いる「ツケモン」



「ツケモン」への火点け



火種を持って走る火点け役

火点け担当以外の団員は、消火用にホースを持ったり、観客の避難を指示したり、燃え移りがないか確認しており、薪に火がついて燃え上がるのと同時に消火用ホースから放水がされ、近くに燃え広がらないようにしている。



火焚き神事



薪への火点けの様子

薪の火が弱まると放水が止まり、神楽が再開される。その後、神楽が終わっても薪は燃えているが、燃え残りが少なくなると、消防団によって消火が行われる。



消火作業の様子

#### (4) まとめ

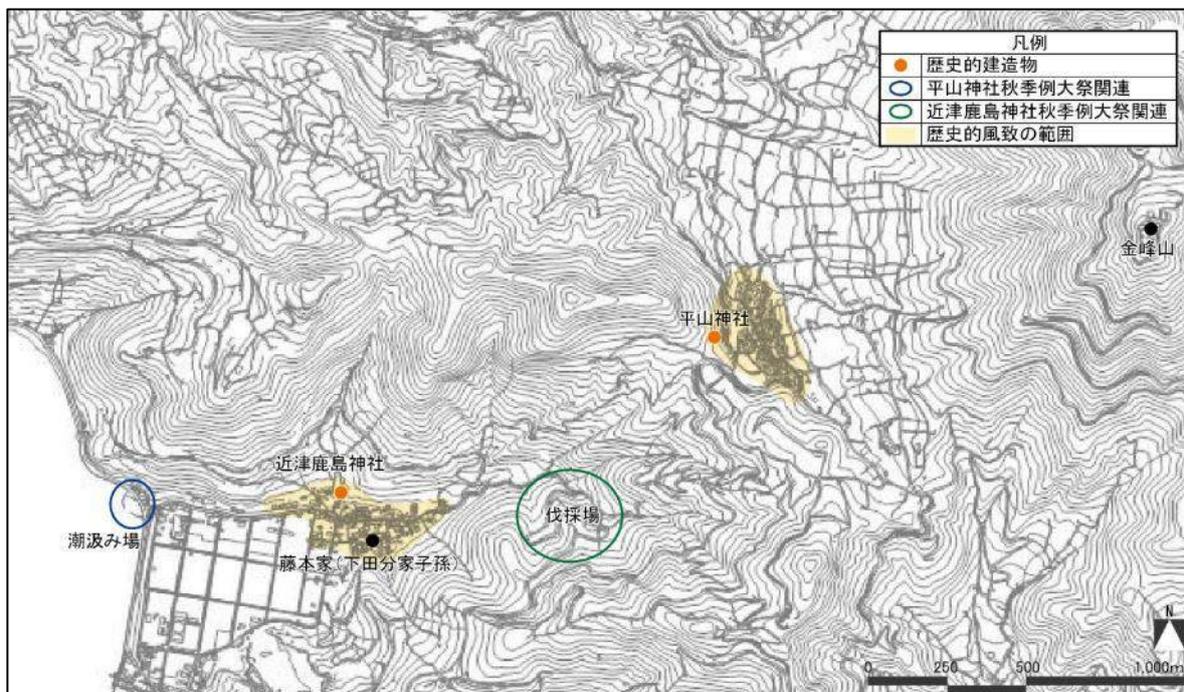
有明海沿岸に位置する、近津を始めとしたこの周辺の地域には、新羅国から侵攻してきた海賊に対して、火を用いて追い払ったという伝承が伝わっている。その伝承は、近津地区において、海賊退治の伝承に沿うように儀礼化され、「火ノ神祭り」として、現在も執り行われている。また、平山地区では、名称や神事の変更があるものの、火を用いた祭礼神事として、平山神楽とともに継承されている。

また、平山地区では、祭礼前に近津の旧家に御幣を受け取りに行ったり、裏山で祭用の竹を貰ったり、近津の沿岸で祭礼に使う潮水を汲

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

んだり、火ノ神祭り以外の祭礼神事も近津地区との深い関わりがあることが分かる。

この火ノ神祭りは、全国でも類を見ない、勇猛な祭りであり、近津・平山地区の地理的独自性によって生まれ、現代まで継承されてきた。「火ノ神祭り」を始めとした祭礼神事は、まさにこの地域の歴史・記録そのものであるといえる。その神事の背景のみならず、祭礼神事に至るまでの地域の人々の準備や手順などの慣習を含め、この地域の歴史的風致を形成している。



松尾町近津・平山の祭礼にみる歴史的風致の範囲

## 4. 六殿神社秋季例大祭にみる歴史的風致

### (1) 富合町・木原地区

#### ①地区の概要

熊本市南区富合町は熊本市の最も南部に位置し、町域の殆どを富合平野が占め、農業の発展した豊かな土地となっている。

富合町の南東には富合町・城南町・宇土市に跨って木原山が聳える。木原山は礫岩からなる標高314.4mの山であり、町内唯一の丘陵地帯となっている。古くから平安時代末期の武将で弓の名人でもある源為朝の伝説が残っており、山麓にある木原城を居城とした為朝が朝夕に山に登り、山上を飛ぶ雁の群れを射落としたという。そのため雁が山を避けて飛ぶようになり、雁が回る山、「雁回山」と呼ばれるようになった。現在は木原山ではなく雁回山の愛称で人々に親しまれている。

六殿神社は木原山の北麓にあり、古くから人々の信仰を集め、毎年10月には一年で最も重要な祭りである秋季例大祭が行われている。六殿神社の周辺には歴史的建造物が残り、神社の創建当初から途絶えることなく続く秋季例大祭とともに歴史や伝統を感じることが出来る環境が継承されている。



木原山（雁回山）



六殿神社社殿の源為朝天井画

#### ②地区の歴史

現在の富合町と城南町の東阿高・阿高、宇土市の三拾町の一部を含めた地域は守富荘という荘園であった。始まりは定かでないが、平安時代の末頃、木原の地名を名字とした木原氏が名主として木原を中心にこの地域を開発し、鎌倉時代中頃まで支配していた。

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

守富荘は生産性の高い土地であると共に交通上の重要な地域とされてきたため、鎌倉中期以降は北条家の支配下にあり、南北朝時代から近世に至るまでは勢力争いが絶えない地域でもあった。

豊臣秀吉の九州平定後、肥後国の北半分は加藤清正、南半分は小西行長の所領となり、守富村となったこの地も行長が治めることとなった。

しかし行長はキリシタン大名であったため、布教の過程で領内の神社や寺の社領を没収し、破壊・焼却・略奪を行い、領内の多くの神社や寺が失われた。慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いの後、肥後一国を加藤清正が治め、この地によりやく安定が訪れる。

清正は肥後国全土において土木・治水工事を行っているが、この地域の北側を流れる緑川の改修工事もその一つである。清正の緑川改修によってより豊かな土地が生まれ、細川家入国後も肥後の重要な農業地帯として治められた。

明治から昭和に至り、市町村制施行による合併や圃場整備（耕地区画や用排水路等の整備等）などによって町域の拡大や施設園芸農業の振興などもあり、さらに平成20年（2008）に熊本市と合併。現在も本市の重要な農業地帯となっている。

### （2）富合町・木原地区の歴史的風致を形成する建造物

#### ①六殿神社

雁回山の東北麓にあり、阿蘇神社の主神、阿蘇大明神を始め五柱の神を祀る。由緒書によると本宮は源為朝が阿蘇宮を拝する遙拝殿を建てたのが由来とされ、治承2年（1178）に高倉天皇の勅願により内大臣平重盛に社殿建立の命が下り、寿永元年（1182）に社殿を造営、社号を新たに「六殿大明神」と号したという。



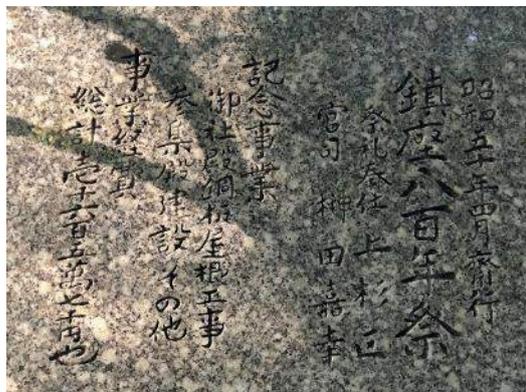
六殿神社

この由緒には諸説あり、『肥後國誌』（明和9年（1772）ころに纏められた肥後の地誌で明治17年（1884）に増補して刊行）には六殿神社は平重盛が武蔵国六孫王権現を勧請した阿蘇宮の末社である、或いは阿蘇十二神のうち六神を勧請したと記されている。

社殿は本殿、拝殿、幣殿、神楽殿、参集殿、社務所で構成されてお

り、境内には6社の摂社が祀られている。

神社の記録によると本殿は文政6年(1822)に改築したものが現存しており、『下益城郡誌』(大正11年(1922))に「神明造りを象どりて、縦短横廣、殿前に勾欄あり、屋上に千木勝男木あり」とある。また境内にある御鎮座八百年大祭記念碑に「昭和五十年(中略)記念事業 御社殿銅板屋根工事 参集殿建設その他」の銘があり、昭和50年(1975)に記念事業として屋根の葺き替えが行われ今日の姿になったことが判る。幣殿・拝殿は昭和12年(1937)に、神楽殿は平成12年(2000)に建てられた。



鎮座八百年記念碑の銘文

## ②六殿神社楼門（国の重要文化財）

天文18年(1549)、一帯に影響を及ぼしていた宇土城主名和顕忠によって奉納された楼門は「釘無しの門」とも呼ばれる。三間一戸の入母屋造の二階建てで、屋根は一重で茅葺。屋根のもっとも高い部分である棟の高さは7.8m。柱は丸柱ですべて丹(赤色の顔料)で塗られ、柱間に優美な蕨股を、二階の縁には逆蓮柱付きの高欄をもうけるなど、巧みな手法と複雑な装飾は室町時代の典型的な建築のありさまを示す。加藤清正は肥後藩主になった際に六殿神社に視察に訪れており、この楼門が焼失することなく無事であったことを喜んだという。



六殿神社楼門

明治40年(1907)に国宝(昭和25年(1950)の文化財保護法制定後は国の重要文化財)に指定されており、このことは昭和31年(1956)2月11日の西日本新聞で紹介されている。

③ <sup>ひらえけ</sup>平江家長屋門

六殿神社の参道沿いにある長屋門で、木造2階建て。建物石積の彫刻には明治37年(1904)の銘、建物には明治38年(1905)銘の棟札<sup>むなふだ</sup>があり、このときに建築されたことが分かる。秋季例大祭の奉納神事の行列を見物するため、中央部に物見部屋が造られており、例大祭当日には近所から人々が集まり、ここから流鏝馬<sup>やぶさめ</sup>を眺めていたという。



平江家長屋門



平江家長屋門建物礎石の銘文



棟札(長屋門・左)



棟札(長屋門・右)

#### ④木原の六地藏

木原公民館から六殿神社参道へ続く道路沿いの観音堂前に木原の六地藏は建っている。材質は凝灰岩<sup>ぎょうかいがん</sup>で、全高は218cm。風化の度合いなどから塔身のみがオリジナルで他の部分は後補<sup>こうほ</sup>（後世の付加物）である。また中台と笠は同時期のものとされる。中台に「寛政十一乙未□月」（1799）の銘があり、六角形の龕部<sup>がんぶ</sup>のそれぞれの面に地藏座像の浮彫がある。また宝珠は無く、代わりに五輪塔の風空輪が嵌<sup>は</sup>めてある。



銘文



木原の六地藏

### （3）富合町・木原地区の歴史的風致を形成する活動

#### ①六殿神社秋季例大祭の概要

##### ア 歴史

秋季例大祭とは秋の収穫を感謝し、五穀豊穰<sup>ごこくほうじょう</sup>を神に祈願する祭りである。六殿神社の記録によると、六殿神社秋季例大祭は神社の創建当初からあったとされる。

『寺社例帳』（寛文8年（1668）～宝暦5年（1755））には、貞享2年（1685）8月15日の記録に「益城郡守富庄の鎮守木原六殿大明神祭礼九月九日にて候。（中略）右之祭礼中絶仕候處（中略）寛文十一年より細川丹後守殿より馬を御出之」とあり、また『肥後国神祠正鑑』<sup>ひごのくにしんししょうかん</sup>（弘化4年（1847））の六殿宮の項には「祭礼九月九日往古ハ神幸猿楽流鏝馬等有シ此モ天正ヨリ廢セシヲ宇土細川家再興セラレ今ニ家臣ヲ出テ行ハル」とあり、宇土細川氏の保護の下に明治維新に至るまで祭礼が続いてきた。

明治以降も祭りは続けられ、『九州日日新聞』（明治34年（1901）10月13日）<sup>さる</sup>の記事に「去九日大祭ありしが（中略）飾馬五頭流鏝馬二頭、角力<sup>すもう</sup>

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

などの余興あり非常の賑合なりし」とあり、大正には、『下益城郡誌』（大正11年(1922)）に「固有の典礼として年々秋季初九日を以て大祭を行ふ」とある。

昭和になると昭和11年(1936)に志々水区が受け前区となり祭りが行われたことが写真から判るが、その後戦争のため祭りは休止してしまう。その期間は明らかではないが、『熊本日日新聞』（昭和35年(1960)～38年(1963)10月）秋祭り日程欄に「九日 六殿神社(富合村)」とあることから昭和35年(1960)には再開していた。その後は広報紙『とみあい』に昭和40～50年代にかけて断続的に記載され、昭和59年(1984)以降は現在まで例大祭と受け前区についての記事が毎年掲載されている。戦後無事に復活した祭りであるが、昭和天皇崩御の年(平成元年(1989))や平成28年(2016)熊本地震が起きた年には派手な飾りを控えた奉納が行われた。



昭和11年(1936)例大祭



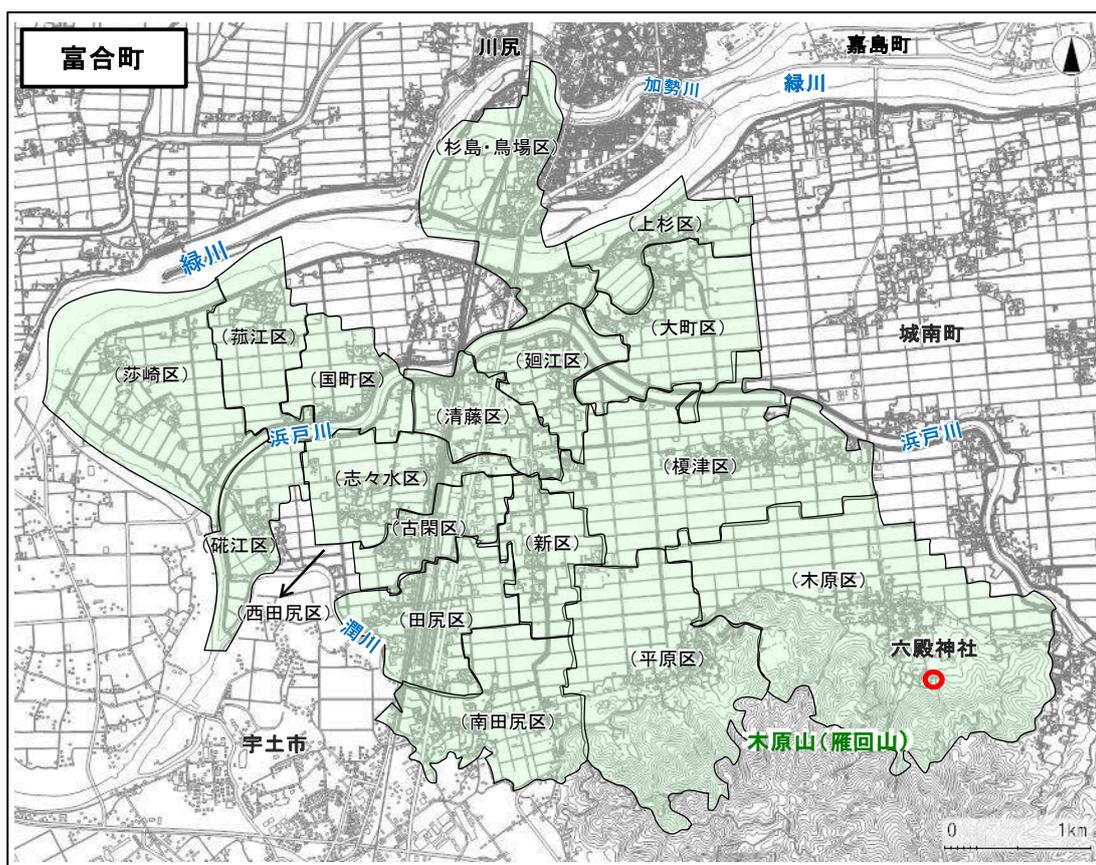
広報とみあい(昭和42年(1967)11月発行)

### イ 受け前区

奉納神事を引き受ける氏子地区を「受け前区」と称し、18地区(平成30年(2018)から)が輪番りんぱんになって奉納する。平成30年(2018)の受け前区は南田尻区である。

1. 木原区、2. 平原区、3. 榎津区、4. 大町区、
5. 上杉区、6. 鳥場区、7. 杉島区、8. 国町区、
9. 菰江区、10. 莎崎区、11. 砦江区、12. 志々水区、
13. 古閑区、14. 田尻区、15. 南田尻区、16. 廻江区、
17. 清藤区、18. 新区

※杉島区と鳥場区は平成29年(2017)までひとつの地区。



氏子地区

## ウ 祭りの準備

### a 実行委員会

受け前区となった氏子地区では約1年前に実行委員会が作られ、祭の準備が始められる。

### b 神事のための馬

20年ほど前までは祭りの2～3週間前に馬小屋を公民館の隣に建て、神事のための馬を購入し世話をしながら農道や川沿いで乗馬の練習が行われていた。1週間前になると<sup>さしゅ</sup>と<sup>ちゅうげん</sup>は<sup>けが</sup>を避け、身を清めるために公民館に泊り込み馬と共に過ごした。

この期間、公民館では家事一切を男性のみで行い、女性に関わることは禁止された。これは六殿神社の御祭神が女神であるため、祭りに女性が加わると雨が降る・ケガ人が出るなどの言い伝えが残っているためである。射手・仲間だけでなく、<sup>せこ</sup>勢子も男性、馬も雄のみと決まっていた。生活の変化に伴ってこのような慣習はなくなり、現在は牧場や乗馬クラブで練習を行う区がほとんどである。

しかし<sup>こものえく</sup>菰江區では昔からの慣わし通り馬小屋を建て、公民館に泊り込んで馬の世話を現在も行っている。菰江區には六殿神社<sup>かんじん</sup>勧進の際、神輿を乗せた船が緑川を進み菰江へ着岸した。このことから当地には六殿神社境外末社の<sup>ふなあげ</sup>船揚大明神が創建され鎮座している。

このような土地であることから、菰江區には祭りの形が変わることなく今でも残っている。

なお、受け前区やその年の状況によって用意する馬の数は異なるが、例年神馬1頭、曳き馬2頭の計3頭を用意する場合が多い。



馬小屋（平成24年（2012）菰江區）

### c 祭での役割と練習

#### ■ 射手（殿様）

射手は流鏝馬で騎手を務める奉納神事において重要な役割を持つ。射手の服装は、水干<sup>すいかん</sup>の左袖を脱ぎ、射籠手<sup>いごて</sup>をつけた指貫<sup>さしぬき</sup>に烏帽子<sup>えぼし</sup>をかぶる。そしてこの射手の中から一人、「殿様」という役割の者が選ばれる。

殿様は<sup>ひきめ</sup>驀目神事で<sup>しんじ</sup>鏝矢を射て邪気を祓い、流鏝馬神事において馬場を祓い豊作を占う最も重要な役割を持つ祭りの主役である。殿様の服装は射手とほぼ同じだが、烏帽子ではなく<sup>あやい</sup>綾藺笠をかぶった姿をしている。

射手と殿様は農家の長男で20歳前後の<sup>けが</sup>穢れのない男子から選ばれるのが習わしであったが、現在は地元の独身男性が務めている。また祭り当日は神聖な存在である射手と殿様は足を地面に触れさせてはならず、下馬する際などは仲間に背負われて移動しなければならない。



射手練習



殿様

■ 仲間

仲間は消防団の男性が主体となり馬追神事うまおいしんじで引き手、射手の世話を務める。仲間の正装は白の法被はっぴと白の股引きももひを着用する。



馬追神事の前の仲間の様子



射手を背負って移動する様子

■ ラッパ隊

その起源は不明であるが、地域の古老によると、戦前から行われているとのことであった。

ラッパ隊は、元々は射手や仲間のように男性のみで構成されていたが、少子化の影響で平成16年(2004)から女子も加わっている。正装は白の法被はっぴに白の半股引はんだこを着用。ラッパには「きをつけ・止まれ・集合・突撃・参拝・早足行進・駆け足行進・その他」の8種類の号音があり、楽譜は無い。稽古は7月頃から始まり、ラッパ隊経験者から今年のラッパ隊へ指導が行われる。



ラッパ隊練習



ラッパ隊

■ かつちゅう むしや 甲冑武者（ツームシ）

ツームシさんと呼ばれ、甲冑を身につけ警護の役目を持つ。受け前区から六殿神社へ向かう際は列の先頭に2人、最後尾に2人が並ぶ。



甲冑武者（ツームシ）

■ 勢子

勢子の正装はラッパ隊と同じく白の法被に白の半股引の姿をする。全員が白で統一するのが慣わしである。最低でも100人ほどの人員が必要のため、一戸につき必ず一人は参加する。戸数が少ない地区は家族総出で参加している。

勢子とは本来狩猟の際に鳥獣を射手の方へ追い込む者を指すが、本祭においては馬追の際に青竹で囃し立て馬を追い立てる者、また祭りの参加者全員を指す。



馬追神事の前に境内を一巡する様子

■ 馬の練習

練習は8月頃から始まる。牧場に両側に8枚の板を立て馬場に模した道を造り、かつて射手や仲間を務めた者や馬の調教師の指導の下、「駆け足」「止め」の練習を繰り返す。手拍子や掛け声を発しながら馬と呼吸を合わせていくが、馬が勢いを出し、人が引きずられそうになる場面もある。本番さながらの激しさに緊張が走る。

### ■ 注連縄作り

9月中旬になると六殿神社参集殿にて注連縄作りが行われる。木原地区の田んぼで刈り取られた藁わらを各々が持ち寄り、中学生から80代の男性20人ほどが1日かかりで作る。

「鳥居」「馬場御神座ばばごしんざ」など縄を張る場所と長さが書かれた短冊の中から適宜選び取ると、慣れた手つきで作る。町の長老達と若い世代は一緒に取り組み本殿や神楽殿などの大きな注連縄を作り、他の男性達はそれ以外の注連縄を個々に作る。中学生は大人が作った縄の毛羽立った部分を切り取る役目をしている。藁なは濡れた状態が扱いやすいためあらかじめ湿らせておく。女性が縄を編むことは現在でもできない。

作り上げた注連縄は、奉納神事の1週間前に行われる「馬場しめおろし」の日の早朝に、昨年しめおろしから六殿神社楼門に飾られていたものを取り替えられる（注連卸）。



注連縄作り



注連卸

### ■ 馬場削り

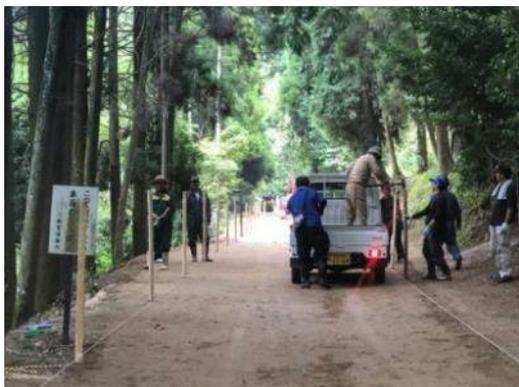
祭り1週間前に流鏝馬馬場の整備などをする「馬場削り」が行なわれる。受け前区の各戸から1人ずつ集まり早朝から始められ、雄竹おだけなどを使って境内に馬小屋が建てられる。また馬場や境内を山砂で均して杭打ちがされ、馬場横ごしんざに御神座が造られる。小屋の建材は受け前区が準備し、神社に保管され繰り返し使用される。建材として使用できなくなると、次の受け前区が木材を用意することになる。



馬小屋建築



境内の整備



馬場の整備



御神座造り

## ②六殿神社秋季例大祭の構成

祭礼はかつて10月1日に馬場馴らし、9日に例大祭・奉納神事が行われていた。現在は例大祭のみ必ず10月9日に行われ、馬場馴らし・奉納神事は前後の日曜日・祝祭日のうち開催可能な日に行われている。

### ア 馬場馴らし

練習をかねて本番同様に行う祭礼のひとつである。飾り付け、衣装も本番同様のものとする。馬場馴らしで行われる流鏝馬や馬追は何度行っても良い。



境内・馬場位置図

## イ 例大祭

毎年10月9日に行われ、神社にとって一年で最も重要な祭礼である。富合内外の有力者達が参列し、張り詰めた空気の中神事が始まる。

最初に境内に注連縄で作られた結界で修祓が行なわれ、御神体が鎮座する神殿の扉が開かれると神饌が献上される。

宮司が祝詞を奏上すると、巫女舞による「豊栄の舞」、木原神楽保存会による、禍津神を鎮める「四剣の舞」が奉納される。舞い方に中学生男子4人、烏帽子・狩衣・袴・白足袋の装束に襷がけをした姿である。採物は左手に剣、右手に神楽鈴を持つ。楽方は2人で、鳴物は横笛と太鼓になる。

舞が奉納されると玉串奉奠が始まる。最後に受け前区代表が玉串を捧げ富合地域の五穀豊穰を祈願する。

神饌が引き上げられ、扉が閉められ例大祭は終了する。その後参集殿にて直会が行われ、食事や奉納した神酒が振舞われる。



巫女舞



木原神楽・四剣の舞



受け前区玉串奉奠



直会

ウ 奉納神事

a 御神幸行列

行列は受け前区の公民館からラッパを合図に出発し、まず御旅所である木原公民館へ向かう。木原公民館は菰江に着岸した御神体が雁回山の麓に向かう途中この場所で休んだとの言い伝えがあり、今も御神木が残っている。

御旅所から出発する際には全員整列し御神木に拝礼する。ラッパを吹き鳴らしながら公民館を出発し木原の六地藏や参道を歩き六殿神社へと向かう。参道は「馬場小路」とも呼ばれ、参道中央から神社のある南側を「馬場上」、北側が「馬場下」という組に分かれている。かつてはこの参道で流鏝馬が行われており、その様子は平江家の物見部屋から眺められていた。現在は平江家長屋門の前を行列が進んでいく。この行程を六殿神社では「村廻り」と呼んでいる。

行列は1列目左から区職・指揮・神社社旗、2列目に甲冑武者、3列目にラッパ隊、4列目両脇に仲間が並び、間に神馬、射手が乗った馬が並ぶ。5列目に役員以下子供を前に奉仕者達が続き、一番後ろが甲冑武者となる。



南田尻公民館出発



雁回山と行列



木原公民館と御神木



御神木拝礼



b <sup>きよはらいさい</sup> 清祓祭

神社に到着すると馬小屋前に全員整列し、社殿を時計回りに一巡する。全員が社殿を一巡する工程は神事の始まりと終わりに必ず行われる。

拝殿前に馬、射手、仲間、勢子全員が整列し、受け前区代表者ならびに各区の地区長が昇殿する。拝殿にて清祓祭が始まり、宮司祝詞に続き、木原神楽保存会による「四剣の舞」が奉納される。

玉串奉奠にて受け前区代表が玉串を捧げ、奉納神事の安全を祈願し祭礼が終了する。



社殿を一巡



木原神楽・四剣の舞

c <sup>うまおい</sup> 馬追神事

■ 神馬

全員整列し、社殿を一巡する。甲冑武者が本殿を左右より一巡し、楼門前で宮司が神馬・仲間に向かって大幣おおぬさを奉幣ほうへい（左・右・左と振る）する。

突撃のラッパを合図に仲間が神馬を曳き、勢子が青竹を鳴らし馬を追い立てる。拝殿正面で時計回りに一度小回りすると勢いよく走り出す。そのまま神殿裏左側で2回、拝殿右側で3回小回りし正面へ戻ってくる。駆け足で戻ってくる神馬を仲間一同が生身のまま止めるが、このとき客席は大いに盛り上がる。

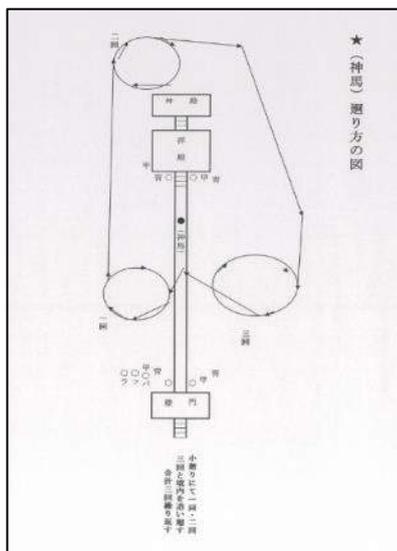
神馬が一巡したら到着ラッパが吹かれ、再び甲冑武者が社殿を一巡する。これを3回繰り返すのが神馬の馬追である。3巡目を終わると全員社殿を一巡して神馬の馬追が終わる。

■ 曳き馬

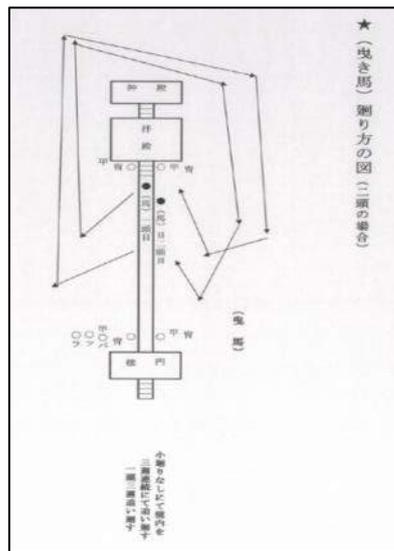
全員社殿を一巡して拝殿前に整列し、曳き馬・仲間は神職によって拝殿前で祓い清められる。

曳き馬の馬追は神馬と違い1周毎の奉幣や甲冑武者による見回りはなく、小回りなしで各馬3回連続して社殿を時計回りに追い回す。

突撃のラッパを合図に1頭目が拝殿正面から出発して神殿左を走るところ、直ぐさま2頭目が走り出す。1頭目が3回まわり終えたとき、到着ラッパが吹かれる。2頭目も同様である。最後に全員整列し、一同一礼し社殿周囲を一巡りする。



神馬馬追



曳き馬馬追



神馬馬追・奉幣



馬追・追い立て



神馬馬追



曳馬馬追

d <sup>ひきめ</sup> 墓目神事

全員社殿を一巡し拝殿前に整列する。拝殿正面にて乗馬した殿様が二拝して祭詞を奏上し、二拝・二拍手・三拝する。弓持ちから弓を受取り一礼、弦を張って一礼する。次に鏑矢を受取り先端を神殿に向け一礼、3回大きく回した後、一礼する。

続けて、矢を番えて一礼した後、天に向かって弓を張り、戻して一礼する。次に地に向かって弓を張り、戻して一礼し、最後に正面（本殿）に向かって弓を張る。矢を神職が受け取って神前に納め、殿様は矢が本殿に置かれるまで矢を放った状態で待つ。矢が着いたら弓を弓持ちに渡す。神職が射手に祓い串（櫛）を渡し、墓目神事は終わる。最後に全員整列し社殿周囲を一巡する。



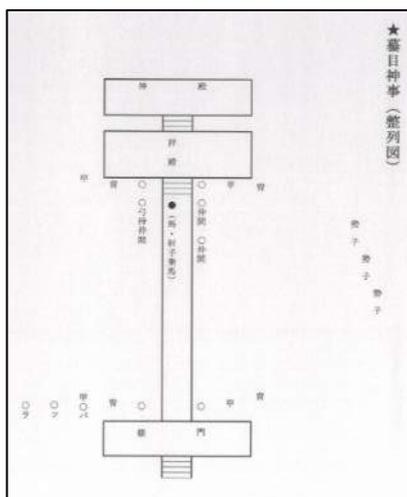
墓目神事



鏑矢受け取り



祓い串渡し



墓目神事整列図

### e 流鏑馬神事

まず馬場横に造られた御神座ごしんざに本殿より御神体ごんごが遷座せんざされる。馬場は全長約200mあり、3本の的が35m間隔で立てられている。甲冑武者が馬場元・馬場末それぞれから馬場の安全を確認し、異常が無ければラッパが吹かれる。

最初の突撃のラッパで殿様が走り出し、墓目神事で渡された祓い串を両手に持ち左右に交差させ大きく腕をふりながら馬場を祓う。馬場末に到着すると仲間に引かれ馬場元に戻るが、その際必ず御神座前で馬を一回りさせ一礼する。殿様が馬場元に戻ると再び甲冑武者が馬場の安全を確認し、異常なしの合図のラッパが吹かれる。

続いて、殿様以外の射手による一の弓の流鏑馬が始まる。射手は突撃のラッパで走り出し3枚の的を次々に射る。馬場元に戻る際は馬場祓いと同様に神座前で馬を一回りさせ一礼して戻る。この流鏑馬は3回の騎射が3度繰り返され、二の弓は殿様によって、三の弓は再び射手によってと交互に行われる。作法は一の弓と同様である。合計9回の騎射が行われ、当り矢のうち3本が神社に奉納される。最後に再び殿様が祓い串で馬場を祓い、流鏑馬神事は終了する。

流鏑馬神事終了の後、全員社殿周囲を一巡し拝殿前に整列する。一同拝礼し、万歳三唱をして社殿を一巡し馬小屋へ戻る。これですべての神事が終了する。



馬場祓い



流鏑馬

かつては神事が終わった後、「花回り」（地区によっては「馬回り」と呼ぶ）という、奉納神事に参加した神馬と曳馬が氏子の家々を廻る行事が行われていた。この行事には厄除けなどの意味があり、各家から「花はな（祝儀）」や御神酒おみきが捧げられていた。しかし、約20年ほど前からこの

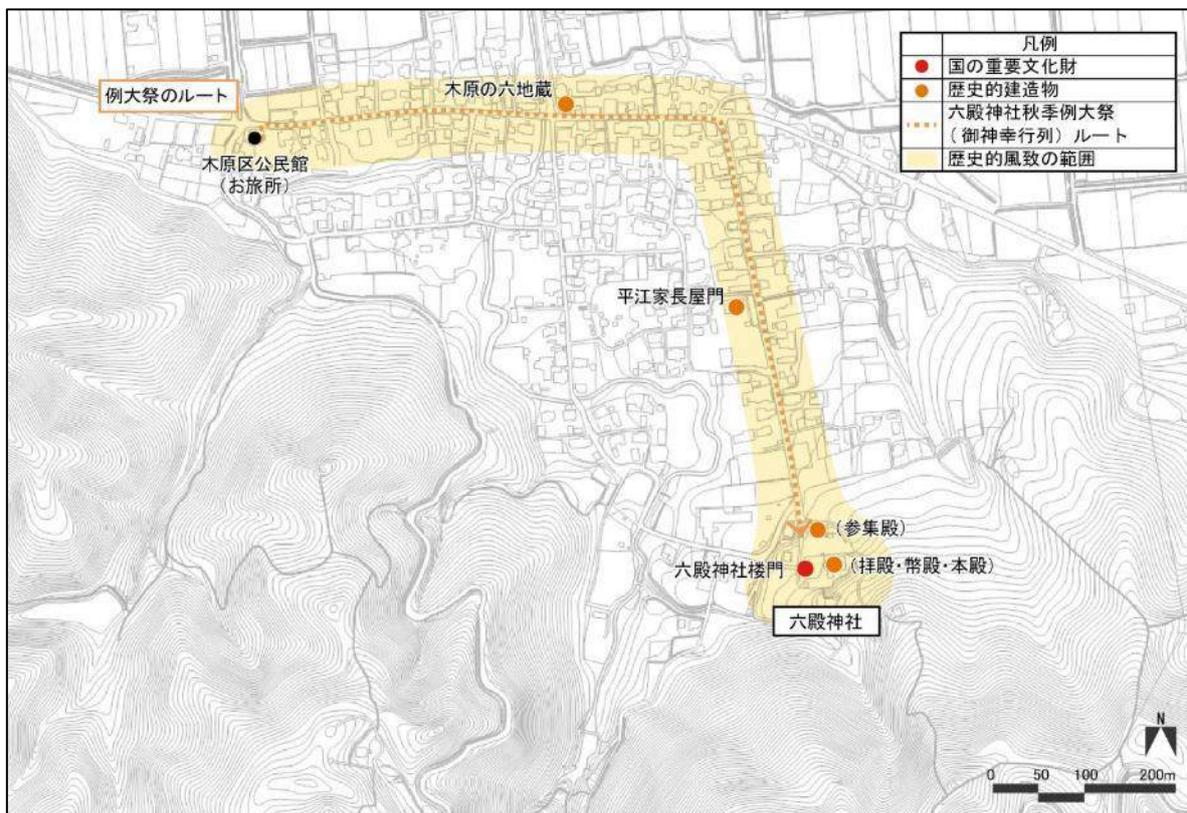
行事も行われておらず、運営資金の一部に充てられる祝儀も事前に区ごとに集金されるようになった。

(4) まとめ

木原地区には、平安時代の末に木原氏が開き、加藤清正の緑川の改修工事から現代まで行われた数々の土木・治水事業によって育まれた肥沃な土地が残されている。そしてそれは、守富荘から富合町へと変わった今も、私たちの生活に大きな恩恵をもたらしている。

また、平安時代から加藤・細川期、現代を通して崇敬される六殿神社を中心に、村廻りの行列の途上には平江家長屋門などの歴史的建造物が現存するとともに、五穀豊穰を願う六殿神社秋季例大祭がその形式が大きく改変されることなくこの地区に住む人々に受け継がれている。

このような活動と歴史的建造物等が一体となって受け継がれ、それらが存在する土地と人とが繋がり続けてきたことで特有の歴史的風致が形成されている。



六殿神社秋季例大祭にみる歴史的風致の範囲

### 〔コラム〕木原の不動さん

木原山の北麓、六殿神社の北西に天台宗雁回山長寿寺という寺があり、日本三大不動尊の一つとも称され通称木原不動尊の名で親しまれている。同寺は天台宗総本山延暦寺の末寺で延暦年間（782～806）に宗祖伝教大師最澄の開基と云われているが定かではない。一説には源為朝が木原山に木原城を築いたのちに鬼門除けとして不動を祀ったという説もある。



雁回山長寿寺

文治年間（1185～1189）右大将であった源頼朝が祈願所として寺を再興するために土地を寄進したが、天正年中（1573～1591）に宇土城主小西行長によって寺領は没収された。元禄15年（1702）に僧円入が修造するも、明治維新に廃寺となった。しかし地方著名の寺跡であることから、明治24年（1891）宇土郡高良村（現宇城市不知火町）総寺院をもって長寿寺跡に移転を出願。翌年許可を得て、雁回山長寿寺と改称された。

伝教大師の作と云われる本尊の不動明王（木像一軀、立像厨子入）は「水引き不動」とも呼ばれており、以下のような伝説が残る。「昔、雨が一滴も降らず田んぼに亀裂が生じ、稲が枯れ果てた。村人が不動尊に雨乞いをすると、その夜大雨が降った。村人が喜んでお礼詣りに行くと、不動尊の足元は濡れた泥が付いていた。それ以来「水引き不動」と呼ばれるようになった。」

木原不動尊では毎年2月28日に1年で最も大きな春季大祭があり、「火渡り」「湯立て」の荒行が行われる。

境内には荒行を行うための結界が張られる。結界の中央に長さ3mほどの丸太が3本組まれ、その上に大釜が据えられる。隅にも大釜が置かれ、釜の下には参拝者が願い事を書いた護摩木が敷き詰められる。奥には不動尊を祀った祭壇が設けられ、ほら貝が吹かれると荒行が始まる。

護摩木に火が点けられ読経が続く。火渡りはまず行者たちがまだ鎮まりきらない火の中を渡って行き、その後住職たちが渡る。火が収まると一般の参拝客たちも渡ることができる。そして釜の煮えたぎったお

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

湯に笹の束を<sup>ゆ</sup>浸し、それを行者が自分に振りかける湯立てが始まる。湯は参拝客たちにも振りかけられ、祭りは最高潮に盛り上がる。最後に、煮えたぎった湯の中に行者が入る荒行が行われ、悲鳴のような歓声が飛び交う。これで春の大祭は終了となる。

この荒行は午前と午後の2回行われる。当日は熊本市中心部やJR宇土駅などから臨時バスが運行され、近隣の大型駐車場から無料シャトルバスが出るなど熊本県内のみならず九州各地からたくさんの参拝客が訪れる。



火渡り



湯立て



祭壇



祭の様子

## 5. 港町の祭礼等に見る歴史的風致

### (1) はじめに

中世、河尻<sup>かわしり</sup>荘<sup>しょう</sup>の地頭<sup>じとう</sup>職<sup>しき</sup>となった河尻氏は、建久8年(1197)に河尻神宮を起こした。河尻神宮は河尻荘一円の総氏神であり、河尻氏の没落とともに影響力を弱めたものの、加藤・細川期を通して崇敬された。特に、『肥後川尻町史』(昭和10年(1935))によると、天正14年(1586)現在地に遷宮した翌年、加藤<sup>かとう</sup>清<sup>きよ</sup>正<sup>まさ</sup>自<sup>みづか</sup>ら<sup>の</sup>先<sup>さき</sup>頭<sup>あたま</sup>に<sup>な</sup>り<sup>て</sup>立<sup>た</sup>ち、流<sup>りゅう</sup>鑄<sup>さう</sup>馬<sup>ば</sup>式<sup>しき</sup>・風<sup>ふう</sup>流<sup>りゅう</sup>舞<sup>まい</sup>式<sup>しき</sup>・能<sup>のう</sup>・獅<sup>し</sup>子<sup>し</sup>舞<sup>まい</sup>・笠<sup>かさ</sup>鉾<sup>ぼこ</sup>・相<sup>あ</sup>撲<sup>ぶく</sup>の儀式を行つたとされる。現在も毎年10月中旬に行われる秋季大祭は、古来の形式を色濃く残している。

また、細川藩時代に始まつたとされる精<sup>しょう</sup>霊<sup>りゆう</sup>流<sup>なが</sup>しは迫力ある花火とともに熊本<sup>くまもと</sup>の夏<sup>なつ</sup>の風物詩となつている。

川尻は近世・近代を通して貿易港・軍港として栄え、一帯は港湾都市としての賑わいを見せていた。しかし、明治初期になると三角<sup>みすみ</sup>西<sup>にし</sup>港<sup>こう</sup>の構築や三角<sup>みすみ</sup>往<sup>むかひ</sup>還<sup>かへり</sup>の整備など、港湾や鉄道、道路が整備されたことでその機能が徐々に失われていった。



河尻神宮秋季大祭のさがり馬

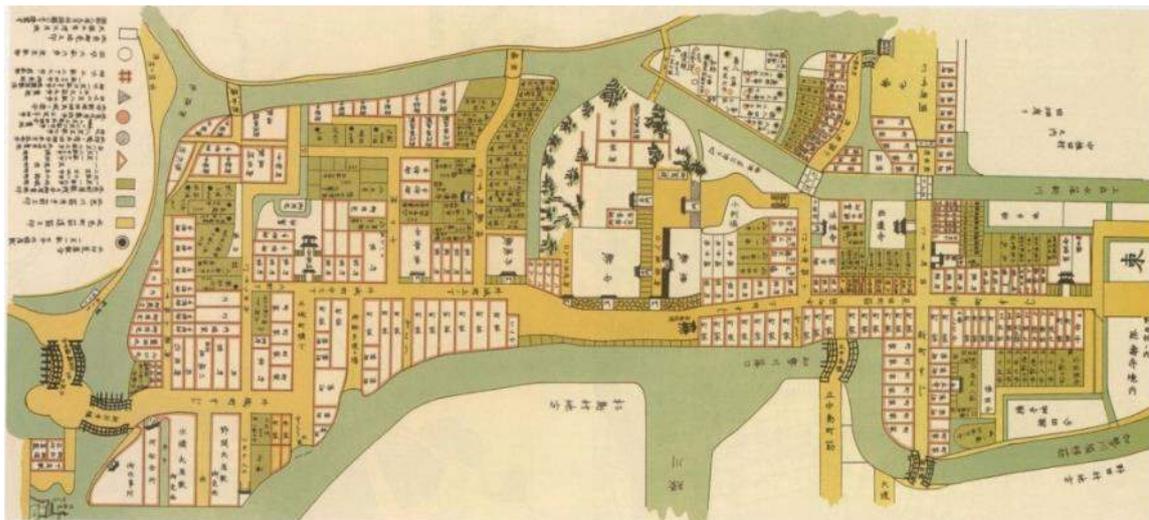


江戸期のままの町筋

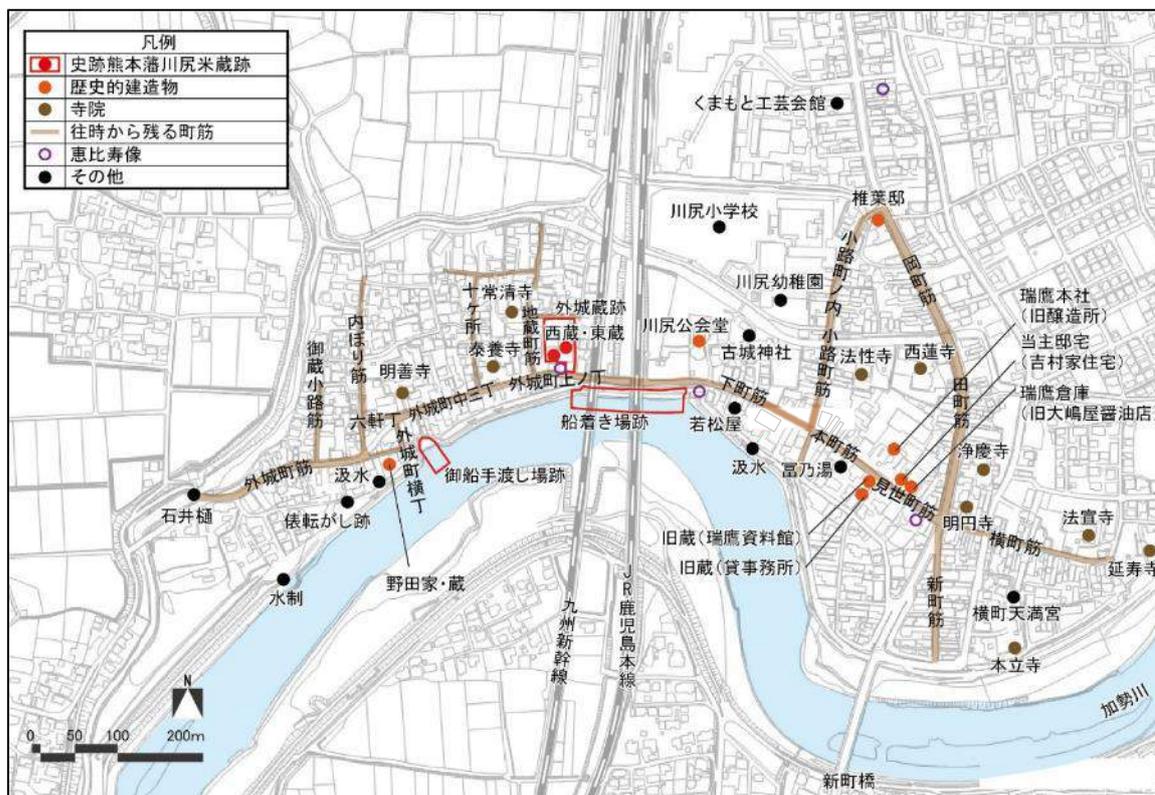
そのような背景のなか、江戸時代のままの町筋と港湾都市として栄えた名残りである歴史的建造物が残されている。また、景観保全に対する取組や歴史的な環境を生かしたまちづくりが盛んな地区となっており、歴史的建造物とともに古来から続く河尻神宮秋季大祭や江戸初期に始まつたとされる精霊流しなどの活動が一体となった良好な市街地環境が継承されている。

(2) 町筋と寺院

川尻地区には天保3年(1832)の『川尻町絵図』に描かれている道・町筋が現在も残る。宅地化や一部道路の新設などが見られるものの、往時の町筋が現在も生活道路として利用されており、江戸時代から残る外城東蔵・西蔵や寺院、明治時代に建設された多くの建造物と合わせて、地区全体の歴史的な景観形成に寄与している。



天保3年(1832)の川尻町絵図



江戸期から現在まで残る町筋と寺院

### (3) 歴史的風致を形成する建造物

#### ① 精霊流しに関わる建物と町並み

##### ア 史跡熊本藩川尻米蔵跡

熊本藩川尻米蔵跡は、江戸時代、緑川や加勢川<sup>かせ</sup>を利用して藩の年貢米を集積、主に大坂（大阪）へと搬出した拠点である。年貢米の集積地として、また軍港として機能した熊本藩の重要な港であり、日本近世の物流・水運の様相を知る上で重要であるとして、平成22年度（2010年度）に外城蔵跡と船着場跡が国の史跡に指定され、平成24年度（2012年度）に御船手渡し場跡<sup>おふなてわた</sup>が追加指定された。

##### a 船着場跡

『川尻船着場跡調査報告書』（熊本市教育委員会、2008年）によると、石材の加工痕や出土遺物（木簡）から慶長年間（1596年～1615年）に構築されたと推定される石段形式の船着場跡が残されている。加勢川の屈曲部に位置しており、洪水等の影響により近現代にもさまざまな修理が施されたことが想定されるが遺構は良好な状態で残されている。13段（14段<sup>\*</sup>）の石段で延長は約150mである。



船着場跡

平成16年度（2004年度）から平成21年年度（2009年度）まで国土交通省九州整備局熊本河川国道事務所による護岸整備事業の一環で保存整備工事が完了している。

※14段目の石段は昭和56年（1981）の発掘調査後に積み重ねられたもの。

##### b 御船手渡し場跡

『川尻船着場跡調査報告書』（熊本市教育委員会、2008年）によると、石材の加工痕から慶長年間（1596年～1615年）に構築されたと推定される、船着場跡から約150m下流に5段の石段と石張り約170.0㎡が残されている。船着場跡と同様、平成23年度（2011年度）までに



御船手渡し場跡

国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所による護岸整備事業の一環で保存整備工事が完了している。

## ②河尻神宮秋季大祭に関わる建物と町並み

### ア 外城東蔵・西蔵（史跡熊本藩川尻米蔵跡）

幕末に建築された2棟の御蔵が現存する。内部は巨大な空間を柱などで格子状に区切っており、手永（江戸時代の熊本藩における行政区）ごとに年貢米の納入場所が決められていた。廃藩置県後に外城東蔵・西蔵は個人所有となり、倉庫として使用されてきたが、平成22年（2010）に熊本市に寄贈された。

外城東蔵からは、平成25年（2013）からの保存修理工事に伴う解体調査の結果として、鬼瓦・軒平瓦・床板から弘化4年（1847）の墨書等が確認されている。木造土蔵造り、平屋建て切妻造、棧瓦葺、内外壁ともに漆喰塗りで棟鬼瓦及び軒平瓦に細川家の九曜紋瓦が使用されている。梁間6間、桁行20間（建立当初は梁間6間、桁行30間）である。

平成25年度（2013年度）から保存修理工事に着手し、平成29年度（2017年度）に完了した。



外城東蔵（平成29年度工事完了後）



弘化4年（1847）銘の床板

外城西蔵からは、弘化3年（1846）銘の鬼瓦や柱の中・ホゾの中に建設時の墨書が見つかっている。平成28年（2016）熊本地震により被害を受け、平成29年（2017）12月から復旧工事に着手している（令和元年度工事完了予定）。痕跡調査等から現在より南に四間分の部屋があったことが判明している。



弘化3年（1846）銘の柱

## イ 河尻神宮

建久8年(1197)に河尻城主河尻かわじり三郎実朝さぶろうさねともが、鶴岡八幡宮かんじょうを勧請したことに始まる。鶴岡八幡神、天照皇大神、住吉大神、春日大神、阿蘇大神を中世若宮五社大明神と称し、河尻荘の総氏神として社領三十三石を治めた。河尻氏衰退後社殿も荒廃したが、加藤清正の入国後天正15年(1587)現在地に移った。加藤家改易後細川家も厚く信仰した。明治31年(1898)11月県社へ昇格した。

神殿は第二次世界大戦の前に撮られた写真によると檜皮葺きの屋根であったが、現在は銅板葺どうばんぶきに葺き替えられている。天明新川てんめいしんかわに面した参道入口の八幡様式の鳥居には昭和3年(1928)7月、境内入口の鳥居には大正11年(1922)9月と刻まれている。



拝殿



境内入口の鳥居

## ウ 瑞鷹ずいよう関係建造物

瑞鷹株式会社は慶応3年(1867)創業の酒造業者で、代々川尻で廻船問屋を営んできた大嶋屋おおしまやに端を発している。当時赤酒(熊本の地酒)が主流であったなか、いち早く清酒の製造に取り組み、現在も酒造業を営む。

なお、赤酒は熊本の地酒として現在も県内で製造されており、正月のお屠蘇や郷土料理に欠かせない調味酒として市民・県民に愛用されている。

瑞鷹本社と同倉庫(旧大嶋屋醤油店)、当主邸宅の3棟は景観法に基づく景観重要建造物に指定されており、瑞鷹資料館と貸事務所として使用されている旧蔵の2棟は市条例に基づく景観形成建造物に指定されている。それぞれ川尻地区の良好な景観環境形成に寄与しており、また歴史的・建築的価値、ランドマークとしての価値が認められている。

a 瑞鷹本社

土蔵造2階建、屋根は切妻造瓦葺で間口18間奥行き8間の店舗及び事務所として建てられた建物である。建築年は不明であるが、大正時代に専門の絵師に描かせた鳥瞰図や昭和5年(1930)撮影の写真に確認でき、それ以前の建築であることが推察される。その撮影のすぐ後、建物の間口は改修されている。現在も事務所として使われおり、応接室等の内部は建設当初の造作が残っている。



瑞鷹本社

b 瑞鷹倉庫(旧大嶋屋醤油店)

大嶋屋がたばこ製造と販売をしていた時期があったが、明治37年(1904)7月に施行された「煙草専売法」により国に買い上げられた資金で醤油屋を始めた。開業当時の看板に「丙午(明治39年)ノ夏」とあり、醤油醸造のためその年建てられた、土蔵造2階建、屋根は切妻造瓦葺で間口10間奥行き8間半の建物である。先に紹介した鳥瞰図や写真に確認できる。



瑞鷹倉庫(旧大嶋屋醤油店)

c 当主邸宅(吉村家住宅)

建築年代については不明であるが、江戸時代末期から明治初めにかけてのものと思われる。

正面は北側で、建物は敷地の東側に寄せられ、裏庭への通路として西側一間半が空けられている。平面は西側に居室をとり、東側が玄関になっている。居室部は四畳半の部屋、四畳半の寝室、



当主邸宅(吉村家住宅)

裏庭に面して床をつけた六畳の座敷がとられている。

また、玄関土間部の東側に四畳の女中部屋がとられ、現在板張りの食堂となっている部分は当初土間であったといわれ、現在の台所部分にはかまどが置かれていた。

#### d 旧蔵（瑞鷹資料館）

昭和10年代に瑞鷹がこの土地を買収した際に、すでにあった建物で、土蔵造2階建、屋根は切妻造瓦葺で間口4間半奥行き4間の規模である。

買収後、酒造卸部門として瑞鷹の別会社である大嶋屋商店が倉庫として使用していたが、平成になり瑞鷹資料館として、大正や昭和初期の写真等を展示し瑞鷹の歴史を伝えていた。熊本地震で被災し現在休館中であるが、再開に向けて準備中である。



旧蔵（瑞鷹資料館）

#### e 旧蔵（貸事務所）

瑞鷹資料館と同時期に買収され、現在地に曳家されたものである。土蔵造2階建、屋根は切妻造瓦葺で間口4間半奥行き4間の規模である。現在は貸し事務所として使用されている。



旧蔵（貸事務所）

## エ 川尻公会堂

昭和5年(1930)9月、現在の瑞鷹酒造株式会社の吉村家<sup>よしむら</sup>によって地域社会発展のために旧川尻町に寄贈された建物(合併により現在熊本市が管理)。完成は棟札<sup>むなふだ</sup>に昭和6年(1931)12月7日と記されている。

建物は木造平屋寄棟造<sup>よせむねづくり</sup>の瓦葺で、80畳の大広間と10畳の和室2部屋ありその周りを幅1間の回廊が廻っている。

川尻公会堂は、集会はもちろんのこと、結婚式、成人式と幅広く利用されており、地域の人々にとって愛着のある建物であり、平成26年(2013)10月に耐震等の安全性を理由に使用禁止となり取り壊しの危機があったが、地域の要望により、熊本地震の復旧と併せて耐震補強を実施し、平成31年(2019)4月に使用再開されている。



川尻公会堂

## オ 椎葉邸

この建物は、現所有者の先代が小児科内科の医院と家族の住まいとして醤油屋の土地と建物を昭和初期に買ったものである。

建物は木造2階建、屋根は切妻造瓦葺、間口9間半、奥行5間の建物である。

先代は当時、この建物は100年経過していると話していたらしいが、登記簿には「明治参拾年五月式七日登記」と記載されている。医院は先代が亡くなった昭和46年(1971)で閉院したが、住居は現在の所有者が居住している。



椎葉邸

### カ 野田家蔵

野田家蔵は間口4間奥行き8間の土蔵造瓦葺の切妻屋根である。建築は昭和元年と言われているが、登記簿には「昭和六年拾貳月八日登記」と記載されている。建設当初野田家は造り酒屋を営んでおり、この蔵は造り酒屋の建物では一番新しいものであった。酒屋は第2次大戦後の統制で廃業となり、主屋とこの蔵を除いて解体されている。蔵は、平成28年(2016)の熊本地震により、被災しており、今後復旧予定である。



野田家蔵

#### (4) 歴史的風致を形成する活動

##### ①川尻精霊流し・花火大会

###### ア 概要

精霊流しはお盆に行われる、灯籠や供物を川に流し、死者の魂を弔う行事である。同様の行事は全国的に行われており、灯籠流しと呼ばれていることが多い。熊本県・長崎県・佐賀県などでは精霊流しと呼ばれる。

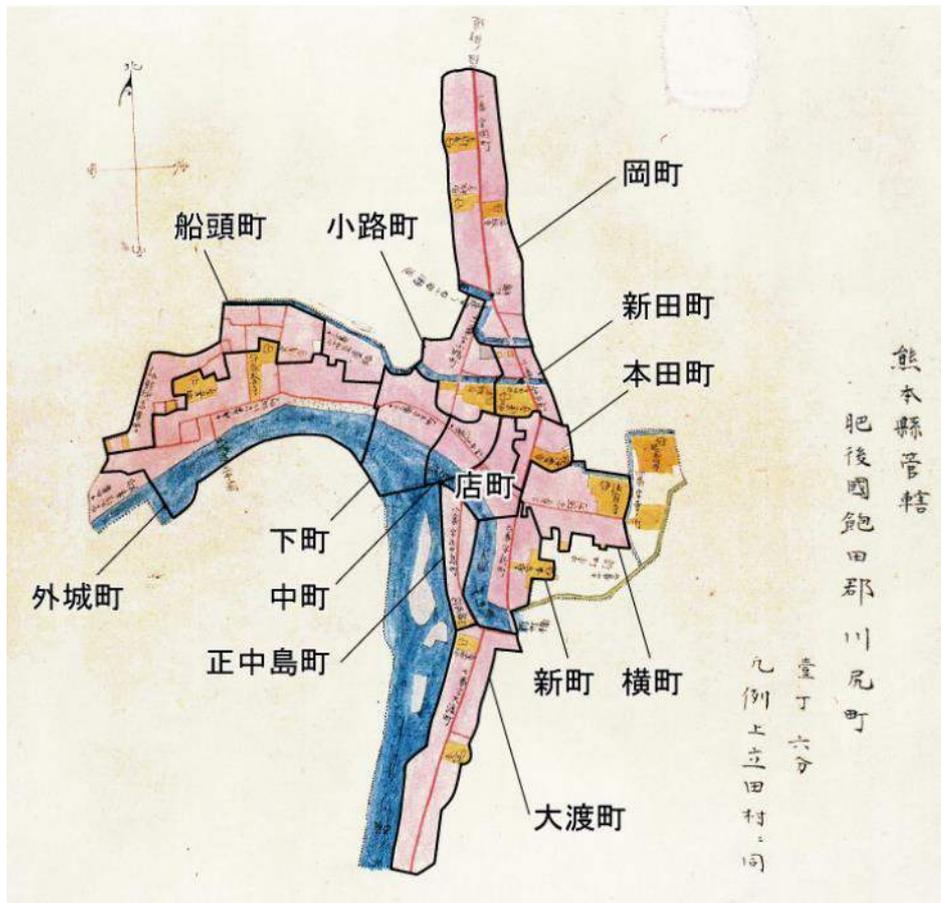
川尻においては毎年8月15日に川尻町の南部を流れる加勢川を舞台に、花火大会とあわせて開催される。この行事が始められた時期は明らかでないが、『肥後川尻町史』（昭和10年（1935）10月1日発行）によると、すでに細川藩時代には年中行事として行われていたとされている。明治・大正の頃は遠隔地から特別列車を仕立て、また貸切バスや電車などを利用して多くの人々が見物に詰め掛け、新町橋から史跡熊本藩川尻米蔵跡・船着場跡までの河岸は数万の観衆で賑い、加勢川には多くの観覧船が浮かんだ。

現在、地元の町内自治会で組織する「川尻精霊流し花火大会実行委員会」が3ヶ月ほど前から準備を行っており、毎年3万人ほどの人で賑わう。



当日の会場の様子

なお、川尻校区の町内自治会は1から15の地区で組織されている。川尻精霊流し花火大会などの祭事の際、各自治会長が集まって実行委員会を組織し、準備などについては町内ごとに準備を進める。また、祭事などに町内単位で参加する場合には、旧地名（昭和初期まで用いられていた字名<sup>あざな</sup>）で参加することが多く、地域でも日常的に旧地名が用いられている。



川尻町旧地名

### 精霊流しの準備

#### a 万灯笼<sup>まんどうろう</sup>

以前は各町内で用意をしていたが、現在は実行委員会を中心に、当日の2ヶ月前ほど前から準備を始める。川尻小学校体育館に集まり、土台となるダンボールを正方形に切る。万灯笼には綿を玉にしたものに油を染み込ませるため、綿を玉にし、当日の1週間ほど前に油つけを行う。近年は約2,000個の万灯笼を準備する。



綿玉の準備（油つけ）



万灯笼が流れる様子

■各町内の精霊舟

50年ほど前までは、15ある町内のほとんどで数人が乗ることが出来る船を準備していたが、現在大型の舟を出すのはいくつかの町内のみとなった。

大型の舟を出す場合、1ヶ月ほどまえから制作に取り掛かる。大きさは長さ3.6m、幅2.0m、高さ3.0mほどで、各町内とも特に決まった意匠はなく、前年の材料などを再利用するなどして制作する。



制作途中の大渡町（4町内）の精霊舟



当日の準備の様子

精霊流し当日の朝、初盆を迎える方のお名前を書いた紙を本体に貼り付け、各種の飾り付けを行う。その後、飾り付けを行ったものを船体に乗せる。戦前は人が泳いで精霊舟を押ししていたが、現在は船外機を取り付け、会場となる加勢川の、新町橋上流付近を周回する。



新町橋付近を周回する精霊船

■精霊舟の一般販売

各町内で制作する精霊舟とは別に、小型の精霊舟の一般販売が行われている。精霊舟を出す受付は1ヶ月ほど前から始まる。初盆を迎える家庭は、以前は各家庭で手作りで舟を制作していたが、現在は販売される精霊舟を購入している。

精霊舟はサイズ等によって5,000円から15,000円で販売されており、川尻地区の方だけでなく、市内外の多くの方が参加する。この販売による売り上げは精霊流し・花火大会の運営費に充てられる。



精霊舟の販売・受付所



精霊舟

## ウ 当日の行程と様子

### a なみたて が がく 並建雅楽保存会

午後6時になると、並建雅楽保存会の方々が舟に乗り、雅楽の調べとともに会場へと向かう。その後、会場中央付近の栈橋から本部のテントへと入ると、改めて雅楽の演奏を行う。



並建雅楽保存会の雅楽演奏の様子

### b どきょう 読経

雅楽の演奏が終わると、曹洞宗大慈寺そうとうしゅうだいじ（熊本市南区野田）の住職による読経が行われる。

なお、大慈寺は13世紀に創建され、一時曹洞宗の九州本山であった寺院である。火災などにより衰退と再興を繰り返しながら現在まで残る。国指定の重要文化財「梵鐘」ぼんしょうなど多くの文化財を所有する。



読経の様子

### c 精霊流し

読経が始まると同時に精霊流しが始まる。上流から多くの万灯籠とともに一般の精霊舟や各町内の精霊舟が流される。



精霊舟の様子

#### d 花火

精霊流しが佳境に入るとき、打ち上げ花火が開始される。

精霊流しともに行われる花火についても始期は明らかでない。花火の打ち上げ場所は大正末期までは正 中島河原で、河川改修によって御船手堤防、昭和30年代には交通渋滞を避けるため野田堤防へと、徐々に上流に移り、対岸に観覧席も設けられることになった。

『川尻町史』(昭和10年(1935)10月1日発行)では、精霊流しの舟が流れ、同時に花火が上がる様子を、「飛弾空に炸裂すれば、精彩巧緻を誇る仕掛花火、紅玉、青玉の乱れ飛ぶ様は、到底筆舌尽すところに非ず、壯観に魅せられた恍惚境にひたらしめて遺憾なし」と表現されている。

周辺に高い建物がほとんどないことから、瑞鷹関係建造物などの歴史的建造物越しに観覧することが出来る。特に、静かに流れる精霊舟と、その背景で打ち上げられる花火とを同時に見ることが出来る場所として、史跡熊本藩川尻米蔵跡・船着場跡は絶好の観覧場所である。



打ち上げ花火の様子



船着き場跡からみる花火の様子



船着き場跡から見る精霊流しの様子



歴史的建造物越しに見る花火の様子（吉村邸）

## エ 片付け

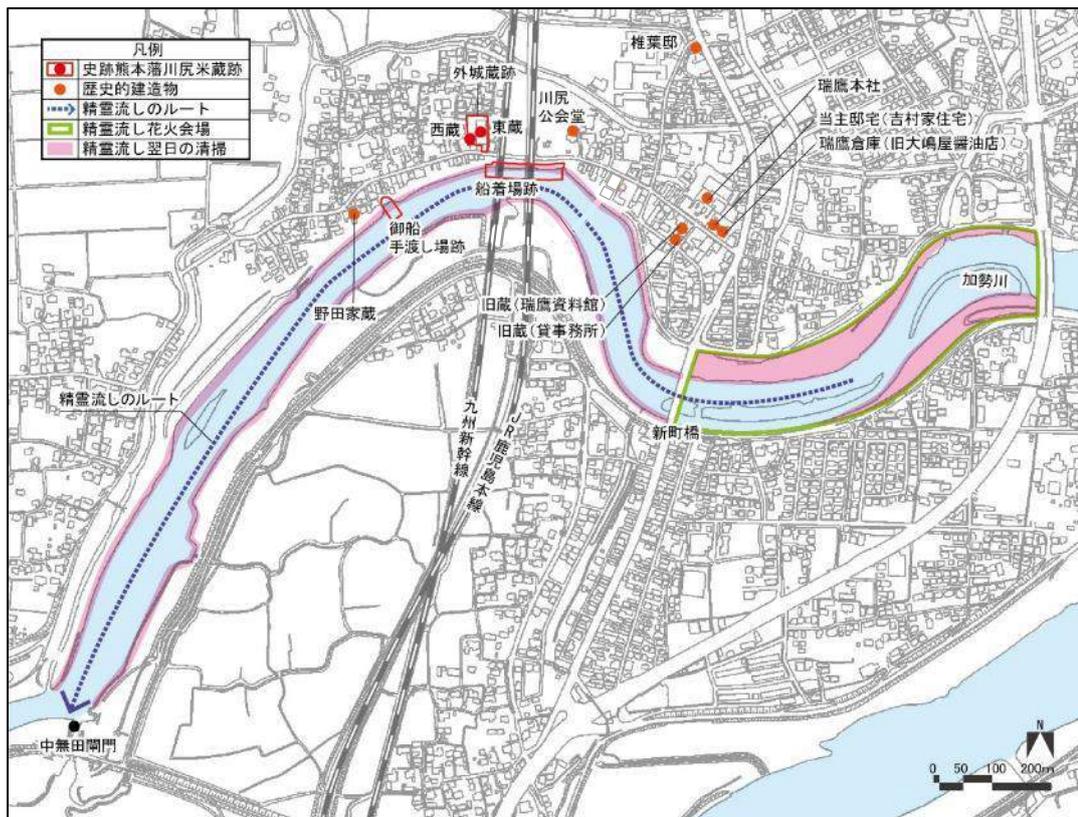
精霊流しの翌日16日は早朝6時から片付け（会場および河川の清掃、精霊舟・灯籠等の回収、交通標識等の回収）を行う。地域の多くの方々とともに、地元中学校も参加する。片付けは、精霊舟の回収地点である中無田<sup>なかむた</sup>閘門から船で上流へとさかのぼりながら、御船手渡し場跡など川の流れの滞留しやすい川岸に残された精霊舟や灯籠を拾い集める。また、子どもたちは花火大会の会場となった河川敷を中心に清掃を行う。正午前には片付けが終了し、川尻精霊流し・花火大会のすべての行程が終わる。



御船手渡し場跡での片付けの様子



河川敷での片付けの様子



精霊流しの範囲

## ②河尻神宮秋季大祭

### ア 河尻神宮秋季大祭の概要

河尻神宮では、春と秋の年2回例祭が行われる。春の大祭は、例年4月17日から19日にかけて行われ、秋の大祭は、天下泰平・五穀豊穰・万民安穩を祈願する。河尻神宮に伝わるところによると、創建時（建久8年（1197））にはその原型があったと考えられるが、一時河尻神宮が弱体化した後、加藤清正により現在地に遷宮されてからは、御神幸（神輿・傘鉾）・流鏝馬・飾り馬・下がり馬・風流舞式・獅子舞・能楽・相撲などが奉納されてきた。明治の廃藩置県以後、氏子が14組に分かれて年行司を輪番で務め、古来の形式をほとんど変えることなく継承されている。

秋季大祭の日程は、近年は祭りの目玉となっているさがり馬や流鏝馬式を10月中旬以降の日曜日の開催としていることから、流動的になっている。ここでは、平成30年度（2018）の日程を記載するが、例年下記のような日程で開催されている。

【平成30年河尻神宮秋季大祭日程】 ※下線は平成30年未実施

- 10月16日(火) 能楽奉納  
 10月18日(木) 献幣祭・御夜神楽  
 10月19日(金) 飾馬飾卸・さがり馬  
 10月20日(土) 提灯行列・御夜詣り  
 10月21日(日) 御当日祭・飾馬朝詣・さがり馬・風流舞式・獅子舞・  
 銚子・子供みこし・飾馬夕詣・流鏝馬式



年行司による飾馬朝詣時の境内

## イ 年行司

明治の廃藩置県以後、旧川尻町が神輿・山車・風流舞式・獅子舞などを奉納し、河尻神宮秋季大祭の主要な行事である飾馬の奉納・流鏝馬式・提灯行列などは氏子地区の輪番で行われている。氏子地区は14組に分かれており、14年に1回の当番を年行司と呼ぶ。

平成30年(2018)の年行司は富合小岩瀬で、以降は下記の通りである。

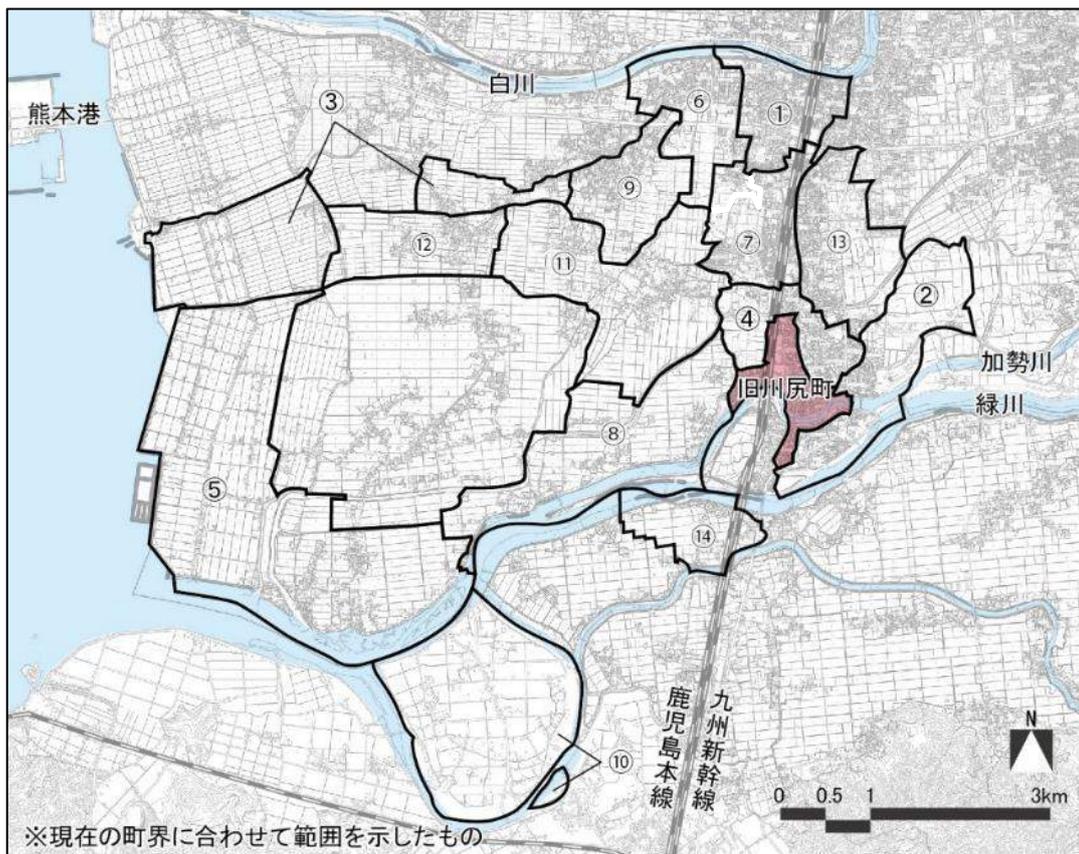


年行司

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

1. 島・薄場・上ノ郷、2. 元三・野田、3. 甲乙畠口・浜口、4. 八幡、  
 5. 川口・海路口学料、6. 土河原・荒尾・野口、7. 白藤・合志・刈草・鳶、  
 8. 中無田・美登里、9. 八分字正保・十三、10. 宇土走潟、11. 上下護藤・  
 会富、12. 並建・白石、13. 日吉五町内・南高江、14. 富含小岩瀬

なお、旧川尻町は各町内で参加しており、鉾や神輿の奉納を行う町内もある。参加の際には旧字名で参加する（大渡町や外城町など）。



年行司の氏子地区

### ウ 河尻神宮による神事

#### a 献幣祭

献幣使が神前に祝詞とともに幣を奉じる行事で、お宮にとっては最も重要な神事とされる。河尻神宮では古来のしきたりどおりに帛を奉じる。

河尻神宮はかつて県社であったことから、熊本県から献幣使を迎えていたが、戦後は宗教法人である神社本庁から



献幣祭

献幣使を迎えている。

献幣祭の後には直会なおらいと言われる会食があり、神事の延長とされている。

#### b 御当日祭おごとうじつさい

宮司や年行司などが参加し、祭礼の無事を祈願する。



御当日祭

### エ 年行司による奉納神事

#### a 飾馬朝詣・夕詣

年行司から奉納される馬のうち、1頭は神馬としてさかきとごへい御幣を背につける。飾馬の奉納は、飾卸、朝詣・夕詣の3回行われる。

飾馬の奉納は、以前は各区の集合場所から行列を行って河尻神宮へと奉納していた。しかし、近年は交通事情などから、一旦各区の集合場所に集まった後、馬は専用の車で、高齢者などはマイクロバスなどを使って河尻神宮の近くまで移動し、そこから行列を行うようになっている。ただし、神輿や勢子の一部は各区の集合場所から河尻神宮まで行列を行っている。



地区の神社から出発する様子

平成30年（2018）年行司である富合小岩瀬の場合、一度区内にある神社に参加者全員が集合し、その後、河尻神宮から2キロほど南にある齒科の駐車場に再集合。そこから飾馬の行列を行った。

お参りでは、神前でラッパ『国の鎮め』譜の吹奏とともにお祓いを受け、突撃譜や進軍譜のラッパを合図に神殿の回りを3周する（宮廻り）。



朝詣



宮廻り

### b さがり馬

疾走する馬にぶら下がって参道を駆け抜けるという、県内でも珍しい、勇壮な行事である。年行司から奉納される馬を使用し、参道を神前に向かって走る。飾卸と朝詣・夕詣後の3回にわたって奉納される。



さがり馬

### c 流鏝馬式

河尻神宮の流鏝馬式は大祭の中でも重要な神事で、かつて行われていたものが天和年間（1681年～1684年）に再興されたと伝えられる。年行司の地区からその年の射手が2人選ばれ、ホンヤスとスケヤスと呼ばれる。また甲冑武者をツームシと呼ぶ。的は代々宇土市（熊本市の南側に隣接する）の走湯で田代・小山・芥川の三家の座から奉納することになっている。

射手は神前でのお祓いのあと、宮司とともに御神酒を三献、芋の塩炊きを一口ずつ食べる。これが直会の儀である。

直会のあと、射手に宮司から弓と矢が手渡され、射手は土を踏まないように数人に担がれ、拝殿前でお祓いを受けた馬のところまで運ばれる。

ホンヤスによって、「天中の儀」（馬首を東へ向け、弓に矢をつがえて天を射る型）、「地久ちきゅうの儀」（地面を射る型）が行われた後、馬場をツームシが先導し

て勢子達が行進する。

流鏝馬に先立ち、ホンヤスが片手に梵天を持ち、両手を手綱から離して馬場を祓い清めながら駆け抜ける。

流鏝馬はホンヤスが1回、スケヤスが2回、馬場を駆け抜けながら3個の的を次々に射る。当たった的は矢を付けたまま神前へ運ばれ、的中・不的中中で祈願の内容を占われて流鏝馬式が終了する。

古式に則った神事であり、例大祭の中で非常に重要な神事であるとともに、さがり馬とともに最も盛り上がりを見せる呼び物となっている。



奉納された的



流鏝馬

#### d 提灯行列

提灯行列の奉納も、飾馬の奉納と同様河尻神宮の近くから行列を行う。御当日祭の前日の夜は御夜と呼ばれ、前夜祭にあたる特別な夜とされている。年行司は前日の飾卸しに引き続き、提灯行列の奉納を行う。提灯を手に行列を組み、神前でお祓いのあと、馬の詣りと同様に、囃子の太鼓や掛け声に合わせて境内を3周する。このあと、旧川尻町の7町内（外城町）が同様の行列を行うが、こちらは「御夜詣り」と呼ばれる。



小岩瀬区の提灯行列（お祓い）



境内を廻る様子

## オ 旧川尻町による奉納

### a 獅子舞

#### ■由来と現況

獅子舞の奉納は旧川尻町の大渡町（4町内）が行う。天明8年（1788）、大渡町の徳左衛門・新助とくざ えもん しんすけが、材木下ろしの仕事に難渋し、氏神である河尻神宮に無事を祈願するため、獅子舞を奉納したのが始まりとされる。その後、一時途絶えたものの寛政7年（1795）に再興し、以来毎年奉納を続けている。

また、昭和46年（1971）には舞手不足から奉納が困難となったため、大渡町内の有志により大渡獅子保存会を発足した。

昭和48年（1973）には子獅子一对二組を作成し、小学生を対象とした育成に取り組んでいる。なお、獅子頭は、江戸時代から使用されている三頭を含み、現在九頭所有している。



江戸時代から使用されている獅子頭  
（虫干しの様子）

#### ■みやざ宮座

毎年宮座となる家話し合いで決める。10月1日には、宮座となった家と町の四隅、中央に各1本の提灯を置き、例大祭の日まで毎日火を灯す。

また、宮座では、この日から床の間に河尻神宮の掛け軸を3本掲げ、真鯛2匹・榊・塩・洗米・御神酒・御幣・しめ縄・幣をお供えする。



宮座の提灯

#### ■獅子舞の稽古

10月1日（現在はその前後の都合の良い日）から毎日公民館で行う。例大祭の前日には舞い納めとして町内で披露を行い、獅子頭九頭と牡丹の花を宮座の床の間の前に安置する。



宮座の床の間に安置された獅子頭



笛の練習を行う子どもたちの様子



獅子舞の稽古の様子

■大祭当日

宮座に集まり、床の間に掲げてある掛け軸に奉納の無事を祈願し、山車に牡丹の花、獅子を乗せて準備が整う。その後、尾頭付きのイリコと御神酒をいただき、出発する。子どもたちを中心に山車の綱を引き、笛の囃子で太鼓を打ちながら町内を一周し、河尻神宮へ向かう。



宮座で奉納の無事を祈願する



宮座から出発する様子



椎葉邸を背景に山車が通る



河尻神宮に到着

■お祓い・獅子舞奉納

神社到着後、拝殿内で獅子・牡丹の花・舞い方がお祓いを受ける。その後、笛・太鼓の囃子に合わせて親獅子四頭が社前で舞い、拝殿の中に舞い込んだあと、境内を回る。これを3回繰り返し、舞台へと向かう（宮廻り）。

拝殿前にごぎを広げて準備した舞台に戻ると同時に、子獅子の「一匹舞い(本舞い)」が始まる。次に親獅子の「花囃み舞い(四匹)」を舞う。この舞いには「荒獅子舞い(狂い獅子ともいう)」「腰乗せ舞い」「肩乗せ舞い」が含まれる。なお、以前は「肩乗せ舞い」は四頭で舞っていたが、高齢化による舞い手の体力不足により、現在は二頭で舞っている。



お祓い



宮廻り



獅子舞の様子

■奉納後の帰途

奉納後は、川尻町の家々に舞い込みながら大渡町へと帰る。大渡町でも各家庭にお礼として舞い込む。

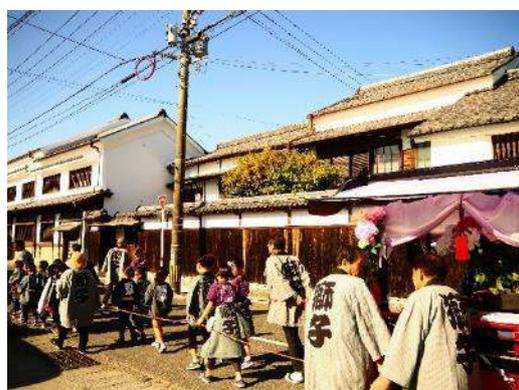
その日の夜には宮座の宴席を設け、翌年の宮座を決めるくじ引きを行う。一の座・二の座・三の座を決めるが、ほとんどの場合一の座が座を受ける。宴席後に引継が行われ、奉納行事が終了する。



道中の家々で舞を披露する



無病息災を祈願して頭を噛む



吉村邸前を行列が通る

## b 御夜詣り

旧川尻町の7町内（外城町）では年行事が行う提灯行列の際に、御夜詣りを行う。以前は各町内で行列を組んで御夜詣りを行っていたが、近年は7町内のみとなっている。7町内の御夜詣りは、午後6時に加勢川の河川敷に集合すると、提灯などを取り付けた神輿をトラックの荷台に設置するなどの準備を行う。町内の古老によると、30年ほど前まではトラックを使わず、子どもたちだけで神輿を担いでいたとのことであった。

午後7時頃に出発し、河尻神宮へと約1時間30分の行列を行う。道中、神輿の上には子どもたちが乗り、マイクを使って「やってきました7町内」と威勢のいい掛け声をかけ続ける。行列は町内を1周し、その後野田家蔵や外城東蔵・西蔵、川尻公会堂、瑞鷹本社などの瑞鷹関係建造物など歴史的建造物が数多く残る町筋を通過し、椎葉邸などが建ち並ぶ川尻を縦断する県道（江戸期の岡町すじ）を北上する。途中、JR川尻駅前の居酒屋などから御祝儀を受け取りながら河尻神宮の参道を通り境内へと入る。境内では年行司の提灯行列と同様、囃子の太鼓や掛け声に合わせて境内を3周する。

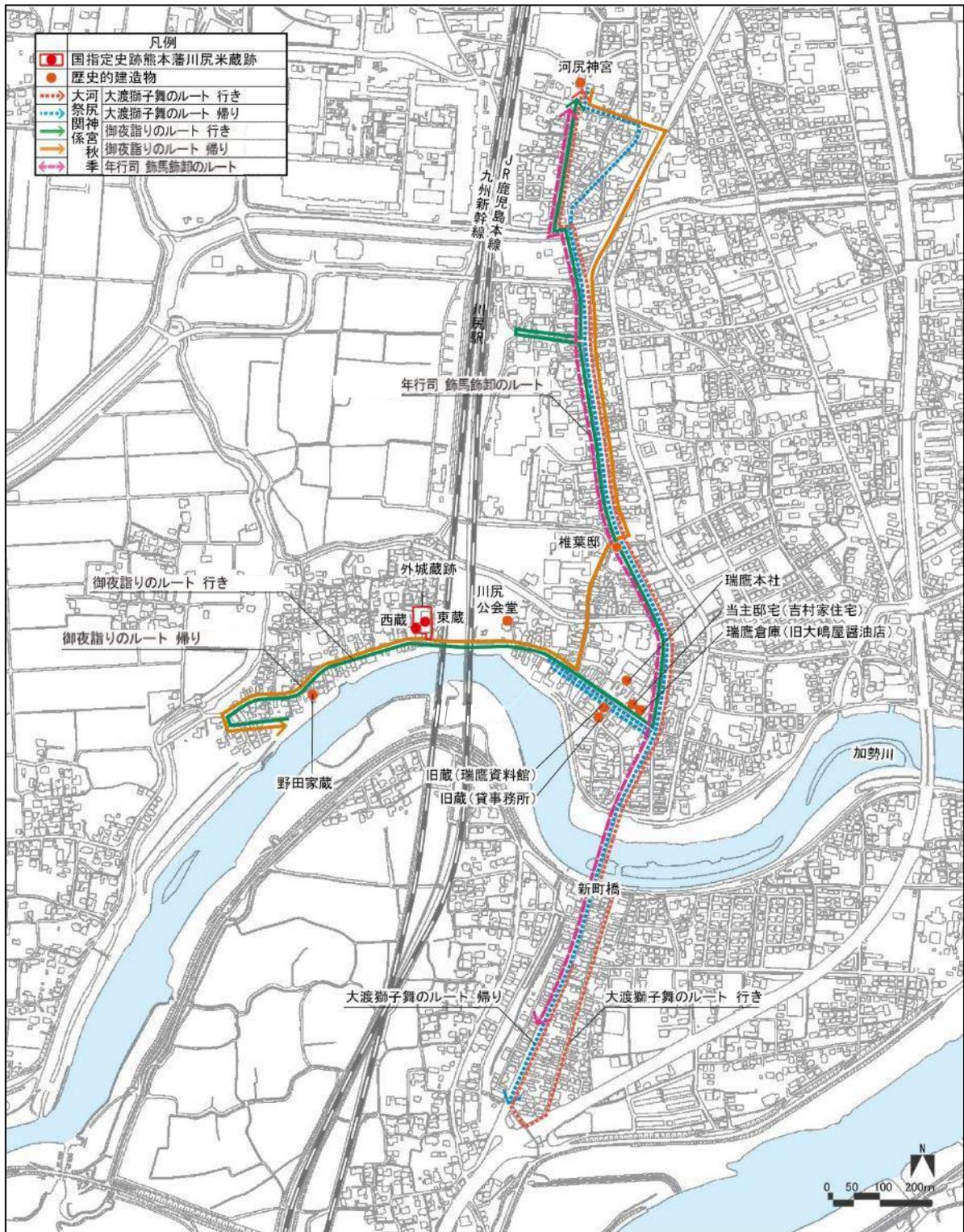
帰途は参道を通らず、境内南の鳥居を出ると東に向かい県道を南に下る。

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

途中の交差点から西に折れ、川尻小学校の前などを通る小路町すじから行きと同じルートに戻る。最初の集合場所である加勢川の河川敷に戻るころには午後10時を過ぎており、そこで解散となる。



道中の様子



河尻神宮秋季大祭における奉納神事等のルート

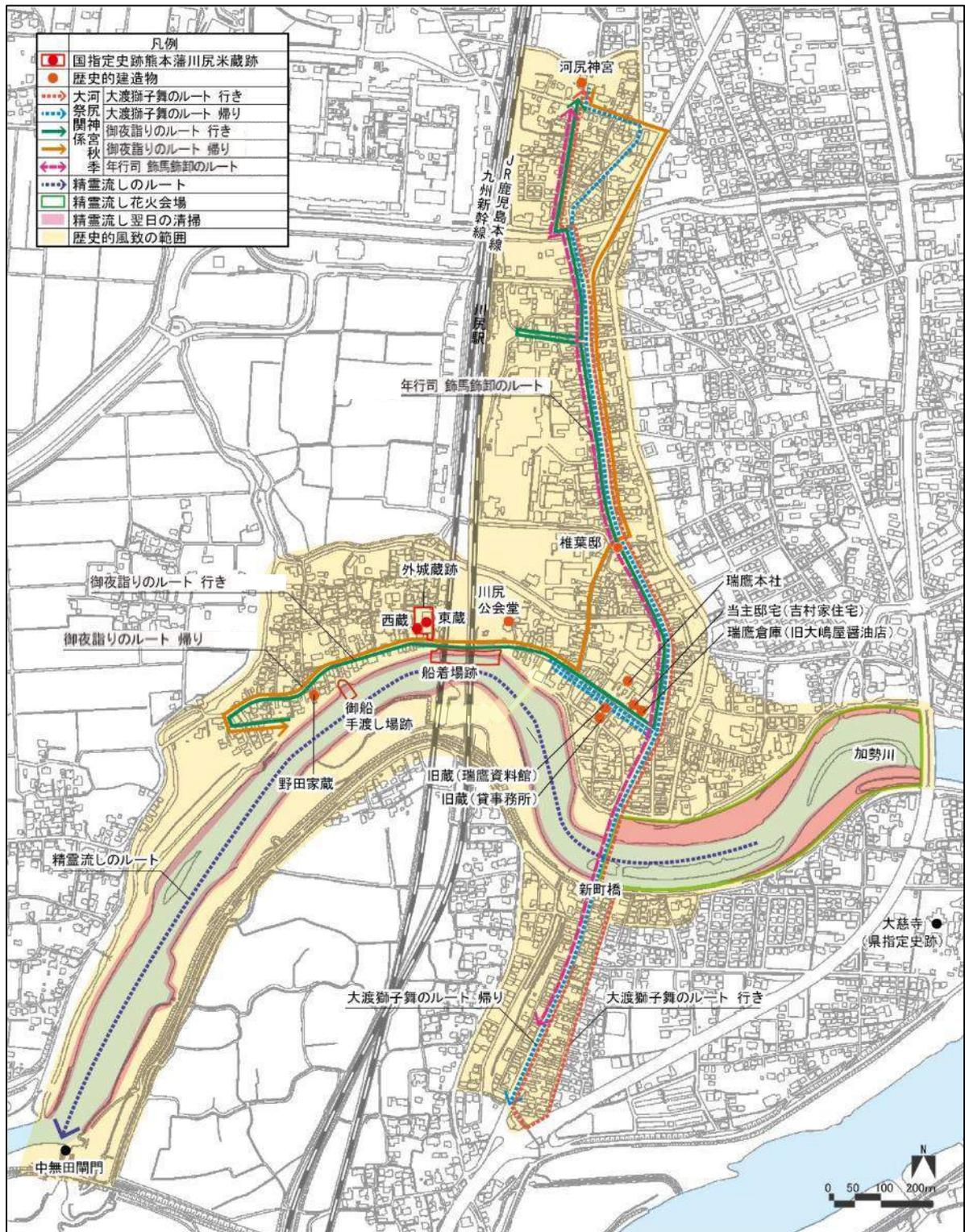
(4) まとめ

川尻は元々港湾都市として栄えた地域である。江戸時代には藩の米蔵が置かれるとともに、舟運の発達により、人・物の集積地となる。

この時代から熊本の三大祭りのひとつと言われている河尻神宮秋季大祭では、氏子の輪番による飾馬やさがり馬の奉納、新町の原田染林堂そめばやしどうが代々太夫を務める風流舞式、大渡町の獅子舞、本田町の鉾など、往時からのしきたりを色濃く残す神事が江戸・明治期からの建造物や町筋を背景に執り行われている。

また、同時期に始まったとされる精霊流しでは、読経や雅楽の調べのなか、町内ごとに制作された精霊舟や初盆を迎えた家庭の精霊舟が無数の万灯籠とともに静かに流れるとともに迫力のある花火があがり、その様子を国指定の史跡熊本藩川尻米蔵跡(船着場跡)や周辺の多くの歴史的建造物越しに眺めることが出来る。

明治初期になると交通網の変化により港湾都市としての機能が徐々に失われていったものの、江戸時代の町割とともに江戸・明治期の建造物が残されており、また、河尻神宮秋季大祭や精霊流しなど古来の形式を色濃く残す伝統行事が受け継がれており、地区特有の歴史的風致を形成している。



港町の祭礼等にもみる歴史的風致の範囲

## [コラム] 河尻神宮秋季大祭で行われていた奉納行事

### ○風流舞式

祭事に行う一種の舞楽である。河尻神宮秋季大祭が始まった頃から行われていたとされるが、【昭和10年（1935）刊行の『肥後川尻町史』に記載】に江戸時代の衣装や歌詞などが詳しく書かれている。

河尻神宮の風流舞式は新町の染物店染林堂の原田家が代々太夫を務めており、古式に則った形式を伝えている。

その様子は、稚児のうち1人は神童となり赤熊しゃぐまに直垂姿で帯刀し、小太鼓を胸に下げるといふ出で立ちで、神童以外の稚児たちは袴姿である。当日は太夫の先導で、神童・稚児・世話役・鉦の順に行列を組んでお宮に向かう。お宮では、神官によるお祓いや祝詞の後、太夫が「拍子言」を唱え、稚児たちが「歌口」を謡う。神童はこの歌に合わせて胸にかけた太鼓を叩きながら舞うといったものである。



風流舞式の様子（川尻町史より）

秋季大祭が行われるようになった当初からあるとされるが、近年は奉納が行われておらず、伝統芸能の継承に対する支援が望まれている。

### ○町鉦の奉納

鉦の奉納はかつて川尻の各町内から行われており、本田町（明治32年製）、正中島町（大正7年製）・横町（寛政6年製）・新町の物が現存しているものの、戦時中の金属供出等により完全な形ではない。以前は各町内で保管されていたが、現在正中島町の鉦などは河尻仁軍の境内にある保管庫に納められている。

鉦の奉納も若宮社御祭禮記に記述があり、少なくともその頃から続けられてきたものであるが、高齢化による担い手不足などの問題から近年奉納が行われておらず、継承に対する支援が望まれている。



奉納の様子（川尻町史より）

## 【コラム】 熊本の名刹 大慈寺

## 【略史】

大慈寺は弘安5年(1282)に順徳天皇(一説には後鳥羽天皇)の第3皇子で、道元に師事した寒巖義尹によって創建された、県内最古で最大の曹洞宗寺院である。今も残る参道は川尻の町と大慈寺を繋いでいる。かつての大慈寺は、末寺を多く配し、関連する寺社を含めると広大な寺域を誇っていた。歴代の皇室、在地領主である河尻氏の厚い庇護を受け、度重なる自然災害、戦火に遭うも再興してきたが、16世紀の戦国時代に入ると最大の支援者である河尻氏の衰退、急速な荘園制度の解体、そしてキリシタン大名である大友氏の肥後介入の影響をうけ、寺の衰退が始まり、江戸時代では諸宗寺院法度に基づく寺領を持つに過ぎなくなった。さらに明和8年(1771)には火災により多くの建物が焼失し、明治初期には廃仏毀釈の影響で荒廃した。その後長い時間をかけて境内の整備が進んだが、平成28年熊本地震により、寺内の多くの建物、文化財が被災した。



寒巖義尹自賛像  
(重要文化財寒巖義尹文書のうち)

## 【大梁山】

大慈寺開祖の寒巖義尹は勸進聖的な面が強く、多くの土木事業を手掛けている。義尹の手がけた大慈寺や宇土如来寺の伽藍造成に加え、熊本市南区の銭塘地区の開拓などがあるが、その最たるものが、当時は白川が合流しており、九州一の難所と呼ばれた緑川に大渡橋を架設したことである。大渡橋の架設により、人々は危険な船に乗らずとも往来できるようになり、元寇の際には南九州の御家人たちも利用したものと考えられる。大慈寺の山号である大梁山は大渡橋を架橋したことに由来している。



地震被害の残る大慈寺山門(1720年建築)

【大慈寺の文化財】

大慈寺には「梵鐘」「紙本墨書寒巖義尹文書」の2点の重要文化財と7点の熊本県指定重要文化財があり、大慈寺境内も熊本県指定史跡に指定されている。鎌倉時代のものと考えられる石塔の中には瀬戸内産と思われる花崗岩が利用されているものもあり、船を用いて瀬戸内地域からもたらされたと考えられ、港町として栄えていた川尻地域を象徴する文化財といえる。

平成28年（2016）熊本地震では本尊である県指定重要文化財木造釈迦如来坐像をはじめ、梵鐘や多くの石塔、江戸時代の建造物などの多くの文化財が被災した。重要文化財の梵鐘は落下し破損したが、平成29年度に修理を終え、地震前と変わらぬ響きを奏でている。石塔類も平成30年度（2018年度）までに復旧したが、本尊の木造釈迦如来坐像は頭部が転落し破損するなど被害が大きく、その復旧は令和3年（2021）以降になる見通しである。



被災した本尊  
(県指定重要文化財木造釈迦如来坐像  
及び両脇侍立像)



復旧を終えた重要文化財梵鐘



花崗岩製の石塔  
(県指定重要文化財大慈寺の層塔(無銘))

## 6. 豊かな湧水にみる歴史的風致

### (1) はじめに

熊本市は水と緑が豊かな都市で、水道水源の全てが地下水で賄われているなど特に地下水に恵まれている。この地下水は阿蘇を源とする白川中流域の水田等から地下に染込んだ雨水が15～20年をかけて水前寺・江津湖地区などの湧水として地表に現れるものである。

熊本における湧水の象徴のひとつである江津湖は、加藤清正<sup>かとうきよまさ</sup>の治水事業の一環として造られた人造湖である。そして、この湖水に育まれた豊かな自然環境を求め、江戸時代から武士や一般庶民の行楽地として親しまれ、人々が漁や花火、舟遊びなどを行っていた。また、江戸時代には、湖畔に藩の御茶屋や藩主別邸、家老の下屋敷等が建てられ、明治から昭和初期にかけては料亭などが建ち並んでいた。

藩主や藩の家老などの別邸建物などはすでに失われているものの、その庭園は残されており、江戸時代に整備された「水前寺成趣園」<sup>すいぜんじじょうじゆえん</sup>は国指定の名勝及び史跡として多くの観光客で賑わう。また休日の江津湖畔では、豊かな自然環境の中で思い思いに過ごす多くの家族連れの様を見ることができる。

このように、水前寺・江津湖一帯は水前寺江津湖公園として整備されている部分もあり、現代においても多くの人々の憩いの場であり、豊富な湧水を中心とした良好な市街地環境が継承されている。



上江津湖全景

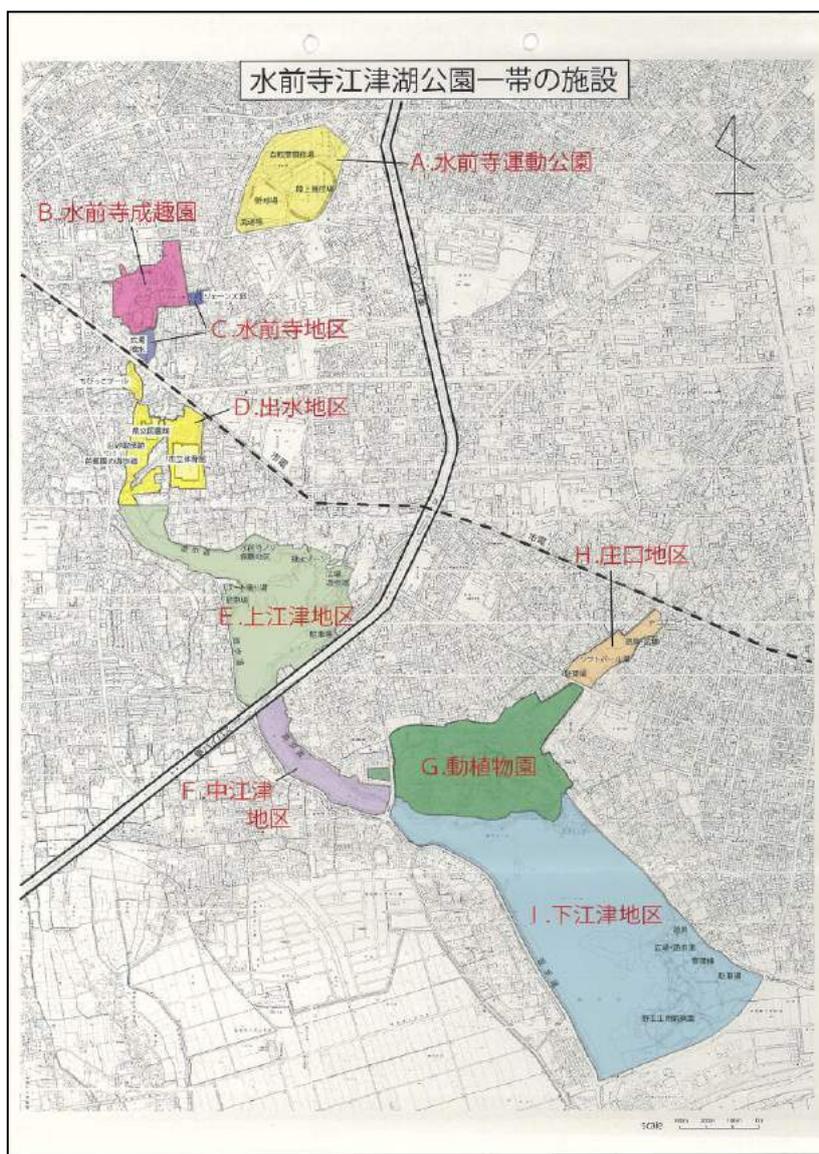


下江津湖全景

(2) 水前寺江津湖公園について

水前寺江津湖公園は江津湖を中心とする都市公園で、昭和 35 年 (1960) に上江津地区<sup>かみえづ</sup>の 22.10ha が江津湖公園 (総合公園) として都市計画決定された。その後、下江津地区<sup>しもえづ</sup>・庄口地区<sup>しょうくち</sup>の追加などの経過をたどり、昭和 57 年 (1982) 水前寺地区内の水前寺成趣園・熊本洋学校教師館ジェーンズ邸・夏目漱石大江旧居<sup>なつめ そうせきおおえ きゅうきよ</sup> (第三旧居) を加えて、水前寺江津湖公園として区域及び名称が変更され、広域公園として平成 8 年 (1996) に開設された。総面積は 126.9ha の規模となっている。

水前寺地区・  
いずみ  
出水地区・上江津  
地区を經由して下  
江津地区に到るま  
で湖岸沿いに遊歩  
道が整備されてお  
り、遊歩道沿い  
には江戸時代から  
残る水前寺成趣園  
をはじめとする庭  
園跡が残るととも  
に、希少な水辺植  
物が自生し、ホタルが  
飛び交い、冬には  
渡り鳥が羽を休め、  
四季折々の景観を  
楽しむことができる。



### (3) 歴史的風致を形成する建造物等

#### ① 江津湖

慶長4年(1601)、肥後国全体を治めることになった加藤清正は城下町整備と同時に多くの治水・利水事業に取り組んだ。このうちのひとつに江津<sup>えづ</sup>塘<sup>ども</sup>(清正塘)と呼ばれる堤防の築堤がある。当時の江津湖付近はいくつもの河川が流れ込む土地であり、常に沼地のような状態であった。清正は流れ込む諸流を合流させて加勢<sup>かせ</sup>川をつくり、そして右岸に堤防を築堤した。これによって、水前寺周辺の湧水が集められて江津湖が形成されるとともに、その西側一帯には多くの水田が出来上がった。



現在の江津塘（下江津湖）

肥後文献叢書第二巻（歴史図書出版社、昭和46年(1971)7月20日発行）に収録されている『藤公遺業<sup>とうこういぎょうき</sup>記』(天保3年(1832))に慶長年間(1596～1615)の出来事として、託麻<sup>たくま</sup>郡今村より飽田<sup>あきた</sup>郡野田村までの築堤と江津湖の形成によって新しい村が出来上がったことが記されている。

現在、国道57号を境に、北側が上江津湖、南側が下江津湖と呼ばれている。

#### ② 水前寺成趣園

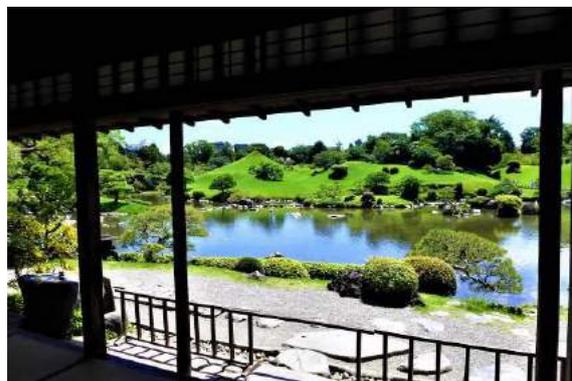
水前寺成趣園は熊本藩初代藩主の細川忠利<sup>ほそかわただとし</sup>が寛永13年(1636)に古市宗庵<sup>ふるいちそうあん</sup>に命じて造らせた国府の御茶屋が始まりとされる。忠利はそこに寺をつくり、耶馬溪羅漢<sup>やまけいらかんじ</sup>寺から玄宅<sup>げんたく</sup>を招いて住ませ水前寺の号を与えたことから「水前寺の御茶屋」と呼ばれるようになった。その後3代藩主細川綱利のときに現在のような大規模な庭園として完成し、陶淵明<sup>とうえんめい</sup>の詩に因んで成趣園と名付けられ、現在まで県民・市民や観光客に親しまれている。寛文9年(1669)から正徳3年(1713)に書かれた『御奉行所日記』(永青文庫蔵)によると、寛文10年(1670)から寛文11年(1671)にかけて水前寺の大規模な普請が進められていたことが分かる。

桃山式の庭園で東海道五十三次を模し、阿蘇の伏流水を清冽な流れ

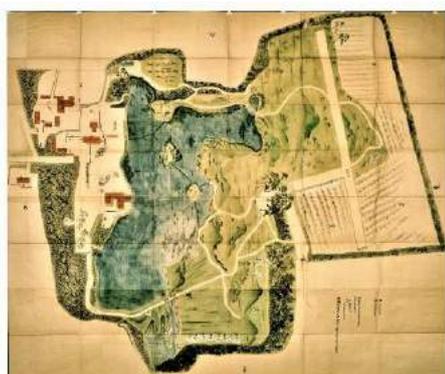
として活かした回遊式庭園で、昭和4年（1929）国指定の名勝及び史跡に指定されている。また、寛文11年（1671）ごろに茅葺の酔月亭すいげつていが西側の池辺部に建てられたが、明治10年（1877）の西南戦争時に焼失している。



水前寺成趣園



水前寺成趣園  
（古今伝授の間から望む）



水前寺御茶屋窓御絵図  
（文化11年（1776）以後、永青文庫所蔵）



水前寺庭中之図  
（江戸時代末期、永青文庫所蔵）

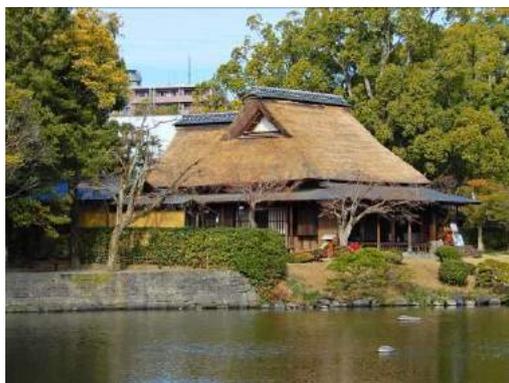
### ③ 古今伝授の間こきんま

古今伝授の間は水前寺成趣園の池に面して建つ茅葺の建物である。慶長6年（1605）、後陽成天皇の弟桂宮智仁親王かつらのみやとしひとが細川藤孝ほそかわふじたか（幽齋ゆうさい）から古今集の秘伝を授けられた建物（部屋）で、これによって古今伝授の間と呼ばれる。

建物は主室と次の間のその東西に幅1間の縁座敷を設け、それに水屋などの付属部屋を設けている。主室は八畳で七尺の床と、床脇に向切の炉を構えた台目だいめ畳たたみが加わり、次の間も八畳で東側に附書院がある。このように座敷飾りを主室に畳床、次の間に附書院と分離しているのが特徴である。主室の杉戸には狩野永徳の雲竜図うんりゅうずが、襖絵は竹林七賢ふすまえ ちくりんしちけん図で海北友松かいほうゆうしょうの作といわれている。

明治4年（1871）に桂宮家から細川家に寄贈された当時の古材等を再利用していることや桂離宮と並んで八条宮家の遺構として貴重であることから、昭和38年（1963）に熊本県の重要文化財に指定されている。

大正元年（1912）10月19日の九州日日新聞の記事は「水前寺に移されし古今伝授の室 工事九分通り成る」というタイトルで、建物の歴史的経緯や造りとともに、貴重な建物の再建が間近であることを伝えている。



古今伝授の間 全景



古今伝授の間 室内

#### ④ 旧砂取細川邸庭園（旧江津花壇）

現在のくまもと文学歴史館と西側の藻器堀川との間に江戸時代に造営されたといわれる庭園が残る。旧江津花壇庭園、絵津花壇十二勝園庭園などと呼ばれ、水前寺成趣園とともに阿蘇伏流水の湧水を利用した庭園となっている。

庭園造営の時期については諸説ある。別邸建物は幕末から明治10年（1887）ころまで藩主細川家の別邸として存続しており、『明治七年（1874）日記』により第十代藩主細川齊護ほそかわなりもりの正室顕光院けんこういんの住居（隠居所）として使用されていたことが確認されている。その後、大正11年（1922）まで細川家の別家内膳家本邸ないぜんけとして使用された。また、残されている庭園の飛び石や水の流れ・池の形・出島の配置・築山の位置などが『砂取御邸絵図』（明治7年（1874）、永青文庫所蔵）とほぼ一致している。これらのことから、「旧砂取細川邸」の庭園として江戸時代後期に成立したと考えられている。

庭園は大正11年（1922）に料亭経営者の六車初次郎むぐるまはつじろうが借り受け、料亭「江津花壇」と称した料亭の庭として使用された。その後、昭和17年（1942）から昭和24年（1949）まで三菱の江津荘として使用さ

れ、昭和24年（1949）から昭和55年（1980）まで井関農機（昭和24年（1949）に熊本市に設立された自動脱穀機製造業者）の江津荘として使用された。現在は水前寺江津湖公園の一部として熊本市が管理している。



旧砂取細川邸庭園



砂取御邸絵図  
（明治7年、永青文庫所蔵）

### ⑤ 芭蕉園

芭蕉園については、徳富蘆花<sup>とくとみろか</sup>が『死の陰に』（大江書房、大正6年（1917）出版）に書いている。『死の陰に』は蘆花が大正2年（1913）に家族とともに九州などを旅した紀行文である。これによると、大正2年（1913）夏に家族と共に川下りを楽しんだことを書いており、その中で「好い川だ。妻の父ではないが、この川添に水荘一つ欲しと思ふ。と思へば、芭蕉など植えた心憎い風雅の別荘が左岸に見えた」と書いている。別荘とは別荘のことで、蘆花が訪れたころは、細川内膳家の本邸であった。

芭蕉園は明治時代末から大正時代初めに旧砂取細川邸庭園に植えられた少しの芭蕉に始まり、その後、豊かな湧水などの成育に適した環境から現在の範囲に広がったものと思われる。



芭蕉園

### ⑥ 出水神社能楽殿

明治11年（1878）の出水神社の創建と同時に建立された能楽殿は昭和40年（1965）に焼失した。その後、昭和60年（1985）に八代松井家から能舞台が寄贈さ



出水神社能楽殿

れた。この能舞台は、昭和6年（1931）に旧八代町（現熊本県八代市本町）の豪商であった弓削家から松井家に寄贈されたものであった。松井家から寄贈された能舞台は、昭和61年（1986）に出水神社能楽殿として移築再建された。

⑦ <sup>すいじん</sup>水神

ア <sup>うどぼし</sup>烏渡橋際の水神

水前寺成趣園の西側にあり周辺からの湧水が流れる淵に祀られている。自然石に「水神」と刻された石碑が設置されており、背面に昭和5年（1930）8月の記銘がある。

また、烏渡橋際にお堂とその隣に烏（鶺鴒）<sup>せき</sup>渡堰の経緯を刻した記念碑があり、銘文から水神碑の設置と併せて建てられたものである。

なお、昭和57年（1982）ころに実施された河川改修時に護岸堤防上に移設されている。



烏渡橋際の水神碑



お堂と記念碑

イ 旧砂取細川邸庭園内の水神

旧砂取細川邸庭園北側の崖下から湧水が湧き出しており、その脇に水神が祀られている。安山岩の石柱表に水神、背面に大正七年（1818）九月二十二日と刻されている。細川家の別家内膳家の本邸として使用されていた時期に祀られたと思われる。近隣住民や江津湖を散策する人が落ち葉等の清掃作業を行っている。



旧砂取細川邸庭園内の水神

### ウ 上無田（中ノ島）の水神

上無田の水神は下江津湖（下江津6丁目）の江津堤下の湖畔に東西6.0m、南北4.0m、高さ約3.0mの石垣を積んだ基壇（神域）を設け、玉垣と注連縄を廻らし、神木にナギや黒松（以前は黄金檜葉）が植えてある。基壇左にある石碑の正面には「奉燈 当村 氏子」南側面に「明治二十年亥丁八月吉日」の銘がある。また、基壇入口左の玉垣に「画図町上無田」右に「昭和八年癸酉九月吉祥日建設」とあり、現在地に移され基壇等が整備された明治20年（1887）以来守り続けられていることが分かる。また、水神の石碑は無く、木製鳥居に「上無田水神」と墨書きされた扁額が掛けられている。



上無田（中ノ島）の水神



水神と中ノ島（右奥）

なお、この地域はもと中ノ島まで人家があり、この水神も中ノ島にあったが人家の移設とともに現在地に移されたと伝わっており、加藤清正による江津堤構築の時期に移されたとされる。

毎年9月16日には水神さん祭りが行われており、農区の人たちの神事ののち、地域の子供たちにより子供相撲が行われている。以前は湖畔の神前の広場で行われていたが、現在は江津塘整備により広場が失われたことから、近くの松尾神社の境内に場所を移して引き継がれている。また、宮守（神社の管理などをする人）や地域の人たちにより清掃等が行われている。

#### (4) 歴史的風致を形成する活動

湧水が豊かな水前寺江津湖地区は江戸時代から藩の御茶屋が設置されるなど、水に親しめる「行楽の場」として定着していた。

##### ① 舟遊び

###### ■ 江戸期

『肥後國誌』（明和9年（1772）ごろに纏められた肥後の地誌で明治17年（1884）に増補して刊行）には熊本藩六代藩主細川重賢（享保5

年（1720）～天明5年（1785））が水前寺成趣園で舟を浮かべて遊んでいたことが書かれている。すでに江戸時代には藩主の別邸や家老の屋敷が建てられるとともに行楽地として親しまれ、武士を中心とした人々が漁や花火などを行っていた。

■ 明治～大正期

明治以降は夏目漱石、徳富蘆花一家、与謝野鉄幹・晶子夫妻など多くの文人が訪れ舟遊びを楽しんでおり、文章が残されている。

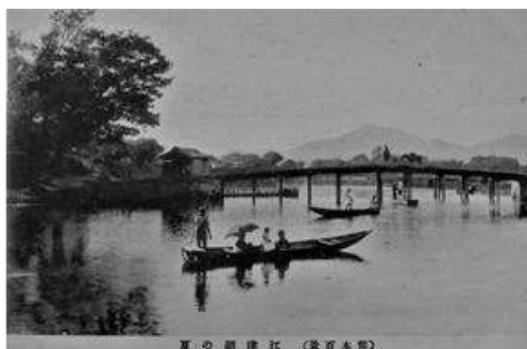
『名家の見たる熊本』で、漱石は水前寺と江津湖について「これが頗る気に入った。（中略）其処から船を泛（浮）べると、次第に江図湖に近くに随（したが）つて景は益々佳くなる」と述べている。

漱石は五高（現熊本大学）在任中ボート部部長であったことからたびたび水前寺・江津湖を訪れており、先の新聞記事や漱石が水前寺の豊かな湧水を詠んだ俳句（「しめ縄や 春の水湧く 水前寺」）から、船に乗って加勢川・江津湖から見る風景を気に入っていたことが分かる。

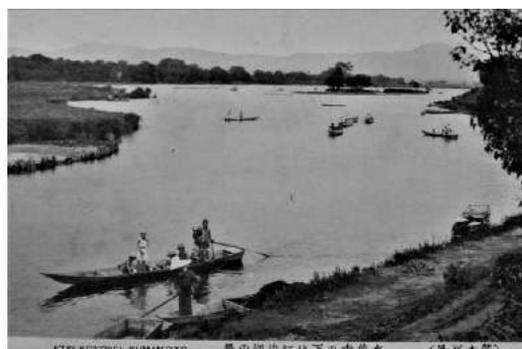
現在は一軒も残っていないが、明治期から昭和初期にかけて、一帯には料亭が立ち並び、夏の納涼として舟遊びが行われた。この頃、徳富蘆花だけでなく、明治40年（1907）に発表された与謝野鉄幹らの紀行文『五足の靴』でも、熊本に立ち寄った際に江津湖で舟遊びをした記録が残っている。地域の古老によると、夕方から出る屋形船には芸者が三味線を持って乗り込み、賑やかな舟遊びであったとのこと。



明治初期の水前寺成趣園



上江津湖での舟遊び  
（昭和初期）



下江津湖での舟遊び  
（昭和初期）

■現代

現在も上江津湖では明治 10 年（1877）の創業といわれるボートハウスが営業しており、休日には親子連れなどが手漕ぎボートで楽しむ姿がみられる。また、夏の宵には屋形船が浮かび江津湖の風物詩ともなっている。

また、下江津湖には明治 28 年（1895）に熊本大学や熊本高校などが中心となったボート競技場が開設され、以前は旧制五高（現熊本大学）旧制七高（現鹿児島大学）との対抗レースが開催されていた。現在は県内大学や高校のボート部の艇庫が並び早朝から練習に励む姿が見られ、毎年夏に「江津湖レガッタ」と称したレースが開催されている。



休日の上江津湖の様子



昭和初期頃のボートレースの様子

②湧水を活かした水前寺もやしの栽培

ア 歴史と概要

水前寺もやしは江戸時代から盛んに栽培されており、現在は熊本市中央区出水 2 丁目の上江津湖にある芭蕉園内の湧水地で栽培されている。普通のもやしの 4、5 倍の長さ 35 cm ほどに成長することから、長寿と健康を願う縁起物として、正月の雑煮に欠かせないもので、収穫作業は正月前の風物詩となっている。



水前寺もやし

その歴史は、『肥後國誌』（明和 9 年（1772）ごろに纏められた肥後の地誌で明治 17 年（1884）に増補して刊行）に「江津川ニ生ス香气強ク珍味ナリ 土俗ハ水前寺苔ト云 公義ニ用ラル清水苔当国ノ名産ナリ此川筋寒中豆芽多賣之」と記されていることから、「豆芽」が水前寺もやしで水前寺苔と共に幕府に献上されていたことがうかがわれる。

また、明治12年（1879）12月1日現在で各村の状況を調査した『肥後国託麻郡村誌』の託麻郡今村と託麻郡神水村（現在の江津湖周辺）の物産の項目に「豆蘗 マメモヤシ」とある。これらのことから、江戸時代には幕府への献上品として生産され、その後明治以降も地域の特産品として栽培されてきたことが分かる。

### イ 栽培について

作業は12月初旬に始める。栽培農家の一つでは栽培地約300㎡に長さ10m、幅90cmの苗床を9列整備し、毎年約100kgの大豆（品種はアソアオガリ）を収穫・選別したものを蒔き、およそ2週間後に35cmほどに成長したモヤシ約5,000束を収穫・出荷しており、正月の雑煮に欠かせない野菜として栽培地の地域の人々や知人に配られている。また、この作業には10数年ほど前から熊本農業高校の園芸・果樹科の生徒たちが草取りや床造り・種蒔き・収穫作業など農家の指導を受けて参加しており、生徒たちが江戸時代から伝わる農法を学ぶとともに、栽培農家も将来に繋いで行くことの大切さを感じながら栽培に励んでいる。高校生が収穫した一部は熊本ねぎや水前寺菜などと共に販売している。



栽培地である芭蕉園



床づくり



種蒔き



冠水状態の床

また、毎年1月、近隣の出水南小学校では総合学習（食育）の一環として、5年生児童およそ135名が栽培農家の指導を受けて種蒔きから収穫作業を行い、水と命の大切さを学び、収穫した水前寺もやしを食材とした雑煮を楽しんでいる。

③ <sup>たきぎのう</sup>薪能

水前寺成趣園は廃藩置県により一時国有地となり、その後明治11年(1878)に旧細川藩士で組織される「甘棠会」<sup>かんとうかい</sup>に払い下げられた。その際、「甘棠会」は細川家の歴代藩主を祀るとともに、水前寺成趣園の誇る豊かな湧水を後世に伝えていくため、出水神社を創建した。このとき、歴代藩主が能を愛好したことから水前寺成趣園内の南側に能楽殿が建築された。

この能楽殿では、毎年、春と秋に能楽の奉納が行われている。昭和35年(1960)に熊本県能楽協会の主催で第1回目の薪能が開催されたことが、昭和35年8月7日の熊本日日新聞の記事から分かる。舞台となっていた出水神社能楽殿は昭和40年(1965)に焼失したが、昭和61年(1986)に能楽殿が再建されるまでは、その跡地に仮舞台を作って薪能は続けられてきた。令和元年(2019)の開催で60回目となる。毎年8月の第一土曜日に<sup>こんぼりゅうしょうゆうかい</sup>金春流松融会により薪能が開催(奉納)され、熊本の夏の風物詩として定着しており、能楽愛好家などが幽玄の世界に魅了されている。



薪能の様子

④ 水神信仰

農業や生活にとって水は最も重要なものの一つである。人々の生活にとって最も重要な水により収穫が左右され、生活が脅かされることから、「水神さん」と呼び親しみを持って守られている。「水神」は田の神と結びつき、田のそばや水路沿いに祀られることが多く、また、日常生活で使用することから水汲み場や井戸に祀られることがある。

水前寺・江津湖一帯は豊富な湧水・水源に恵まれており、水前寺成趣園の西側を流れる藻器堀川沿いや旧砂取細川邸庭園の北側、また、下江津湖の東岸と西岸に「水神」が祀られている。

■鳥渡堰切穴記念碑説明文（平成27年（2015）に地元自治会により設置）

昭和5年、当地は出水村字門前と言う地名であつた。当時の村長であつた久野清蔵<sup>ひさのきよぞう</sup>さんは有志と共に、豊富な湧水を利用して農業の発展と食料確保を目的として、村と田畑に水を送る為の堰と洗濯場を作り、併せて水の恵みに感謝し水害や水の事故から村民を守る為に水神様をお造りになった。

以来、地元の人々は先人の偉業を讃え、子々孫々に伝えるために毎年8月1日に水神様祭を執り行っている。なお、鶴渡橋を境にして上流を藻器堀川、藻器堀川を加勢川の源流とする。

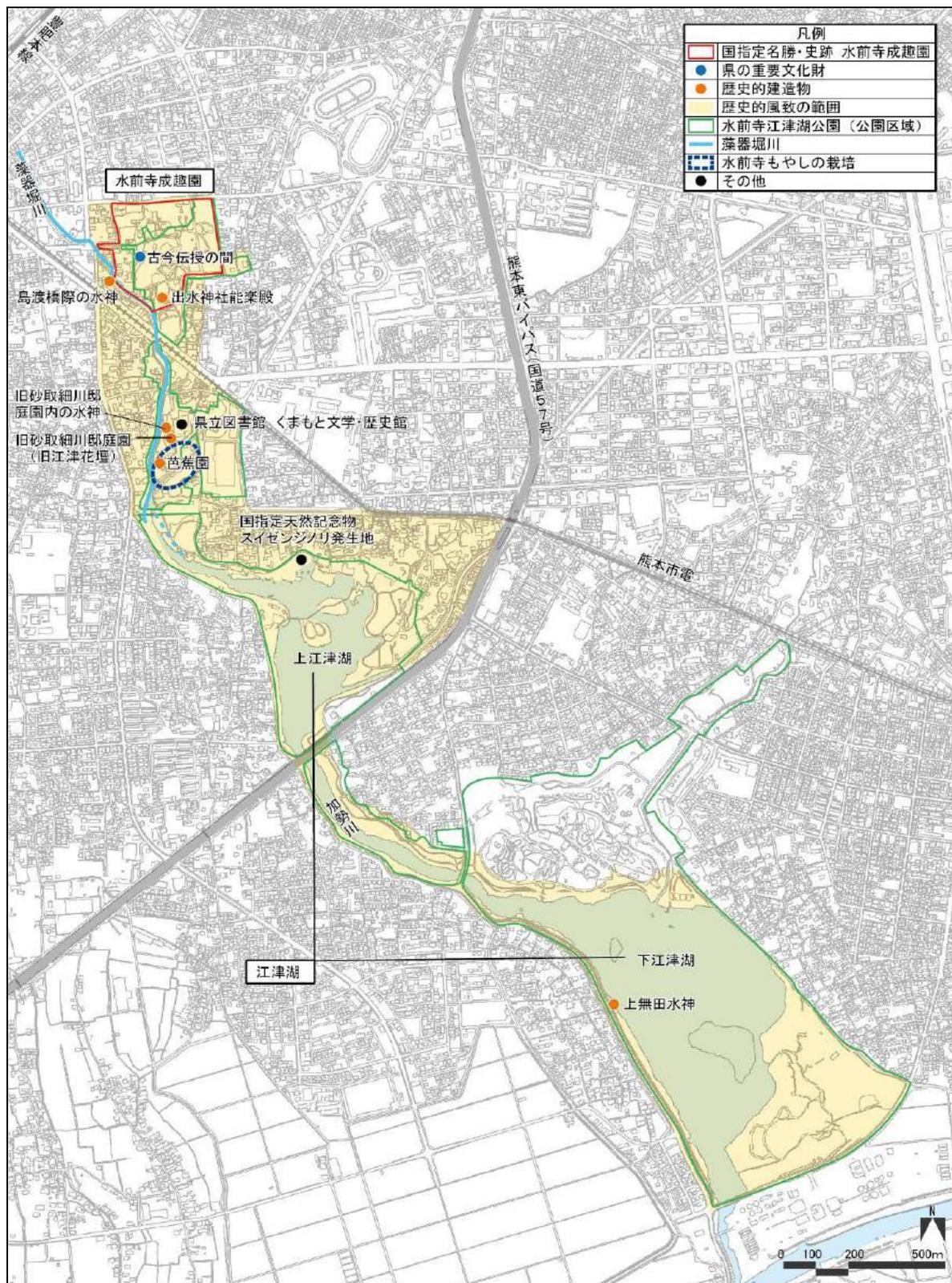
地元関係者への聞き取り調査によると、昭和5年（1930）の設置以来、現在も毎年「水の日」の8月1日に水神様祭が開催されており、地元自治会を中心に出水神社・消防署職員、出水・砂取校区の近隣の子供たち50名ほどが参加し、水神さんや地域の歴史が語り継がれている。また、地域の活性化を図る目的で夏祭りや地蔵祭りも開催され、夏祭りに合わせて、出水神社や地元周辺の有志で組織された水前寺活性化プロジェクトチームや地域住民によって藻器堀川の清掃も行われている。

## （5）まとめ

江戸時代、江津湖畔に建てられた藩主別邸等の建物はその痕跡を残すのみとなったものの、水前寺成趣園内の古今伝授の間からは、先人たちが愛でた風光明媚な自然環境を感じる事が出来る。そこから藻器堀川・加勢川へと繋がり、江津湖へと注ぐ清流は多くの生命を育むとともに、憩いの場・自然学習の場を私たちにもたらしている。

このような豊かな湧水がもたらす恩恵を享受するだけでなく、この環境を守る清掃活動等も地域住民を中心に続けられており、地区固有の歴史と相まって良好な市街地環境を形成している。

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致



豊かな湧水にみる歴史的風致の範囲

## 〔コラム〕文学歴史の散歩道

江津湖は江戸時代から一般庶民の憩いの場であり、肥後の先哲たちが舟を浮べ、自然の風光を愛で、雪、月、花の折々に幾多の詩歌を読んだことから江津湖の自然や風物が想起される。

中村汀女（熊本市の名誉市民）は江津湖畔に生れ、湖畔の生家ではじめて俳句を詠み、高浜虚子に師事し、ホトトギスの同人となり、中村汀女の縁により江津湖畔には、高浜虚子や夏目漱石、そのほか多くの歌人・俳人達の句碑が建てられ文学の道として親しまれている。四季折々の自然や風景を求めて多くの俳句愛好家が個人やグループでの吟行を楽しむ。また、中村汀女の出身校が画図小学校であることから、校区住民の関心も高く「汀女顕彰俳句大会」が開催され、児童たちも参加するなど情操教育などの一環を担っている。また、校内には「汀女園」が整備され、「浮き草の 寄する汀や 阿蘇は雪」句碑が設置されている。

文学歴史の散歩道として設置されている句碑や歌碑は以下のとおりである。

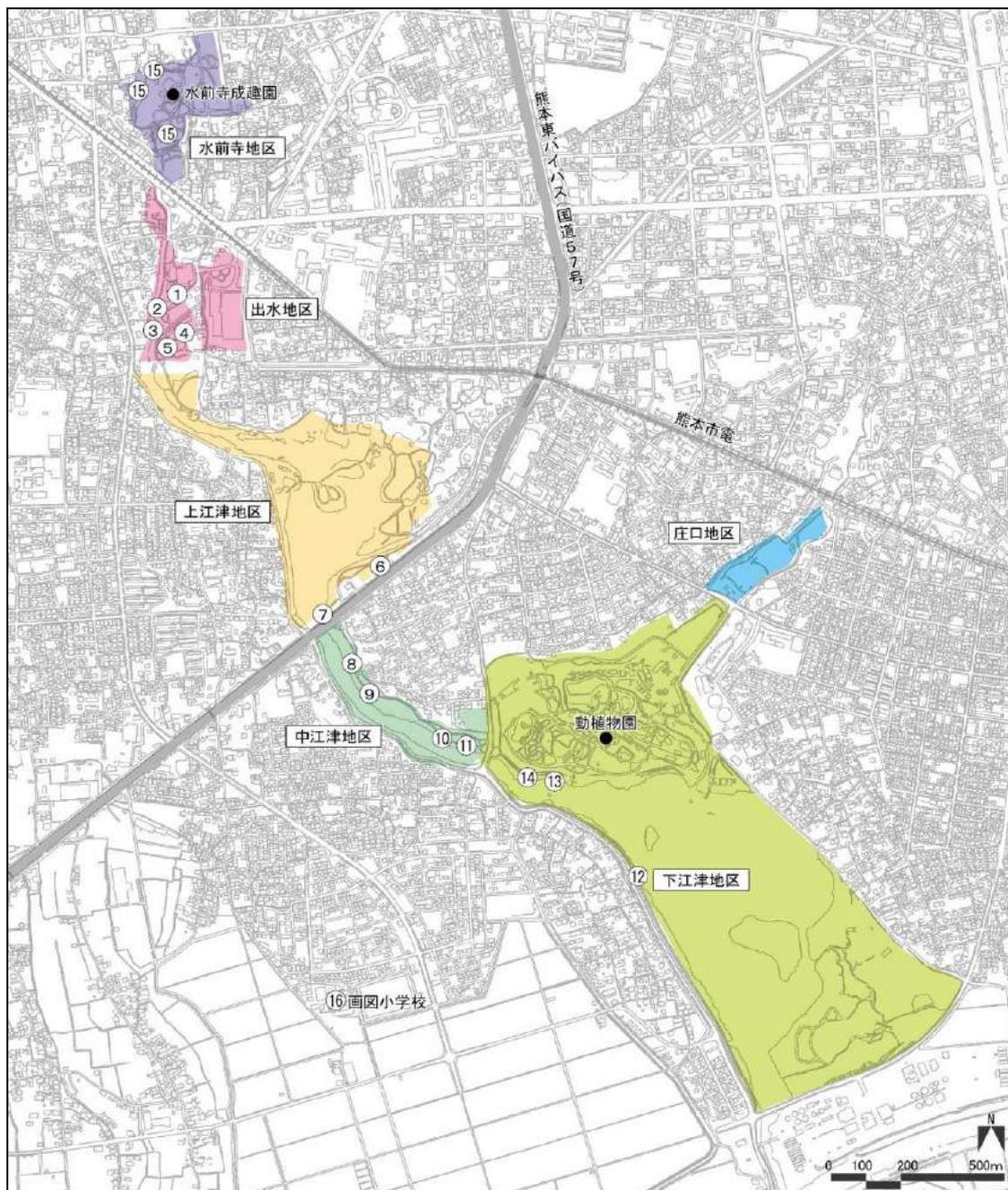
地区	作者	俳句・和歌	設置年
1	上江津湖 内藤 濯 <small>ないとう あろう</small>	いづこかに かすむ賓なり ほのぼのと 星の王子の影とかたちと	H17
2	高浜 虚子	縦横に 水の流れや 芭蕉林	S30
3	安部 小壺	産卵の鯉の勿ねをり 江津朧	S57
4	夏目 漱石	ふるひ寄せて 白魚崩れん 許りなり	H9
5	中村 汀女	とどまれば あたりにふゆる 蜻蛉かな	S60
6		つつじ咲く 母の暮しに 加わりし	S35
7	富永 兆吉	音のよさ まいつ時 櫓で漕いでくれ	H11
8	下江津湖 綴 敏子	天霧らひ 雪降る湖に 寂かなる 光はありて 鴨ら相寄る	S63
9	有働 木母寺	流れゆく 水葱に照り添ひ 江津の月	H13
10	藤崎 久を	蜻蛉に 空あり 人に汀あり	H2
11	安永 露子	はなびらを 幾重かさねて 夜桜の あはれましろき 花のくらやみ	S61
12	高浜 年尾	江津の水 浮藻を流し 止まざりし	S45
13	宗像夕野火	ひるがへる ときの大きさ 夏つばめ	H13

第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

14		志賀 青研	江津の田の 霞うすうすと 十三夜	H5
15	出水神社 境内	夏目 漱石	しめ縄や 春の水湧く 水前寺 湧くからに 流るるからに 春の水 鼓打つや 能楽堂の 秋の水 ※熊本地震により倒壊した出水神社の鳥居の部材 を加工して出水神社により、夏目漱石の句の中 から水前寺に因む句を選定し、平成27年11月 に設置された	



⑯ 画図小学校内の「汀女園」の句碑  
「浮草の 寄する汀や 阿蘇は雪」



文学歴史の散歩道 句碑・歌碑マップ

## 7. 託麻新四国八十八ヶ所めぐりにみる歴史的風致

### (1) はじめに

熊本市東部には平地が広がるが、北東部には小山山、神園山、戸島山の通称託麻三山が存在する。この地域は水に乏しく、近世以前は湧水のある託麻三山周辺の限られた地域にのみ集落が存在した。しかし明治以降になると開発が進み、現在も住宅域は拡大しており、県内でも有数の住宅地となっている。



神園山・小山山周辺（北から）  
手前に白川、右手に九州自動車道を望む

託麻三山は阿蘇神話にも登場し古くから人々に信仰されてきたとされ、神社が多く存在するほか、高僧の伝承なども数多く残っている。このような地域的特色を背景として、託麻三山周辺を巡る託麻新四国八十八ヶ所は大正15年（1926）に地元住民の手によって開設された札所<sup>ふだしよ</sup>である。全国に新四国八十八ヶ所は数多く存在するが、託麻新四国八十八ヶ所は札所それぞれに開設者が存在し、その子孫が所有者として代々守り伝えてきた点が特徴である。開設者は自分の所有地や神社の近くなど思い思いの場所に札所を設置しており、定められた巡礼路は無く、巡礼者は域内にある多くの神社や寺を参拝しながら巡礼する。託麻新四国八十八ヶ所巡りは今や地域になくってはならない存在となっている。

### (2) 託麻新四国八十八ヶ所めぐりに関わる建造物

託麻新四国八十八ヶ所めぐりの札所はそれぞれの札所の所有者が建設しており、木造やコンクリート造、石祠<sup>せきし</sup>、祠を持たないものなど多種多様である。最も多く見られるのはコンクリートブロック造の建造物である。建立年代不明のものが多いが、風化具合や地元住民の証言から、多くは築50年を越えているものと考えられる。所有者の敷地内に設置されることが最も多いが、託麻新四国八十八ヶ所巡りが成立する前から信仰を集めていた場所のそばに設置されることも多い。また、所有者が転居するなどして管理できなくなった場合などは、建造物が別の札所近くに移設された例もある。

託麻新四国八十八ヶ所めぐりに決まった巡礼路はないが、ここでは、代表的

な巡礼路の順に、主な札所や建造物について記載する。

① おやますわ 小山諏訪神社

小山諏訪神社は承平5年(935)に創建と伝わり、旧小山村の村社であった。社殿は改築されているものの、境内にある壱千年祭記念碑には昭和9年(1934)の千年祭に小山諏訪神社の現社殿が改修されたことが記されおり、昭和9年以前の築造であると考えられる。境内には南北朝時代の正平年間に筑後から肥後北部にかけて活躍した石工藤原助次作ふじわらすけつぐの石塔「正平塔」しょうへいとうがあり、熊本市の指定文化財となっている。

小山諏訪神社の二の鳥居に向かって右手には、薬師如来を祀るコンクリート造の67番札所が位置しており、古くから信仰を集めた小山諏訪神社を意識して建立されたと考えられる。

67番札所に拝礼後、小山山を下り、谷を挟んだ向かいの神園山の34番札所に向かう。



小山諏訪神社



正平塔(右は正平塔の龍の彫刻)

② 34 番札所

この札所は四国八十八霊場の34番札所にちなみ種間寺たねまじと呼ばれている。かつては託麻新四国八十八カ所の中心的な札所であり、3月21日のお大師さんの祭りでは郡を越えて参拝者が訪れており、芳名板には山本郡きくちや菊池郡の地名が書かれている。札所は託麻新四国八十八カ所開設の大正15年(1926)に建築されたとき



34 番札所

れ、札所内の鈴や道標寄附の芳名板には古いもので昭和8年（1933）の記述が認められる。

かつてのお大師さんの祭りでは広場に40～50人が輪になって、長い大数珠を手にもって般若心経ほんにやしんぎょうを唱えながら数珠たぐを手繰る百万べんが行われていた。現在その祭りは行われていないが、大数珠は現在も札所内に安置されている。次に神園山の南側に位置する立江寺たつえじに向かう。

### ③19 番札所（八十八ヶ所設立の地）

19番札所は託麻新四国八十八ヶ所設立の中心人物であった上野富八氏うえの とみはちが開設したことから、託麻新四国八十八ヶ所の設立の地とされており、木造のお堂の中に地蔵菩薩が鎮座している。

この地には、四国八十八ヶ所19番札所にあやかって上野氏によって開かれた立江寺があるが、中世には熊本を代表する禅僧であり、託麻三山周辺にも多くの伝承が残る大智禅師だいちぜんしによって西福寺さいふくじが開かれた場所とされ、現在も絶えることなく万病に効くとされる清水が湧き出ている不動岩が残っている。また、所有者が管理できなくなったりした札所を立江寺が引き受けていたため、現在は19番札所のほかに44番、64番、69番、74番札所が立江寺に集まっている。立江寺の裏には広場があり、託麻新四国八十八ヶ所設立の記念碑や、昭和11年（1936）に作られた設立10周年記念修行大師像がある。そのため、八十八ヶ所巡りで必ず立ち寄る場となっている。

大師像の周りで般若心経を唱え、最も札所が密集する神園山南西の集落内の札所を参拝した後に神園山の西に位置する桜井硯さくらいすずりヶ池いけに向かう。



19 番札所



設立 10 周年記念修行大師像

#### ④桜井硯ヶ池

桜井硯ヶ池は託麻三山における弘法大師伝説の発祥の地である。池底は泥板岩<sup>でいばんがん</sup>できており、層状に剥離して、池の形状が硯のような長方形になっているため硯ヶ池と呼ばれている。池に向かって右には近年建て替えられた大師堂があり、地元の人から奥の院と呼ばれており、大師信仰の中心地であったことがうかがえる。



桜井硯ヶ池

この池の水は上水道が敷設する前までは生活用水として利水され、人々の生活を支えてきた。周辺住民にとって身近な欠かすことのできない文化遺産である。現在では「熊本水遺産」にも選定されている。

また、後述する弘法大師伝説から硯ヶ池の名前と当該地の字である桜井が名づけられており、明治初期の村図にも桜井の地名があることから、少なくとも江戸時代には硯ヶ池は存在したものと思われる。

桜井硯ヶ池を後にし、神園山と小山山の周囲に広がる札所を時計回りに巡り、小山山山中に残る古道を抜け、小山山南東に位置する榎谷寺<sup>へいこくじ</sup>を目指す。

#### ⑤宝積山榎谷寺

『肥後國誌』には大智禅師によって正平年間(1346～1370)に建立されたと伝わる古刹<sup>こしかつ</sup>である。札所とはなっていないものの、八十八ヶ所巡りの際には境内でお接待が行われるなど、八十八ヶ所巡りに縁の深い寺である。

現在の榎谷寺は江戸時代の正保2年(1645)、現在の熊本市中央区細工町の宗禅寺2世明室察の開山である。境内には南北朝時代の五輪塔の残欠や天文7年(1538)銘の宝篋印塔残欠が存在しており正平



榎谷寺

年間に設立された寺があったものと思われる。

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

現在の本堂は建設の際の芳名板によると昭和12年（1938）の建立である。境内西部の納骨堂隣には歴代住職墓があり、江戸期再興以降の住職が眠っている。また、本堂の東隣には新しい小さな薬師堂が建っており、堂内には薬師三尊が祀られ、護法神であるじゅうにしんしょう十二神将像が左右に6く軀ずつ整列している。熊本市内で近世以前の十二神将が残るのは数箇所のみであり貴重である。この薬師堂は、元は奥の院と呼ばれ、元々は椈谷寺背後の小山山の中腹にあったものを、管理上の問題や参拝者の高齢化といったこともあり椈谷寺境内まで移動してきたものである。元の薬師堂は江戸時代からあったとされ、新しい薬師堂にも一部部材が用いられている。場所は変わったものの薬師堂の行事は以前と変わらずに行われている。



椈谷寺薬師堂

次に南に約2 kmほど離れた戸島山周辺の札所を目指す。

### ⑥としまやおくのいんだいしどう戸島山奥ノ院大師堂(15番札所)

戸島山奥ノ院大師堂は戸島山の中腹に位置し、大正8年(1919)に地元有志が弘法大師の御利益にあやかろうとかんじょう勧請した大師堂である。大正15年(1926)には託麻新四国八十八カ所霊場の開設に合わせて大師堂の側に託麻新四国八十八ヶ所巡りの15番札所を設け、札所の1つとなった。現在の建物は、寄進者の芳名板から昭和38年(1963)に建立されたものであることがわかる。



戸島山奥ノ院大師堂



15番札所

### ⑦戸島神社

戸島神社は15番札所の東約50mに位置する旧戸島村の村社である。社殿内の明治9年(1888)の寄附覚書には熊野宮を戸島神社と改めたことが書かれており、もともとは熊野宮であったことと、明治時代からの社殿が残っていることがわかる。そのため、参道中の鳥居の額に「熊野宮」と刻まれたもの残っている。拝殿の



戸島神社

壁は、濡れ縁を釣り上げたものであり、大祭などで人が多く集まる時や神楽が奉納されるときには壁を倒し、拝殿が広くなるよう仕掛けが施されている。

戸島神社は託麻新四国八十八カ所を巡る際、必ず通る場所であり、巡礼者は神社に詣でた後に広い境内で疲れを癒す。

最後に戸島山の南に位置する札所を巡り、小山諏訪神社に戻り、現在酪農の伝染病対策などのため立ち入ることのできない2つの札所の写真を前に押し、巡礼は終了となる。

### (3) 託麻新四国八十八ヶ所巡りにみる景観

明治以降の都市化の中で住宅域は拡大し、熊本市東部ではその多くが住宅地となっている。一方で、明治初期に作製された『肥後国郡村誌』<sup>ひごこくぐんそんし</sup>を見ると、託麻三山周辺の道は、現在の道と大きく変わりはなく、地割をそのままに土地の用途が変わってきたことがわかる。

託麻新四国八十八ヶ所巡りの舞台である託麻三山周辺の神園・小山・平山・石原・戸島・長嶺などの地区は自然も多く残る一方で着々と住宅化が進んでいる地域でもある。住宅は築100年を越えるような農家の傍らに新築住宅が建ち並び、新旧入り乱れた様子を呈し、国道沿いには大型の店舗が立ち並んでいる。託麻新四国八十八ヶ所巡りに定まった巡礼順はないが、巡礼の際には必ず住宅地と自然豊かな山林や湧水地の側を通ることになり、自然と都市、過去と現在を感じる巡礼となる。



住宅街にある札所巡礼



山林にある札所巡礼

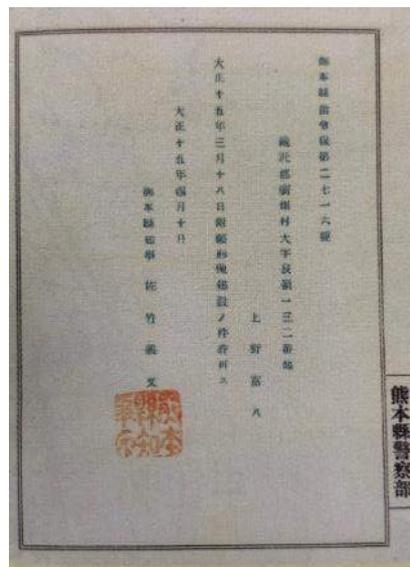
#### (4) 託麻新四国八十八ヶ所巡り

##### ① 札所開設の原点

託麻三山地域には古くより弘法大師伝説が存在している。伝説の概要は以下の通りである。

ある日、旅の僧が神園山で道に迷い、麓の民家に泊めてもらい親切な接待を受けた。翌朝、旅の僧は家のものが白川まで水汲みに行くのを見て、この地が水に不自由していることを悟り、持っていた桜の木の杖で地面をついた。すると清水が湧き、小さな池が出来た。住民たちは旅の僧が弘法大師に違いないと考え、この地を桜井と名づけ、池の形が硯のようだったため池を硯ヶ池と呼び、大師堂を建てて代々祀った。

小山山の麓に生まれた上野富八氏は、この伝説で僧を泊めたとされる家の子孫にあたる。氏は幼少のころ体が弱かったため、病気が治るよう桜井硯ヶ池の隣の奥の院大師堂に毎日通って祈願していた。すると、信仰の甲斐あってか病気が全快したため、大師のおかげに違いないと信じ、大師の恩に報いるため託麻三山一帯に八十八ヶ所の札所開設を誓った。氏が中心となり、30年ほど掛けて地域の11名の世話人と共に八十八ヶ所札所を建設する協力者を募った。また四国にも赴き、四国八十八ヶ所全ての寺に許可を取り、札所を設置することにつ



札所設置の許可書

いて熊本県知事の許可をとり、大正15年（1926）に開設にこぎつけた。



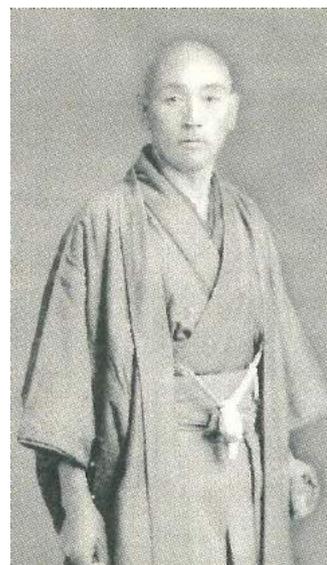
桜井硯ヶ池



奥の院大師堂

## ②保存会の設立

大正15年（1926）に発起人16名により八十八ヶ所が開設され、毎年4月に八十八箇所巡礼を実施するようになった。昭和40年（1965）ごろまでは地域を挙げての一大イベントであったが、昭和45年（1970）に託麻村が熊本市と合併したことや、保存会のメンバーの高齢化もあり次第に勢いは衰えていった。それでも個々人の活動として巡礼は続けられ、昭和62年（1987）に所有者を中心に新たに「託麻新四国八十八ヶ所保存会」が設立され、さらに平成24年（2012）には地元有志を中心とした「たくま八十八ヶ所巡り実行委員会」が設立され、巡礼の中心的な役割を担っている。



上野富八氏

## ③託麻新四国八十八ヶ所札所の特徴

札所の石造物や建造物は県の許可を得て作られたが、それぞれの札所は協力者が所有者・管理者となり、それぞれ自費で建立されている。託麻新四国八十八ヶ所の設立に際しては、四国八十八ヶ所の本尊と託麻新四国八十八ヶ所の石仏を一致させている。各協力者にはそれぞれ信仰したい本尊があったが、揉めることの無い様、くじ引きで札所番号が決められた。そのため、託麻新四国八十八ヶ所の札所番号は順番に並んでおらず、「お遍路」の定まった道は示されていない。

#### ④ 託麻新四国八十八ヶ所めぐりの所作

開設当初は<sup>こんごうつえ</sup>金剛杖を片手に持って首に数珠を巻き、白衣を着て集団で巡礼していたが、現在服装に決まりはない。

現在は4月の第1土曜日に行われる集団での巡礼は、小山諏訪神社境内に集まり、巡礼時の注意点や巡礼方法を伝え、託麻新四国八十八ヶ所設立の地である立江寺へ出発する。途中の札所で読経をあげながら、立江寺に着くと、札所とは別に修行大師像の前で般若心経があげられる。

立江寺を後にすると、巡礼はおおよそ神園山周辺、小山山周辺、戸島山周辺の順で実施される。また、八十八ヶ所の札所には含まれないが必ず順路に組み込まれるものに神園山中腹の桜井硯ヶ池と奥ノ院大師堂がある。ここは弘法大師伝説の地であり、託麻三山地域における弘法大師信仰の中心だった。過去には大師堂の祭りに合わせて神園山周辺の札所めぐりをしていたとも伝わっている。

集団巡礼には地域や所有者の協力も欠かせない。巡礼の前は所有者や有志のボランティアによって札所の清掃や、山道の整備が行われる。巡礼の際には多くの人々が集まって移動するが道路は狭いため誘導も欠かせない。さらに札所によってはお参りが済むとお茶やお菓子、漬物などのお接待が準備されていることがあり、巡礼者は山道での疲れを癒す。特に榎谷寺では甘茶の接待のほか、宝物の公開を行っている。



大師像前での読経



巡礼の様子



実行委員会による誘導



楳谷寺の甘茶のお接待の様子

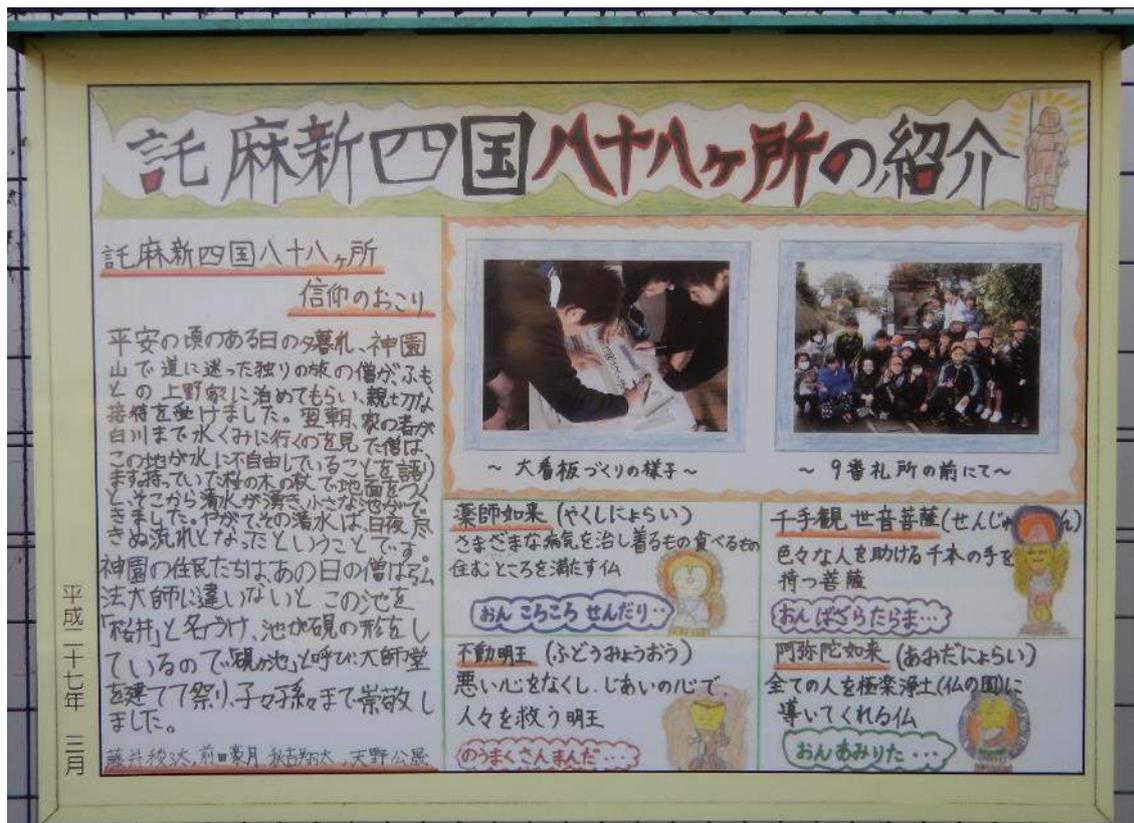


札所でのお接待の一例(自家製の漬物と飲み物)

### ⑤札所の活用

託麻三山地域では託麻新四国八十八ヶ所の札所を活用した史跡巡りなどのイベントが活発に行われている。特に史跡巡りウォーキング・ランニングは人気で、若い世代が託麻新四国八十八ヶ所に触れるきっかけとなっている。ほかにも、地元の小学校では地域学習で託麻新四国八十八ヶ所を巡ったり、それぞれに祀られている本尊についての学習を行ったりしている。

札所活用の一例

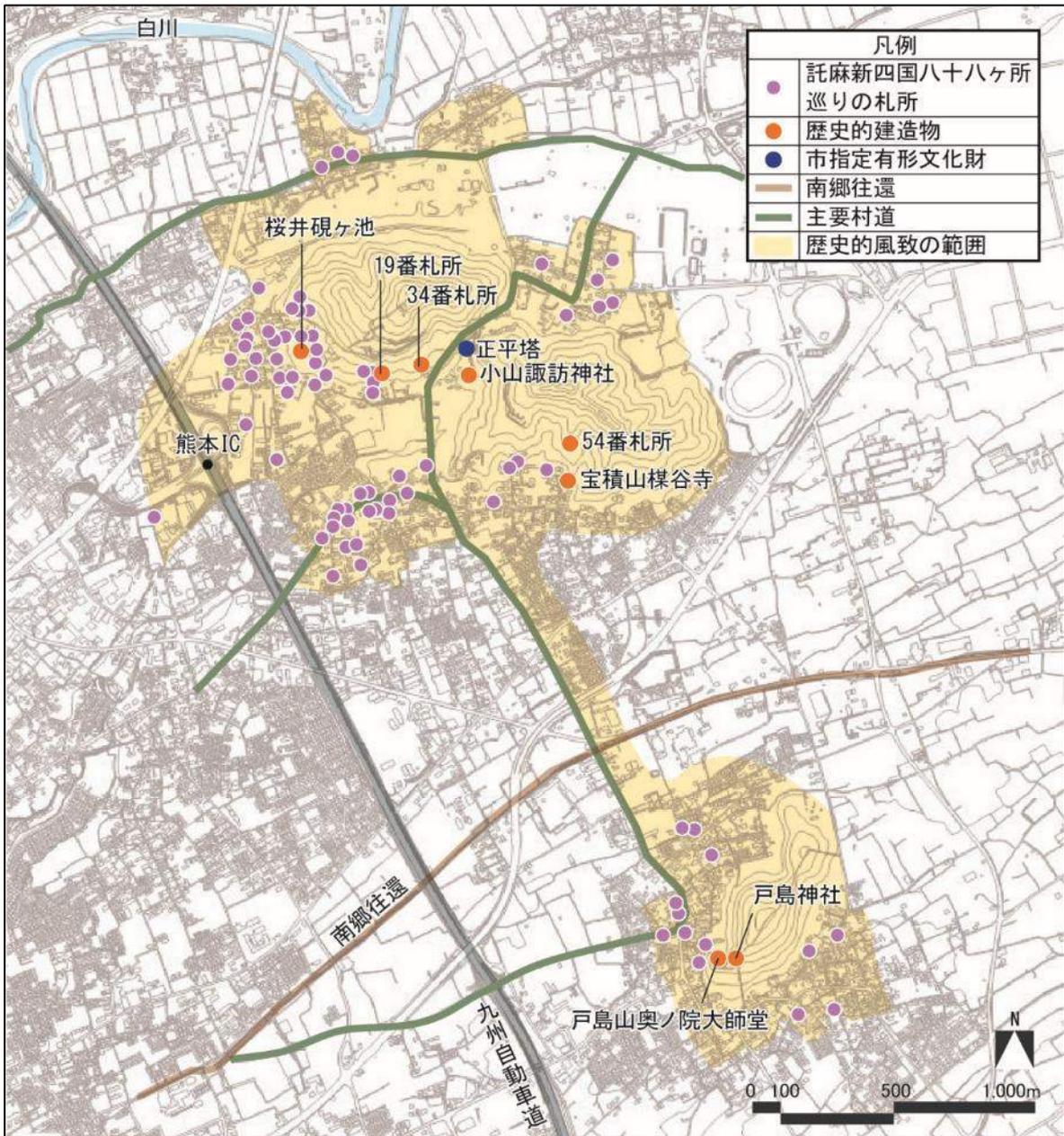


地元小学校の託麻新四国八十八ヶ所巡りについての地域学習の成果

(5) まとめ

熊本市の東部に位置する託麻三山はそれぞれが霊場として住民の信仰を集め、多くの社寺が築かれた。この地域は熊本市でも戦後特に宅地化が進行した地域であるものの、託麻三山周辺の町割りはそのまま残されている。また、数多くの寺院や神社、お堂など歴史的建造物も残るなど、郷土に残る歴史を感じることができる地区となっている。

託麻新四国八十八ヶ所は長く伝えてきた伝承・伝説を元に地元住民が一丸となって開いた霊場であり、その札所は、多くの歴史的建造物とともに地元住民の手によって継承されてきた。このような札所を含めた歴史的建造物が、周辺の自然環境や託麻新四国八十八ヶ所巡りといった活動とともに残されており、この地域特有の歴史的風致を形成している。



託麻新四国八十八ヶ所巡りにみる歴史的風致の範囲

〔コラム〕

○託麻三山の神話

健磐龍命<sup>たけいわたつのみこと</sup>が草部から阿蘇に向かう途中、阿蘇外輪山から西を見るとカルデラの中に巨大な湖があった。健磐龍命はその広さに感心し、湖水を抜くことで広大な農地を作り出すことを思い立った。そこで湖水の水を流すために外輪山の西側を蹴り破ったものの、その際に尻餅をついてしまい、「もう立てぬ」といったことから、この地は立野<sup>たての</sup>と呼ばれるようになった。蹴り破った箇所からは西に向かって流れ出てカルデラには見事な平地が誕生した。一方、流れ出た湖水は西へ西へと流れるが、蹴り破った山灰が溜まって小山山、神園山、戸島山の託麻三山ができたと伝わる。



左：小山山 右：神園山



戸島山

○大智禪師伝説

大智は正応3年(1290)に現在の熊本県宇城市不知火町<sup>うきししらぬひまち</sup>に生まれ、熊本市区川尻<sup>だいじじ</sup>の大慈寺の開祖寒巖義尹<sup>かんばんぎいん</sup>に師事した。幼少時から聡明であり、寒巖義尹の死後は鎌倉の建長寺などを訪れ、正和3年(1314)には中国(元)に渡り修行に務めた。しかし「学ぶに足る人無し」と感じ帰国した。帰国後も修行を続け、加賀国(石川県)に祇陀寺<sup>ぎだじ</sup>、肥後国に聖護寺<sup>しょうごじ</sup>を建立し、ついには当時の肥後国北部で大きな勢力を誇っていた菊池氏の帰依を受けて廣福寺<sup>こうふくじ</sup>を建立し、菊池一族に大きな精神的影響を与えた。熊本周辺には大智伝説が多く残るが、特に託麻三山では大智による建立と伝わる椈谷寺や西福寺跡、円通寺跡<sup>えんつうじ</sup>があるほか、修行をしたとされる座禅石(54番札所)などの遺跡が残っている。



大智禪師の座禅石  
(石の上の不動明王は54番札所)

## 8. 「一町一寺」の町の営みにみる歴史的風致

### (1) はじめに

熊本城の南部に位置する新町・古町は、加藤清正の熊本城築城とともに城下町整備に着手された地区である。そのうち古町は、その街区の1辺がほぼ120mの正方形で整然と碁盤目状に区画され、その中央部分に寺院が配置された「一町一寺」の町割りが地図上にも、視覚的にもはっきりと確認できる地区である。

この地区は城下町として発展したが、明治10年(1877)の西南戦争の際に戦場となり、ほとんどの建造物が焼失した。しかし直後から多くの建造物が再建され、現在も多くの寺院や町屋などの歴史的建造物が残る。

江戸時代に形成された「一町一寺」の町割りのなかに歴史的建造物が立ち並び、そこを神輿の行列が通り、昔から続く祭礼が継承され、良好な市街地環境が形成されている。



北岡神社例大祭の様子

### (2) 「一町一寺」の町割り

「一町一寺」制は加藤期から細川期にかけて形成されたと見られる防衛体制で、区画の中央部分に寺院を設け、その周りを町屋で囲むものであった。南方の薩摩・島津氏への備えであったとされており、有事の際には兵営地に活用することを考えていたとされる。

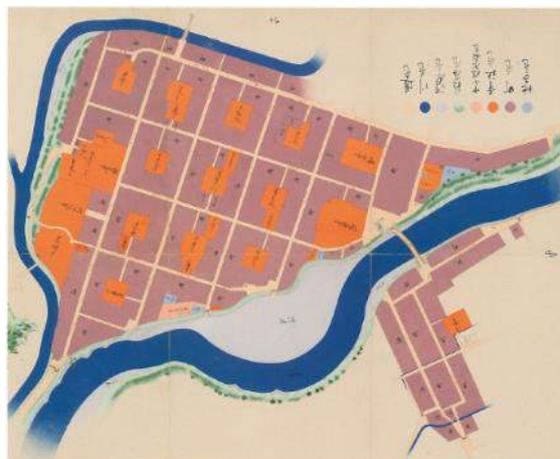
第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

江戸時代に成立した一町一寺の町割りは現在もほとんどそのまま残されており、城下町の風情を感じさせる町なみ景観の形成に寄与している。

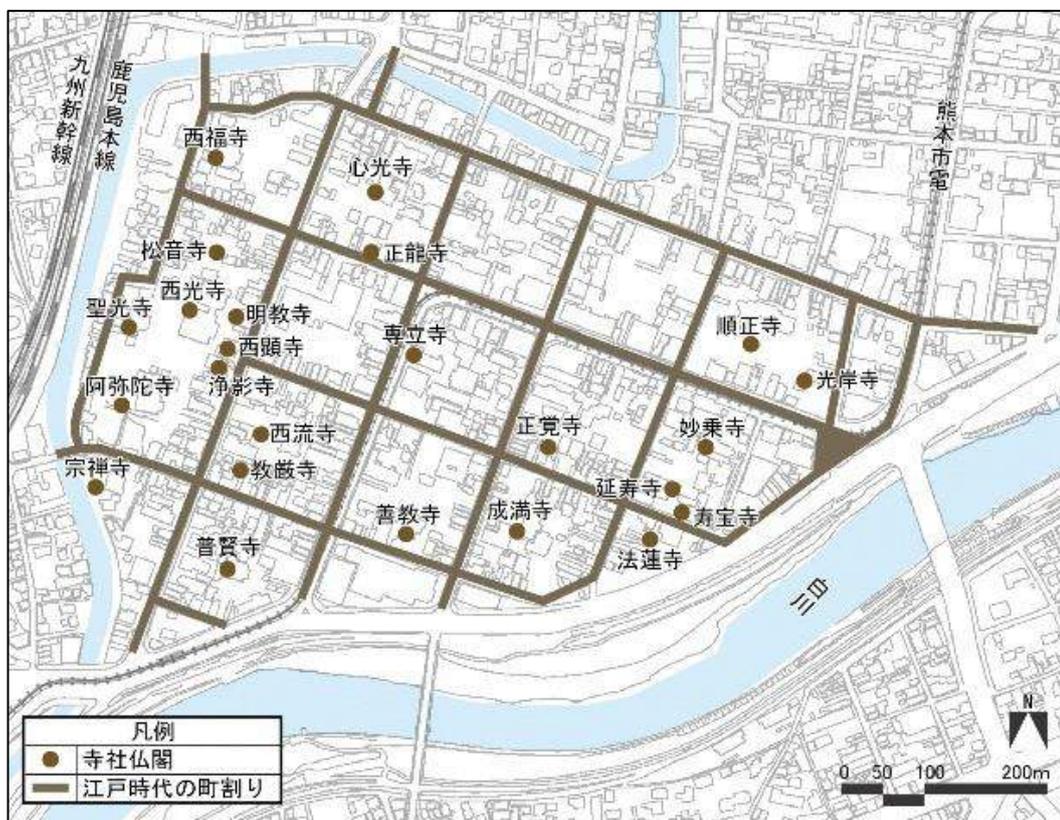
江戸時代の絵図に描かれた寺は、建物は西南戦争で焼失したものの、明治から昭和初期にかけて同じ場所に再建された。しかし、平成28年(2016)熊本地震により大きな被害を受け、多くは復旧しているが、善教寺など解体を余儀なくされた建物は復旧に向けた活動を継続している。

【一町一寺を形成する寺】

- |            |            |             |            |
|------------|------------|-------------|------------|
| ふげんじ 普賢寺   | そうぜんじ 宗禅寺  | じょうまんじ 成満寺  | しょうかくじ 正覚寺 |
| ぜんきょうじ 善教寺 | さいりゅうじ 西流寺 | きょうごんじ 教厳寺  | さいこうじ 西光寺  |
| めいきょうじ 明教寺 | じょうようじ 浄影寺 | あみだじ 阿弥陀寺   | さいけんじ 西願寺  |
| さいふくじ 西福寺  | しょうおんじ 松音寺 | ほうれんじ 法蓮寺   | しょうこうじ 聖光寺 |
| しんこうじ 心光寺  | せんりゅうじ 専立寺 | しょうりゅうじ 正龍寺 |            |



古町之絵図（江戸時代、熊本県立図書館蔵）  
※オレンジ色が寺域



現在の地図

### (3) 歴史的風致を形成する建造物

#### ①北岡神社例大祭に関わる建造物

##### ア 北岡神社

承平4年(934)藤原保昌<sup>ふじわらのやすまさ</sup>が肥後国司として下向した際、京都の祇園社(八坂神社)の御分霊<sup>かんじょう</sup>を勧請し、創建されたのが始まりとされる。その後承平7年(937)には現在地に遷座された。

現在の境内には、神殿・拝殿・神楽殿・楼門<sup>せつまつしや</sup>・撰末社がある。昭和9年(1934)11月10日の九州新聞の記事に鎮座一千年を記念して改築中だった神殿、拝殿が竣工し、翌11日より9日間御遷座記念大祭が執り行われることが記載されている。神楽殿は昭和33年(1958)の御鎮座一千二十五年記念に新築、拝殿・楼門は昭和58年(1983)の御鎮座一千五十年記念に改修された。

境内の摂社は疫神社<sup>えき</sup>(寛政12年(1800)建立)、京国司神社<sup>きょうこくし</sup>(正徳3年(1714)遷座)、末社は国造神社<sup>こくぞう</sup>(延宝3年(1675)建立)など9社がある。

神社入口の明治43年(1910)2月と刻印された鳥居の両脇にある夫婦杉は、遷座以降御神木として崇められている。厄除海運・夫婦円満、縁結びなどの御利益があるとされ、多くの参拝客が訪れる。



北岡神社拝殿



鳥居の両脇にある夫婦楠

##### イ 上村元三商店<sup>うえむらげんぞう</sup>

元は明治から続く金物店で修業した初代が、その店が廃業したため、昭和31年(1956)に新たに金物店を開業するために住居と隣の店舗を1軒にした建物であり、登記簿では「昭和貳拾四年九月貳拾日受附」の記載を確認できる。木造2階建切妻造<sup>きりづまづくり</sup>で間口4間の建物を現在は、三代目が飲食店や店舗として活用している。



上村元三商店

### ウ 黒瀬商店

黒瀬商店は、細工町通りに面して事務所、その奥に住居がある。間口5間半奥行10間の木造2階建切妻造の事務所と間口5間半奥行約7間木造2階建寄棟造の住宅を渡り廊下でつないでいる。建築年は大正末期と言われているが、登記簿により確認できた「昭和壹参年壹月壹参日受附」が確認できる一番古い記録である。



黒瀬商店

熊本地震で住宅部分は大きな被害があったが、復旧工事が完了している。

### エ 料理谷邸（商エクラブ）

この建物は代々細川家の料理係として仕えた家系である料理谷家が、明治23年（1890）に料理屋とし建てたと言われており、登記簿にも「明治貳参年四月貳拾壹日登記」と記録が残っている。間口7間半、奥行き12間半で木造2階建切妻造である。手すり格子や出格子が残り、当時の雰囲気を残している。



料理谷邸

### オ 二本木神社

二本木神社は『肥後國誌』に遥拝大明神社として仁和3年（887）創建されたと記されている。現在地へいつ遷座されたのかは不明である。祭神は健甕竜命、阿蘇都媛命である。二本木神社と改めた明治39年（1906）に、鳥居や狛犬が設置されたことが刻印からわかる。



二本木神社

神殿の建立については境内にある改築記念碑に昭和9年（1934）と刻まれている。

また、安政6年（1859）の刻印がある猿田彦大明神の石碑も境内に設置されている。

## カ 「一町一寺」を形成する寺

「一町一寺」を形成する寺は、加藤清正が熊本城築城の際、古町地区に招いた寺である。「古町之絵図」（江戸時代）などにもその名前が見え、当時から現在地に存在していることが分かる。

### a 正龍寺

『肥後國誌』によると、慶長9年(1604)に現在の位置に建てられたと記載されている。この寺は11代から13代にかけて学寮を営んでおり、松本喜三郎まつもと きさぶろうが人形造りの研究を行った。当初の建物は明治10年(1877)の西南戦争の際に焼失し、現在の建物はその直後に再建されたものであるといわれる。古くは昭和22年(1947)11月1日撮影の航空写真において、その存在を確認できる。



正龍寺

### b 阿弥陀寺

加藤清正が熊本城築城の際に古町地区に移転させた寺のひとつである。『肥後國誌』によると、もとは白川岸にあつて周辺地域が阿弥陀寺町と名づけられていたが、度重なる白川の洪水に遭い慶長年間(1596～1615年)に現在地に移ったとされる。敷地内には、阿蘇神社大宮司阿蘇惟光あそこれみつや、加藤清正の重臣で熊本城の築城の名手といわれた飯田覚兵衛いいだかくべえなどの墓がある。



阿弥陀寺

### c 西頭寺

もとは二本木にあり西現寺といったが、慶長年間(1596～1615)ごろ加藤清正の命により現在地に移り、寛永元年(1624)に西頭寺と改めた。

本堂については、登記簿に「明治年月日不詳新築」と記載されており、明治期に建



西頭寺

てられたことが確認できるのみである。

#### d 浄影寺

慶長年間（1596～1615）ごろに現在地に造立され、寛永20年（1643）に西光寺の末寺として寺号を免許された。

明治10年（1877）の西南戦争で本堂・庫裡くりともに焼失し、明治20年（1887）に本堂を再建し現在に至るとされ、登記簿にも「明治20年月日不詳新築」と記載されている。



浄影寺

#### e 西光寺

明応年間（1492～1501）に山鹿郡片保田村（現在は「方保田」と表記）に建立されたが、加藤清正の命により現在地へ移転した。県内の浄土真宗として最古の歴史をもち、県内有数規模の寺院である。寺伝によると、伽藍がらんは熊本城築城の余材で造られ、加藤清正も度々参詣しており、清正奉納の『一切経』いっさいきょう（仏教の百科事典）の大半が現存している。



西光寺

明治10年（1877）の西南戦争で焼失したが、本堂については、明治27年（1894）に再建されていることが、登記簿の記載（「明治27年月日不詳新築」）から確認できる。

#### f 明教寺

天正2年（1572）に現在の熊本市北区植木町うえきまちに本堂を建立し、その後慶長10年（1605）に加藤清正の命により現在地に移転して現在に至るとされるが、『肥後國誌』には「寛永15年（1638）寺号免許」と記載されており、現在地への移転に関する正確な年代は定かではない。



明教寺

なお、昭和22年（1947）11月1日撮影の航空写真では、現在の位置に確認できる。

## ②白梅天満宮大祭に関わる建造物

### ア 白梅天満宮

細工町通りの東側、建物と建物との間、幅1mほどの路地を抜けた先に楼門と天満宮がある。

元は16世紀末の隈本城主・城親賢<sup>じょうちかまさ</sup>の茶屋跡に旧臣平川氏が祀っていた天神を、明治元年の神仏分離令後に細工町に移設したものである。明治10年（1877）の西南戦争の際に焼失し、直後に仮殿が建設・再建された。しかし、昭和16年（1941）12月に火災に遭い、その後昭和39年（1964）に再建されたものである。

この天満宮については、寛文9年（1664）11月以降の記録（「天満宮御祭礼記録」）が残されていたが、西南戦争により焼失し、その再建以降の「天満宮御祭礼記録」が残されていた。しかし、その記録も現在は所在不明になっており、昭和29年（1954）以降の記録が現存している。その記録によると、白梅天満宮の再建に伴い、昭和40年（1965）5月24日に棟上げ式、同年6月20日に落成式を実施した記録が残っている。

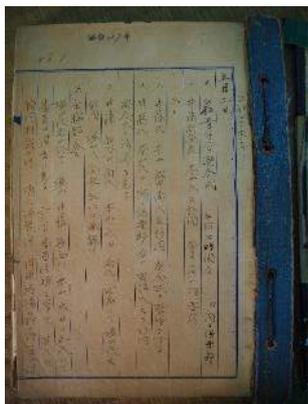
また、拝殿の正面にあった楼門は、熊本地震の被害により倒壊したが、白梅青年会をはじめとした地元の有志等により、復元の計画が検討されている。なお、倒壊した楼門の部材には、火災の影響とみられる焦跡等もあり、再建の際に以前の部材を使用していることが窺える。



白梅天満宮入口



白梅天満宮（震災後）



昭和 29 年（1954）以降の記録



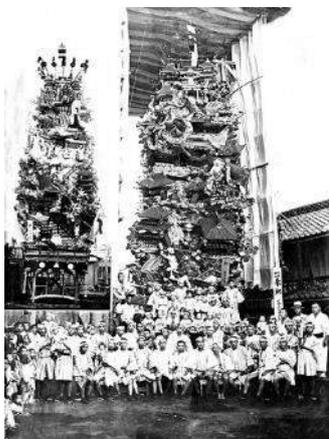
白梅天満宮楼門の周辺での作業の様子（震災前）

(4) 歴史的風致を形成する活動

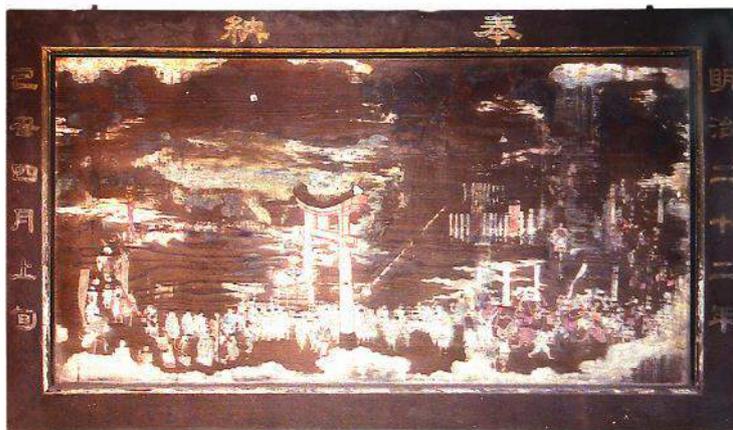
①北岡神社例大祭（祇園祭）

ア 歴史と概要

『祇園宮御由来其外一式記録』(寛政 2 年 (1790)) に祭りの内容が詳しく書かれている。これによると、まず旧暦 5 月 29 日に注連立神事、6 月 5 日と 7 日に掬垢離（神事に先立って身を清めるために潮水で穢れを祓う禊の行事で「塩干河神事」とも呼ばれた）、8 日と 14 日に神幸行列が執り行われ、期間中には神楽や能楽、山車の奉納が行われていた。『歳序雑話』(天和 3 年 (1683)) をみると、一般の民衆にとっても北岡神社の祇園祭が熊本の夏の風物詩であったことが分かる。



神幸行列の山車  
(大正 2 年 (1913) 8 月)



明治期の祇園祭の様子  
(明治 22 年 (1889) 4 月奉納絵馬)



奉納演芸の様子  
(昭和7年(1932))



大正期の神幸行列の様子  
(西唐人町通り、大正9年(1934))

明治になると、新暦8月1日から5日までが祭日となり、7月29日に塩湯しおゆ取神事とり（搦垢離きくごおりの形が変わったもの）、4日に神幸行列が執り行われるようになった。神幸行列に随兵が参加するようになったのは明治時代以降と伝えられる。明治27年（1894）の鉄道敷設に伴って行列のルートが変化したが、明治22年（1889）に奉納された絵馬や大正期の古写真からは、盛大で華やかな行列や祭りの様子がうかがえる。

しかし、戦後の昭和29年（1954）を最後に大規模な神幸行列が中断する。その後も相撲や子供神輿行列の奉納などが行われたが、夜市も次第に姿を消し、神楽や能の奉納は変わらず続けられていたものの、祭りの賑わいは失われつつあった。

現在祭日は8月1日から3日となったが、平成19年（2007）には子供神輿行列が15年の休止を経て再開し、境内にも夜店が並ぶようになり、徐々にかつての賑わいを取り戻しつつある。

## イ 現在の祭りの日程

- 8月1日 第一日祭・神楽奉納
- 8月2日 第二日祭・神輿神幸行列
- 8月3日 献幣祭けんぺいさい・能楽奉納

※このほか祭りの期間中、演奏や舞踊の奉納、ゆかたコンテストやのど自慢大会などが行われる。

## ウ 神輿神幸行列

神幸行列の様子は、『祇園宮御由来其外一式記録』に天慶2年（939）6月14日の日付で記録されている。これによると、行列の先頭から鉦、笛・太鼓・ど

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

ら等の鳴り物、神馬、神輿三基と両脇に御太刀や唐団扇、その後方に神官や勅使代と伝奏が輿に乗り、300人の随兵騎兵隊、随兵頭・国司、町鉾が続いたとされる。また、『大祭神幸式之順』（大正7年（1918））によると、その形態に変化があるものの、多くの方が行列に加わっていることが分かる。『大祭神幸式之順』に記された神幸行列の道順は、神社から祇園橋を通過して古町エリアをめぐり、辛島町周辺を通過して天神社（現在の山崎菅原神社）で休憩し、桜町から洗馬町方面を通過し、再び古町エリアをめぐって石塘から二本木町を通過して旧社地にあった御旅所へ到着している。そして宮寺区～田崎区～万日区～春日区を経由して神社へ戻っていた。

このような規模の大きな神幸行列は昭和の始めごろまで行われていたが、交通事情の悪化と人手不足によって昭和29年（1954）に中断された。その後は、「歳如雑話」に記載のある能の奉納や、神楽の奉納は継続して行われていたが、神輿行列や相撲の奉納などは断続的なものであった。

現在行われている神輿神幸行列は、平成19年（2007）に15年振りに再興された子供神輿行列が基礎となっている。現在の行列は北巡行（朝巡行）・南巡行（昼巡行）の二部となっており、そのうち北巡行ルートは北岡神社を出発して一町一寺の町なみを巡るルート、南巡行ルートは以前御旅所があった二本木神社まで巡るルートである。

北巡行では、多くの歴史的建造物を背景に行列が進む。北岡神社拝殿前から出発して細工町通りに入ると、阿弥陀寺、西願寺、浄影寺、西光寺、明教寺などの寺院を左に見ながら進み、西唐人町通りに入って明八橋付近で休憩となる。西唐人町通りを出ると、北岡神社への帰路となる。道中には、正龍寺などの寺院、上村元三商店や黒瀬商店、料理谷邸などの明治から昭和初期にかけて建築された建造物がある。そのほか多くの町屋



細工町通り・西光寺の前を通る行列



正龍寺の前を通る行列



黒瀬商店の前を通る行列

建物が並ぶ一町一寺の町なみを進み、北岡神社へと戻る。

南巡行では、JR 熊本駅前を通り、旧御旅所である二本木神社へ向かう。このルートでは駅近くの再開発エリアを巡行することになる。北岡神社に戻ると、拝殿前に集まり、礼をして行列は終了となる。

## ②白梅天満宮大祭

### ア 歴史と概要

昭和52年（1977）発行の『五福百年』には、明治10年（1877）以降の「天満宮御祭礼記録」について書かれている。これによると、寛文9年（1664）11月以降台帳を作り、座頭や付属の品名を記録し続けてきたことが分かる。現在、昭和39年（1964）の再建以降の記録が残されており、大祭の準備の段取りなどが記載されている。

大祭は、毎年11月15日で、その前日14日に前夜祭が行われる。14日の前夜祭には女性が参加できず、料理も男性の手で行うしきたりがあり、このしきたりは現在も続いている。

料理は「風神大根<sup>ふうじんだいこん</sup>」と呼ばれており、輪切りの大根に多量の唐辛子を入れ、その後、ごまめ（カタクチイワシを干したもの）・醤油・酒で味付けし、4～5時間煮込んだものである。二切れと食べることができないほど辛い、うま味があり、これを食べるとその年には絶対に風邪を引かないという言い伝えがある。風神大根が出来上がると、酒などとともにお供えをする。

また、周辺の家は風神大根が出来上がるころ、鍋などを持って天満宮に集まり、風神大根をいただいて帰るが、その夜に行われる前夜祭では、この風神大根を肴に天満宮で酒宴が開かれる。



風神大根



男性だけの作業の様子①



男性だけの作業の様子②



炊きあがった風神大根

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致

15日の大祭では、北岡神社の宮司を招いて神事・神楽があり、その夜も天満宮で酒宴となる。

### イ 大祭の様子

平成28年（2016）熊本地震により楼門が倒壊し、それ以降規模を縮小して開催している。

#### a 11月13日

翌日の前夜祭の準備のため、この日の夜に天満宮の清掃や、風神大根の料理に使用する鉄鍋などの調理器具、かまどの清掃、焚き木の準備を行う。



鉄鍋とかまど

#### b 11月14日

朝から風神大根の準備を天満宮で始める。大根約50kgを洗って、厚さ2cmほどに輪切りにし、それを鉄製の大釜で約2時間煮る。大根が軟らかくなると、鍋の表面が見えなくなるほどの赤唐辛子（刻んだもの）、ごまめ、醤油、酒を順番に入れる。その後、水気がなくなるまで、約2時間煮る。



調理中の様子

出来上がった風神大根は別の鍋に移され、酒などとともに10個ほどを天満宮にお供えする。

このころになると、近所の方が大根を貰いにやってくる。鍋などを片手に天満宮にお参りし、大根を貰って帰る。

地震前までは、このあと天満宮で前夜祭が行われていたが、地震後は倒壊した楼門がそのままにされており、安全確保等の面から前夜祭を休止している。



水気がなくなるまで煮られた大根



天満宮にお供えされた風神大根



風神大根の振る舞い

c 11月15日

この日は正午以降に北岡神社の宮司を招き、神事・神楽を行う。この後直会となるが、ここでも風神大根を青年会の代表などとも食す。

こののち、天満宮内外の清掃を行い、大祭は終了となる。



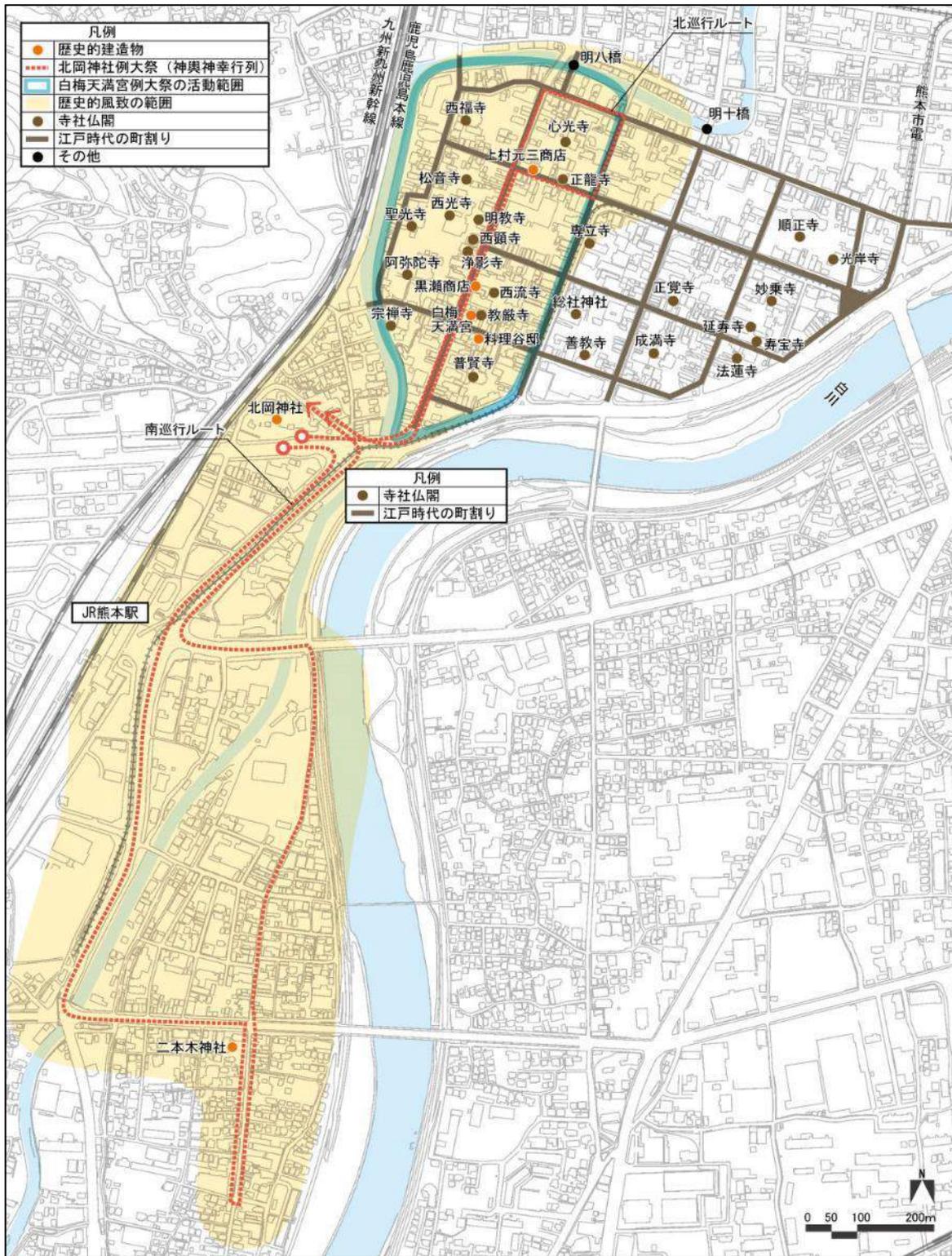
直会で風神大根を食す

(5) まとめ

古町は、加藤清正の熊本城築城とともに城下町としての整備が始められ、1辺がほぼ120mの碁盤目状に区画され、その中央部分に寺院が配置された。この「一町一寺」制が地図上にも視覚的にもはっきりと確認できる地区である。

この町割りのなか、明治から昭和初期の歴史的建造物が立ち並び、北岡神社例大祭の神幸行列が練り歩く。また、この町で白梅天満宮の祭りのような昔から続く地域の年中行事が継承されており、特徴的な雰囲気醸し出している。

## 第2章 熊本市の維持・向上すべき歴史的風致



### 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

##### (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、城下町をはじめとする市街地だけでなく、加勢川沿いの旧河港町にも存在している。また、指定・登録文化財である建造物のほかにも歴史的な価値のある建造物も多数存在しており、これらが今日も受け継がれていることで本市の歴史的風致を醸し出している。

こうした歴史的建造物の所有者の高齢化が進んでおり、後継者が不在であることや修理や修復に多額の費用を要することから、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいる建造物も存在している。また、これらの歴史的建造物は所有者に保存・活用を依存する状況にあり、滅失や改変等によりその価値が失われた建造物、あるいは空き家として放置されるなど活用が進まない町屋等もある。

平成28年(2016)熊本地震によって被災した歴史的建造物についても、修理や修復に多額の費用を要し、それらの歴史的建造物が住居や事業所であった場合、効率性を優先した転居や移転を行い、歴史的建造物が解体され滅失するケースや、所有者の生活再建のために早急に取り組むべきことが多々あることから、歴史的建造物の修理や修復が後回しにされ、放置されるケースなどがあり、歴史的建造物の滅失が懸念されている。



熊本地震により損傷した町屋

##### (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物を拠点としつつ、伝統文化を反映した活動が行われる周辺市街地の環境を一体的に捉えるものである。

歴史的建造物と周辺市街地を一体的な観点からみると、歴史的風致を構成する建造物等が単体で保存されていたとしても、その周囲に発生した空地、あるいは建築物・工作物が景観に



歴史的建造物を遮る電柱・電線

そぐわないために、結果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることができていない。

また、周囲の道路の美装化等、歴史的建造物等と調和した道路整備が行われていないことや沿道の休憩施設等が確保されていないことにより、散策しにくい環境にある。さらに、歴史的建造物の周辺において史跡等がありながら、それらを活かした町並みづくりや空間整備が行われていない。



歴史的建造物と調和しない工作物

#### (3) 伝統文化を反映した活動の継承に関する課題

本市では、8つの歴史的風致ごとにそれぞれ固有の伝統文化を反映した活動があり、歴史的建造物を有する神社仏閣等にまつわる祭礼や、農業集落の生業や地域の伝承、豊かな自然環境と結びついた伝統行事・慣習等が継承されてきている。一部には保存会等が結成される等の動きもあるが、地域住民の任意の活動に委ねられているものも多く、近年の少子高齢化や若年層の減少、あるいは価値観の多様化等の影響等により、地域コミュニティは脆弱になりつつあり、それが伝統文化活動の担い手の減少、あるいは担い手の固定化に伴う負担感の増大に繋がり大きな問題となっている。

また、祭礼用の獅子頭の製作等にも用いられる伝統工芸品の技術においても、職人の後継者が不足しており、その背景には伝統工芸品の高い技術力や価値が広く認識されていないことも要因である。

#### (4) 歴史的風致を活かした観光振興に関する課題

歴史的風致や市内に点在する様々な文化財等を紹介し、誘導するための情報発信が不足している。方向案内板や観光案内板のデザインが統一されておらず、外国語併記がないなど外国人観光客への配慮が不足しており、既存の案内板等の老朽化対策も遅れている。また、公共交通によるアクセス方法が認知されていないことや駐車場の不足など、歴史的風致にアクセスしづらいことも課題である。

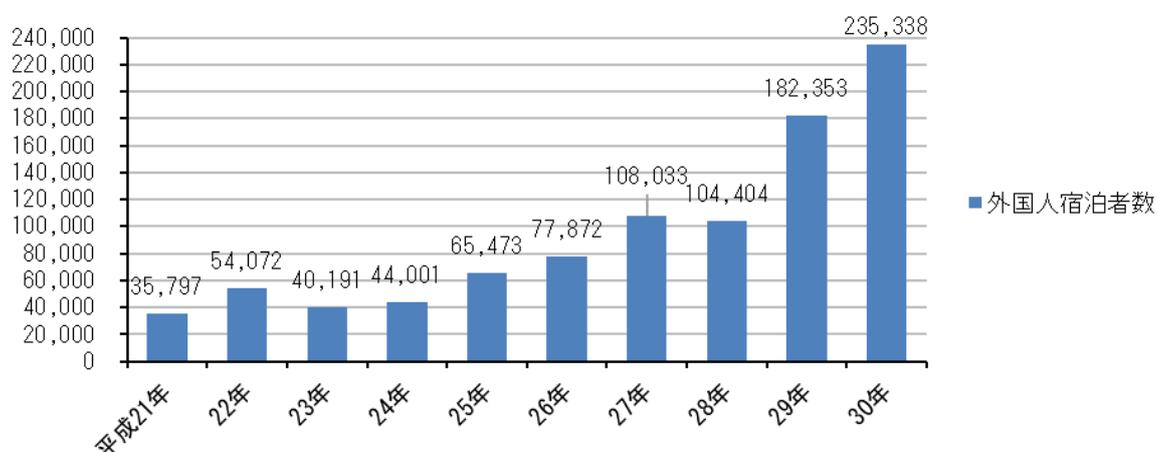
さらに、周遊を促すイベントや催事の不足あるいは情報発信の不足、周遊ルートの整備が不十分であることから、熊本城や水前寺などの市の中心部にある観光名所に観光客が集中し、歴史的風致や市内に点在する様々な歴史資産への観光客の誘導を促せていないことが課題である。

観光施設入園者数(歴史文化関連施設で、平成26年の入園者数が1万人以上超える施設のみ掲載)

施設名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
熊本城 ※H28.5以降はこの丸広場で カウント	1,631,655	1,715,642	1,444,101	2,072,936	1,704,769
城彩苑	985,382	1,020,585	956,173	1,190,246	1,057,151
水前寺成趣園	358,827	379,650	357,265	429,994	439,466
熊本市現代美術館	229,164	302,253	410,139	235,827	242,665
熊本県立美術館 分館	216,587	217,701	88,823	122,696	204,856
熊本県伝統工芸館	147,745	140,552	138,889	154,620	154,937
熊本県立美術館 本館	97,025	134,564	45,203	107,850	109,377
旧細川刑部邸	52,560	53,454	15,547	※地震により被災し休館中	
くまもと工芸会館	49,788	52,208	46,596	49,323	49,663
熊本博物館	35,547	17,951	※リニューアル		11,500
田原坂西南戦争資料館	25,522	26,744	55,441	61,940	101,596
岩戸観音・五百羅漢	24,605	26,742	26,600	26,600	16,557
金峰森の駅みちくさ館	17,742	19,387	16,624	17,949	18,575
くまもと文学・歴史館 (旧 熊本近代文学館)	14,775	※リニューアル		33,084	44,980
夏目漱石内坪井旧居	10,439	13,336	3,660	※地震により被災し休館中	

資料：平成30年熊本市観光統計

また、平成30年(2018)の外国人宿泊数が23万人を超えているように、外国人観光客が増加していることから、観光ガイドの高齢化による担い手の不足や多言語に対応したガイドの不足が懸念される。



外国人宿泊者数の推移

資料：平成30年熊本市観光統計

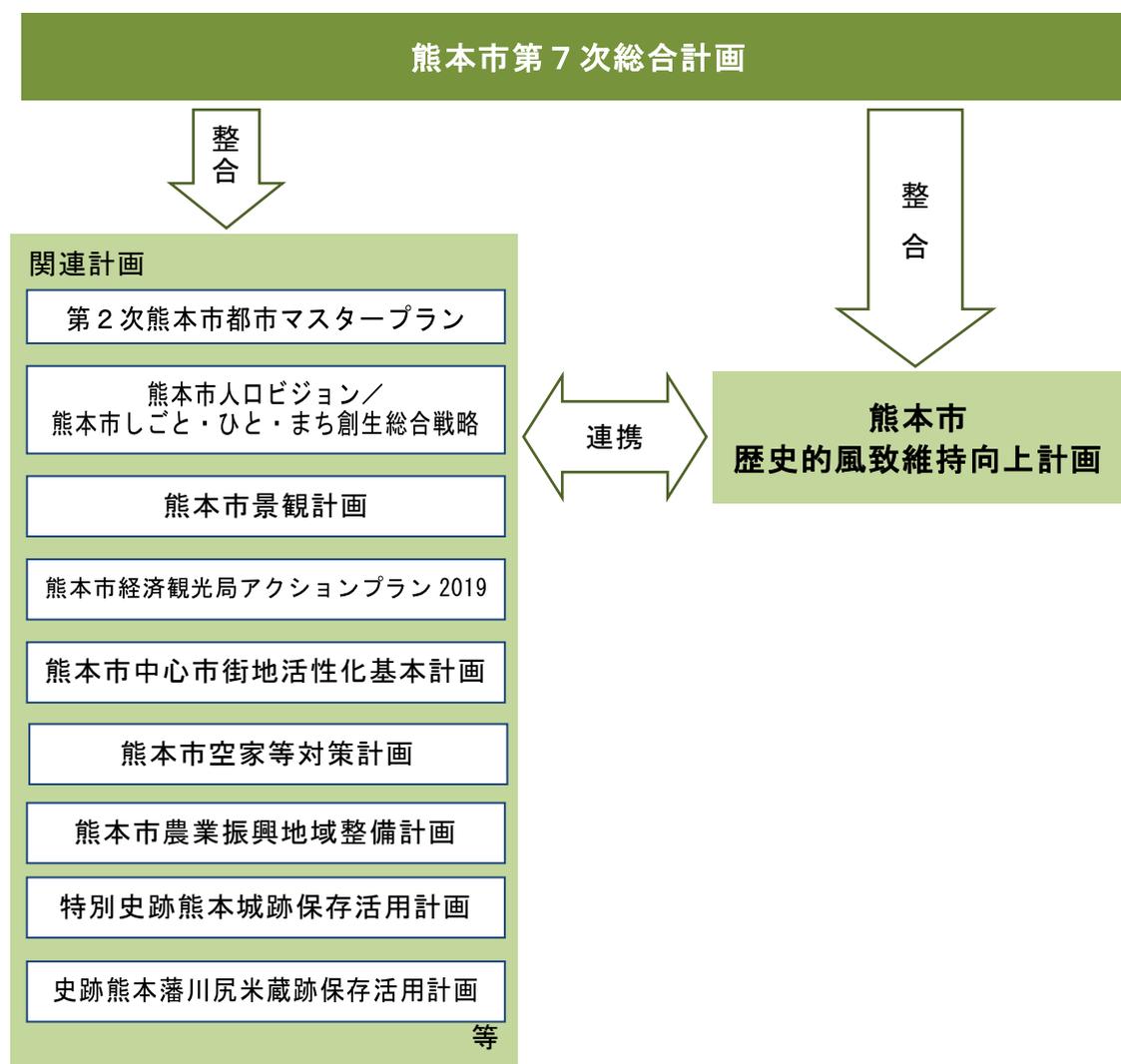
(5) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物のみならずその周辺市街地や伝統文化を反映した市民活動を包摂したものであるが、市民や来訪者に、歴史的建造物と一体となった活動、周辺も含めた総体としての歴史的風致についての情報が適切に提供できておらず、歴史的風致の価値が認識されていない現状がある。

## 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性

本計画は、上位計画である「熊本市第7次総合計画（平成28年（2016）3月）」に即し、「第2次熊本市都市マスタープラン」や「熊本市景観計画」、「熊本市経済観光局アクションプラン2019」等の関連計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定計画として、当市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）※も踏まえて、各種事業の推進に努める。



※SDGs…平成27年（2015）9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された平成28年（2016）から令和12年（2030）までの世界共通の目標。17のゴールと169のターゲットから構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指している。

(1) 熊本市第7次総合計画

本市では、平成28年度(2016年度)から令和5年度(2023年度)までのまちづくりの方向性を示す「熊本市第7次総合計画」を策定し、その実現に向けた各種取組みを進めている。8年後のめざすまちの姿を「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、『上質な生活都市』」とし、「1 安心して暮らせるまちづくり」「2 ずっと住みたいまちづくり」「3 訪れてみたいまちづくり」の3つからなるまちづくりの重点的取組みを掲げるとともに、すべての施策分野にわたり、今後のめざすべき方向性を示している。

概 要

**【めざすまちの姿】**  
市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、  
『上質な生活都市』

**【まちづくりの重点的取組み】**

1 安心して暮らせるまちづくり

(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

(2) 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

2 ずっと住みたいまちづくり

(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくりまします。

(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

3 訪れてみたいまちづくり

(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

(2) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

**【分野別施策】**

1 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

2 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

4 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

5 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

6 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

7 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

8 安全で利便性が高い都市基盤の充実

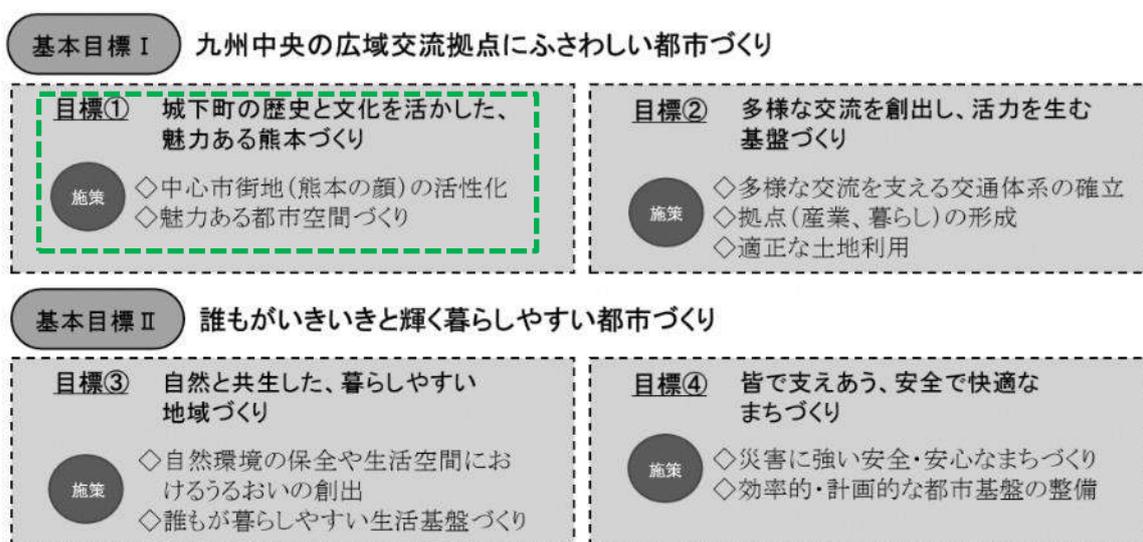
まちづくりの重点的取組【関連施策】
<p>○訪れたいくなるまち</p> <p>「伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します」</p> <p>(仮称)熊本城ホールの整備や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高め、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。</p>
分野別施策【関連施策】
<p>○豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p> <p>熊本城をはじめとする史跡、天然記念物等、本市に残る貴重な文化財を適切に保全するとともに、歴史や自然学習などへの活用を図ります。</p>
<p>○経済の発展と熊本の魅力の創造・発信</p> <p>熊本城をはじめとする観光資源の魅力向上や外国人観光客の受入体制の整備するとともに、地域の伝統文化を保存・継承しながら、新たな文化芸術を創造し、様々な魅力や情報を発信する</p>

(2) 第2次熊本市都市マスタープラン

第2次熊本市都市マスタープランは、平成21年(2009)3月に策定され、平成29年(2017)8月に修正した本市の都市計画に関する基本的な方針を示す計画である。2つの基本目標と4つの目標を掲げている。

基本目標の一つ「九州中央の広域交流拠点にふさわしい都市づくり」では、城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくりを目標とし、中心市街地の活性化や魅力ある都市空間づくりを進めることとしている。

都市づくりの目標



資料：第2次熊本市都市マスタープラン

「中心市街地(熊本の顔)の活性化」は、熊本の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある熊本城地区及び商業・業務機能が立地する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で、高次都市機能の維持・集積を図り、さらには、居住を誘導することで人口密度を維持するとともに回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出することを掲げている。

「魅力ある都市空間づくり」は、熊本城や江津湖といった、類まれな貴重な地域資源と調和した都市景観の形成や、快適な回遊空間づくりを進め、魅力ある都市空間を創出することを掲げている。

本計画は、都市づくりの目標を基に「都市構造の将来像」と「分野別の基本的な方針」を定めている。

都市構造の将来像

分野別の基本的な方針

<p style="text-align: center;"><b>1 都市空間の構成方針</b></p> <p style="text-align: center;">『豊かな水と緑、多様な都市サービスが 支える活力ある多核連携都市』</p> <p style="text-align: center;">～<u>恵まれた自然や歴史・文化と機能性の 高い都市空間が調和し、生活圏が連携 することで、誰もが輝く都市をつくる～</u></p> <p style="text-align: center;">(1) 全体イメージ (2) 地域イメージ</p> <p style="text-align: center;"><b>2 都市の全体構成</b></p> <p>(1) 都市の領域構成</p> <p>(2) 都市の骨格構成(交通軸)</p> <p>(3) 都市の骨格構成(水と緑の軸)</p> <p>(4) 都市の機能配置(中心市街地と地域拠点)</p>	<p style="text-align: center;">1 土地利用の方針</p> <p style="text-align: center;">2 都市交通体系の整備方針</p> <p style="text-align: center;">3 市街地整備の方針</p> <p style="text-align: center;">4 住宅整備の方針</p> <p style="text-align: center;">5 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針</p> <p style="text-align: center;">6 その他の都市施設の整備方針</p> <p style="text-align: center;">7 都市景観形成の方針</p> <p style="text-align: center;">8 都市防災の方針</p>
---	---

【分野別の基本的な方針の関連施策】
<p><b>○土地利用方針</b></p> <p>中心市街地は、高次都市機能を維持・集積を目指すとともに、市街地再開発事業等により、歴史文化の象徴である熊本城を活かした魅力ある商業・業務地としての土地利用を図ります。さらに、新町・古町地区は、町屋などの伝統的様式を備えた建築物を修理・維持し、新旧の街並みが融合した趣のあるまちづくりを進めると共に、商業地として、地区内居住者や周辺の生活者の暮らしを支えます。</p>
<p><b>○市街地整備の方針</b></p> <p>中心市街地ゾーンにおける熊本城地区、新町・古町地区は、城下町としての基盤や歴史的資源を活かした街並み整備などにより、回遊性の創出を図ります。</p> <p>新町・古町地区は、協働のまちづくりにより、城下町風情の残る特色あるまち並みを活かした地区の活性化を図ります。</p> <p>川尻地区は、伝統文化を継承する古いまち並みを活かしたまちづくりを進め、都市</p>

機能の維持・確保を図ります。

#### ○住宅整備の方針

歴史や自然との調和や都市景観さらには環境へも配慮した良好な住まいづくりや、都市機能が維持・確保された中心市街地などへ居住を誘導することで人口密度を維持するなど、地域の特性に応じた魅力的な住まいづくりを進めます。

#### ○自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針

金峰山系、田原坂、立田山、託麻三山、花岡山・万日山、雁回山、江津湖及び熊本城などを緑の拠点とし、本市を流れる白川、緑川、加勢川、浜戸川、合志川、坪井川及び井芹川を緑の骨格軸として位置付けます。また、市街地や既存集落の周辺においては、街路樹を緑の骨格軸とし、河岸段丘や台地の斜面林、鎮守の森、屋敷林の保全及び民有地の緑化等を積極的に推進し、都市内緑地の確保に努めます。加えて、名水百選に選定された金峰山湧水群と水前寺江津湖湧水群については身近な水辺空間として自然生態系の保護はもとより、都市景観の重要な要素としてもその整備及び保全に努めます。

#### ○都市景観形成の方針

熊本らしさを醸成する重要な地域を重点地域に指定し、市民や来訪者からも親しまれる熊本らしい個性的な景観づくりを推進します。重要な地域では眺望景観等を保全・創出するために、建築物や屋外広告物等を規制・誘導します。その他の地域についても、熊本らしさを際立たせていくための景観形成を推進します。

#### ○都市防災の方針

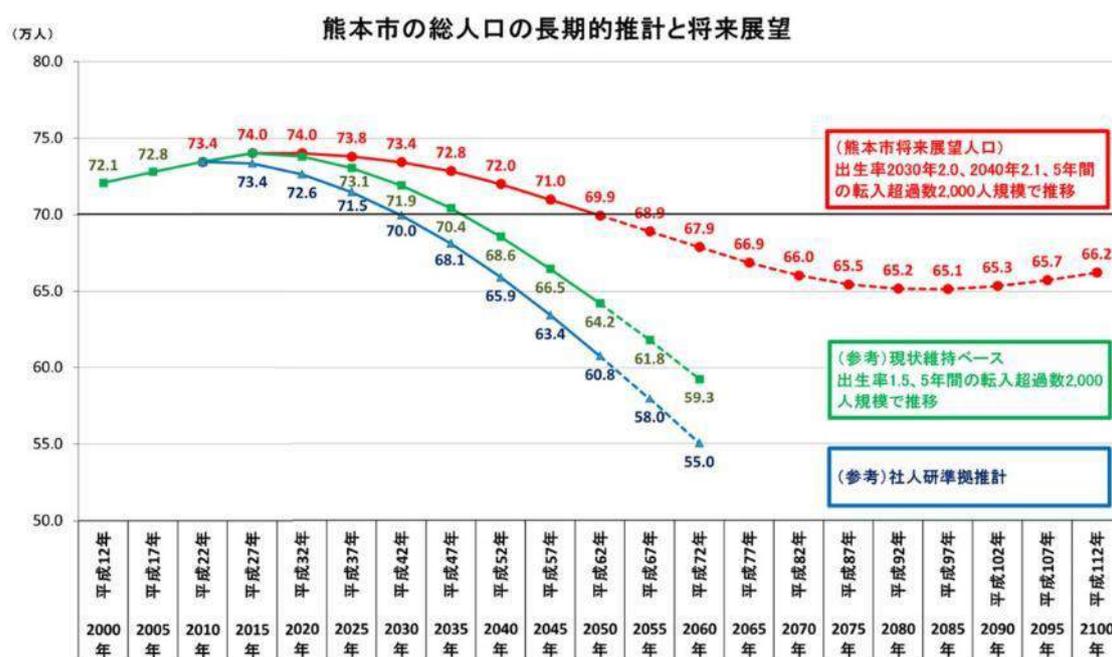
景観重要・形成建造物等の歴史的建造物が被災した新町、古町、川尻地区について、城下町あるいは地域の特色ある町並みの早期復旧のために、必要な支援を行います。

### (3) 熊本市人口ビジョン及び熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

#### ①熊本市人口ビジョン

熊本市人口ビジョンは、平成28年(2016)3月に策定された、人口増減の要因や課題を明確にし、平成62年(令和32年(2050))までの本市のあるべき将来人口の推計を定める計画である。

平成25年(2013)3月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、平成62年(令和32年(2050))の本市の人口は約61万人、平成72年(令和42年(2060))は約55万人まで減少すると示されているが、本市における希望出生率は2.1であり、平成52年(令和22年(2040))頃にこれを実現し、年間400人程度の転入超過を維持することにより、本ビジョンの対象期間である平成62年(令和32年(2050))において、約70万人の人口を維持することを目指している。



資料：熊本市人口ビジョン

#### ②熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

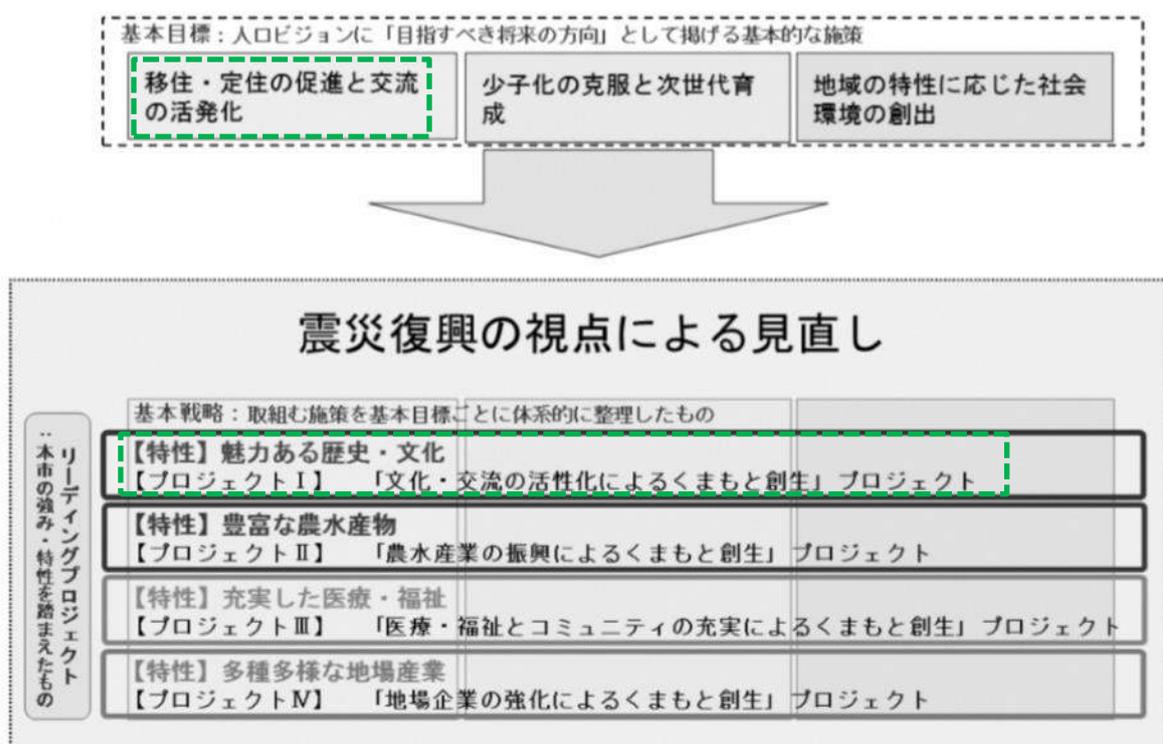
熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略は、急激な人口減少に歯止めをかけ将来に向かって活力を維持するための、しごと・ひと・まちの創生を一体的に推進するうえで必要となる施策についての基本的な計画である。

平成28年(2016)3月に策定したが、平成28年4月14日及び16日に発

### 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

生した平成28年（2016）熊本地震により甚大な被害が発生し、本市の置かれた状況が一変したことから、震災復興の視点により見直しが図られ、平成29年（2017）3月に改訂した。

本市の総合戦略は、基本戦略とリーディングプロジェクトから構成されている。基本戦略は、本市が取り組む施策を3つの基本目標ごとに体系的に整理したもので、リーディングプロジェクトは、本市の強み・特性を踏まえた4つのプロジェクトである。加えて、「震災復興計画」のうち、5つの復興重点プロジェクト（①一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト、②市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト、③くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト、④新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト、⑤震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト）を、各リーディングプロジェクトに盛り込むことにより、総合戦略においても、復興重点プロジェクトの重点化を図っている。



資料：熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

基本目標の一つである「移住・定住の促進と交流の活発化」では、「交流人口の拡大」として、歴史・文化・スポーツによる地域活性化に取り組むことを掲げている。

【関連施策】

○歴史・文化・スポーツによる地域活性化に取り組みます

- ・熊本城をはじめとした文化財や記念館、市民会館等の文化ホールのほか、動植物園等の観光文化施設や総合体育館等のスポーツ施設を早期に復旧します。
- ・熊本城の復旧については、多方面から様々な形で復旧に向けた協力・参加を求めながら、復旧過程の段階的公開を行い、新たな観光資源としての活用を図るとともに、学習や社会教育・文化財保護啓発等の場としての活用も図ります。
- ・景観重要・形成建造物等の歴史的建造物が被災した新町、古町、川尻地区について、城下町あるいは地域の特色ある町並みの早期復旧のために、必要な支援を行います。
- ・特別史跡「熊本城跡」の歴史的な魅力をいかし、城下町や中心商店街との回遊性の向上を図ります。

リーディングプロジェクトの一つである「文化・交流の活性化によるくまもと創生」プロジェクトでは、文化財の魅力発信を掲げ、熊本のシンボルである熊本城の復旧や、復旧過程の段階的公開など観光資源としての早期再生、魅力ある観光資源や歴史的文化遺産などをストーリー性を持って結びつけた「熊本遺産」として熊本の魅力を戦略的に発信すること等を施策としている。

#### (4) 熊本市景観計画

熊本市景観計画は、平成21年(2009)10月に策定された、良好な景観形成に向けた基本的な枠組みを定める計画である。景観形成の理念「水と緑と歴史が育はぐくむ賑わいと活力が湧く くまもとの景観づくり」をもとに、本市が目指す景観形成の4つの目標と4つの基本方針を掲げている。

市域全域を景観計画区域とし、5つのゾーン・2つの軸を設定しており、「歴史的な街並みが残る場所は、歴史的資源を生かし、落ち着いた感じられる景観形成を図る」など、各ゾーン・軸に応じた景観形成方針を定めている。

さらに重点的に景観形成を推進する地域として、重点地域、特定施設届出地区、景観形成地区を位置づけ、景観形成方針を定めている。

規模の大きな建築物・工作物は周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、景観法に基づく届出制度(大規模行為届出)を設け、市全域の景観形成基準に沿った規制・誘導を行っている。また、重点地域や特定施設届出地区などには、より詳細な景観形成基準を設けている。

#### 概 要

##### 1. 理念

「水と緑と歴史が育む賑わいと活力が湧く くまもとの景観づくり」

##### 2. 目標

- 熊本らしさを印象づける重要な場所での「眺望景観づくり」
- 市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」
- 個性と愛着あふれる「地域景観づくり」
- 多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

##### 3. 基本方針

- 熊本らしさを印象づけ、景観形成を先導する重要な地域の景観形成を推進します
- 郷土の自然や歴史を踏まえた熊本独自の基準により建築物等や屋外広告物を誘導します
- 良好な景観づくりを先導するため公共空間の質を向上します
- 地域の個性の創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みを作ります

##### 4. 良好な景観の形成に関する方針

- ゾーンの景観形成方針
- 軸の景観形成方針

##### 【重点的に景観形成を推進する地域】

- 重点地域の景観形成方針
- 特定施設届出地区の景観形成方針

##### 【良好な景観形成を推進するため重要な地区】

- 景観形成地区の景観形成方針(地区ごとに定める)

■ 景観の全体像

～ 景観形成ゾーン・軸～



資料：熊本市景観計画

～ 重点地域・特定施設届出地区・景観形成地区～



資料：熊本市景観計画

■ 良好な景観の形成のための行為の制限

大規模行為届出（市全域）

対象物	行為の種別	対象規模
建築物	新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）	高さ 12m又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物		高さ 12m又はその敷地の用に供する土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
さく及び塀		高さ 2mかつ長さ 30mを超えるもの
土地	開発行為	行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> （宅地分譲の用に供するものにあつては 3,000 m <sup>2</sup> ）を超えるもの又は高さ 5mかつ長さ 10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
土石及び鉱物	採取及び採掘（地形の外観の変更を伴うもの）	

市全域の景観形成基準（重点地域含む）

対象		景観形成基準の概要
建築物、 工作物	位置・高さ	・壁面線の後退や高さをおさえるように努めること 等
	形態	・地域の景観特性を生かし、地域デザインを表現するよう努力すること 等
	色彩	・基調となる色は、周囲の自然や街並みの色彩（色相・明度・彩度）に調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること 等
	敷地の緑化	・敷地内のオープンスペースは極力、緑化に努めること 等
さく及び 塀	位置・高さ	・通りに開放感を与えるように高さを低くおさえるように努めること 等
	形態	・敷地内外の連続一体化が可能な場合には、さくや塀を設けずに開放的な利用が望まれる 等
	色彩・材 料・緑化	・色彩は、周囲の自然や街並みの色調と調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に設定するように努めること 等
開発行為		・可能な限り、原地形に沿った形で変更を行うように努めること 等
土石及び鉱物		・採掘後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること 等

### 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### 地域で推奨する色彩

カラー トーン	色相	明度	彩度	都市部	田園部	歴史的街並み地区	熊本城周辺地域※	水前寺周辺地域	江津湖周辺地域	熊本駅周辺地域	電車通沿線地域	白川沿岸地域
白	N	9以上10以下	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
明灰色	N	8以上9以下	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○
中灰色	N	6以上8以下	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暗灰色	N	3以上6以下	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-
黒	N	3以下	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
明緑色	R・YR・Y系	8以上10以下	3以下	○	-	-	○	○	○	○	○	○
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下									
中緑色	R・YR・Y系	5以上8以下	3以下	○	○	-	○	○	○	○	○	○
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下									
暗緑色	R・YR・Y系	5以下	3以下	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下									

※熊本城特別地区内においては、背景が樹木の緑となる場合は明度3以上7以下とする。

#### 景観形成基準（地域で推奨する色彩）

#### 使用できない色彩

			市全域 (特定施設届出地区を除く)	特定施設届出地区
カラー トーン	色相	明度	彩度	彩度
鮮明色	R・YR系	全域	6を超える	7を超える
	Y系		4を超える	5を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2を超える	3を超える

※2つのトーンの境界にある色彩は、両方のトーンに属する。

#### 景観形成基準（使用できない色彩）

(5) 熊本市経済観光局アクションプラン 2019

熊本市経済観光局アクションプラン 2019 は、平成 31 年（2019）4 月に策定された、本市の経済と観光業の重点施策を明確化し、熊本地震からの復興を目指し、さらなる地域経済の活性化を図るための計画である。

4 つのビジョンと 14 の施策で構成され、観光分野、経済分野および文化・スポーツ分野、熊本城において、本年度実施する具体的な事業を「重点事業」として位置づけ、戦略的に推進していく。

【ビジョン 1】国内外から認められる観光・交流のまち熊本の実現

- 施策の展開 1 効果的なプロモーションと受入体制の充実
- 施策の展開 2 賑わいの創出と国内外に向けたイベント情報 PR
- 施策の展開 3 M I C E の積極的推進

【ビジョン 2】特別公開の実施等による観光資源としての早期再生

- 施策の展開 4 大天守の外観復旧に伴う特別公開
- 施策の展開 5 千葉城地区整備計画の作成

【ビジョン 3】都市圏全体の経済成長のけん引

- 施策の展開 6 被災小規模事業者への支援
- 施策の展開 7 商店街のにぎわい創出と消費喚起
- 施策の展開 8 中小企業、創業・事業承継への支援
- 施策の展開 9 産業人材の確保と育成（定住人口の増加）
- 施策の展開 10 企業立地の推進

【ビジョン 4】文化財の早期復旧とスポーツによる地域活性化

- 施策の展開 11 文化財の早期復旧と継承
- 施策の展開 12 熊本文化の魅力向上と発信
- 施策の展開 13 国際スポーツ大会等の開催及び誘致
- 施策の展開 14 スポーツ施設の整備・機能充実

【関連事業】		
施策の展開 1	○重点事業 1	【新規】「2019天守閣再建」熊本誘客プロジェクト
	○重点事業 3	欧米豪州プロモーション経費
施策の展開 2	○重点事業 6	坪井川舟運検討経費
施策の展開 4	○重点事業 1	熊本城災害復旧経費（特別公開関係）
施策の展開 5	○重点事業 2	千葉城地区保存活用関係経費
施策の展開 11	○重点事業 1	文化財等災害復旧経費
施策の展開 12	○重点事業 2	くまもと復興映画祭開催経費

(6) 熊本市中心市街地活性化基本計画

熊本市中心市街地活性化基本計画は、平成29年(2017)4月に策定された、平成28年熊本地震から復興するとともに、将来にわたって活力を維持していくために、高次の都市機能が集約した中心市街地のさらなるにぎわいの創出を目的とした計画である。

本計画のコンセプト「地震からの創造的復興により誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人を訪れる、魅力あるくまもとの顔づくり」を掲げ、3つの基本方針と活性化の数値目標を定め、施策や事業を推進していく。

目標1：にぎわいあふれる城下町

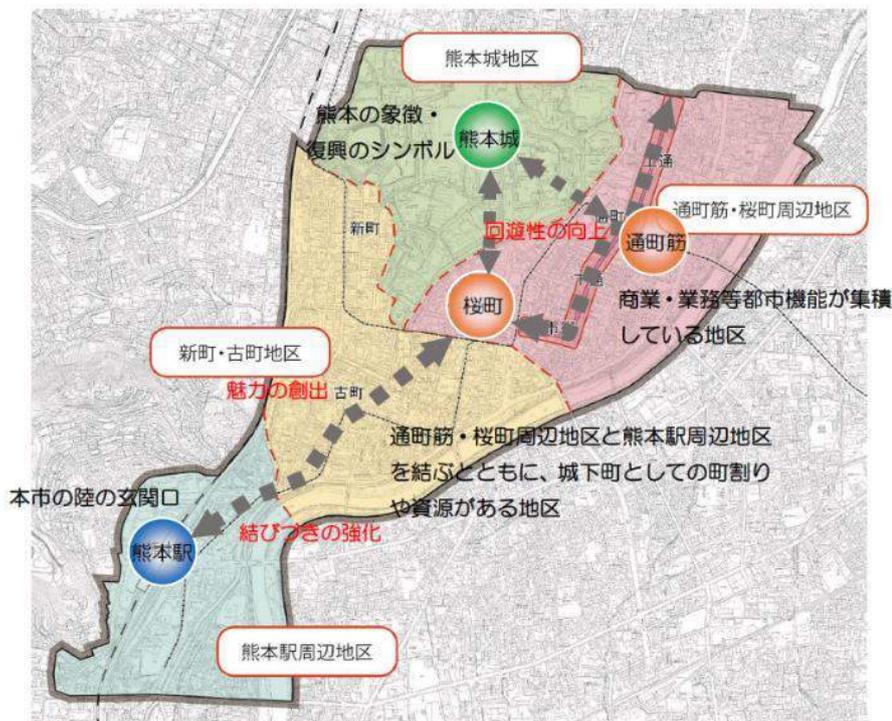
- ◇復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用
- ◇地域・都市間の交通拠点及び観光・文化・情報の交流拠点を形成

目標2：安心してずっと暮らしたいまち

- ◇まちなか居住の促進
- ◇雇用の場の拡大や子育て環境の向上により若年層の増加促進

目標3：誰もが訪れてみたくなるまち

- ◇コンベンションの誘致促進
- ◇地域産業の再生
- ◇震災からの再生をアピールし国内外への観光戦略を展開



資料：熊本市中心市街地活性化基本計画

(7) 熊本市空家等対策計画

熊本市空家等対策計画は、平成31年(2019)4月に策定された、今後ますます増加していく空家等対策として、空家等に対する基本方針や今後の方向性を定め、総合的かつ計画的に対策を推進し、「安全・安心な魅力ある住環境の実現」を目指した計画である。

本計画では、基本理念として「総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現」を掲げ、3つの基本方針と施策の方向性、具体的取組みを定め、計画を推進していく。

**【基本方針1】空家等問題の発生・管理不全の抑制**

施策の方向性① 市民への意識啓発の実施

施策の方向性② 効果的な働きかけと適正な管理のための相談体制の充実

**【基本方針2】管理不全な空家等の維持管理、除却の強化**

施策の方向性① 所有者等による適正管理を促す施策の実施

施策の方向性② 所有者等に対する行政からの働きかけ、相談体制や取組みの強化

**【基本方針3】空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策の実施**

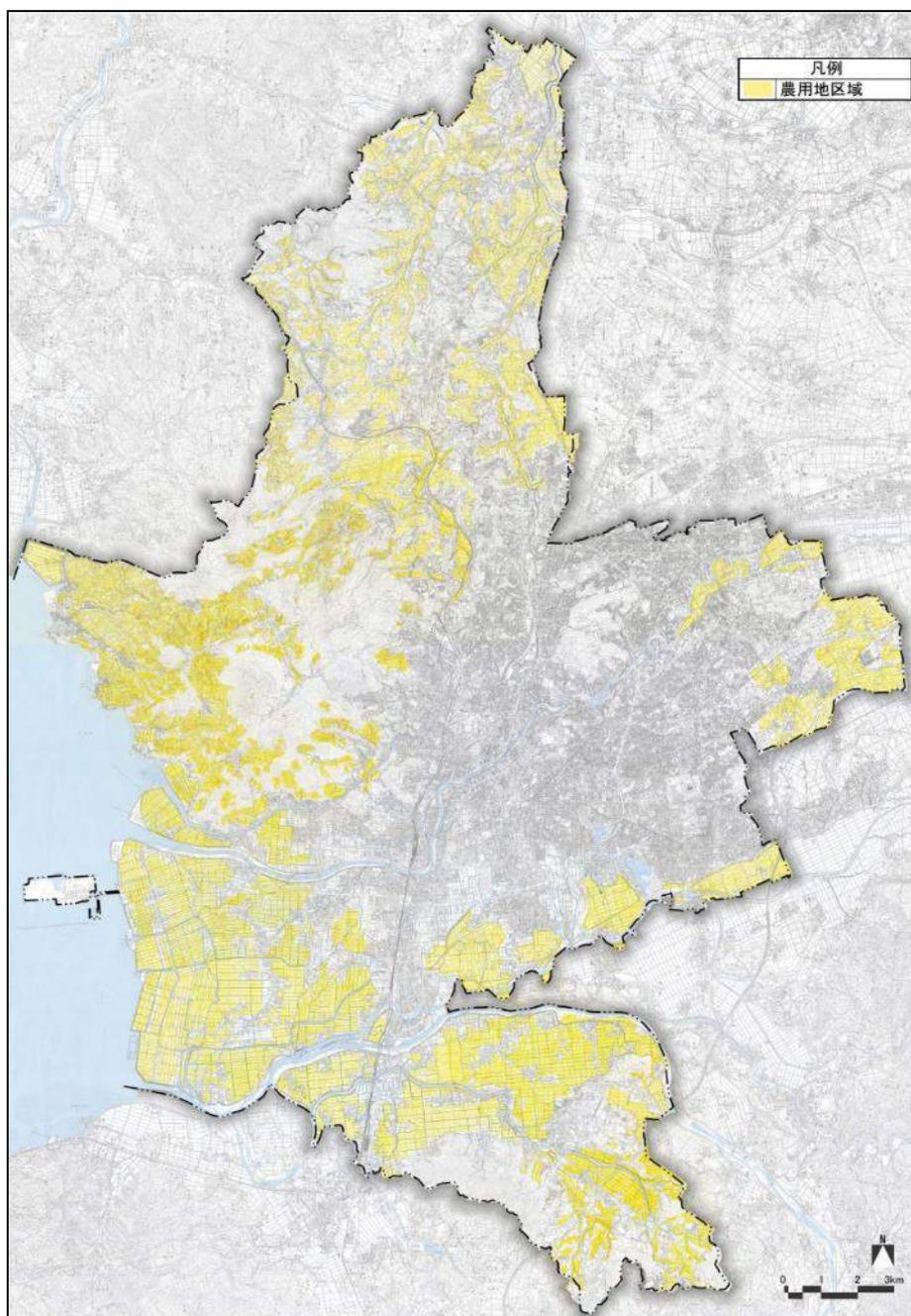
施策の方向性① 既存住宅等の質の向上等による市場流通の促進

施策の方向性② 地域の需要に合わせた空き家の有効活用の促進

施策の方向性③ 良質な既存住宅の情報提供等による居住支援の促進

(8) 熊本農業振興地域整備計画

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき熊本県が指定した熊本農業振興地域について、おおむね今後10年間の農業振興の方向を明らかにし、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資のほか農業振興に関する施策を計画的に推進することによって、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に「熊本農業振興地域整備計画」を平成27年(2015)5月に策定した。



農用地利用計画図(平成27年(2015)5月時点)

#### (9) 特別史跡熊本城跡保存活用計画

保存活用計画とは、文化財の本質的価値と構成要素を明らかにし、適切に保存・活用するための基本方針を定めるものであり、特別史跡熊本城跡については、昭和57年度(1982年度)に熊本市教育委員会により「特別史跡熊本城跡保存管理計画」が策定され、これまで、この計画等を基に熊本城の保存・活用を図ってきた。しかし、計画策定から30年以上が経過し、熊本城周辺の環境も大きく変化したため、現況に即した内容の見直しが必要と考え、平成30年(2018)3月に改訂した。

改訂にあたり、本計画の対象範囲を特別史跡の指定範囲を中心として熊本城の惣構え<sup>そうがま</sup>\*である新町までを含めた約138haとしている。(P272 図参照)

また、平成28年(2016)熊本地震の影響を踏まえて、「第11節防災計画」や『追章「平成28年(2016年)熊本地震」による被害の概要』等を記載している。

※惣構えは、城の外郭(城下町)のうち、堀や土塁で囲い込んだ区域をいう。

#### (10) 史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画

熊本藩川尻米蔵跡は、平成22年(2010)8月に国の史跡に指定された江戸時代の米蔵施設の跡である(平成24年(2012)9月に御船手渡し場跡が追加指定)。

船着場跡、御船手渡し場跡については、国土交通省による整備が完了し、外城東蔵については、保存修理完了後に一般公開を予定している。

しかし、管理施設や便益施設の整備はなく、地域住民等によるイベントでの利用はあるものの、周知・啓発を含め積極的な活用はなされていない状況である。そのため、保存と活用の基本方針及びその具体的手法を示し、あわせてそれを実現するための運営の方法についても示すことで、将来にわたり史跡の本質的価値を保護し、史跡として望ましい姿で後世に継承していくことを目的に、平成26年度(2014年度)に「熊本市国指定史跡保存管理計画策定委員会」を設置し、平成27年度(2015年度)にかけて「熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画」を策定した。(本計画の実施・発効日は平成28年(2016)3月31日)

### 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画では、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的建造物の保存・活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図る。また、これらの取り組みと併せて歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

#### (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

指定文化財の建造物は、文化財保護法や熊本県文化財保護条例及び熊本市文化財保護条例に基づき、今後も保存・活用を図る。

指定文化財以外の建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物、あるいは景観法に基づく景観重要建造物及び熊本市景観条例に基づく景観形成建造物に指定するとともに、熊本市文化財保護条例に基づく文化財の指定、または文化財保護法に基づく登録有形文化財への登録を検討し、今後の保存・活用を図る。加えて、これら建造物の積極的な活用を推進していくことによって、市民に対して広く建造物の価値を示していくものとする。

熊本地震で被災し損傷が進行している指定文化財については、文化庁や熊本県教育委員会、専門家等の指導を仰ぎながら、適切な修理により保存するとともに、積極的な活用を図る。特に、熊本地震で甚大な被災を受けた熊本城については、実施中の復旧事業を今後も継続的に進め、早急な復旧を図る。

指定文化財以外の損傷が進行している建造物は、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。

市が所有・管理する未指定の歴史的建造物については、必要に応じて耐震診断、耐震工事、公開や活用を図る。

#### (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する方針

歴史的建造物等を取り巻く環境は、可能な法制度の活用や、事業の実施、熊本市景観計画及び熊本市景観条例に基づく届出制度等により歴史的な環境の保全を図る。

特に、歴史的な町並みが残る、新町・古町地区、川尻地区においては、規定の町並みづくりガイドラインに基づき、各種のまちづくり施策と連係を図りながら、歴史的建造物以外の建造物の外観修景を実施することにより、歴史的な町並みの保全を図るとともに、無電柱化や道路美装化などの道路空間整備、空き地を活用した休憩施設整備、高麗門等の史跡の活用検討などを推進することにより周辺環境の向上を図る。

#### (3) 伝統文化を反映した活動の継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の活動は、地域住民のみで対応するには限界があるため、行政をはじめ多様な主体の参画と協働を得ながら地域の歴史文化資源の保全を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図りつつ、市民活動団体等が主体となった取組みが継続していけるよう必要な支援の実施により、将来の担い手の育成を図ることとする。

伝統工芸においても、くまもと工芸会館における販売促進等など伝統工芸のPR活動を積極的に進めるとともに、肥後象嵌・肥後まり・肥後てまりづくりなどの出張講座を実施し、市民への認知を高め、後継者の育成を図る。

#### (4) 歴史的風致を活かした観光振興に関する方針

来訪者に分かりやすい、外国人観光客にも対応した方向案内板や広域観光案内板、地域観光案内板や周辺施設案内板の改修を進めるとともに、公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を進めることで、来訪者への情報発信を図る。また、歴史的風致を案内できるボランティアガイドの育成、今後増加することが予想される外国人に対応できるガイドの育成を行っていく。

来訪者が安心して快適に回遊できるよう、地区内に散策拠点や周遊ルートの設定、舟運の検討をするとともに、公共交通網の改善や駐車場等の整備を進める等、来訪者の受け入れ体制を整え、情報発信と合わせて歴史的風致及び歴史的風致間のまちなか回遊性の向上を図る。

さらに、地区住民と行政が連携した文化財の効果的な活用や来訪者を対象とした多様な体験型プログラムの作成について検討を進め、実現化を図る。

#### (5) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する方針

歴史的風致の認識を高めるために、熊本城(城彩苑)や熊本博物館などの公共施設を情報発信の拠点として、SNS・チラシ・マップ作成等による情報発信を進めていくとともに、歴史に触れられる企画展示や各種講座とあわせて、本市の歴史的風致に関係する各種団体等と連携してイベント等の開催を継続して行うことで、市内外の人々を問わず歴史的風致の認識を積極的に高めていく。

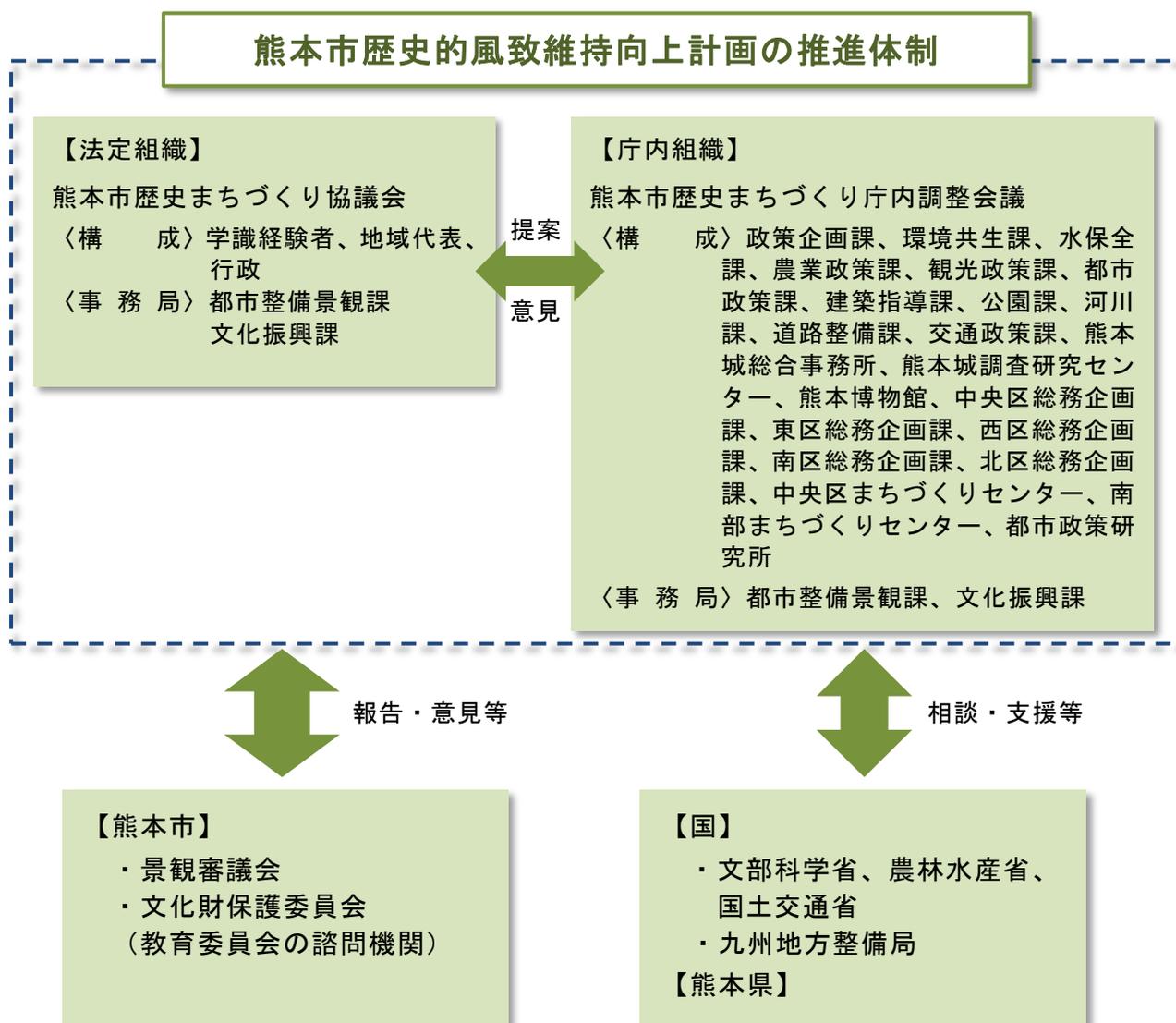
また、小中学校における歴史的風致教育の実施や、小学生を対象とした歴史的風致を含む歴史文化関連施設を巡るツアーの実施など、次世代を担う子どもたちに歴史的風致を伝えていく。

さらに、熊本地震で被災した熊本城の復旧に市内外から資金を募る仕組みを活かし、歴史的風致を構成する建造物の貴重性を伝えるとともにシンポジ

ウムの開催などにより、歴史まちづくりに関する継続的な情報収集・発信、普及啓発等の調査研究活動を行うことで、歴史的風致の認識を高めていく。

#### 4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画の推進体制については、景観担当部局である都市政策部都市整備景観課と文化財担当部局である文化・スポーツ交流部文化振興課（文化財の保存・活用は教育委員会の職務権限とされているが、本市では市長部局の補助執行としている）を事務局とした庁内推進体制を設置するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「熊本市歴史まちづくり協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。また、必要に応じて、本市の都市計画や景観、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。



熊本市歴史的風致維持向上計画の推進体制図

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1. 歴史的風致の分布

本市には、豊かな自然や長い歴史によって育まれた地域固有の歴史的風致が数多く形成されている。特に熊本の基礎を築いた加藤清正や細川家の功績は大きく、本市の歴史的風致の形成にも密接に関係している。

代表的なものに熊本城と城下町がある。17世紀初め加藤清正が整備した熊本城の城下町が熊本の発展の基礎となり、その後細川氏の時代にも城下町として栄えた。

熊本城の正面にあたる新町は、5つの城門に囲まれた城内町で、短冊形の町割の中には、御家中の武家屋敷と町人町とが混在していた。古町地区は、火事による延焼防止および有事の際の軍事拠点として碁盤目状の中心に寺を配した“一町一寺”の町割の中に、坪井川の荷揚げ場を有する問屋が軒を連ね、物流の拠点として発展した。そのような城下町には、現在も明治以降の価値ある歴史的建造物が多く残るとともに、伝統的な祭りや食文化などが継承されている。新町では加藤清正が再興したとされる藤崎八幡宮の例大祭、古町では北岡神社の祭礼、大根を食す白梅天満宮の例大祭などが受け継がれている。

川尻地区は、鎌倉初期、河尻荘の地頭となった河尻氏が城を築き、河尻の津を天然の良港として整備して発展させたのが始まりといわれている。河尻神宮は、河尻氏の没落とともに影響力を弱めたものの、加藤・細川期を通して崇敬され、河尻神宮の秋季大祭は今日まで受け継がれている。加藤清正は、川尻を藩の軍港および年貢米の集荷基地としての商港として発展させ、その後細川氏が川尻を肥後五ヶ町の一つに指定したことにより栄えた。史跡熊本藩川尻米蔵跡や街道筋に残る町屋等の価値ある歴史的建造物とともに、河尻神宮秋季大祭や精霊流しが継承されている。

水前寺・江津湖周辺もまた、加藤清正や細川家の歴史が深く関係している。加藤清正が江津塘を築いたことにより、塘の東側に湧水が溜まり、江津湖が形成されたとされる。水前寺成趣園は、江戸時代、熊本藩主・細川家の茶屋としてはじまり、細川綱利の時代に完成した庭であり、池は阿蘇の伏流水が湧いている。そうした歴史と恵まれた自然環境が一带となって、水前寺・江津湖周辺は、市民の憩いの場として親しまれている。

木原地区は、平安時代の末に木原氏が開き、加藤清正の緑川の改修工事から現代まで行われた数々の土木・治水事業によって育まれた肥沃な土地が残されている。平安時代から加藤・細川期、現代を通して崇敬される六殿神社が中心となり、五穀豊穰を願う六殿神社秋季例大祭が受け継がれている。

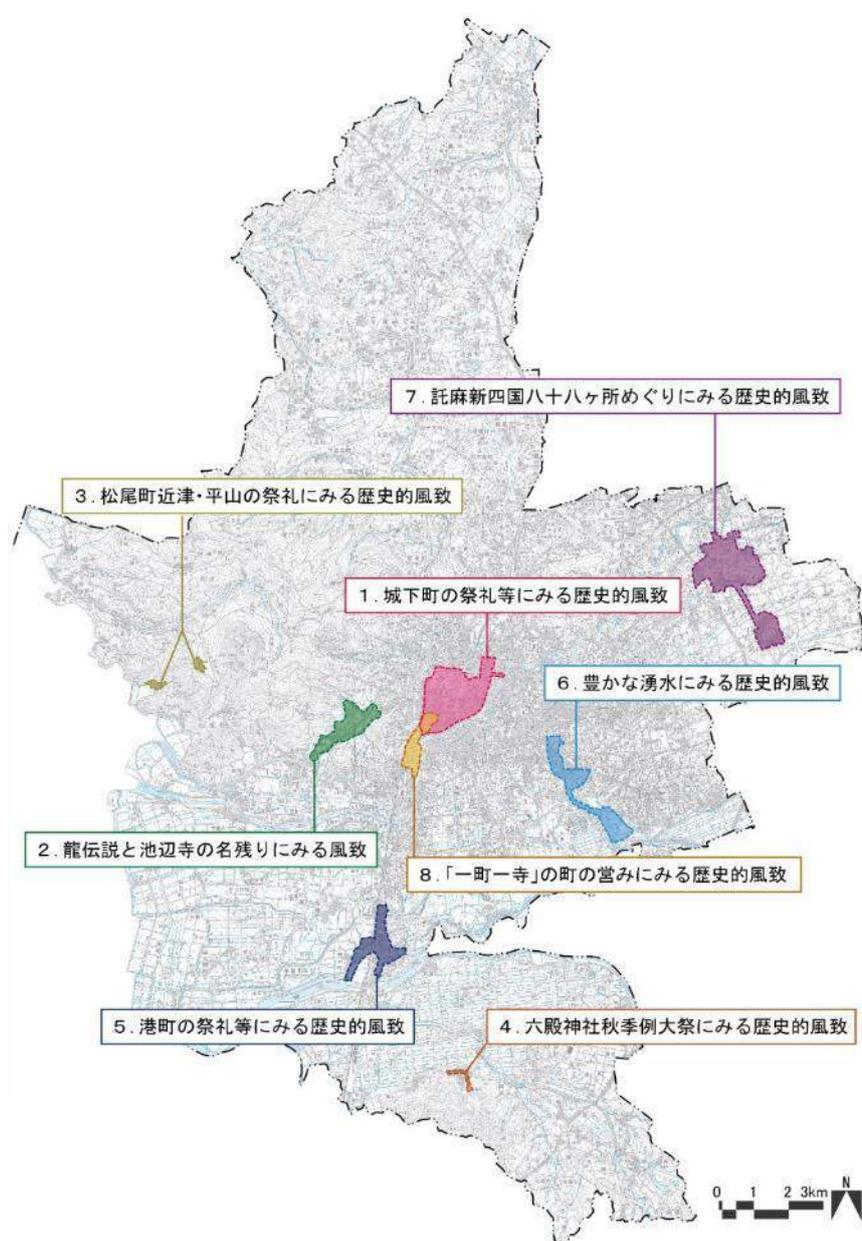
#### 第4章 重点区域の位置及び区域

さらに本市には山、平地において人々の信仰、生業、文化とともに形成された風習、行事が広く分布し、歴史的風致を形成している。

池上地区では、龍伝説とそれにまつわる池辺寺跡の遺跡や建物とともに、池辺寺の後身である追弔会やしめ縄づくりなどの風習が受け継がれている。

山岳地帯にある松尾町では、海賊を火を用いて追い払ったという伝承から、近津鹿島神社の「火ノ神祭り」や、平山神社の「火焚き神事」が平山神楽などとともに継承されている。

託麻三山周辺を巡る託麻新四国八十八ヶ所は、地元住民が一丸となって開いた霊場が継承され、八十八ヶ所の巡礼が住民の協力によって支えられている。



市内歴史的風致の分布

## 2. 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲とする。

本市の歴史的風致としては第2章にて8つの歴史的風致を掲げているが、中でも本市の代表的な歴史的風致として維持向上すべき重点区域の設定の考え方を以下に整理する。

- ・ 価値の高い歴史的建造物や重要文化財等の指定文化財が集積しており、それらが人々の生活や活動の中で長きにわたり継承されている区域
- ・ 熊本市景観計画に基づく重点地域又は歴史的な町並み地区である区域

上記の設定の考え方にに基づき、本市では2つの地域を重点区域として設定する。

ひとつは、相互に関連性を有する「城下町の祭礼等に見る歴史的風致」「一町一寺の町の営みにみる歴史的風致」において、特別史跡熊本城跡及び重要文化財熊本城を核に、価値のある歴史的建造物が集積する城下町（新町・古町地区一帯）を中心とした範囲を重点区域として設定する。

城下町として栄えた新町・古町は、加藤清正の熊本城築城とともに形成され、現在も特徴的な町割や地名を残している。明治10年（1877）年の西南戦争でほぼ全焼したため、現存する町並みはそれ以降のものであるが、明治期や大正期などの歴史的建造物が多く残され、登録有形文化財や景観重要建造物、景観形成建造物に指定されたものも多い。

ふたつめは、「港町の祭礼等に見る歴史的風致」において、史跡熊本藩川尻米蔵を核に、河尻神宮等の価値のある歴史的建造物が集積する川尻地区を重点区域として設定する。

川尻は元々河港町として栄えた地域であり、江戸時代には熊本藩の米蔵が置かれるとともに、舟運の発達により、人・ものの集積地となった。近代に入り、急激な社会構造の変化により、かつての繁栄は失われたが、江戸期の道筋や、土蔵造りの商家、町屋が群として残され、登録有形文化財や景観重要建造物、景観形成建造物に指定されているものもある。

これらの区域においては、文化財保護法に基づく保護措置のほか、景観法や屋外広告物法に基づく制限など様々な施策を行ってきた。特に景観づくりに

#### 第4章 重点区域の位置及び区域

関して、新町・古町地区と川尻地区は、市と地域が協働で町並みづくりガイドラインの策定や町屋等の保存活用を進めている。協働のまちづくりなどによって、歴史的風致の維持向上が図られているものの、熊本地震による歴史的建造物の毀損や経年による老朽化、人口減少や少子高齢化による祭礼の担い手不足、活動を支える組織の弱体化、空き家や空き地の増加など、歴史的風致の維持に支障をきたすことが危惧されている。

周知や広報については、個々の文化財についての情報は得られるものの、歴史的風致という観点での情報発信は不足しており、歴史的風致の意義や価値についての認識が行政、市民及び市外からの来訪者との間で共有されていない。

このため本計画では、これらの課題を解決するとともに歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、重点区域として設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開する。また、これを通じて、その他の歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては本市全域の歴史的・文化的魅力の向上を目指すものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合等に適宜見直すものとする。

### 3. 重点区域の区域・名称・面積

#### (1) 城下町地区

重点区域は、国の重要文化財の熊本城及び特別史跡熊本城を核に、歴史的建造物や社寺が集積している、新町・古町地区を中心とした城下町一帯とする。

なお、熊本城旧城域の東側は、商業・業務集積が特に高い地域であり、経済活動の拠点となるようまちづくりが進められている地区であるため、重点区域外としている。

名称：城下町地区

面積：約 188ha



重点区域（城下町地区）と歴史的風致の活動及び歴史的建造物等

具体的な区域の境界は、熊本城旧城域の境界に沿って進み、熊本市中心市街地活性化基本計画に基づく新町・古町地区の区域界（市道紺屋今町辛島町第1

#### 第4章 重点区域の位置及び区域

号線、市道紺屋今町5号線)を東に進む。白川沿いの道路(国道3号、市道細工町5丁目慶徳堀町第1号線、県道熊本高森線)を西に進み、そのまま北岡神社南側の道路(県道並建熊本線)を進み、景観重点地域「熊本城周辺地域」の区域界(JR 鹿児島本線)に沿って北上し、熊本城旧城域へ結ぶ範囲とする。

##### 区域の境界(城下町地区)

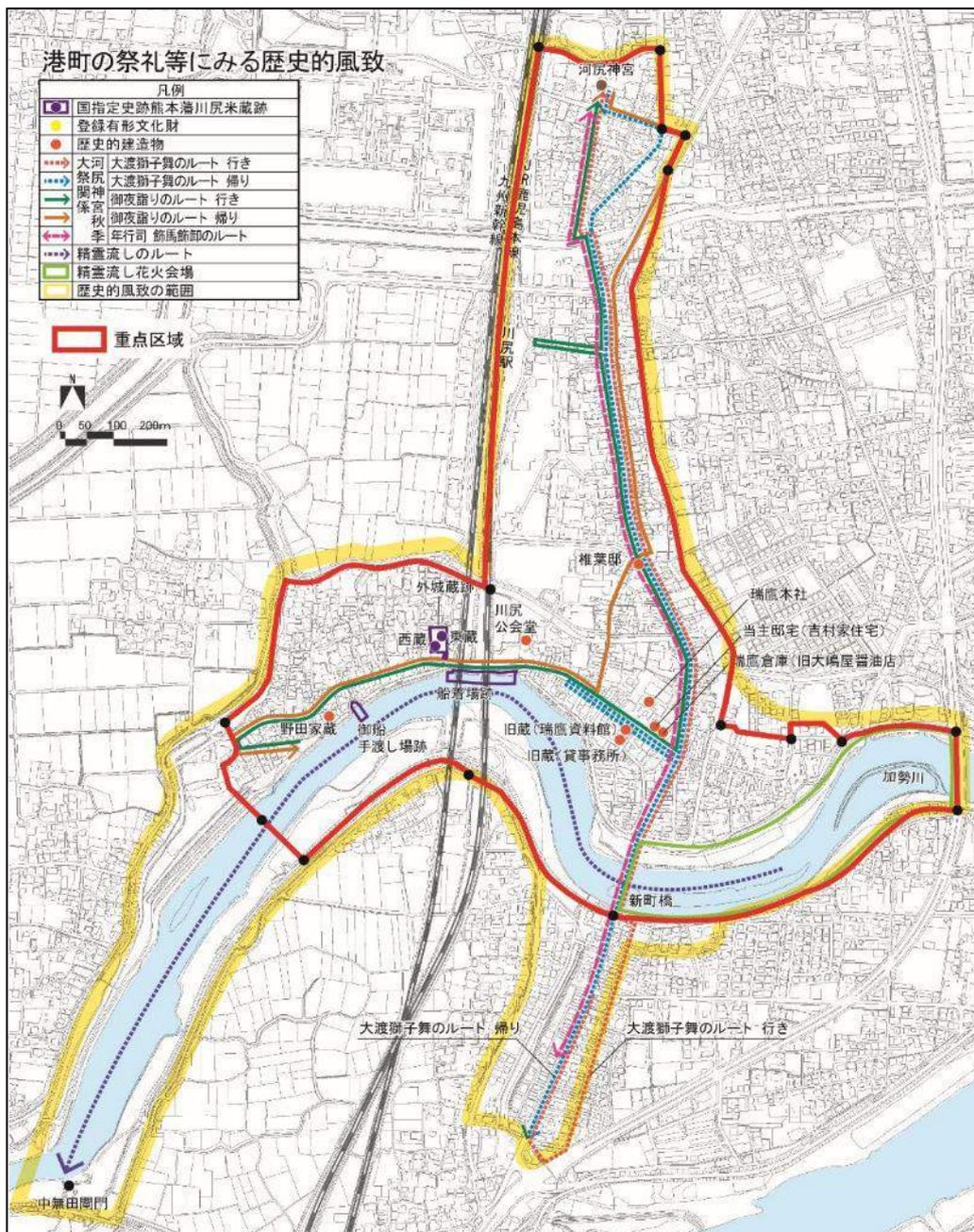
①～②	熊本城旧城域
②～③	熊本市中心市街地活性化基本計画に基づく新町・古町地区の区域界(市道 紺屋今町辛島町第1号線・市道 紺屋今町5号線)
③～④	国道3号
④～⑤	市道 細工町5丁目慶徳堀町第1号線
⑤～⑥	県道 熊本高森線
⑥～⑦	県道 並建熊本線
⑦～⑧	景観重点地域「熊本城周辺地域」の西辺部(JR 鹿児島本線)
⑧～①	市道 段山本町第5号線

(2) 川尻地区

重点区域は、史跡熊本藩川尻米蔵跡を核として、江戸時代の町筋が残るとともに歴史的建造物や社寺が集積する界隈や、河尻神宮秋季大祭の大渡獅子舞や御夜詣り、飾馬等のルートとなる参道・街道、精霊流しが行われる加勢川を包含する範囲で設定する。

名称：川尻地区

面積：約 85ha



重点区域（川尻地区）と歴史的風致の活動及び歴史的建造物等

#### 第4章 重点区域の位置及び区域

具体的な区域の境界は、JR 鹿児島本線を北上し、河尻神宮北側の道路（市道白藤町第 27 号線）に沿って進み、市道世安町八幡 5 丁目第 1 号線を南下、市道八幡町第 60 号線を東に進む。市道八幡町川尻町第 2 号線を南下し、市道八幡町川尻町第 3 号線を東に進み、町内界境界と河川管理道を通してそのまま国道 3 号線まで進む。国道 3 号線の橋を渡り、加勢川沿いを西に進む。大字・丁目界に結ぶよう加勢川を渡って北上し、無田川沿いを進み、JR 鹿児島本線に結ぶ範囲とする。

#### 区域の境界（川尻地区）

①～②	JR 鹿児島本線
②～③	市道 白藤町第 27 号線
③～④	市道 世安町八幡 5 丁目第 1 号線
④～⑤	市道 八幡町第 60 号線
⑤～⑥	県道 川尻宇土線
⑥～⑦	市道 八幡町川尻町第 2 号線
⑦～⑧	市道 八幡町川尻町第 3 号線
⑧～⑨	町内界境界
⑨～⑩	河川管理道
⑩～⑪	国道 3 号線
⑪～⑫	河川管理道
⑫～⑬	市道 杉島川尻 6 丁目第 1 号線
⑬～⑭	河川管理道
⑭～⑮	大字・丁目界を河川管理道路まで延長した線
⑮～⑯	大字・丁目界
⑯～⑰	無田川

#### 4. 重点区域の指定の効果

本市の重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上を重点的かつ一体的に推進することで、本市の貴重な歴史的建造物等を確実に後世に継承することが可能になるとともに、歴史、文化、伝統の価値を市内外に示し、観光等の魅力を増大させることができる。

##### (1) 城下町地区

重点区域「城下町地区」の対象である「城下町の祭礼にみる歴史的風致」「一町一寺の町の営みにみる歴史的風致」は、本市の中心市街地に含まれるとともに、熊本城を中心に都市が形成されてきた歴史的背景から、本市の歴史・文化の中核となる地区である。そして、この地区の歴史・文化の厚い蓄積は、観光や都市機能、本市の景観イメージの形成にも重要な役割を果たしている。

このため、本重点区域での施策の推進は、当該区域の歴史的風致の維持向上並びに全市的な歴史文化的魅力の向上に寄与し、市民の郷土意識の向上、歴史文化への誇りの醸成につながるものである。

さらに、「熊本市第7次総合計画」や「第2次熊本市都市マスタープラン」、「熊本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「熊本市経済・観光アクションプラン」等に位置づけられた関連施策との連携により、観光・商業・移住定住促進といった分野においても、相乗効果が期待される。

##### (2) 川尻地区

重点区域「川尻地区」の対象である「港町の祭礼にみる歴史的風致」は、史跡熊本藩川尻米蔵跡とともに歴史的な町並みが残されている。港町の繁栄を伝える歴史遺産としての側面と観光としての側面を併せ持ち、交流人口の増加や地域の再評価がもたらされ、地域住民の歴史文化への認識やふるさと意識を一層深めることにつながり、ひいては地域の伝統文化への理解や参画が促進されてそれらの維持継承に好影響が生まれることも期待される。

## 5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1) 都市計画法との連携

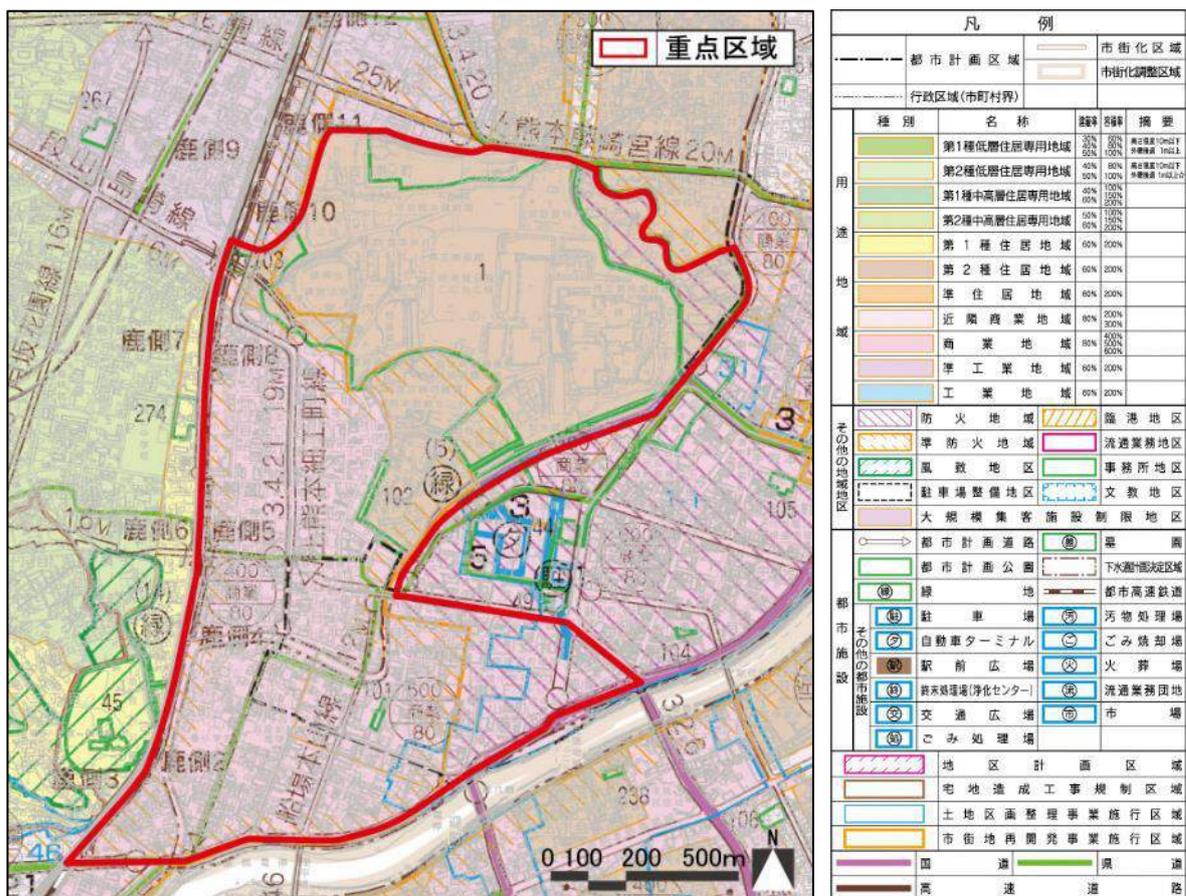
本市の都市計画は、行政区域である 390.32 km<sup>2</sup>のうち、約 354 km<sup>2</sup>を都市計画区域に指定しており、そのうち約 108 km<sup>2</sup>を市街化区域、約 246 km<sup>2</sup>を市街化調整区域に指定している。

市街化区域のうち用途地域の割合は約 77%が住居系、約 9%が商業系、約 14%が工業系となっている。

本計画の重点区域は、全て都市計画区域内であり、河川等を除き用途地域が指定されている。

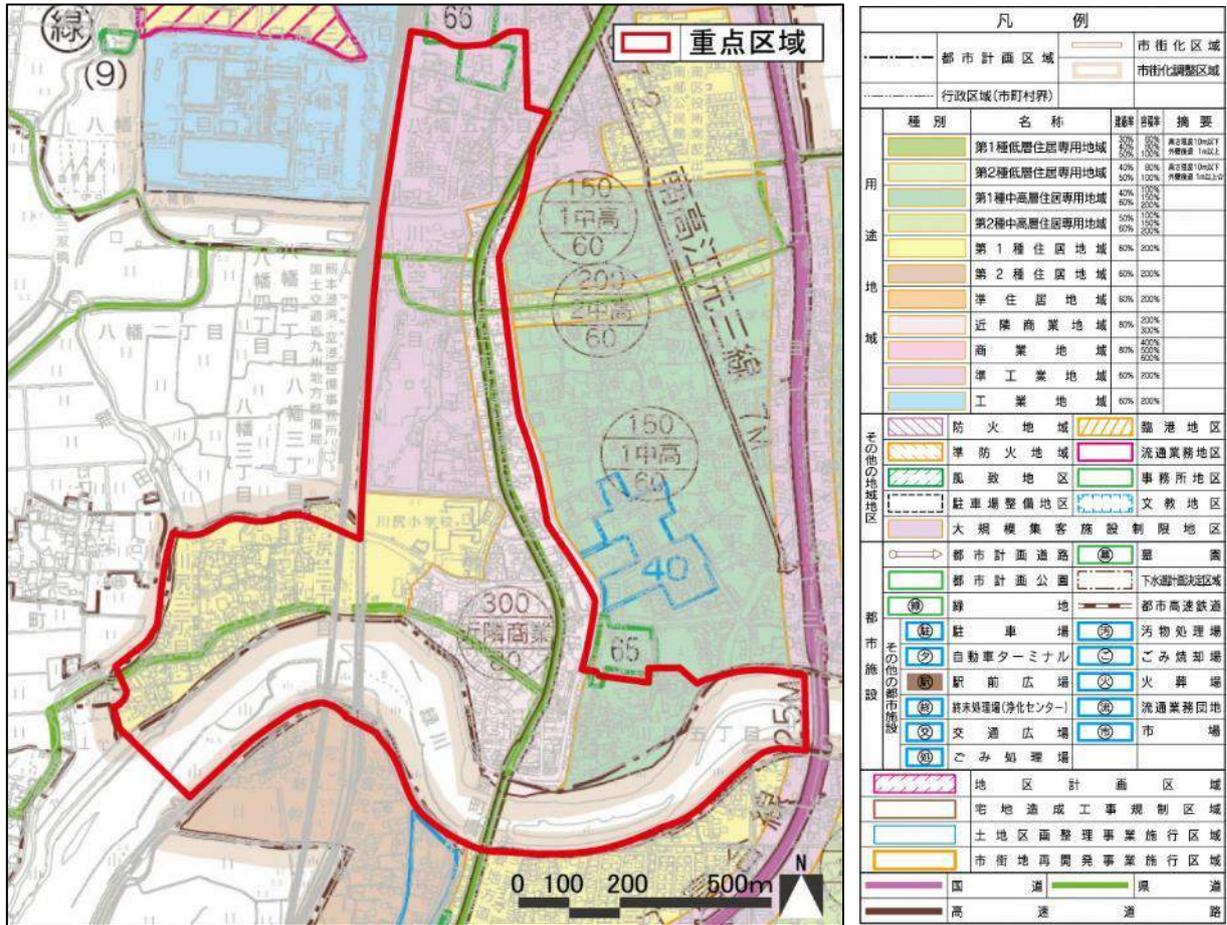
今後も、用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の誘導により、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく。

### 城下町地区



用途地域と重点区域（城下町地区）

川尻地区



用途地域と重点区域（川尻地区）

(2) 熊本市景観計画等との連携

平成21年(2009)10月に熊本市景観計画を策定、あわせて熊本市景観条例を制定し、総合的な景観形成を進めている。本市の歴史的風致は市内各所に広がっていることから、事業展開に合わせて景観行政と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。

①熊本城周辺の景観形成基準

城下町地区は、重点地域「熊本城周辺地域」に含まれ、ランドマークとしての熊本城への眺望、熊本城からの眺望、市街地と熊本城との間のゆとりある眺望を保全するため、熊本城を望む視点場及び天守閣からの眺望に配慮した景観形成基準を定めている。

■景観形成基準の概要（熊本城周辺地域）

対象		景観形成基準の概要
建築物、 工作物	位置・高さ	<熊本城特別地区> ・ 海拔 50m（熊本城本丸の石垣の高さ）を超えないこと <一般地区> ・ 海拔 55mを超えないこと 等
	形態	・ 建築物等は、地域の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態 意匠となるように配慮すること 等
	色彩	・ 樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること 等

■熊本城周辺地域で推奨する色彩

	色相	明度	彩度
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

②熊本駅周辺の景観形成基準

城下町地区の北岡神社周辺は、重点地域「熊本駅周辺地域」に含まれ、本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいの感じられる景観形成を図るため、駅前広場等からの眺望に配慮した景観形成基準を定めている。

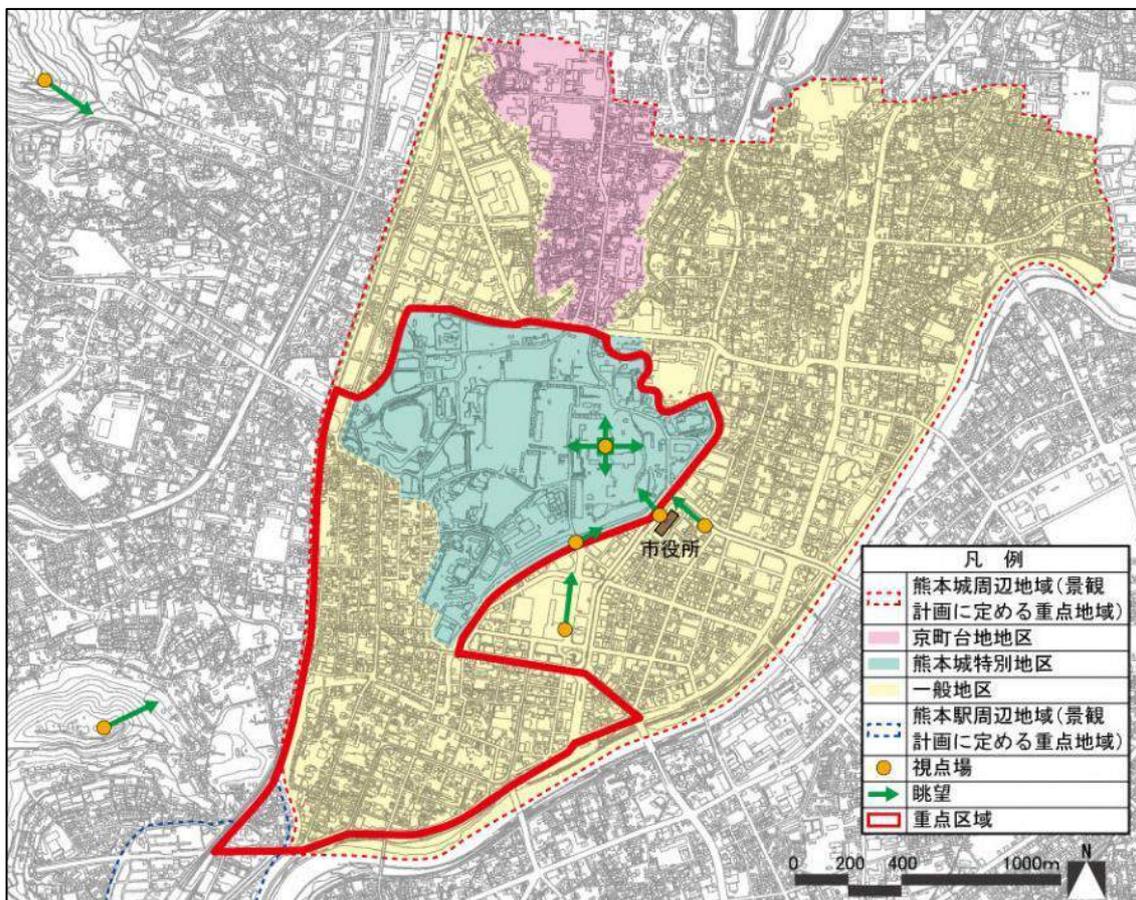
■景観形成基準の概要（熊本駅周辺地域）

対象		景観形成基準の概要
建築物、 工作物	位置・形態	・「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」（熊本県・熊本市）を参考とすること。
	色彩	・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること 等

■熊本駅周辺地域で推奨する色彩

	色相	明度	彩度
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

城下町地区



景観計画に定める重点地域（熊本城周辺地域、熊本駅周辺地域）と重点区域（城下町地区）

③川尻地区の景観形成基準

歴史的な街並みが残る川尻地区は市域全域の景観形成基準に準じるが、色彩に関しては、「歴史的な街並み地区」として、本地域で推奨する色彩や避けてほしい色彩等を定めている。

■歴史的な街並み地区の地域で推奨する色彩（川尻地区）

	色相	明度	彩度
白	N	9 以上 10 以下	—
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
黒	N	3 以下	—

■歴史的な街並み地区の避けてほしい色彩（川尻地区）

	色相	明度	彩度
明清色	R・YR 系	6 以上 10 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP		2 以下
暗清色	R・YR 系	6 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 以下

### (3) 屋外広告物の制限

本市における屋外広告物の表示及び掲出については、屋外広告物法に基づく熊本市屋外広告物条例により規制誘導されている。

原則として、広告物を表示できない「禁止地域」と、広告物表示の許可が必要な「許可地域」の2つがあり、禁止地域のうち第二種禁止地域には文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例により指定された地域が含まれている。

なお、道標、案内図板などの公衆の利便に供する広告物は、高さや面積などの基準を満たし、許可を受ければ特別規制地域でも表示することができる。

引き続き、屋外広告物条例の周知や屋外広告物の指導に努める等、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

#### 禁止地域

- ・自然景観や快適な生活環境を保持するため、原則として広告物の表示を禁止し、良好な景観を守っていく地域です。
- ・自家用広告物や道標・案内図板については、基準に適合すれば許可を得て出すことができます。
- ・自家用広告物については、基準内であれば許可はいりません。

地域区分	規制地域区分	適用地域
禁止地域	第一種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区の緑地内（立田山緑地）</li> <li>・自然公園の特別地域（金峰山、立田山の一部等）</li> </ul>
	第二種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区（江津湖風致地区、花岡山万日山風致地区等）</li> <li>・文化財保護法による建造物等（熊本城等）</li> <li>・熊本県文化財保護条例による建造物等（旧細川刑部邸等）</li> <li>・熊本市文化財保護条例による建造物等（釣耕園、叢桂園等）</li> <li>・都市公園（水前寺江津湖公園、白川公園等）</li> <li>・熊本市景観計画による景観形成地区（戸島町の一部）</li> <li>・道路の沿線（九州縦貫自動車道の路端から500m以内の市街化調整区域等）</li> <li>・古墳、墓地、社寺、火葬場等（千金甲古墳等）</li> </ul>
	第三種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種、第2種低層住居専用地域（花園、島崎の一部等）</li> <li>・道路、鉄道の沿線 （国道57号の一部の路端から100m以内、国体道路南北線・東西線、熊本港線、北バイパス等主要な道路沿線、JR沿線、九州新幹線の一部沿線等）</li> <li>・官公署、学校、図書館、公会堂等の公共施設等</li> </ul>

※九州新幹線の一部沿線では、一般広告物のみを禁止する（空間規制）区間がある。

許可地域

- ・経済活動等を考慮して、許可により健全な景観を誘導していく地域です。
- ・原則として広告物を表示するには許可が必要です。
- ・自家用広告物については、基準内であれば許可はいりません。

地域区分	規制地域区分	適用地域
許可地域	第一種許可地域	・市長が指定する道路沿線
	第二種許可地域	・禁止地域、第一種・第三種許可地域以外の地域（第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域等）
	第三種許可地域	・禁止地域以外の商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域

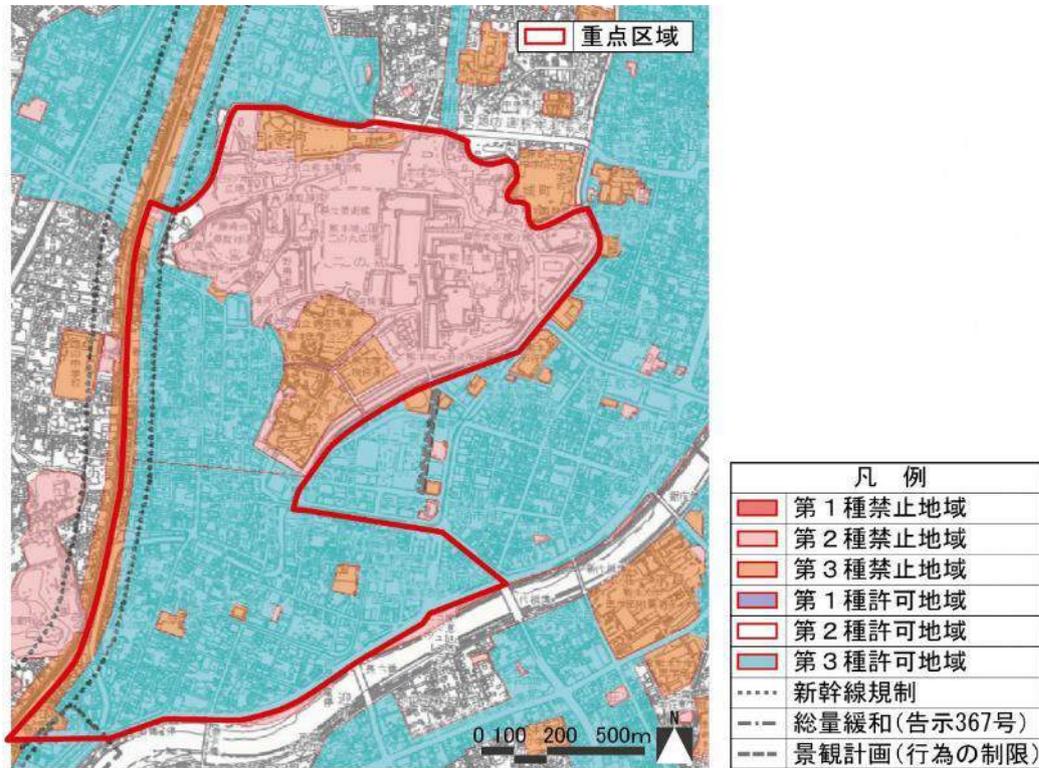
●禁止地域・許可地域の許可基準

○許可を受けて出せる広告物の表示面積の合計等の基準（総量規制）

（ $S$  = 広告総面積、 $S'$  = 片面広告面積、 $H$  = 広告物の高さ）

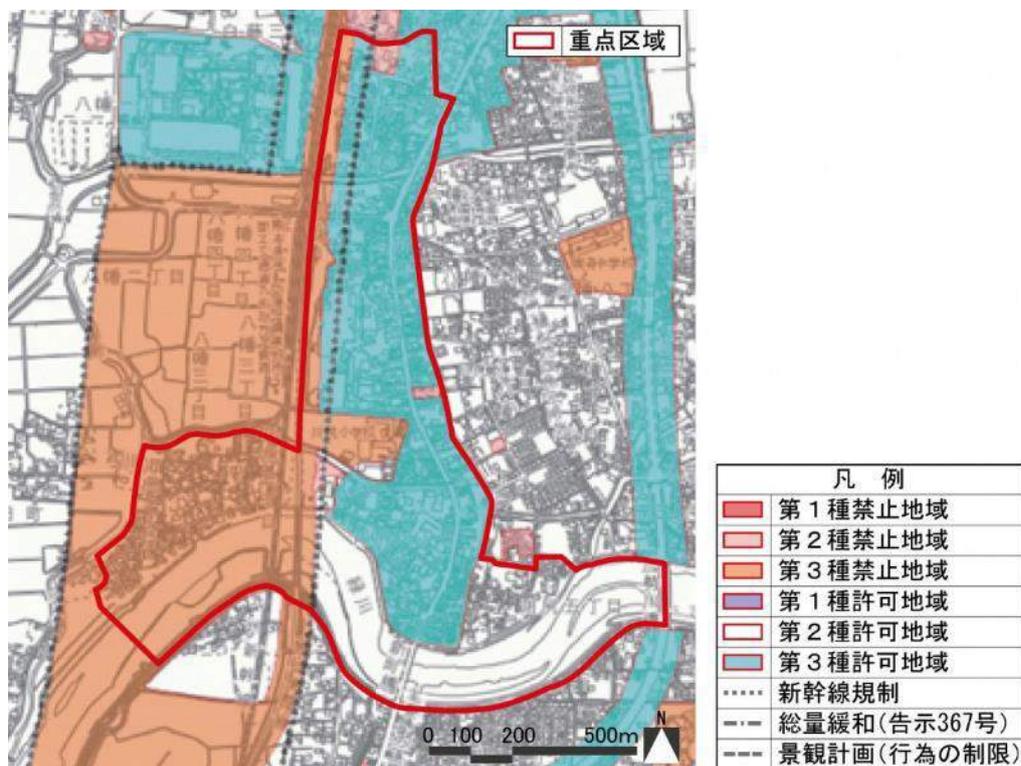
地域区分	規制地域区分	一般広告物	自家用広告物	道標、案内図板等	
				電柱等を利用	電柱等を利用するものを除く
禁止地域	第一種禁止地域	禁止	$S \leq 10 \text{ m}^2$ (1事業所等につき) 1表示面 $5 \text{ m}^2$ 以内	禁止	片面 $S' \leq 1 \text{ m}^2$ (1物件につき) $H \leq 3 \text{ m}$
	第二種禁止地域	禁止	$S \leq 15 \text{ m}^2$ (1事業所等につき)	禁止	<b>道標（施設案内板）</b> 片面 $S' \leq 2 \text{ m}^2$ (1物件につき) [2つの事業所等が共同で表示する場合 片面 $S' \leq 3 \text{ m}^2$ 3つの事業所等が共同で表示する場合 片面 $S' \leq 5 \text{ m}^2$ ] $H \leq 5 \text{ m}$
	第三種禁止地域	禁止	$S \leq 50 \text{ m}^2$ (1事業所等につき)	近隣の施設又は事務所等に誘導すること	<b>案内図板（地域案内板）</b> $S \leq 5 \text{ m}^2$ (1物件につき) $H \leq 5 \text{ m}$
許可地域	第一種許可地域	広告物 $S \leq 50 \text{ m}^2$ (1事業所等又は一団の土地につき)			
	第二種許可地域	$S \leq 100 \text{ m}^2$ (1事業所等又は一団の土地につき)			
	第三種許可地域	制限なし [但し、建植広告（自家用広告物及び管理用広告物を除く。）の表示面積の合計 $S \leq 100 \text{ m}^2$ (1団の土地につき)]			

城下町地区



屋外広告物規制図と重点区域（城下町地区）

川尻地区



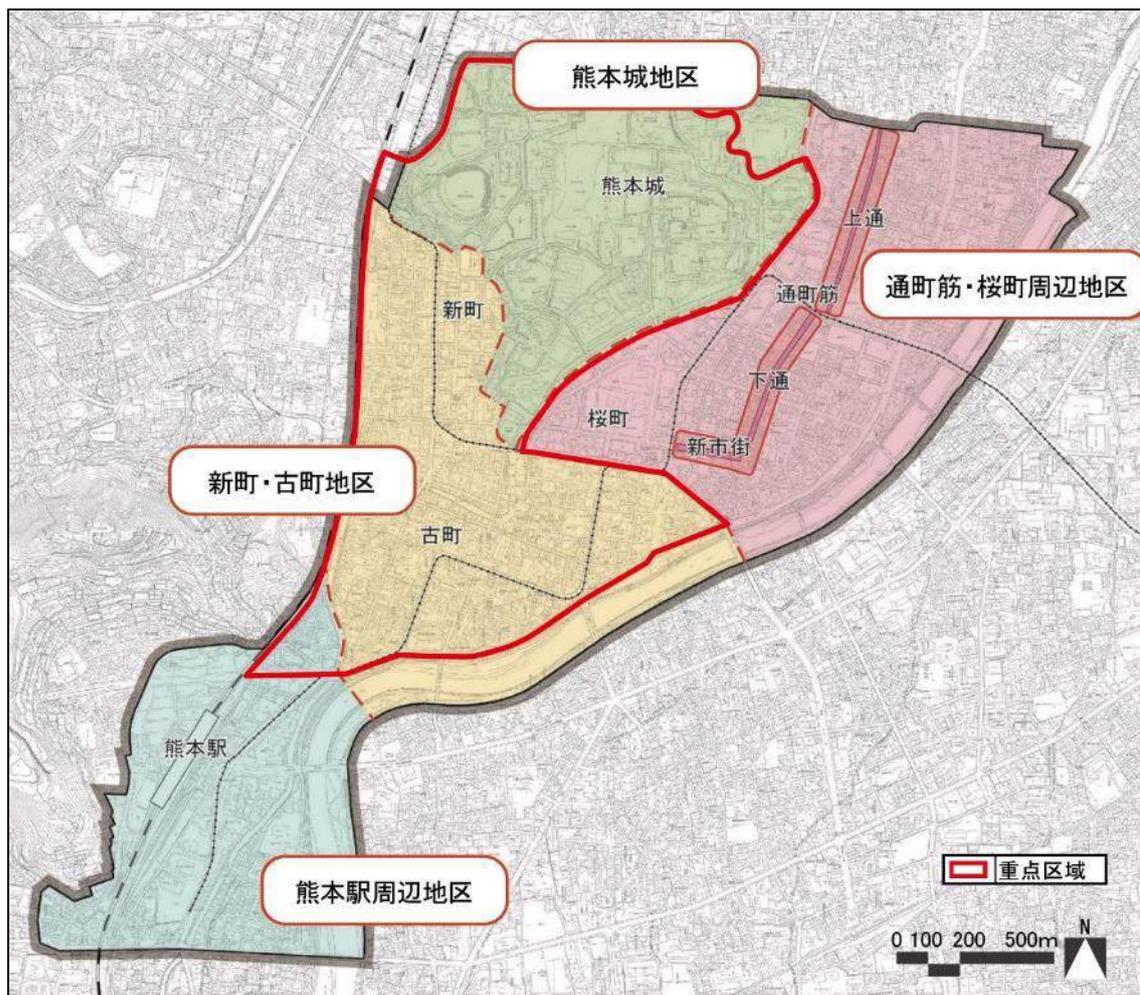
屋外広告物規制図と重点区域（川尻地区）

(4) 熊本市中心市街地活性化基本計画との連携

平成29年4月に策定された熊本市中心市街地活性化基本計画では、商業・業務等都市機能が集積している「通町筋・桜町周辺地区」、本市の陸の玄関口として整備を進めている熊本駅及びその周辺を含む「熊本駅周辺地区」、それらの地区を結ぶ役割を果たし、城下町としての町割りや資源のある「新町・古町地区」及び熊本の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある「熊本城地区」を一体的に活性化していくことから、これらの地区からなる区域を中心市街地と設定している。

今後も、熊本市中心市街地活性化基本計画と連携し、熊本城や新町・古町地区の町屋等の歴史的建造物の保存・活用を図りながら、「にぎわいあふれる城下町」を目指し、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

城下町地区



熊本市中心市街地活性化基本計画策定範囲と重点区域（城下町地区）

(5) 特別史跡熊本城跡保存活用計画との連携

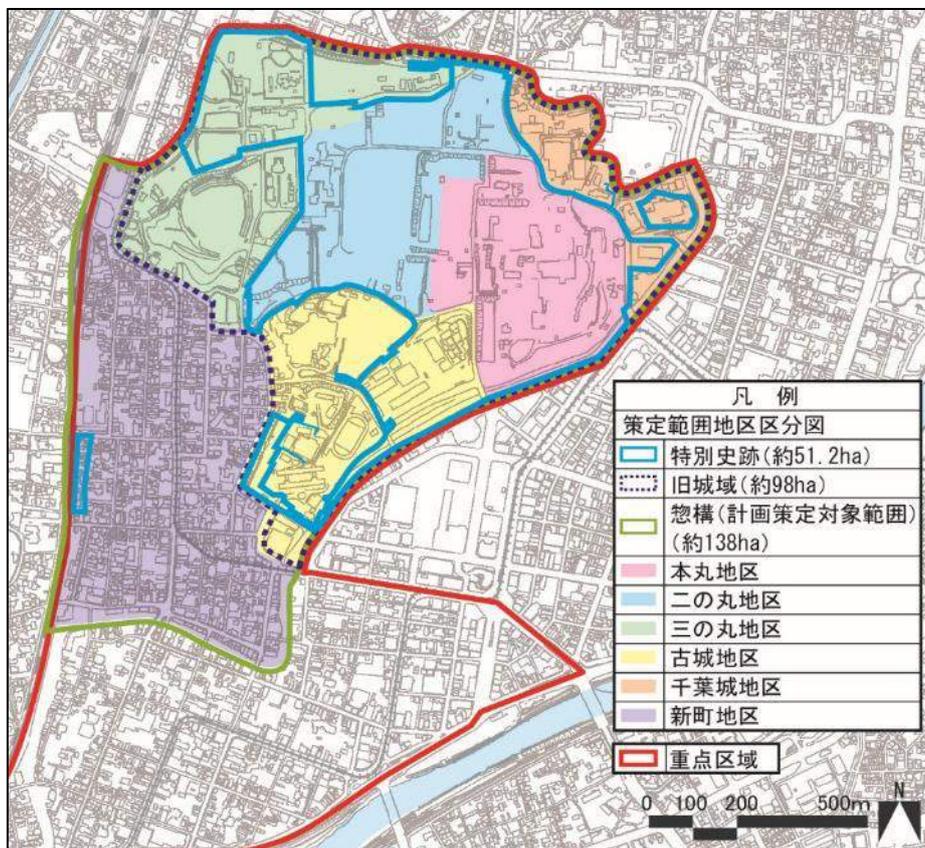
本計画は、昭和57年(1982)に策定した「特別史跡熊本城跡保存管理計画」を「特別史跡熊本城跡保存活用計画」として平成30年(2018)3月に改訂したものである。

保存活用計画の対象範囲は、特別史跡の指定範囲を中心として城下町である新町までを含めた約138haを対象範囲とし、保存管理の基本方針を定め、6つの地区に区分した上で、保存管理の方法を示している。また特別史跡指定地において、地区ごとの現状変更等の取扱基準を定めている。(特別史跡外である新町地区を除く)

特別史跡の指定範囲については、熊本城跡は旧城域を含め往時の地形等をよく残していることから、将来にわたる史跡の確実な保存を図るため、今後もこれまでの方針を継承し、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大すること(追加指定)を検討していく。

今後も、特別史跡熊本城跡保存活用計画に基づき、適切な保存や整備、活用などを行い、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

城下町地区



特別史跡熊本城跡保存活用計画策定範囲と重点区域(城下町地区)

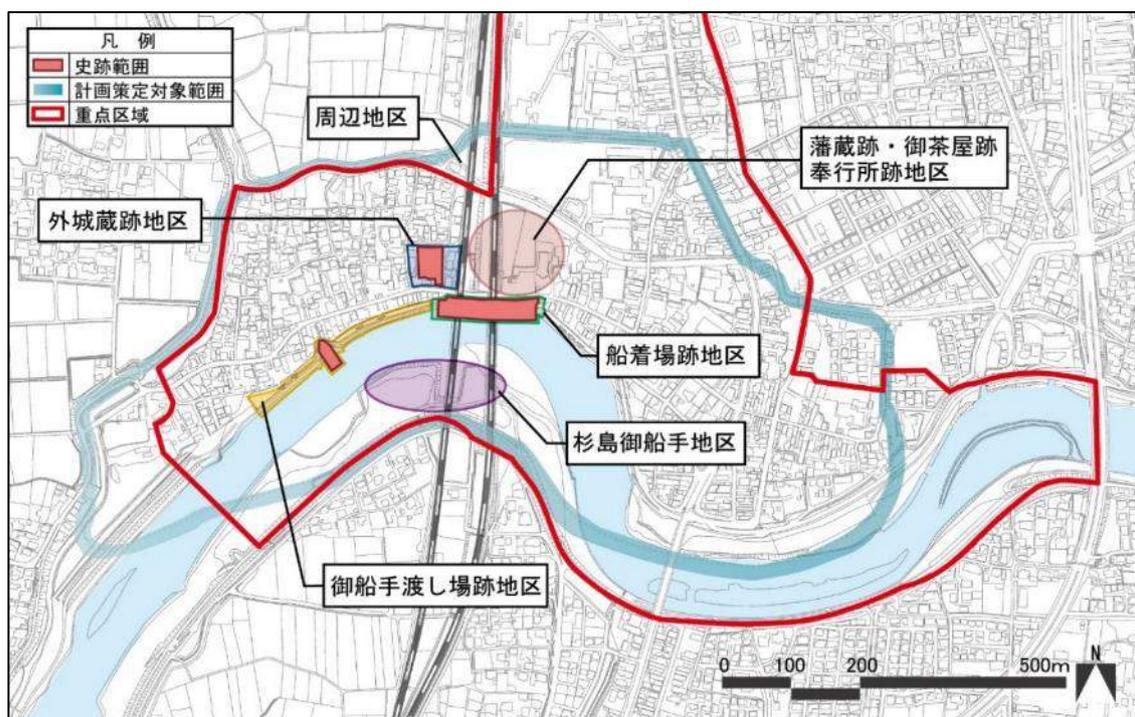
(6) 熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画との連携

重点区域「川尻地区」にある史跡熊本藩川尻米蔵跡は、平成26年(2014)から平成27年(2015)に「熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画」が策定(実施・発効日:平成28年(2016)3月31日)された。史跡の効果的・計画的な保存と活用を図るため、下記の範囲を計画対象範囲とし、保存と活用の基本方針及びその具体的手法を示し、あわせてそれを実現するための運営の方法について示している。

各地区における保存方法を定めており、史跡については現状変更等の取り扱い基準を定めており、史跡指定地と関連の強い地区についても、絵図、文献資料や遺構調査等の調査・研究の成果に基づいて追加指定を検討する等、計画範囲全体での一体的な保存を図っていく。

今後も、熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画に基づき、適切な保存や整備、活用などを行い、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

川尻地区



熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画策定対象範囲と重点区域(川尻地区)

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 全市に関する基本方針

#### (1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

熊本市には、国指定の文化財 38 件、県指定の文化財 90 件、市指定の文化財 111 件、合計 239 件の有形・無形の指定文化財が存在し、国の登録有形文化財として 24 件の建造物が登録されている。これらの文化財は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき保存、活用されている。また、本市の歴史・文化・自然環境の継承、教育普及や観光振興の資源となる未指定文化財も数多く残されている。

今後とも、指定文化財については、関連法令に基づき、適切な保存管理を行い、所有者や管理者と連携した保存や修理・整備等を推進するとともに、未指定文化財については、専門家による学術調査・研究を実施し、必要に応じて文化財指定を検討するなど、保存及び活用に向けた取組を検討していく。

また、これらの指定文化財、あるいは未指定の文化財を確実に後世に伝えていくために、それぞれの文化財単体ではなく、周辺環境を含めた一体的な保存・活用、あるいは防災対策等を進めるとともに、その価値を広く周知するために普及・啓発のための情報発信を推進する必要がある。

こうした取組を継続していくうえでも、所有者や管理者に対する適切な指導・助言を行い続け、適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

さらに、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うために、未指定の文化財も含めた文化財の総合的な把握と文化財の保護や活用の方針などをまとめた「文化財保存活用地域計画」の策定も将来的に検討していく。

#### ■有形文化財（建造物）・遺跡

有形文化財（建造物）・遺跡は、特別史跡熊本城跡をはじめとして、多くの建造物や史跡が平成 28 年（2016）熊本地震の被害に遭い、現在も修復作業が進められている。

保護にあたっては、国指定の文化財の場合、指定後の適切な保存及び活用のため、特別史跡熊本城跡保存活用計画や史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画等のように、指定物件ごとに保存活用計画を策定し、同計画に基づいた保護、修理や整備、防災対策などを行う。県及び市の指定文化財、又は未指定の文化財は、所有者や管理者等と適切な保存及び活用について協議し、そのうえで修理や整備、防災対策などを行う。

### ■無形文化財・無形民俗文化財

無形文化財・無形民俗文化財は、近年の少子高齢化や若年層の減少などにより、伝統文化活動の担い手が減少している。無形文化財・無形民俗文化財の保護に当たっては、その活動を記録し、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

### (2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損し、毀損の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法や熊本県及び熊本市の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や熊本県教育委員会、熊本県文化財保護審議会、熊本市文化財保護委員会などの関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財の修理や整備は、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者等の財政的負担の軽減を図る。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、熊本市の歴史資料を総合的に収蔵・展示する拠点施設である熊本博物館のほかに、文化財の情報を個別に発信する熊本城ミュージアムわくわく座や熊本市田原坂西南戦争資料館、熊本市塚原歴史民俗資料館、くまもと工芸館などの施設があり、来訪者の歴史学習、遺跡や文化に対する意識の醸成に寄与する機能を担っている。これらの施設が連携するとともに、熊本県立美術館などの市内の県施設など関係施設とも連携し、文化財の保存・活用を実践していく必要がある。

また、本市は指定・未指定を含め、多数の文化財を有しており、それぞれが歴史的、文化的価値を有していることから、その価値を説明する案内板を設置している。しかし、経年劣化による老朽化や案内看板が未設置の指定物

件も見受けられる。今後はそれらの計画的な整備を推進するとともに、案内看板の表示の統一化と多言語化など、より充実した情報発信に努める。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図るうえでは、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのため都市計画法や熊本市景観条例、熊本市屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善や除去を検討するとともに、整備・再整備をする際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

防火対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置に努めるとともに、防災教育や訓練を所有者や管理者等と実施する。訓練に関しては、文化財防火デー等の期間に、所有者や管理者等及び消防組織と協力して実施することで、所有者や管理者のみにとどまらず、こうした消防組織においても文化財の防災に関しての意識の醸成に努める。

地震対策として、各指定物件の種別や性質に応じた地震対策を実施するとともに、必要に応じて耐震補強等を実施し、毀損・滅失のリスク軽減を図る。

また、美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないように防犯設備設置を推奨するとともに、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

#### (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

市民一人一人が熊本市の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にする気持ちを育むため、継続的な文化財の有効活用を通して普及・啓発を図る取組が重要である。

市内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、観光案内標識の整備や歴史講座などの自主講座の開催、観光ボランティア等によるガイド活動やイ

ベントの開催などにより、広く普及・啓発を図る。

活用に向けた普及・啓発は、文化財の所在する地域やテーマごとに周遊するコースを設定するなど、個々の文化財を関連付けたストーリー性のある事業を展開していく。

### (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は膨大である。それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を実施する。

### (8) 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているが、本市では文化財の保護及び活用並びに埋蔵文化財の発掘調査に関することについて、市長部局の補助執行としている。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市文化財保護委員会が設置されており、歴史、考古、建築、美術、植物、土木など各分野から選任された委員12名で構成されている。その事務については市長部局が行っており、令和元年度は、事務1人、文献史学1人、考古1人、建築1人という体制である。ただし、文化財の指定、指定の解除及び保存並びに活用等の事項に関し、熊本市教育委員会の諮問に応じ、熊本市文化財保護委員会に諮ることとしている。

### (9) 文化財の保存・活用に関わる住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、熊本市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが不可欠である。

本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体やNPO法人等が多数存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存・活用、文化財の調査・発

信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。次頁に熊本市の代表的な市民団体やNPO法人等を列記する。

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 熊本市の文化財の保存・活用に関わる代表的な団体一覧

名称	活動エリア	活動概要
NPO 法人武田流流鏑馬保存会	市内全域	県指定重要無形文化財「武田流（細川流）騎射流鏑馬」の保存継承
小堀流踏水会	市内全域	県指定重要無形文化財「小堀流踏水術」の保存継承
六殿宮流鏑馬保存会	木原	地域に残る伝統技術「六殿宮流鏑馬」の保存継承
熊本新町獅子保存会	新町、藤崎宮	市指定無形民俗文化財「新町獅子舞」の保存継承
川尻大渡獅子保存会	川尻	地域に残る民俗芸能「大渡獅子」の保存継承
肥後ちょんかけごま保存会	市内全域	市指定無形民俗文化財「肥後ちょんかけ」の保存継承
上南部肥後神楽保存会	上南部、東区全域	市指定無形民俗文化財「肥後神楽（上南部）」の保存継承
平山神社神楽保存会	平山	市指定無形民俗文化財「肥後神楽（平山）」の保存継承
柚木神楽保存会	柚木	市指定無形民俗文化財「柚木神楽」の保存継承
立福寺神楽保存会	立福寺	市指定無形民俗文化財「立福寺神楽」の保存継承
白浜神社岩戸神楽保存会	河内町白浜	市指定無形民俗文化財「白浜岩戸神楽」の保存継承
野出春日神社大神楽保存会	芳野	市指定無形民俗文化財「野出春日神社大神楽」の保存継承
並建雅楽会	市内全域	地域に残る伝統芸能「並建雅楽」の保存継承
無田口獅子保存会	飽田	地域に残る民俗芸能「無田口獅子」の保存継承
木原神楽保存会	木原	地域に残る民俗芸能「木原神楽」の保存継承
肥後神楽会	市内全域	県指定重要無形民俗文化財「肥後神楽」の保存継承
清水甲神楽保存会	田底	地域に残る民俗芸能の保存継承
公益財団法人熊本国際民藝館	龍田	民藝展示会の開催等
公益財団法人島田美術館	島崎	伝統美術展の開催等
一般財団法人神風連資料館	黒髪	広報誌の発行・企画展の開催等
一般財団法人熊本城頭彰会	市内全域	広報誌の発行・史跡めぐりの開催等
小泉八雲熊本旧居保存会	市内全域	周年事業の開催等
西南戦争田原坂頭彰会	市内全域	周年事業の開催等
宮本武蔵頭彰会	市内全域	周年事業の開催等
横井小楠頭彰会	市内全域	周年事業の開催等

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内の建造物等文化財には、重要文化財が2件（城下町地区2）、特別史跡が1件（城下町地区1）、国指定の史跡が1件（川尻地区1）があるほか、県指定文化財は、1件（城下町地区1）、登録有形文化財が5件（城下町地区4、川尻地区1）ある。

これらの指定文化財は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。城下町地区では、昭和57年度（1982年度）に「特別史跡熊本城跡保存管理計画」が策定され、平成30年（2018）に「特別史跡熊本城跡保存活用計画」に改訂された。川尻地区では、平成26年（2014）から平成27年（2015）に「史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画」を策定した。これらの計画のもとに、文化財の復旧を図るとともに、今後も引き続き、各指定等文化財の特徴や特性に応じた計画的な保護を図る。

未登録・未指定の有形文化財は、熊本地震等により損傷が進行し、滅失の恐れがあるため、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。また、歴史的風致形成建造物に指定のうえ、修理を実施するとともに、国の有形文化財に登録されるよう努める。また、市指定文化財等への指定を検討する。併せて、地域に根付く伝統行事などの無形民俗文化財等は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。

#### <重点区域に関わる事業>

- 1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業（令和2年度～令和11年度）
- 1-2. 熊本城復旧事業（平成28年度～令和11年度）
- 1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業（平成11年度～令和11年度）
- 1-4. 町並み復旧保存支援事業（平成29年度～令和2年度）

### (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、城下町地区においては、重要文化財の熊本城や特別史跡熊本城跡やをはじめ、国の登録有形文化財の長崎次郎書店やピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）等があり、川尻地区においては、史跡熊本藩川尻米蔵跡や国の登録有形文化財の今村家住宅があり、そのほか重点区域内には多くの未指定の文化財が存在する。

これらの文化財は、平成28年（2016）熊本地震や経年劣化による内外の毀

損が進行しており、滅失の恐れがあることから、なるべく早い時期の修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。国の登録有形文化財、未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定のうえ、修理や活用などに係る費用に対して支援する。

### ＜重点区域に関わる事業＞

- 1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業【再掲】
- 1-2. 熊本城復旧事業【再掲】
- 1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業【再掲】
- 1-4. 町並み復旧保存支援事業【再掲】

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点地区内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、熊本市に関する文化財等を保存し、情報発信をしている熊本博物館を筆頭に、熊本城ミュージアムわくわく座、熊本工芸会館などがあり、情報発信拠点として各地区の特徴を活かした SNS・チラシ・マップ作成等による情報発信を進める。

また、史跡熊本藩川尻米蔵跡に散策拠点としての機能を持たせることにより、現地において来場者をもてなす環境を向上させる。

重点区域内の文化財は、その価値を説明する案内板の老朽化または未設置、さらに市役所内でも案内板や誘導サイン等の設置時に統一ルールがないため、現状のガイダンス機能に不都合が生じていることから、それぞれを整理して表示の統一化と外国語対応を図る。また、地区内に周遊ルートを設定するとともに無料 Wi-Fi を整備し、観光周遊を促進させる。

### ＜重点区域に関わる事業＞

- 3-4. くまもと工芸会館管理運営事業（平成17年度～令和11年度）
- 4-3. 観光周遊促進事業（令和2年度～令和11年度）
- 4-5. 川尻米蔵利活用事業（平成23年度～令和11年度）
- 5-4. 情報発信推進事業（令和2年度～令和11年度）

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域には、国指定の史跡や歴史的建造物が多く残り、歴史的風致が形成されている一方で、まちなみの近代化も進んでおり、歴史的風致にそぐわない建築物や工作物も散見される。景観計画では、熊本城周辺地域を重点地域として位置づけ、熊本城に配慮した高さ規制等を行うとともに、川尻地区を歴史的な街並み地区として位置付け、色彩の基準を設けている。また、新町・古町地区、川尻地区では、地域と協働で町並みガイドラインの策定や町屋等の保存活用を行うことで、風情を感じられる町並みづくりを進めており、今後もガイドラインの周知に努めることで制度の運用促進を図る。

併せて、道路空間の整備や空き地を活用した広場の整備を検討するほか、高麗門・御成道跡や坪井川の活用についても検討することで、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成を実施していく。

#### <重点区域に関わる事業>

- 1-5. 町屋等活用促進事業（令和2年度～令和11年度）
- 2-1. 町並みづくり助成事業（平成24年度～令和11年度）
- 2-2. 道路空間整備事業（平成27年度～令和11年度）
- 2-3. 空地等活用事業（令和2年度～令和11年度）

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に位置する特別史跡熊本城跡や重要文化財である熊本城などの主要な文化財においては、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備が設置されている。その維持管理を行うとともに、防災教育や訓練を実施する。訓練に関しては、文化財防火デー等の期間に、所有者や管理者だけでなく、各関係機関及び消防組織と協力して実施することで、各関係機関においても文化財の防災に関しての意識の醸成に努める。また、歴史的建造物の多くが木造であることから、消防組織による文化財の予防的な査察と啓発を実施するとともに、所有者・管理者と消防組織と行政の三者による協力体制を構築し、事前に発生を防ぐ予防的措置と、発生後の被害を最小限に抑える初期対応が迅速に行われるよう、平素より連携していく。

#### (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域における文化財について、普及・啓発を積極的に行うことにより、文化財の周知を図るとともに保存・活用を促す。文化財の保存・活用が進むことにより、本市の歴史的風致がいつそう向上することが期待できる。

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

普及・啓発の方法としては、文化財のパンフレット作成や市ホームページの充実化を図る。文化財や歴史的風致を活用した企画展示や各種講座、イベント等の開催継続や、小中学校における歴史的風致教育の実施など、市民が文化財や歴史的風致に対して理解を深める機会を創出することで、歴史的風致の維持向上につなげていく。

また、熊本地震で被災した熊本城の復旧に市内外から資金を募る仕組みを活かし、歴史的風致を構成する建造物の貴重性を伝えていく。

来訪者が安心して快適に回遊できるよう、公共交通網の改善や周遊ルート  
の整備、案内板の整備を進める等、来訪者の受け入れ体制を整える。また、普及・啓発の担い手でもあるボランティアガイドについても引き続き、養成していく。

無形民俗文化財の担い手の育成や技術の伝承のため、過去から現在までの記録作成等に取り組むなど、円滑かつ確実に継承されていくよう努めるものとする。加えて、民俗芸能の継承等や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対しては、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統文化等の普及啓発を図る。

### <重点区域に関わる事業>

- 1-5. 町屋等活用促進事業【再掲】
- 3-1. 文化団体への助成事業（平成18年度～令和11年度）
- 3-2. 伝統技術普及継承事業（平成25年度～令和11年度）
- 3-3. 地域コミュニティづくり支援事業（令和2年度～令和11年度）
- 3-4. くまもと工芸会館管理運営事業【再掲】
- 4-1. 坪井川舟運検討（令和元年度～令和2年度）
- 4-2. 歴史・文化を活かした観光体験事業（令和2年度～令和11年度）
- 4-3. 観光周遊促進事業【再掲】
- 4-4. 熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行  
(平成18年度～令和11年度)
- 4-5. 川尻米蔵利活用事業【再掲】
- 5-1. 「復興城主」募集事業（平成28年度～令和11年度）
- 5-2. 歴史文化体験学習事業（平成25年度～令和11年度）
- 5-3. 歴史まちづくり教育事業（令和2年度～令和11年度）
- 5-4. 情報発信推進事業【再掲】
- 5-5. 歴史まちづくり調査研究事業（令和2年度～令和11年度）

**(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画**

重点区域内において、現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」は多数あり、これらの該当箇所では歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。また、開発等で埋蔵文化財が破壊されることがないように、地権者への周知を図るとともに、実際の開発に際しては十分な事前協議を行い、できるかぎり現状保存を図るものとする。開発による破壊を免れえない場合は、熊本市教育委員会の指示通知に基づき発掘調査等を実施して、記録保存を行う。

**(8) 文化財の保存・活用に関わる住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画**

重点区域内における文化財の保存・活用に取り組む団体として、各地区の郷土史等研究会や NPO 法人等が活動を展開している。これらの団体が、文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の補助支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供するなど、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図ることが重要である。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を、行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、熊本市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

**<重点区域に関わる事業>**

- 3-1. 文化団体への助成事業【再掲】
- 3-3. 地域コミュニティづくり支援事業【再掲】

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### 1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、本市における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設などであり、これを整備し、適切な管理を行うことにより、本市固有の歴史的風致の維持向上を図る。

整備にあたっては、歴史的風致を構成する建造物の保全や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史と伝統を反映する活動を保全継承する事業、歴史的風致を活かした観光振興に資する事業、歴史的風致の認識と理解を向上させる事業などによって実施する。整備を行った施設は、積極的な公開や活用を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が連携し、文化財保護法のほか、道路法、都市公園法、市条例などに基づいた日常的な維持管理を確実に実施するとともに、防災や防犯の対策にも取り組む。さらに、地域住民、関連団体等の協力のもと、官民一体となった維持管理を進める。

なお、事業実施にあたっては、施設やその周辺の歴史的背景、地域住民の活動状況などを十分に把握した上で、周辺の景観に配慮し、地域住民や関係機関との十分な協議を踏まえて行う。また、国や県からの支援が得られるよう検討を進めるとともに、民間企業などとの連携を図っていくものとする。

上記の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおり。

#### (1) 歴史的建造物に関する事業

- 1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業
- 1-2. 熊本城復旧事業
- 1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業
- 1-4. 町並み復旧保存支援事業
- 1-5. 町屋等活用促進事業

#### (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

- 2-1. 町並みづくり助成事業
- 2-2. 道路空間整備事業
- 2-3. 空地等活用事業

#### (3) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

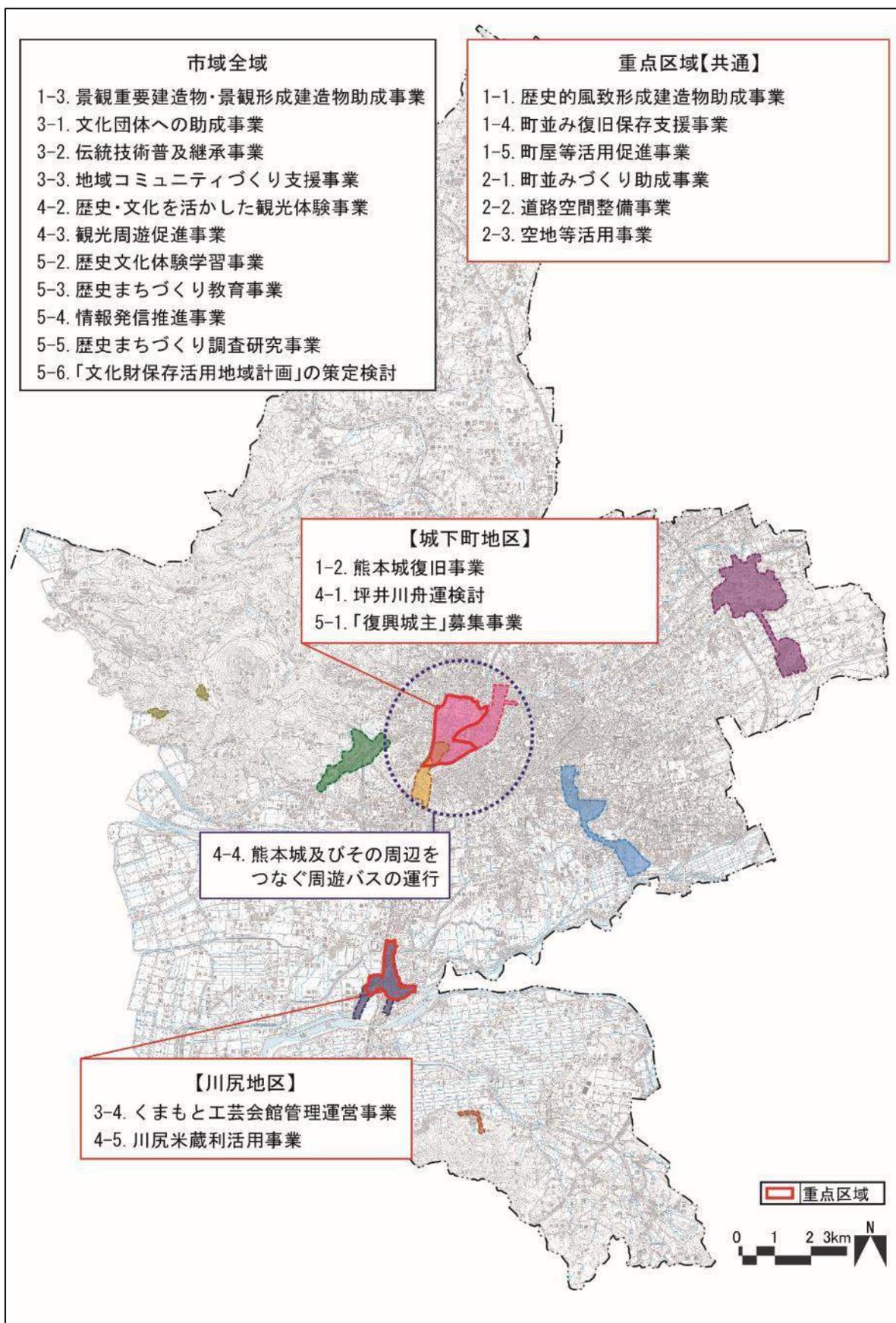
- 3-1. 文化団体への助成事業
- 3-2. 伝統技術普及継承事業
- 3-3. 地域コミュニティづくり支援事業
- 3-4. くまもと工芸会館管理運営事業

**(4) 歴史的風致を活かした観光振興に関する事業**

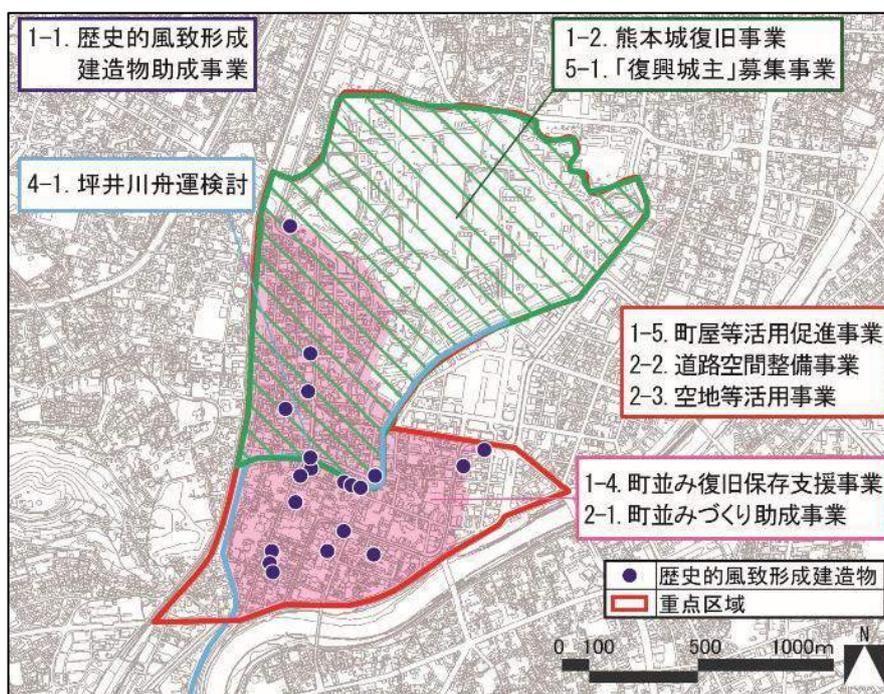
- 4-1. 坪井川舟運検討
- 4-2. 歴史・文化を活かした観光体験事業
- 4-3. 観光周遊促進事業
- 4-4. 熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行
- 4-5. 川尻米蔵利活用事業

**(5) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業**

- 5-1. 「復興城主」募集事業
- 5-2. 歴史文化体験学習事業
- 5-3. 歴史まちづくり教育事業
- 5-4. 情報発信推進事業
- 5-5. 歴史まちづくり調査研究事業
- 5-6. 「文化財保存活用地域計画」の策定検討



事業位置図



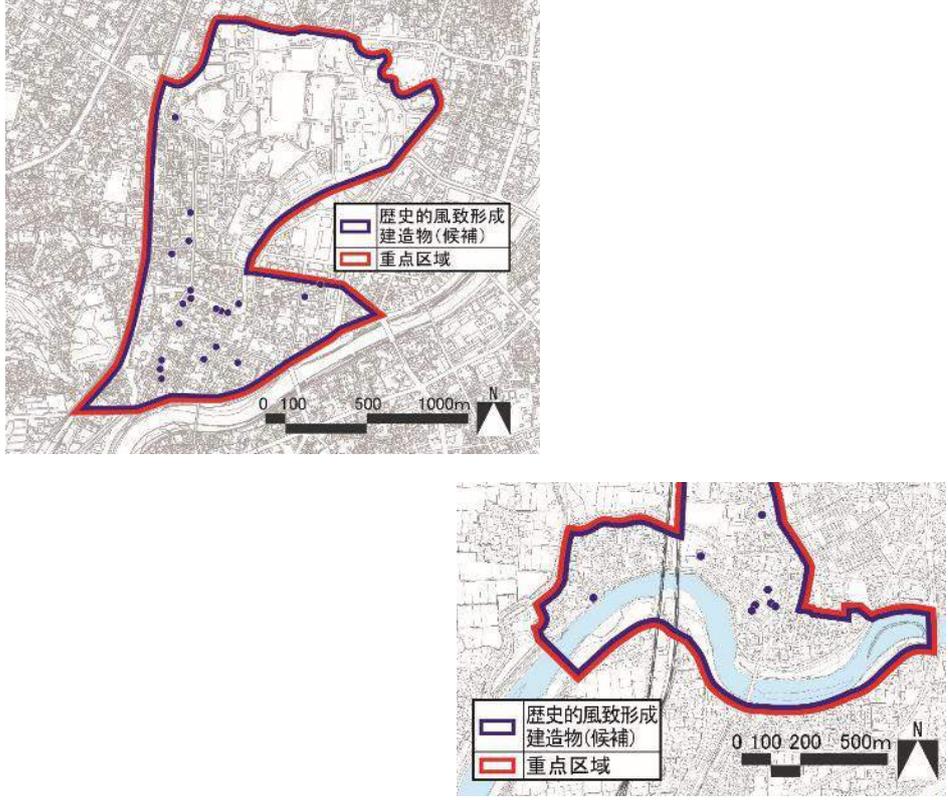
城下町地区 重点区域内事業位置図



川尻地区 重点区域内事業位置図

## 2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

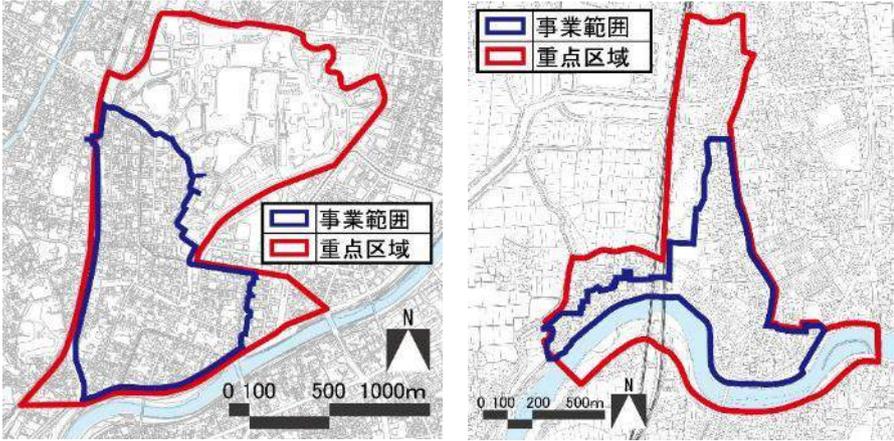
### (1) 歴史的建造物に関する事業

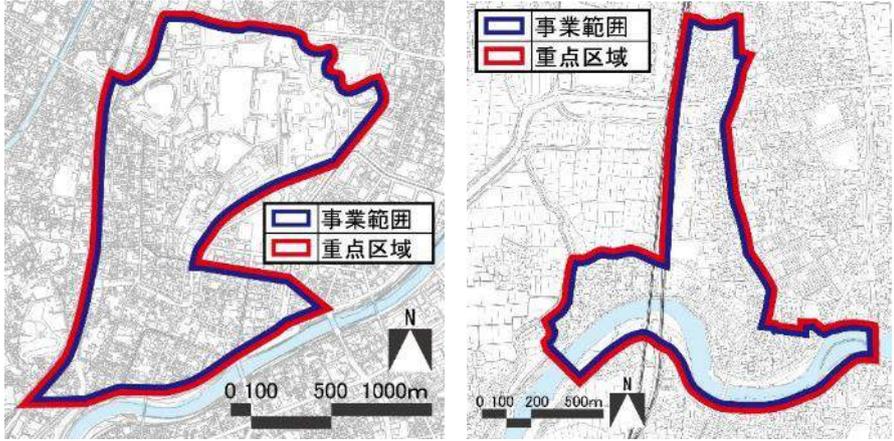
事業名	1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	<p>城下町地区・川尻地区（重点区域内）</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物助成事業位置図</p>
事業概要	歴史的風致形成建造物の指定制度を活用するとともに、指定建造物の保存、修景等に係る経費の一部を助成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的に価値の高い建造物の保存は、重点区域である新町の藤崎八幡宮例大祭や古町の一町一寺の城下町地区、あるいは河尻神宮秋季大祭や精霊流しの舞台である川尻地区の良好なまち並みの維持に結びつくことから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	1-2. 熊本城復旧事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業／公共土木施設災害復旧事業／社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）／重要文化財修理、防災事業／歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業
事業期間	平成28年度～令和11年度
事業位置	熊本城跡保存活用計画区域（城下町地区（重点区域内）） <div style="text-align: center;">  <p>熊本城復旧事業位置図</p> </div>
事業概要	熊本城の石垣、重要文化財建造物及び再建・復元建造物の崩落・倒壊防止対策を講じつつ、本格復旧に向けた調査・設計・復旧工事を実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>熊本城の被災状況</p> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	熊本城の復旧は、市民の歴史景観の保全に対する意識の醸成にも繋がるとともに、観光客などに本市の歴史文化に関する関心の向上に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

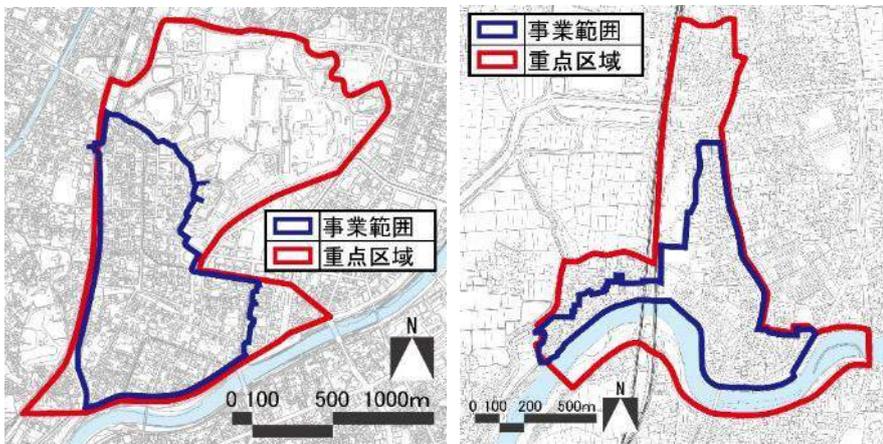
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

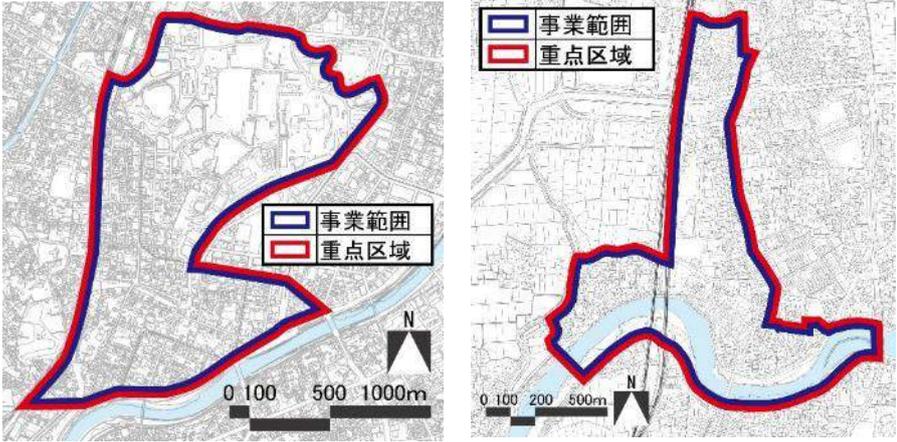
事業名	1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成11年度～令和11年度
事業位置	市内にある景観重要建造物・景観形成建造物
事業概要	<p>景観法及び熊本市景観条例に基づき指定した景観重要建造物や景観形成建造物の保存、修景等に係る経費の一部を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">西村邸（景観重要建造物）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>建築物所有者の負担を軽減することにより歴史的な景観を保全し、地域住民の歴史景観の保全に対する意識の醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

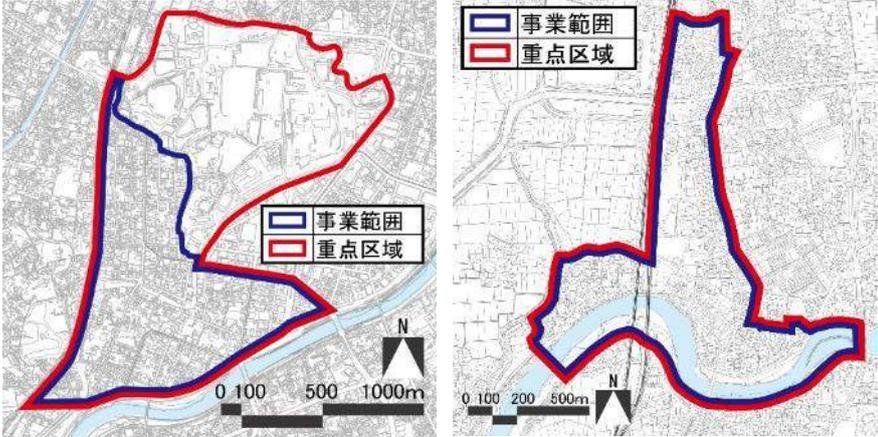
事業名	1-4. 町並み復旧保存支援事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成29年度～令和2年度
事業位置	<p>新町・古町地区（城下町の風情を感じられる町並みづくり事業区域） 川尻地区（歴史を活かした町並みづくり事業区域(町並み協定地区内)）</p>  <p style="text-align: center;">町並み復旧保存支援事業位置図</p>
事業概要	<p>新町・古町地区、川尻地区において、平成28年熊本地震により被災した町屋などの伝統的様式建造物（昭和25年以前に伝統工法で建てられた木造の建造物）の復旧に要する費用を補助し、伝統的様式建造物の保存を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>被災した建築物の復旧は、建築物所有者の大きな負担となり取り壊される実態がある。所有者の負担を軽減することにより歴史的な景観を保全し、地域住民の歴史景観の保全に対する意識の醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	1-5. 町屋等活用促進事業
事業主体	熊本市・民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	<p>城下町地区・川尻地区（重点区域内）</p>  <p style="text-align: center;">町屋活用促進事業位置図</p>
事業概要	<p>重点区域である城下町地区、川尻地区に残る町屋等を後世に引き継いでいくため、以下の取組み等を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町屋等の歴史的建築物を保存・活用していくために、建築基準法の適用を除外する条例を制定する。</li> <li>・町屋の利活用のために、地区の不動産業者等と連携し、町屋への居住希望者を対象とした、町屋の見学ツアーや地域住民との交流の場をつくり、町屋のマッチングを図る。</li> <li>・町並みづくりガイドラインの普及啓発等を行い、町屋等の修景促進を図る。</li> </ul>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致の空き家となっている町屋について借主を見つけ、活用を進めることは、歴史的風致の良好なまち並みの維持及びコミュニティの醸成に結びつくことから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

事業名	2-1. 町並みづくり助成事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成27年度～令和2年度）
事業期間	平成24年度～令和11年度
事業位置	新町・古町地区（城下町の風情を感じられる町並みづくり事業区域） 川尻地区（歴史を活かした町並みづくり事業区域(町並み協定地区内)） 
事業概要	重点区域である城下町地区（新町・古町）、川尻地区において、町屋などの伝統的様式建造物や、一般建造物の保存・修景等に係る経費の一部を助成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	城下町地区や川尻地区の町並みの修景整備を行うことで、歴史・文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

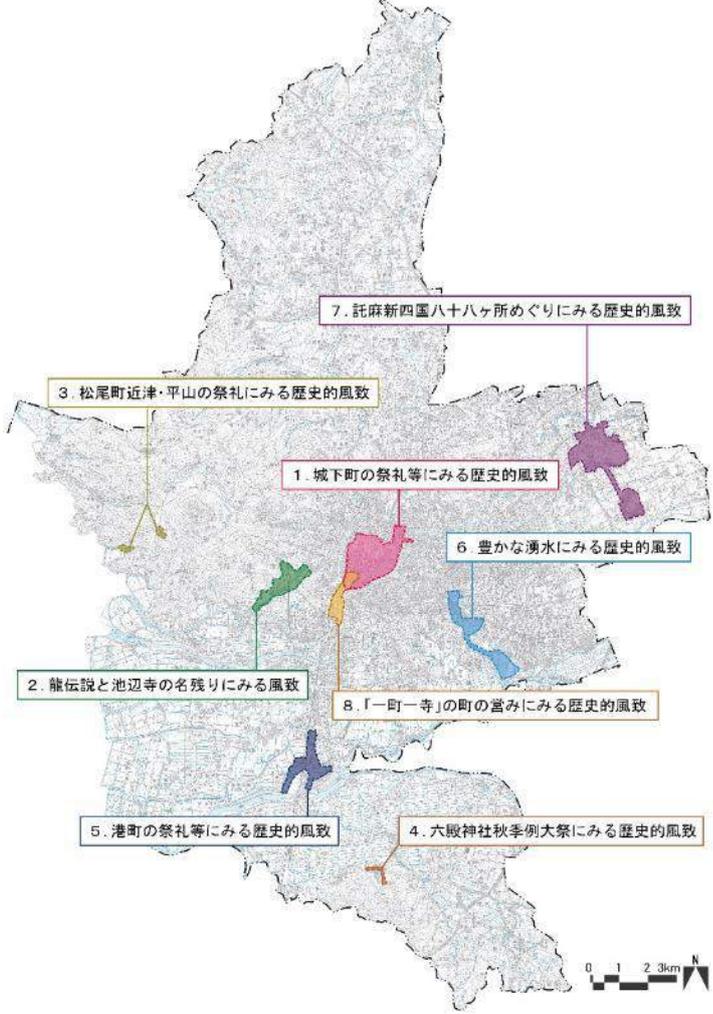
事業名	2-2. 道路空間整備事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成27年度～令和11年度
事業位置	<p>城下町地区・川尻地区（重点区域内）</p> <div style="text-align: center;">  <p>道路空間整備事業位置図</p> </div>
事業概要	<p>地域住民との協議や現地調査等を実施し、歴史的な建造物が建ち並ぶ通りや祭礼等のルートなどのうち、特に歴史的な町並み景観の向上が必要となる通りを選定し、その町並み景観の向上を図るための道路美装化等の整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的町並み景観の向上のための整備改善は、重点地区の活動や歴史的に価値のある建造物を引き立て、地域住民や観光客が散歩したくなる空間となることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	2-3. 空地等活用事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	<p>城下町地区・川尻地区（重点区域内）</p>  <p style="text-align: center;">空地等活用事業位置図</p>
事業概要	<p>城下町地区や川尻地区の重点区域内に発生した空地について、良好な町並みの創出や、地域の歴史まちづくり活動の活性化に寄与するための利活用方法を地域住民等と協同で検討し、利活用を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>城下町地区や川尻地区で増加傾向にある空き地を活用することにより、歴史的な町並み景観の維持向上を図ることに寄与するとともに、周遊性の向上により、観光客の増加も期待され歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(3) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

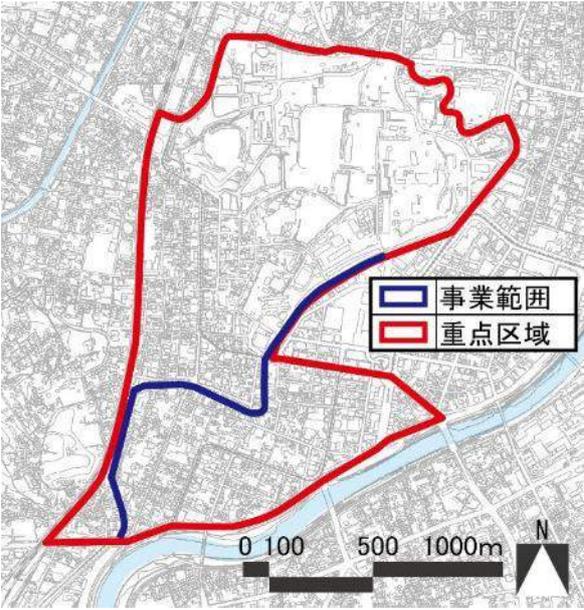
事業名	3-1. 文化団体への助成
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成18年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>本市に残る神楽・獅子舞など歴史ある貴重な伝統芸能等の保護育成に係る費用の助成を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">神楽の様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。本事業の推進によって、歴史文化遺産の保全・活用に係る地域住民等の意識向上が図られ、伝統芸能等が継承されることで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3-2. 伝統技術普及継承事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成25年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>祭礼用の獅子頭の制作等にも用いられる伝統技術の継承や伝統工芸品産業の振興のため、後継者育成やPR、伝統工芸出張講座をくまもと工芸会館と連携を図りながら実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>おばけの金太（張子製）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>張子製の獅子頭（新町獅子）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。</p> <p>本事業の推進によって、歴史文化遺産の保全・活用に係る地域住民等の意識向上が図られ、伝統技術が継承されることで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3-3. 地域コミュニティづくり支援事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	<p>歴史的風致全域</p> 
事業概要	<p>地区住民が主体的かつ継続的に行う歴史文化の保全継承や防災などに対する課題の解決のための活動等に支援を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化の保全継承に係る地区住民の活動を支援することは、地区の歴史文化について地区住民の関心が高まるとともに、地区のコミュニティの維持向上にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3-4. くまもと工芸会館管理運営事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成17年度～令和11年度
事業位置	くまもと工芸会館（川尻地区（重点区域内））   <p style="text-align: center;">くまもと工芸会館 館内</p>
事業概要	伝統工芸品づくりの実演や体験を通して、川尻地区および市内の伝統工芸品の振興を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。来館者が伝統工芸品づくりに触れる機会を創出することは、伝統工芸に携わる職人や関係者の担い手確保に繋がるとともに、伝統産業が継承されてきた川尻地域の情報発信を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

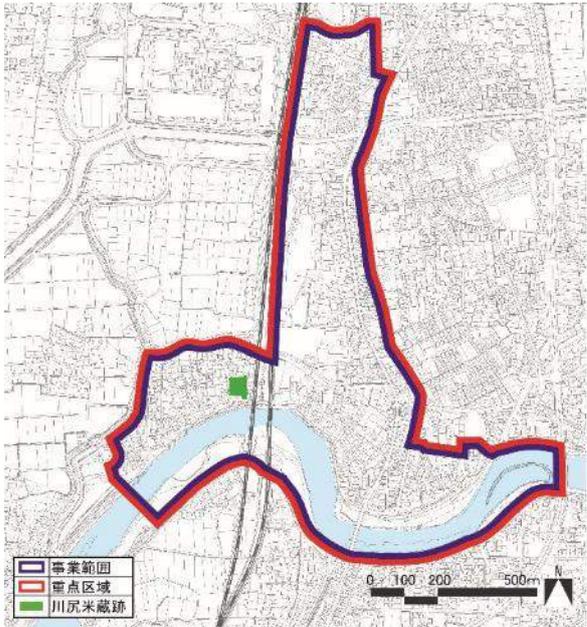
(4) 歴史的風致を活かした観光振興に関する事業

事業名	4-1. 坪井川舟運検討
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業位置	坪井川沿岸（城下町地区（重点区域内））  坪井川舟運検討範囲
事業概要	城下町地区を横断する坪井川について、外国人などの観光客に対しての体験型の観光ツールとして、舟運に向けた調査・検討を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	新町と古町地区の境界である坪井川は、熊本城の内堀や舟運路として機能し、熊本城下の発展の基礎を築いた。 観光舟としての舟運が実現されることにより、城下町の歴史を伝える機会の創出、周遊性の向上や観光客の増加も期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-2. 歴史・文化を活かした観光体験事業
事業主体	熊本市・民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	<p>市域全域</p> <div data-bbox="520 551 1310 1140" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">ウォーキングイベントの様子</p>
事業概要	<p>地区住民が主体となって、来街者を対象とした地域の社寺等の観光資源を活用した観光ツアーを実施するなど、多様な体験型プログラムの作成・実施を行う。</p> <p>また、ボランティアガイドの育成や将来に渡って継続的な活動を行っていくためのスキームの検討等を行う。</p> <p>さらに、ARやVR等の最新技術を活かした新たなコンテンツの活用について検討する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。ボランティアガイドの担い手の育成を支援しつつ、最新技術を活かした観光案内を実施することは、地域の歴史・文化の周知、市民や観光客の関心の向上、郷土愛や誇りなどの醸成に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	4-3. 観光周遊促進事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>来街者の回遊性を高めるため、地区内の周遊を促すルートの検討や、無料Wi-Fiの整備、老朽化した案内看板の多言語化を含めた更新等を行う。また、周遊ルートにおける自転車用サイン整備や観光レンタサイクルの導入等を検討する。</p> <p>公共用地だけでなく、民有地も活用した周遊や観光案内の手法を検討し、観光周遊を促進する。</p> <div data-bbox="539 824 1289 1384" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">観光案内標識</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内において歴史文化資源を繋ぐ周遊ルートを設定し、案内機能を高めることにより、市民や観光客がより多くの歴史・文化資産を知ることになるとともに、賑わいの創出にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	4-4. 熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行
事業主体	熊本市・民間
事業手法	熊本城周遊バス運行事業費補助金(公益社団法人 熊本県観光連盟) / 総務省 中心市街地活性化ソフト事業(特別交付税) / 熊本城周遊バス運行費助成(熊本市)
事業期間	平成18年度～令和11年度
事業位置	城下町地区周辺  周遊バスの運行範囲図
事業概要	観光客がバスで気軽に中心市街地を回遊することを目的として、熊本駅を発着とした熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行を実施し、観光客の交通上の利便性を高め、市内観光拠点への円滑な移動を促す。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	観光客などの移動手段を確保し、行動範囲が広がることにより、熊本駅から熊本城周辺を中心としたエリアでの回遊性の向上、市内の滞在時間の延長などにより、多くの歴史・文化資産を知ることとなり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-5. 川尻米蔵利活用事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和11年度
事業位置	川尻地区（重点区域内）  <p style="text-align: center;">川尻米蔵保存活用事業位置図</p>
事業概要	史跡熊本藩川尻米蔵跡を中心に、地区の散策拠点としての駐車場及び便益施設（トイレ等）の整備を実施するとともに、地区住民と行政が連携した保存活用を進めるために、ワークショップ等を開催して保存活用方策を検討し、それに基づいた施策を推進する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡熊本藩川尻米蔵跡を整備し活用することは、地区住民や観光客に史跡熊本藩川尻米蔵跡の歴史や文化に親しむ機会を増やし、地区の賑わい創出が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(5) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業

事業名	5-1. 「復興城主」募集事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成28年度～令和11年度
事業位置	熊本城（城下町地区（重点区域内））  
事業概要	熊本城への復旧支援として1万円以上を寄付した方を「復興城主」として認定し、城主証や城主手形を交付する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市民等から寄付を募ることにより、熊本城の復旧が迅速に進められるとともに、熊本城、あるいは歴史的建造物への理解や愛着が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

事業名	5-2. 歴史文化体験学習事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成25年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	市内の小学生を対象として、歴史的風致を含む歴史文化関連施設を巡るバスツアーなどを実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業の実施によって、参加した小学生においては、歴史文化遺産の保存、活用に係る意識の向上が図られるとともに、地域の歴史文化遺産への理解と愛着が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	5-3. 歴史まちづくり教育事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	既存の歴史に関する教材等を活用するとともに、必要に応じて歴史的風致を伝える冊子やビデオ等を作成し、小中学校等の子供たちに向けた、歴史的風致に関する授業やワークショップなどの教育活動を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	小中学校で歴史的風致教育を実施することにより、子供たちに市内の歴史や文化の周知を図ることができるとともに、歴史的建造物等の維持保全や継承に繋げることができることから、歴史的風致の維持及び保全に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

事業名	5-4. 情報発信推進事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	歴史的風致に対する市民などへの認知度を向上させ、歴史まちづくりへの積極的な参画を促し、後世に引き継いでいくため、熊本城（城彩苑）や熊本博物館などの公共施設を情報発信の拠点とし、各地区の特徴を活かしたSNS・チラシ・マップ作成等による情報発信手法の検討・推進を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	熊本城（城彩苑）や熊本博物館などを情報発信拠点として活用することにより、重点区域や市内の歴史や文化に関する情報発信が行われるとともに、観光客の周遊促進等も図られ、歴史的風致の維持及び保全に寄与する。

事業名	5-5. 歴史まちづくり調査研究事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>歴史まちづくりに関する継続的な調査・研究等を行い、歴史まちづくりを推進する。</p> <div data-bbox="523 752 1362 1379" data-label="Image"> </div> <p>2017.09 シンポジウム「歴史を活かしたまちづくり」</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史まちづくりに係る調査研究活動を継続的に推進することで、歴史的建造物等の保全や周辺環境の向上、さらには市民や観光客への歴史的風致に関する意識の向上等に繋がること期待でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

事業名	5-6.「文化財保存活用地域計画」の策定検討
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業 文化庁補助（地域文化財総合活用推進事業）
事業期間	令和5年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	本市の文化財の保存および活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」策定のために必要な調査等を実施し、計画策定について検討する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	「文化財保存活用地域計画」策定のために必要な調査等を実施することで、これまで把握できていなかった文化財等の把握、文化財の保存・活用に関する課題等の「見える化」が可能となる。また、それらに対する活用や解決のための具体的な措置を継続性・一貫性を持って講じることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定の考え方

本市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして熊本県及び熊本市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存及び活用に努めてきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められている。

本計画では、熊本市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

### 2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られた物件を前提とし、また次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

#### <指定対象>

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
- ② 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく指定文化財
- ③ 熊本市文化財保護条例第3条第1項の規定に基づく指定文化財
- ④ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物
- ⑤ 熊本市景観条例第16条第1項の規定に基づく景観形成建造物
- ⑥ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもの

#### <指定基準>

- ① 建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③ 歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。

- ・概ね築50年程度経過しているもの
- ・所有者又は管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
- ・所有者の同意が得られているもの

### 3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

※関連する歴史的風致

- ① 1.城下町の祭礼等みる歴史的風致
- ② 8.「一町一寺」の町の営みる歴史的風致
- ③ 5.港町の祭礼等みる歴史的風致

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
1	ながさき じろう 長崎次郎書店  (登録有形文化財 ／景観形成建造物)		大正時代	長崎次郎(株)	新町4丁目	①
2	ピーエス熊本センター(旧第一銀行熊本支店)  (登録有形文化財 ／景観形成建造物)		大正8年 (1919)	ピーエス(株)	中唐人町	①
3	とみしげ 富重写真所  (登録有形文化財 ／景観形成建造物)		明治10年 (1877)頃	個人	新町2丁目	①
4	はやの 早野ビル  (登録有形文化財)		大正13年 (1924)	早野建物合 名会社	練兵町	①
5	よしだ しょうか どう 吉田松花堂  (景観形成建造物)		明治11年 (1878)	個人	新町4丁目	①

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
6	<sup>きよなが</sup> 清永本店		明治11年 (1878)	個人	西唐人町	①
7	西村邸 (景観重要建造物)		大正6年 (1917)	個人	西唐人町	①
8	<sup>しおこしまう</sup> 塩胡椒 (景観形成建造物)		明治末期	個人	中唐人町	①
9	ナチュラル&ハーモニック・ピュアリイ (景観形成建造物)		明治初期	かねくら(株)	中唐人町	①
10	藤本邸		明治10年代	個人	新町4丁目	①
11	<sup>くろせ</sup> 黒瀬商店		大正末期	個人	細工町3丁目	②

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

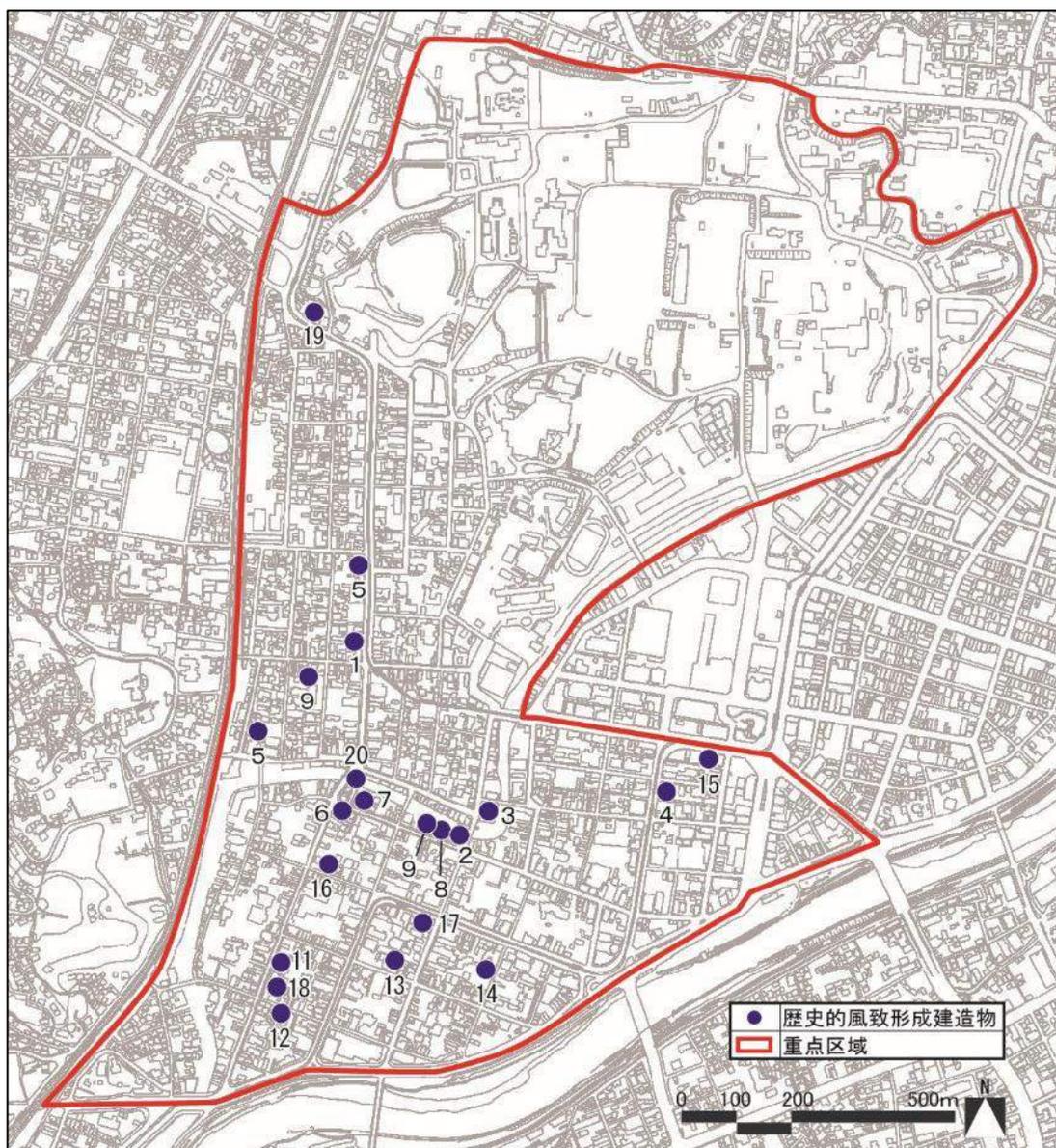
No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
12	りょうりや 料理谷邸（商工 クラブ）		明治 23 年 (1890)	個人	西阿弥 陀寺町	②
13	早川倉庫  （景観形成建造物）		東側建物 明治 11 年 (1878)  南側建物 明治 13 年 (1880)	早川倉庫	万町 2 丁目	①
14	おおいしそば 大石蕎麦		江戸末期	個人	紺屋町 2丁目	①
15	のだいちべえ 野田市兵衛商店  （景観形成建造物）		明治 40 年 (1907) 頃	(株)野田市兵 衛商店	辛島町	①
16	うえむらげんぞう 上村元三商店		昭和 31 年 (1956) 頃	個人	魚屋町 3丁目	②
17	旧住友銀行熊本 支店		昭和 9 年 (1934)	(株)カーリーノ	魚屋町 2丁目	①

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
18	しらうめてんまんぐう 白梅天満宮		昭和 39 年 (1964)	白梅青年会	細工町 3丁目	②
19	藤崎八幡宮例大 祭御旅所（能楽 殿）		昭和初期	藤崎八幡宮	新町 3 丁目	①
20	めいはちばし 明八橋		明治 8 年 (1875)	熊本市	新町 2 丁目	①
21	旧蔵（瑞鷹 <small>ずいよう</small> 資料 館）  (景観形成建造物)		昭和初期以 前	(株)瑞鷹	川尻 4 丁目	③
22	瑞鷹本社  (景観重要建造物)		昭和初期以 前	(株)瑞鷹	川尻 4 丁目	③
23	瑞鷹倉庫（旧大 島屋醤油店）  (景観重要建造物)		明治 39 年 (1906)	(株)瑞鷹	川尻 4 丁目	③

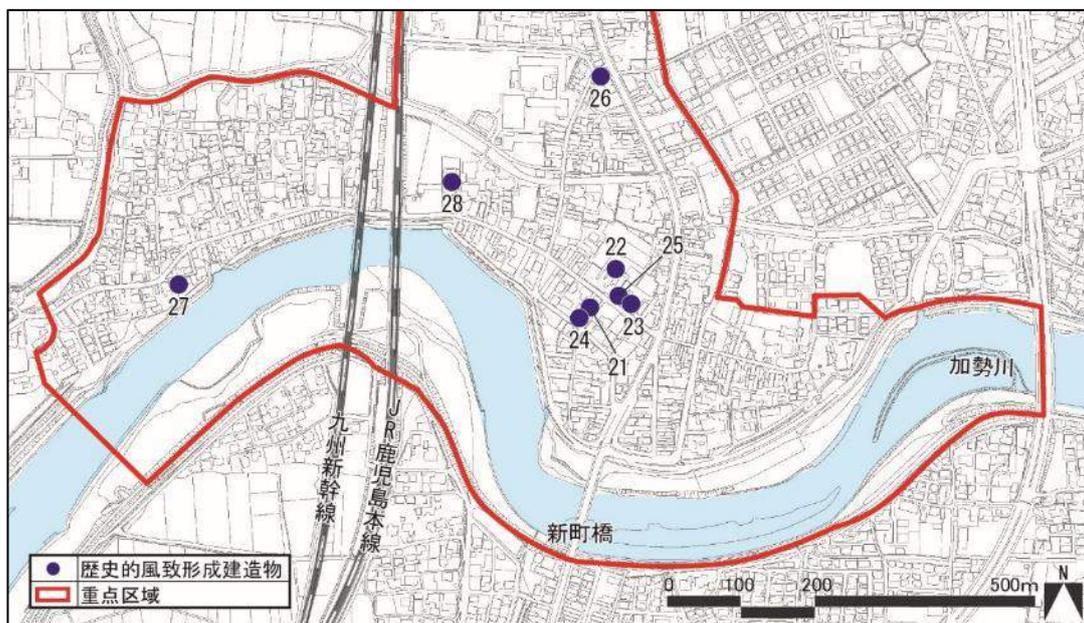
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
24	旧蔵（貸事務所） （景観形成建造物）		昭和初期頃	㈱瑞鷹	川尻 4 丁目	③
25	当主邸宅（吉村家） （景観重要建造物）		江戸末期～ 明治初め	個人	川尻 4 丁目	③
26	<sup>しいば</sup> 椎葉邸		明治時代	個人	川尻 1 丁目	③
27	野田家蔵		昭和元年 （1926）	個人	川尻 3 丁目	③
28	川尻公会堂		昭和 6 年 （1931）	熊本市	川尻 4 丁目	③



歴史的風致形成建造物の指定候補分布図（城下町地区内）

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針



歴史的風致形成建造物の指定候補分布図（川尻地区内）

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、県及び市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき、適正に維持管理を行い、それ以外の建造物は、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持管理は、所有者等による維持管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持管理を図る。また、維持管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復、復原することを基本とする。また、歴史的風致形成建造物の公開活用についても積極的に推進し、所有者等への配慮、毀損の防止に留意しつつ、市民や観光客への周知に努める。

### 2. 個別の事項

#### (1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復、復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

#### (2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持管理を行う。これらの建造物の届け出等の手続は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復、復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度<sup>\*</sup>等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

<sup>\*</sup>設計監理費の50%が補助対象。固定資産税、相続財産評価額などについては軽減の措置がある。

#### (3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財等でない建造物は、計画期間後

も建造物の保存を図るため、市指定文化財や登録有形文化財等として指定、登録するよう努めるものとする。これらの建造物の維持管理は、内部の保全に努めつつ、建造物の外観を主対象に、可能な限り現状の維持及び保存を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### 3. 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

#### <届出が不要な行為>

- ①熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第15条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出等を行った場合、並びに同条例第35条第1項に基づく熊本県指定史跡について、同条例第39条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第40条の規定に基づく修理の届出等を行った場合。
- ②熊本市文化財保護条例第3条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第10条1項に基づく現状変更等の許可申請を行い、又は同条例第11条1項に基づく修理の届出等を行った場合
- ③文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④景観法第19条に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

### 4. 改修に伴う建築基準法の適用除外

歴史的風致形成建造物の適切な維持管理を進めるうえで、建築物の修理・修復が必要となる場合がある。このような場合、軽微なものは別として、原則として建築基準法の適用を受けることとなる。建築基準法の規定を適用すると建築物が有している歴史的・文化的価値が損なわれる可能性がある。そのため指定文化財以外の歴史的風致形成建造物については、建築基準法の適用を除外するための条例の整備に努めることとする。